

特許庁受託事業

日・米・EU・中のEC関連法制度の  
最新動向および判例調査報告書

2026年3月

日本貿易振興機構

知的資産部知的財産課

JETRO

# 目次

第1章 総論 .....	8
第1.1節 本報告書の目的 .....	8
第1.2節 法規制のアプローチの比較 .....	8
第1.2節 プラットフォーマーとプロバイダーについての様々な概念 .....	9
第2章 日本法 .....	12
第2.1節 侵害行為者等の法的責任 .....	12
2.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等 .....	12
2.1.2 差止請求 .....	12
2.1.3 損害賠償請求 .....	12
<b>JP-1</b> 株式会社 KADOKAWA、株式会社集英社、株式会社小学館 v. Y【著作権侵害】 .....	12
2.1.4 刑事責任 .....	13
2.1.5 ISP等の法的責任との関連性 .....	13
第2.2節 ISP等の法的責任 .....	13
2.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関するISP等の法的責任についての最近の動き .....	13
2.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についてのISP等の責任を定めた法律等 .....	14
2.2.2.1 情報流通プラットフォーム対処法 .....	14
2.2.2.2 ガイドライン・ポリシー等 .....	18
2.2.3 削除請求、その他の差止請求 .....	19
<b>JP-2</b> 株式会社ファンデクセル v. Y1、株式会社コゾノ企画【商標権侵害】 .....	19
<b>JP-3</b> X1、X2（、X3） v. Y【著作権侵害】 .....	20
<b>JP-4</b> X v. Google LLC【著作権侵害】 .....	21
2.2.4 発信者情報開示請求 .....	21
<b>JP-5</b> X v. クラウドフレア インク【著作権侵害】 .....	21
<b>JP-6</b> 株式会社NTTドコモ v. X【肖像権等侵害】 .....	22
<b>JP-7</b> 有限会社プレスページ v. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社【著作権侵害】 .....	23
<b>JP-8</b> 株式会社モリサワ v. ヤフー株式会社【商標権侵害】 .....	24
<b>JP-9</b> 株式会社ストライプインターナショナル v. 株式会社メルカリ【商標権侵害】 .....	24
<b>JP-10</b> 株式会社Link Life v. KDDI株式会社【商標権侵害】 .....	25
<b>JP-11</b> 株式会社Link Life v. Google LLC【商標権侵害】 .....	25
<b>JP-12</b> Twitter, Inc.訴訟承継人 X Corp. v. Y【商標権侵害】 .....	26

<b>JP-13</b> 株式会社全国新聞ネット v. 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ【商標権侵害】 .....	27
2.2.5 損害賠償請求 .....	28
<b>JP-14</b> 株式会社 KADOKAWA、株式会社講談社、株式会社集英社、株式会社小学館 v. Cloudflare, Inc.【著作権侵害】 .....	28
2.2.6 刑事責任 .....	29
2.2.7 広告審査責任 .....	29
<b>JP-15</b> X1、X2、X3 v. Y【著作権侵害】 .....	30
第 2.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置 .....	31
2.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点 .....	31
<b>JP-16</b> KDDI 株式会社 v. 株式会社 EXstudio【著作権侵害】 .....	32
2.3.2 ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益 .....	33
2.3.3 ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論 .....	34
第 3 章 米国法 .....	35
第 3.1 節 侵害行為者等の法的責任 .....	35
3.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等 .....	35
3.1.2 差止請求 .....	35
<b>US-1</b> Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc. v. Partnerships and Unincorporated Associations Identified on Schedule “A”【商標権侵害】 .....	37
<b>US-2</b> Eicher Motors Limited v. Partnerships and Unincorporated Associations Identified on Schedule “A”【商標権侵害】 .....	37
<b>US-3</b> Smart Study Co. v. Shenzhenshixindajixieyouxiangongsi【商標権侵害】 .....	38
3.1.3 損害賠償請求 .....	38
3.1.4 刑事責任 .....	38
3.1.5 ISP 等の法的責任との関連性 .....	39
第 3.2 節 ISP 等の法的責任 .....	39
3.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き .....	39
3.2.1.1 大統領令とその撤回 .....	39
3.2.1.2 通信品位法第 230 条改正についての議会の動き .....	39
3.2.1.3 SHOP SAFE 法案 .....	40
3.2.1.4 ISP 等の責任に関連する最高裁判決 .....	43
<b>US-4</b> Twitter, Inc. v. Taamneh【国際テロによる被害】 .....	43
<b>US-5</b> Moody v. Netchoice, LLC【州のインターネットプラットフォーム規制法】 .....	44
3.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等 .....	45
3.2.2.1 通信品位法（1996 年） .....	45

<b>US-6</b>	Gas Draws, LLC v. Whaleco, Inc. 【商標権侵害】 .....	47
<b>US-7</b>	Gibraltar, LLC v. DMS Flowers, LLC 【商標権侵害】 .....	48
<b>US-8</b>	Anderson v. TikTok, Inc. 【窒息ゲームへの挑戦を促す動画による死亡事故】 .....	49
<b>US-9</b>	Google LLC v. LATAM Airlines Group S.A. Inc. 【名誉毀損】 .....	50
	3.2.2.2 デジタルミレニアム著作権法（1998年、DMCA） .....	50
<b>US-10</b>	In re Frontier Communications Corporation 【著作権侵害】 .....	57
<b>US-11</b>	Sony Music Entertainment v. Cox Communications, Incorporated 【著作権侵害】 .....	58
<b>US-12</b>	UMG Recordings, Inc. v. Grande Communications Networks, L.L.C., 2024 WL 4449684 【著作権侵害】 .....	58
	3.2.2.3 2023年包括歳出法の一部として成立した INFORM Consumers 法.....	61
	3.2.2.4 2025年 TAKE IT DOWN 法.....	62
	3.2.3 削除請求、その他の差止請求 .....	63
	3.2.4 発信者情報開示請求 .....	63
<b>US-13</b>	Shueisha Inc. v. DMCA Subpoena to Cloudflare, Inc. 【著作権侵害】 .....	66
	3.2.5 損害賠償請求 .....	66
	3.2.6 刑事責任 .....	66
	3.2.7 広告審査責任 .....	66
<b>US-14</b>	Calise v. Meta Platforms, Inc. 【詐欺広告】 .....	67
第 3.3 節	権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置 .....	67
3.3.1	ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点 .....	67
3.3.2	ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益 .....	68
3.3.3	ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論 .....	68
第 4 章	EU 法.....	70
第 4.1 節	侵害行為者等の法的責任 .....	70
4.1.1	インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等 .....	70
4.1.2	差止請求 .....	70
4.1.3	損害賠償請求 .....	71
4.1.4	刑事責任 .....	71
4.1.5	ISP 等の法的責任との関連性 .....	72
第 4.2 節	ISP 等の法的責任 .....	72
4.2.1	インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き .....	72
4.2.2	インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等 .....	72
4.2.2.1	EU デジタルサービス規則（Digital Services Act） .....	72
4.2.2.2	デジタル単一市場における著作権指令.....	90

4.2.3	削除請求、その他の差止請求 .....	93
<b>EU-1</b>	<b>Christian Louboutin v Amazon Europe Core Sàrl (C-148/21), Amazon EU Sàrl (C-148/21), Amazon Services Europe Sàrl (C-148/21), Amazon.com Inc. (C-184/21), Amazon Services LLC (C-184/21) 【商標権侵害】</b> .....	95
<b>EU-2</b>	<b>Tradeinn Retail Services S.L. v PH 【商標権侵害】</b> .....	96
4.2.4	発信者情報開示請求 .....	97
4.2.5	損害賠償請求 .....	98
4.2.6	刑事責任 .....	99
4.2.7	広告審査責任 .....	99
第 4.3 節	権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置 .....	102
4.3.1	ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点 .....	102
第 5 章	ドイツ法 .....	103
第 5.1 節	侵害行為者等の法的責任 .....	103
5.1.1	インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等 .....	103
5.1.2	差止請求 .....	103
5.1.3	損害賠償請求 .....	104
5.1.4	刑事責任 .....	104
5.1.5	ISP 等の法的責任との関連性 .....	105
第 5.2 節	ISP 等の法的責任 .....	105
5.2.1	インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き .....	105
5.2.2	インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等 .....	106
5.2.2.1	デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)) .....	106
5.2.2.2	著作権サービスプロバイダー法 (Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG)) .....	108
5.2.3	削除請求、その他の差止請求 .....	109
<b>DE-1</b>	<b>YouTube II 事件 (Frank Peterson v Google LLC, YouTube Inc., YouTube LLC., Google Germany GmbH) 【著作権侵害】</b> .....	111
<b>DE-2</b>	<b>Uploader II 事件 (Elsevier Inc. v Cyando AG) 【著作権侵害】</b> .....	112
<b>DE-3</b>	<b>DNS ブロックリング事件 (Elsevier, Springer Nature 等 v Deutsche Telekom) 【著作権侵害】</b> .....	113
<b>DE-4</b>	<b>マンハッタン橋事件 (英国写真家 v 楽天) 【著作権侵害】</b> .....	114
<b>DE-5</b>	<b>Skinport GmbH v Google Ireland Limited 【商標権侵害】</b> .....	115
5.2.4	発信者情報開示請求 .....	116
5.2.5	損害賠償請求 .....	119

5.2.6	刑事責任 .....	119
5.2.7	広告審査責任 .....	120
<b>DE-6</b>	便利な請求書払いによる購入 II 事件 (Verbraucherzentrale Hamburg e.V. v bonprix Handelsgesellschaft mbH) 【誤解を招く広告・情報提供義務違反】 .....	120
第 5.3 節	権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置 .....	120
5.3.1	ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点 .....	120
5.3.2	ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益 .....	121
4.3.3	ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論 .....	122
第 6 章	フランス法 .....	123
第 6.1 節	侵害行為者等の法的責任 .....	123
6.1.1	インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等 .....	123
6.1.2	差止請求 .....	124
6.1.3	損害賠償請求 .....	125
6.1.4	刑事責任 .....	126
6.1.5	ISP 等の法的責任との関連性 .....	126
第 6.2 節	ISP 等の法的責任 .....	126
6.2.1	インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き .....	126
6.2.2	インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等 .....	127
6.2.2.1	デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律 .....	128
6.2.2.2	郵便事業・電子通信法 .....	132
6.2.2.3	2021 年 10 月 20 日の政令第 2021-1362 号 .....	132
6.2.2.4	2022 年 12 月 13 日の政令第 2022-1567 号 .....	135
6.2.3	削除請求、その他の差止請求 .....	135
6.2.4	発信者情報開示請求 .....	139
6.2.5	損害賠償請求 .....	140
<b>FR-1</b>	Sprd.net AG v. Teezily 【商標権侵害】 .....	142
<b>FR-2</b>	Nintendo Co.Ltd, The Pokemon Company, Creatures Inc, Game Freak Inc v. DStorage 【著作権侵害、商標権侵害】 .....	143
6.2.6	刑事責任 .....	145
6.2.7	広告審査責任 .....	145
第 6.3 節	権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置 .....	145
6.3.1	ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点 .....	145
6.3.2	ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益 .....	147
<b>FR-3</b>	M. X v. Google 【誹謗中傷】 .....	147

<b>FR-4</b>	Soleil v. Tiktok Technology 【誹謗中傷】	147
<b>FR-5</b>	M. Z 、 Ozapayv. Warning Trading 【誹謗中傷】	148
6.3.3	ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論	148
第7章	中国法	151
第7.1節	侵害行為者等の法的責任	151
7.1.1	インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定める法律等	151
7.1.1.1	民法典	151
7.1.1.2	特許法（2020年改正）	152
7.1.1.3	商標法（2019年改正）	152
7.1.1.4	著作権法（2020年改正）	152
7.1.1.5	反不正当竞争法（2025年改正）	153
7.1.2	差止請求（行為保全）	153
7.1.2.1	実体法の規定	153
7.1.2.2	手続法の規定（民事訴訟法2012年改正）	154
7.1.2.3	司法解釈による要件の明確化	154
7.1.3	損害賠償請求	156
7.1.4	刑事責任	160
7.1.5	不実表示の責任その他の責任	167
<b>CN-1</b>	行政処分【一般消費者の誤認】	168
<b>CN-2</b>	刑事事件【虚偽情報の拡散】	170
7.1.6	ISP 等の法的責任との関連性	171
第7.2節	ISP 等の法的責任	172
7.2.1	インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き	172
7.2.1.1	立法の新動向	172
7.2.1.2	裁判実務：ISP の機能・役割に対応する法的責任の認定へ	173
<b>CN-3</b>	X (PGC) v. Y (UGC) 【著作権・情報ネットワーク配信権侵害】	174
<b>CN-4</b>	X v. Y 【商標権侵害】	175
7.2.1.3	行政救済の強化	176
7.2.2	インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等	177
7.2.2.1	民法典	177
<b>CN-5</b>	Xら v. Yら 【著作権・情報ネットワーク配信権】	179
<b>CN-6</b>	X（銭氏） v. Y1（廖氏）、Y2（上海尋夢情報技術有限公司）【実用新案権侵害】	182
7.2.2.2	電子商務法（関連する司法解釈を含む）	184

7.2.2.3	情報ネットワーク配信権保護条例（関連司法解釈を含む）	188
<b>CN-7</b>	上訴人・被告 Y（北京網易有道計算機系統有限公司） v. 被上訴人・原告 X（藍牛仔影像（北京）有限公司）【情報ネットワーク配信権侵害】	190
7.2.2.4	ネットワーク取引監督管理弁法	196
7.2.2.5	ライブコマース監督管理弁法	199
<b>CN-8</b>	深圳小鵝通技術有限公司 電子商務法違反 行政処罰決定書	203
7.2.2.6	その他ポリシー、国家基準	204
7.2.3	削除請求、その他の差止請求	206
7.2.4	発信者情報開示請求	207
7.2.5	損害賠償請求	208
7.2.6	刑事責任	209
7.2.7	広告審査責任	210
<b>CN-9</b>	上海潤国信息技术有限公司 広告審査義務違反行政処罰	212
<b>CN-10</b>	黄氏 v. 北京某有限公司【不法行為責任】	213
第 7.3 節	権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置	214
7.3.1	ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点	214
7.3.2	ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益	217
7.3.3	ISP 等への責任追及に対する ISP 等の反論手段と権利者からの再反論	218
第 8 章	まとめと今後の展望	221
第 8.1 節	まとめ	221
第 8.2 節	今後の展望	221

## 第1章 総論

### 第1.1節 本報告書の目的

本報告書は、2021年3月に公表された「発信者の知的財産権侵害行為に対してプラットフォーム／プロバイダーが負う法律上の責任に関する各国比較調査報告書」（以下「2021年報告書」として引用する。）におけるプラットフォーム／プロバイダー（以下「ISP等」と呼ぶこともある。）が負う法律上の責任について、その後の約5年間の法改正の動きと新たに出示された裁判例を調査し、侵害者が負う法律上の責任とともに、紹介するものである。

日本の情報流通プラットフォーム対処法や欧州連合（以下「EU」という。）のデジタルサービス規則（Digital Services Act）<sup>1</sup>は、極めて大きな変化であり、米国や中国においても、様々な立法の動きが見られる。とりわけISP等に対して免責を認める法理を維持しつつも、その射程範囲を見直そうとする絶え間ない動きがあり、かつ、巨大なオンラインプラットフォーム等に対しては、厳しい規制を置く方向に各国が舵を取るようになってきている。

本報告書が、2021年報告書のアップデート版として、ISPが負う法律上の責任について関心を持つ読者の参考になれば幸いである。

### 第1.2節 法規制のアプローチの比較

Anu Bradford 教授は、著書『デジタル帝国：技術を規制する国際的な戦い』<sup>2</sup>において、米中欧の3つの規制モデルを、それぞれ米国の市場主導型規制モデル、中国の国家主導型規制モデル、EUの権利主導型規制モデルと名付けて、以下のように対比を行っている。

米国の市場主導型規制モデルは、市場に揺るぎない信頼を置いて、政府に限定的な役割を認めるものである。中国の国家主導型規制モデルは、政府が、市民のコミュニケーションに対する社会的調和と支配を維持しつつ、国の技術的優位を最大化しようとするものである。これに対し、EUの権利主導型規制モデルは、基本的人権と公正な市場の概念が規制の基礎を形成しているデジタル経済を規制する人間中心のアプローチを採用しており、個人の基本的人権を尊重し、社会の民主的仕組みを守り、デジタル経済からの利益の公平な分配を確保するために規制による介入が必要とされる。

言論の自由を基本的人権として保護することに重点を置く米国のモデルとは対照的に、EUのモデルは、言論の自由についての権利と、人間の尊厳やプライバシー権を含む他の様々な権利とのバランスを取ろうとする。また、デジタル経済を運営するのに国の強力な役割を留保する中国のモデルとは対照的に、EUのモデルは、テクノロジー企業と国に対抗して市

---

<sup>1</sup> EUのDigital Services Act（DSA）は、一般的に「デジタルサービス法」と訳されるが、「規則（Regulation）」であることから、本報告書では、「デジタルサービス規則」と訳すことにする。「デジタルサービス法」という訳になるドイツのDigitale-Dienste-Gesetz（DDG）と区別しやすくすることも意図している。4.2.1 参照。

<sup>2</sup> Anu Bradford, DIGITAL EMPIRES: THE GLOBAL BATTLE TO REGULATE TECHNOLOGY (2023) 6-9, 105-106.

民の権利を抑制するのではなく強化することを目的とする。米国の市場主導型規制モデルがテック企業に責任を持たせることになり、中国の国家主導型規制モデルが国家の政治権力を維持するためにテック業界を規制するのに対し、EUの権利主導型規制モデルは、デジタル社会におけるEU市民の権利を強化しようとする独自の道を歩んでおり、政府がデジタル経済の運営と個人の基本権の保護のための規制の両方において中心的な役割を果たしている。

米国はEUと同様に基本的人権と民主主義を守るように動機づけられているが、米国が言論の自由を狭めるおそれがあるコンテンツモデレーションに消極的なのに対し、EUは、民主主義の名の下にオンライン言論を規制し、公正や平等を追求しようとしている。

また、Eric Goldman 教授と Sebastian Schwemer 准教授は、論文「いかに DMCA が DSA の適正手続の義務で先んじていたか」<sup>3</sup>において、権利者に重点を置く米国のデジタルミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act (DMCA)）と利用者に重点を置くEUのデジタルサービス規則（Digital Services Act (DSA)）という対比をしている。米国のデジタルミレニアム著作権法が、権利者とサービスプロバイダー間のやり取りを促進するという主目標に付随するものとしてセーフハーバー条項に一定の適正手続を認めているが、EUのデジタルサービス規則では、サービスプロバイダーに遵守すべき積極的な義務を課している。米国における規制の文脈では、巨大テック企業とはいえ、民間企業に政府類似の適正手続を課すことの適切さについては、疑問が提起される場所である。EUのデジタルサービス規則の適正手続の義務の執行は、検閲との区別が困難で、政府がサービスプロバイダーに求めるシグナルはバイアスから自由ではあり得ず、コンテンツの全ての分野に及ぶが、米国のデジタルミレニアム著作権法は、著作権侵害に焦点を絞っているため、検閲となるリスクを負うものではなかった。

小向太郎教授は、著書『プラットフォームに正義を託せるか 「コンテンツ・モデレーション」の最前線』<sup>4</sup>において、巨大なプラットフォームに重い責任を課すEUと言論の自由を重視する米国を対比した上で、日本の場合はプラットフォーム事業者に自主的な対応を促す規制方法が採られていることを指摘している。

日本では、ISP等が、情報流通プラットフォーム対処法第3条に沿って、権利者から侵害通知を受けた後、発信者の表現の自由などへの配慮から、発信者に対する同意照会を行ったりして、送信防止措置を取るまでに時間がかかる傾向があったが、削除請求や発信者情報開示請求の事件も増加しており、迅速な対応の要請が高まっていると言える。

## 第1.2節 プラットフォーマーとプロバイダーについての様々な概念

日本では、コンテンツプロバイダーとアクセス（経由）プロバイダーを区別して、事件の

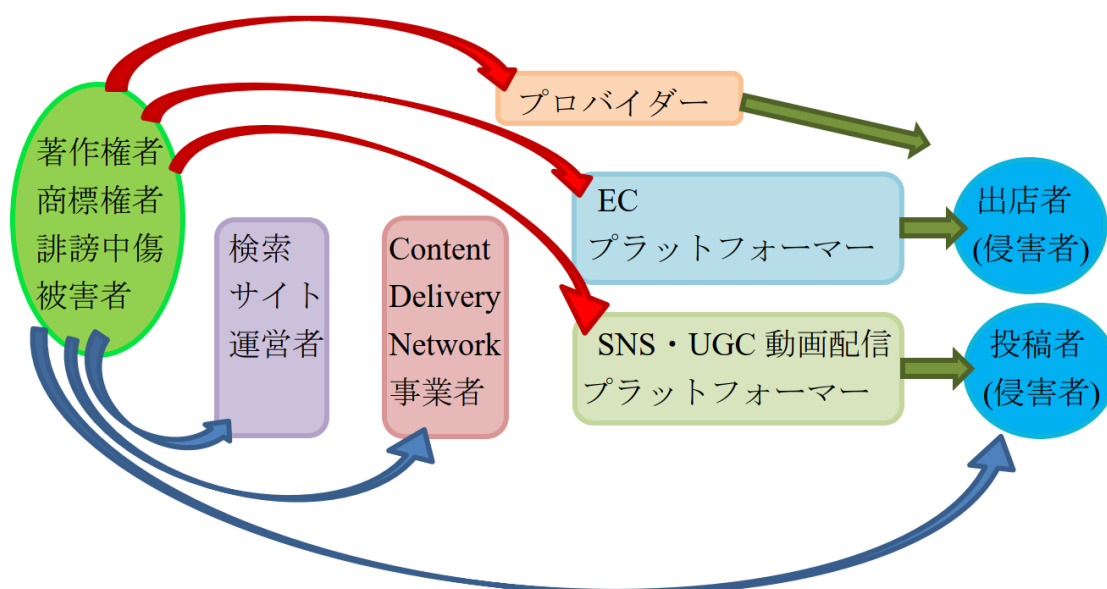
---

<sup>3</sup> Eric Goldman & Sebastian Schwemer, *How the DMCA Anticipated the DSA's Due Process Obligations*, FROM THE DMCA TO THE DSA (João Pedro Quintais ed., 2024) 37.

<sup>4</sup> 小向太郎『プラットフォームに正義を託せるか 「コンテンツ・モデレーション」の最前線』（2026年）。

処理が行われているが、EU では、サービスプロバイダーを「単なる導管」、キャッシング、ホスティングに分類し、さらにオンラインプラットフォームや検索エンジンプロバイダーに対して追加的な義務も課しており、様々なプロバイダーの範囲の理解は容易とは言えない。米国は、著作権法第 512 条第(a)項ないし第(d)項で、(a)一時的なデジタルネットワーク通信、(b)システムキャッシング、(c)利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報、(d)情報の所在地ツールというサービスプロバイダーの一定の免責が認められる 4 つの類型を規定しており、中国も、①ネットワークへの自動接続・自動転送サービスプロバイダー、②自動保存・自動提供サービスプロバイダー、③情報保存スペースプロバイダー、④検索やリンクサービスのプロバイダーという 4 つの分類を情報ネットワーク配信権保護条例第 20 条ないし第 23 条で行っており、EU に類似した分類を行っていると言える。

一般的に、著作権者、商標権者又は誹謗中傷の被害者は、出店者や投稿者を突き止めることができれば、直接に権利行使を行うことも可能であるが、直接に連絡を取れない場合もあり、個別に権利行使するのは容易ではない。このため、出店者が出店している EC プラットフォーマーや投稿者が投稿を行った SNS・UGC 動画配信プラットフォームに対して権利行使したり、投稿へのアクセスを仲介し又は容易化しているプロバイダー、検索サイト運営者、又は Content Delivery Network (CDN) 事業者に対して責任を追及したりすることも行われている（下記図参照）。各国での権利者の訴訟による権利行使の結果が裁判例として公表されるに至っており、2021 年報告書以降の事件の判決も、本報告書において紹介するとおり、多数出されている。



EU のデジタルサービス規則法には細かな「仲介プロバイダー」についての定義もあるが、

Martin Husovec 教授<sup>5</sup>によれば、以下のように整理することができる。メッセージアプリのように単なる導管サービスに該当すると共に、ホスティングサービスにも該当する場合も見られる。各概念については、4.2.2.1.1 参照。

青 枠=単なる導管サービス

緑 枠=キャッシングサービス

赤 枠=ホスティングサービス

赤太字=オンラインプラットフォーム

黄 枠=検索エンジン

新聞・ストーリーミングアプリ	検索エンジン	討論フォーラム	オンラインマーケットプレイス	プログラミングプラットフォーム	動画共有サービス	ソーシャルメディア
SaaS サービス	決済プロバイダー	広告プロバイダー	クラウド・ウェブホスティング	メッセージアプリ	オンライン地図	アプリストア
インターネットアクセスプロバイダー	トランジットサービス	ブラウザ	ドメイン名レジストラ・レジストリ	DNS・VPN サービス	認証・ウイルス対策サービス	CDN

<sup>5</sup> Martin Husovec, PRINCIPLES OF THE DIGITAL SERVICES ACT (2024) 117. Martin Husovec, PRINCIPLES OF THE DIGITAL SERVICES ACT (2024) 22 の整理に基づく。

## 第2章 日本法

### 第2.1節 侵害行為者等の法的責任

#### 2.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等

著作権法は、第8章において著作権者が侵害行為者に対して有する請求権を、第9章において罰則を規定し、商標法は第4章第2節において商標権者が侵害行為者に対して有する請求権を、第9章において罰則を規定しており、侵害行為者は、権利者から差止請求や損害賠償請求を受けたり、刑事責任を負ったりすることになる。

#### 2.1.2 差止請求

著作権法112条及び商標法36条により、侵害行為者は権利者から侵害の停止又は予防の請求を受けることになる。商標権侵害に基づく差止請求が、権利濫用の抗弁が認められることによって、棄却される場合があり（最高裁平成29年2月28日判決（民集71巻2号221頁）、著作権侵害に基づく差止請求も、例外的ながら、（著作権等の侵害となる写真が1点のみであったことなどから、）権利濫用とされて認められなかった下級審裁判例は存在する（那覇地裁平成20年9月24日判決（判例時報2042号95頁））。

#### 2.1.3 損害賠償請求

民法709条により、侵害行為者は権利者から損害賠償請求を受けることになり、著作権法114条及び商標法38条には、損害額の推定規定が設けられている。

**JP-1**事件は、海賊版ウェブサイトにおけるリバースプロキシの設定について、送信可能化権侵害を認めて、海賊版ウェブサイト運営者に対する損害賠償を認めている。

**JP-1** 株式会社 KADOKAWA、株式会社集英社、株式会社小学館 v. Y 【著作権侵害】  
東京地裁令和6年4月18日判決（令和4年(ワ)第18776号）（海賊版ウェブサイト運営者）

#### 【事案】

出版社3社の原告らが、海賊版ウェブサイト「漫画村」の運営者（本件運営者）である被告に対して、原告らが出版権の設定又は独占的利用許諾を受けた漫画作品（本件作品）の画像データを本件運営者が自動公衆送信（送信可能化を含む。）したことは、本件作品に係る原告らの出版権又は独占的利用権を侵害すると主張して損害賠償請求を行った。

なお、本件運営者は、福岡地裁令和3年6月2日判決（令和元年(わ)第1181号等）により、著作権侵害罪等で有罪となり、懲役3年及び罰金1000万円に処せられている。

#### 【判旨】

東京地裁令和6年4月18日判決は、「本件サイトのサーバは、インターネット回線に

接続し、リバースプロキシの設定により第三者サーバから送信された画像データを、不特定多数のユーザーによる本件サイト上の本件作品のサムネイル又は URL のクリック等に応じて、自己にキャッシュされたデータに基づき（本件サイトのサーバに画像データのキャッシュがある場合）、又は第三者サーバから画像データの送信を受け（キャッシュがない場合）、CDN サービスを通じて、ユーザーによる本件作品の画像データの閲覧を可能とするもの」で、「公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置であり、これに第三者サーバから取得した本件作品の画像データを記録し（画像データのキャッシュがある場合）、又は画像データが記録された第三者サーバの当該画像データを記録保存している部分を自己の公衆送信用記録媒体として加え（キャッシュがない場合）、これにより、公衆からの求めに応じ自動的に公衆送信し得るようにしたものといえる。」として、被告は、他の関係者と共に、本件サイトのサーバにより本件作品の画像データを送信可能化（著作権法 2 条 9 号の 5 イ）したと判断し、著作権法 114 条 3 項に基づき損害を算定して、合計約 17 億円の損害賠償を命じた。

#### 2.1.4 刑事責任

著作権法 119 条並びに商標法 78 条及び 78 条の 2 には、侵害罪の規定が設けられ、著作権法 124 条及び商標法 82 条には、法人両罰規定が設けられている。

**JP-1** 事件では、海賊版ウェブサイトの運営者を著作権侵害罪等で有罪とする判決も出ている。

#### 2.1.5 ISP 等の法的責任との関連性

民法 719 条 2 項は、幫助した者を共同不法行為者とみなす旨を規定している。共同不法行為者の責任は、（不真正）連帯債務になると解されている。但し、第 2.2 節で後述するように、ISP 等には一定の範囲で免責が認められるため、ISP 等に責任を追及できる場合は、限定される。

### 第 2.2 節 ISP 等の法的責任

#### 2.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き

インターネット上に発信された情報が他人の権利を侵害する場合の仲介者の責任については、令和 6 年改正で、法律名が「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）から改正された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法））（平成 13 年法律第 137 号）によって規律されている。同法は、令和 3 年改正で、新たな裁判手続が設けられ、令和 6 年改正で、大規模特定電気通信役務提供者の義務等が追加されている。

## 2.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等

### 2.2.2.1 情報流通プラットフォーム対処法

情報流通プラットフォーム対処法第3条及び第4条の条文の構造を表にまとめると、以下のとおりとなる。

<b>他人の権利侵害によって生じた損害の賠償</b> 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたとき（に、情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講じなかった場合）	送信防止措置を講ずることが技術的に可能な場合	ISP が情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき ISP が、情報の流通を知っていた場合であって、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る <u>相当の理由</u> があるとき	不法行為法の原則どおり
	上記2つの場合以外		賠償責任を負わない (3条1項)
<b>情報の発信者に生じた損害の賠償</b> 特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合（であって、送信を防止された情報が他人の権利を侵害するものでないとき）	送信防止措置が情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合	ISP が情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る <u>相当の理由</u> があったとき 情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害したとする情報（侵害情報）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（侵害情報等）を示して ISP に対し侵害情報の送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、ISP が、侵害情報の発信者に対し侵害情報等を示して送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、発信者が照会を受けた日から7日を経過しても発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき	賠償責任を負わない (3条2項)
	上記2つの場合以外		不法行為法の原則どおり

<p><b>公職の候補者等に係る特例</b></p> <p>特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る）の送信を防止する措置を講じた場合（であって、送信を防止された情報が他人の権利を侵害するものでないとき）</p>	<p>送信防止措置が情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合</p>	<p>特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（特定文書図画）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉を侵害したとする情報（名誉侵害情報）、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨（名誉侵害情報等）を示して ISP に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（名誉侵害情報送信防止措置）を講ずるよう申出があった場合に、ISP が、名誉侵害情報の発信者に対し名誉侵害情報等を示して名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、発信者が照会を受けた日から2日を経過しても発信者から名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき</p> <p>特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等が公職選挙法の規定に違反して表示されていない旨を示して ISP に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、情報の発信者の電子メールアドレス等が情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む）の映像面に正しく表示されていないとき</p>	<p>賠償責任を負わない (3条の2)</p>
---	--	---	-----------------------------

	上記 2 つの場合以外	不法行為法の原則どおり
--	-------------	-------------

なお、総務大臣が指定する大規模特定電気通信役務提供者（情報流通プラットフォーム対処法第 20 条、同法施行規則第 8 条）<sup>6</sup>については、被侵害者から侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行う方法を公表したり（情報流通プラットフォーム対処法第 22 条）、侵害情報調査専門員を選任したりして（情報流通プラットフォーム対処法第 24 条）、当該申出があった場合に（情報流通プラットフォーム対処法第 23 条）、侵害情報送信防止措置を講じた旨や講じなかった旨とその理由を申出を受けた日から 7 日以内に申出者に通知しなければならないものとして（情報流通プラットフォーム対処法第 25 条、同法施行規則第 16 条）、迅速な対応を求めている。また、大規模特定電気通信役務提供者に、送信防止措置の実施に関する基準等の公表（情報流通プラットフォーム対処法第 26 条）、送信防止措置を講じた旨とその理由の発信者への通知等（情報流通プラットフォーム対処法第 27 条）や措置の実施状況等の年 1 回の公表（情報流通プラットフォーム対処法第 28 条）の義務を負わせて、実施状況が透明化されるようにしている。

情報流通プラットフォーム対処法第 5 条第 1 項により、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者、すなわち、コンテンツプロバイダーや侵害投稿通信を媒介したアクセス（経由）プロバイダーに対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、左欄の発信者情報の開示請求を右欄の要件を満たす場合にすることができる。

発信者情報の種類		要件
特定発信者情報（発信者情報（発信者情報）であって専ら侵害関係者情報として総務省令で定めるもの）以外の発信者情報		① 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
		② 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
		③ 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

<sup>6</sup> 情報流通プラットフォーム対処法第 20 条第 1 項に基づく大規模特定電気通信役務提供者の指定（令和 7 年 4 月 30 日）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu02\\_02000435.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000435.html)

なお、情報流通プラットフォーム対処法第 20 条第 1 項第 3 号、同法施行規則第 8 条第 6 項により、EC サイト、検索サイト、アプリストア等、「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」は指定の対象から除外される。

<p>連通信に係るものとして総務省令で定めるもの)</p>		<p>イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。</p> <p>ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。</p> <p>(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所</p> <p>(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報</p> <p>ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。</p>
-------------------------------	--	--

なお、上記の発信者情報とは、以下に掲げるものをいい、特定発信者情報とは、以下のうち、網掛けをしたものを指している（情報流通プラットフォーム対処法施行規則第2条、第3条）。

<p>① 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称</p> <p>② 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所</p> <p>③ 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号</p> <p>④ 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス</p> <p>⑤ 侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス</p> <p>⑥ 侵害情報の送信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号</p> <p>⑦ 侵害情報の送信に係るSIM識別番号</p> <p>⑧ ⑤のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、⑥の移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備又は⑦のSIM識別番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻</p> <p>⑨ 専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレス及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号</p> <p>⑩ 専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号</p>
---

- |  |
|--|
| ⑪ 専ら侵害関連通信に係る S I M 識別番号   |
| ⑫ 専ら侵害関連通信に係る S M S 電話番号   |
| ⑬ ⑨の専ら侵害関連通信に係るアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、   |
| ⑩の専ら侵害関連通信に係る移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る移動端末設備、⑪の専ら侵害関連通信に係る S I M 識別番号に係る移動端末設備又は⑫の専ら侵害関連通信に係る S M S 電話番号に係る移動端末設備から開示関係役務提供者の用いる電気通信設備に侵害関連通信が行われた年月日及び時刻 |
| ⑭ 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号   |

情報流通プラットフォーム対処法第 5 条第 2 項により、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」以外の当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（関連電気通信役務提供者）、すなわち、(ログイン・ログアウト時の) 侵害関連通信を媒介したアクセス（経由）プロバイダーに対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求を以下の要件を満たす場合にすることができる。

- |   |
|---|
| ① 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。                   |
| ② 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。 |

#### 2.2.2.2 ガイドライン・ポリシー等

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会（旧：プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会）が、情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン・手引き・書式等を策定し、公表しており<sup>7</sup>、裁判外又は裁判上で請求を行うための参考になる。

また、東京地方裁判所のウェブサイトにおいて、発信者情報開示命令事件の申立書式が掲載されている<sup>8</sup>。

情報流通プラットフォーム対処法は、第 5 章において、大規模特定電気通信役務提供者の義務を規定し、送信防止措置の実施に関する基準を公表して（第 26 条）、その基準に従って、送信防止措置を講じることなどを定めている。これらの義務が法定されたのを受けて、総務省は大規模特定電気通信役務提供者向けに、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」及び「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等

<sup>7</sup> <https://www.isplaw.jp/>

<sup>8</sup> [https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi\\_section09/hassinnsya\\_kaiji/index.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section09/hassinnsya_kaiji/index.html)

への対処に関する法律第 26 条に関するガイドライン（違法情報ガイドライン）」を 2025 年 3 月 11 日に制定している<sup>9</sup>。

### 2.2.3 削除請求、その他の差止請求


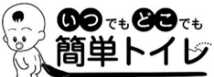
情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会は、情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（第 7 版）、「情報流通プラットフォーム対処法著作権関係ガイドライン（第 3 版）」及び「情報流通プラットフォーム対処法商標権関係ガイドライン（第 2 版）」を設けており、プロバイダー等が責任を負わずにできると考えられる対応を可能な範囲で明らかにしている。このため、権利侵害であることが容易に判断できるものについては、プロバイダー等に申し出て、侵害情報の送信を防止するために削除等の措置を講じるように求めることが考えられる。

しかし、情報流通プラットフォーム対処法ガイドラインは、情報の流通によって本当に権利侵害があったか否か、さらに、情報を誤って削除し、又は放置したことによってプロバイダー等が責任を負うか否かは、最終的には裁判所によって決定されるとしており、権利者がプロバイダー等に対して削除を求めるには、訴訟を提起するか、仮処分を申し立てて、裁判所の判断を得ることが必要な場合もある。

なお、EC プラットフォーマーに対して権利侵害申告を行った者が、それによって出品停止となった者との間で紛争となることもあり、**JP-2** 事件東京地裁判決は、申告者は、申告にあたって、権利侵害の事実について十分調査検討すべき注意義務があり、注意義務を尽くしていない場合に損害賠償を認めている。

**JP-2** 株式会社ファンデクセル v. Y1、株式会社コゾノ企画【商標権侵害】  
東京地裁令和 6 年 3 月 18 日判決（令和 5 年(ワ)第 893 号）（EC プラットフォーマー）

【事案】

原告は、「Q b i tいつでも簡単トイレ（標準文字）」と「いっこも簡単トイレ」の商標権者であり、被告 Y1 は「いつでもどこでも簡単トイレ」（いつでもどこでも簡単トイレ）の商標権者である。被告 Y1 は、アマゾン運営者に対し、権利侵害申告をしたが、原告は、アマゾン運営者に対し、原告の商品販売が被告商標権を侵害しないとして、出品停止となった商品の速やかな出品再開を求めた。原告は、被告 Y1 を相手方として、差止仮処分命令申立てを行い、その後取り下げた後、被告 Y1 と被告 Y1 が代表者である会社を被告として、被告 Y1 のアマゾン運営者に対する権利侵害申告が不正競争防止法 2 条 1 項 21 号の不正競争に該当すると主張して提訴した。

【判旨】

<sup>9</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/ihoyugai.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html)

東京地裁令和 6 年 3 月 18 日判決は、「競争者により自己の知的財産権が侵害されたとして取引先等にこれを告知するに際しては、告知者は、少なくとも非侵害品に基づく虚偽の告知とならないように調査を尽くすべき注意義務を負い、このことは告知の相手方が EC サイトやいわゆるプラットフォーマーであっても同様である。・・・アマゾン所定の申告フォームを利用した権利侵害申告においては、「侵害されたと思われる知的財産権の特定の情報」と「侵害の内容」を報告しなければならず、当該申告が承認された場合には、責任のある者に対して出品停止を含む適切な措置がとられることとなり、知的財産権に関する質問は専門家に相談するよう案内されており、これによると、申告にあたって、権利侵害の事実について十分調査検討すべき注意義務を負っていることが容易に理解できるところである。」「被告 P1 が本件各申告にあたって、上記注意義務を尽くしたと認めるに足りる証拠はなく、過失があったと認められる。」と判断し、出品停止期間中に販売されたであろう個数に基づく逸失利益を算定して、合計 713 万円余りの損害賠償を命じた。

また、**JP-3**事件のように、動画配信サービスプロバイダーが、米国のデジタルミレニアム著作権法 (DMCA) に基づく削除要請の通知に基づいて削除したことにより、削除要請を不当と考える発信者と通知者の間で日本において紛争となることもある。

**JP-3** X1、X2 (、X3) v. Y 【著作権侵害】

知財高裁令和 7 年 10 月 16 日判決 (令和 7 年(ネ)第 10037 号) (侵害通知者)

【事案】

ユーチューブへの動画投稿者である原告らが、同じく動画投稿者であって、原告らの動画の投稿を著作権侵害、プライバシー侵害又は名誉毀損に該当することをグーグルに通知した被告に対して、不法行為に当たると主張して、慰謝料請求を行った。東京地裁令和 7 年 3 月 11 日判決 (令和 5 年(ワ)第 70125 号) は、被告の通知が原告らに対する不法行為に当たるとはいえないと判断し、原告の請求を棄却した。原告らのうち X1 と X2 が控訴した。

【判旨】

知財高裁令和 7 年 10 月 16 日判決は、権利の侵害の疑いがある場合に、これをグーグルに通知することは、違法な行為ということはできず、被告の通知が原告らに対する関係で不法行為を構成するとまでいうことはできないと判断し、控訴を棄却した。

さらに、**JP-4**事件のように、検索サービスプロバイダーが、米国のデジタルミレニアム著作権法 (DMCA) に基づく削除要請の通知に基づいてサイトを非表示したことにより、非表示措置を不当と考える発信者と検索サービスプロバイダーの間で日本において紛争となることもある。

<p><b>JP-4 X v. Google LLC 【著作権侵害】</b>  知財高裁令和 8 年 1 月 26 日判決（令和 7 年(ネ)第 10065 号）（検索サービスプロバイダー）</p>
<p><b>【事案】</b>  被告が検索サイトの検索結果から複数の原告サイトの URL を削除し、非表示とする措置を講じたことから、原告は、DMCA512 条(g)項(2)節に基づき、URL 回復を請求した。東京地裁令和 7 年 1 月 26 日判決（令和 6 年(ワ)第 70601 号）は、原告と被告との間に専属的国際裁判管轄合意があることは認めなかったが、DMCA512 条(g)項(2)節の規定は、サービス・プロバイダが削除申請に基づいて素材等を除去等した場合に、責任を免れるための条件を定めたものであって、サービス・プロバイダに一定の義務が発生することを定めたものであると解することはできないと判断して、原告の請求を棄却した。</p> <p><b>【判旨】</b>  知財高裁令和 4 年 2 月 21 日判決は、DMCA512 条(g)項(2)節の規定が、サービス・プロバイダにコンテンツを復元する義務があることを定めるものと解するのは困難であると判断して、控訴を棄却した。</p>

## 2.2.4 発信者情報開示請求

仮処分の申立てや本案訴訟において発信者情報開示請求を行うことはできるが、迅速な被害者救済のために、プロバイダ責任制限法（令和 6 年改正後の略称は、情報流通プラットフォーム対処法）の令和 3 年改正により、アクセス（経由）プロバイダーとコンテンツプロバイダーの手続を 1 つにまとめた非訟手続が創設された。

開示命令という終局決定（情報流通プラットフォーム対処法第 8 条）に加えて、コンテンツプロバイダー等がアクセス（経由）プロバイダー等の他の開示関係役務提供者に IP アドレス及びタイムスタンプ等を提供することを命じる提供命令（情報流通プラットフォーム対処法第 15 条）と発信者情報の消去禁止を命じる消去禁止命令（情報流通プラットフォーム対処法第 16 条）という保全処分についての規定も設けられた。

プロバイダ責任制限法（現情報流通プラットフォーム対処法）第 5 条第 1 項第 2 号に定める「発信者情報の開示を受けるべき正当な理由」の該当性が争われたものとして **JP-5** 事件がある。

<p><b>JP-5 X v. クラウドフレア インク 【著作権侵害】</b>  知財高裁令和 4 年 2 月 21 日判決（令和 2 年(ネ)第 10005 号）（コンテンツデリバリーネットワークサービスプロバイダー）</p>
<p><b>【事案】</b>  漫画家である控訴人 X が、コンテンツデリバリーネットワークサービス（被控訴人サービス）を提供する被控訴人に対して、被控訴人サービスの利用者が開設していた「漫画</p>

村」という名称のウェブサイト（本件サイト）上に、漫画「人生リセット留学。」（本件著作物）のアップロード（本件各投稿）がされたことで、控訴人の著作権（公衆送信権及び送信可能化権）が侵害されたとして発信者情報開示請求を行った。原審の東京地裁令和2年1月22日判決（平成30年(ワ)第11982号）は、電子メールアドレス、IPアドレス及びタイムスタンプは被控訴人から控訴人に任意開示されており、控訴人は本件各投稿を行った者（本件発信者）を既に特定して損害賠償請求等を行うことが可能な状態にあるから、控訴人には発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がないとして、控訴人の請求を棄却していた。

**【判旨】**

知財高裁令和4年2月21日判決は、本件ログの開示によって本件発信者が特定されたとは認められず、同開示は、控訴人に別紙発信者情報目録2の1及び2項の情報（氏名又は名称及び住所）の開示を受けるべき正当な理由があると判断し、原判決を取り消して、本件投稿記事に係る発信者の氏名又は名称及び住所の開示を命じた。

プロバイダ責任制限法施行規則（現情報流通プラットフォーム対処法施行規則）5条柱書にいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」の該当性が争われたものとして **JP-6** 事件がある。

**JP-6 株式会社NTTドコモ v. X【肖像権等侵害】**

最高裁令和6年12月23日判決（令和5年(受)第1583号）（アクセス（経由）プロバイダー）

**【事案】**

被上告人 X が、上告人に対して、SNS 上へのアカウントへのログインのために行われた8回の通信について契約者の氏名・住所等の情報開示請求を行った。第一審及び控訴審は、「権利の侵害に係る発信者情報」に当たることを認めて、被上告人の請求をいずれも認容した。

**【判旨】**

最高裁令和6年12月23日判決は、投稿と最も時間的に近接する1回の通信は「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」にあたるが、その余の7回の通信に係る情報の開示を求める必要性を基礎付ける事情はうかがわれないと判断し、原判決の7回の通信に係る部分を破棄して、当該請求を棄却した。

プロバイダ責任制限法（現情報流通プラットフォーム対処法）第5条第1項「権利の侵害に係る発信者情報」の該当性が争われたものとして **JP-7** 事件がある。

**JP-7** 有限会社プレステージ v. エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社【著作権侵害】

東京地裁令和 6 年 6 月 3 日判決（令和 5 年(ワ)第 70039 号）、知財高裁令和 6 年 12 月 24 日判決（令和 6 年(ネ)第 10052 号）（アクセスプロバイダー）

【事案】

ビデオソフト等の制作・販売等を行う原告が、アクセスプロバイダーである被告に対して、氏名不詳者らがファイル交換共有ソフトウェアである BitTorrent 互換ソフトウェアを使用して動画に係る原告の送信可能化権を侵害したと主張して発信者情報開示請求を行った。

【判旨】

東京地裁令和 6 年 6 月 3 日判決は、「UNCHOKE の通信は、単にピアがファイルの一部を所持していることを確認するものにすぎないのであるから、本件動画に係るデータをダウンロード又はアップロードする通信（情報記録入力型）でもなく、本件動画に係るトラッカーへの最初の通知に係る通信（装置接続型）でもない。そうすると、UNCHOKE の通信は、送信可能化権侵害を構成するものではなく、情報の流通によって権利の侵害を直接的にもたらしているものとはいえない。」と判断して、原告の発信者情報開示請求を棄却した。

知財高裁令和 6 年 12 月 24 日判決は、「UNCHOKE 通信は、その通信に含まれる情報自体が権利侵害を構成するものではないが、専ら特定のファイルを共有する目的で形成されたビットトレントネットワークに自ら参加したユーザーの端末がピアとなって、他のピアとの間で、ハンドシェイクの通信により自らがピアとして稼働しピースを保有していることを確認、応答するための通信をした後に、他のピアから当該ファイルがダウンロード可能であることを通知するものであり、通常はその後にピースの送受信を伴うものである。そうすると、UNCHOKE 通信は、これが行われた日時までに、当該ピアのユーザーが特定のファイルの少なくとも一部を送信可能化したことを示すものであって、送信可能化に係る情報の送信と同一人物によりされた蓋然性が認められる上、当該ファイルが他人の著作物の複製物であり権利者の許諾がないときは、ログイン時の通信に代表される侵害関連通信と比べても、権利侵害行為との結びつきはより強いということができ、発信者のプライバシー及び表現の自由、通信の秘密の保護を図る必要性を考慮しても、侵害情報そのものの送信に係る特定電気通信に係る発信者情報と同等の要件によりその開示を認めることが許容されると解される。」と判断し、発信者情報開示請求を認容した。

発信者情報開示請求は、著作権侵害が問題となるものが多いが、商標権侵害が問題となったものとして、**JP-8**事件（オークションプラットフォーム）、**JP-9**事件（フリーマーケットプラットフォーム）、**JP-10**事件（アクセスプロバイダー）、**JP-11**事件（検索サービスプロバイダー）、**JP-12**事件（SNS サービスプロバイダー）及び**JP-13**事件（アクセスプロ

バイダー) がある。

**JP-8 株式会社モリサワ v. ヤフー株式会社【商標権侵害】**

東京地裁令和3年7月14日判決(令和2年(ワ)第18003号)(オークションプラットフォーム)

**【事案】**

デジタルフォントプログラムの開発、販売、利用許諾等を行い、「MORISAWA」や「モリサワ」という商標権を有する原告は、「ヤフオク！」に「【1,634 フォント収録／送料無料】モリサワパスポート MORISAWA PASSPORT 日本語フォント Windows Mac 両対応」という商品名のソフトウェア(「本件商品」)の出品者の発信者情報開示請求を「ヤフオク！」を運営する被告に対して行った。

**【判旨】**

東京地裁令和3年7月14日判決は、原告商標と「MORISAWA PASSPORT」等の標章の類似を認め、原告商標の指定商品と本件商品の類似を認め、原告は出品者に原告商標に類似する標章の使用を許諾していないことから、原告商標権が「侵害されたことが明らかである」と認定し、原告は、本件出品者に対し、原告商標権侵害について、不法行為に基づく損害賠償請求その他の法的措置を講じる意思を有していること、原告が、本件出品者に係る出品者情報として「ヤフオク！」のウェブページ上に表示された連絡先に連絡したところ、本件出品者と接触することができなかつたことが認められるので、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由がある」と判断し、発信者情報開示を命じた。

**JP-9 株式会社ストライプインターナショナル v. 株式会社メルカリ【商標権侵害】**

東京地裁令和4年1月20日判決(令和3年(ワ)第11663号)(フリーマーケットプラットフォーム)


**【事案】**


**Maison de FLEUR**

アパレル製品の製造販売等を取り扱い、「*Petite Robe*」という商標権を有する原告は、「Maison de FLEUR Petite Robe ロングコートメゾンドフルール」を出品した投稿者の発信者情報開示請求をフリーマーケットサイト運営者である被告に対して行った。

**【判旨】**

東京地裁令和4年1月20日判決は、本件投稿によって原告商標権が侵害されたことが明らかであると認められ、プロバイダ責任制限法4条1項が規定するその他の要件の充足も認められると判断し、発信者情報開示を命じた。

<p><b>JP-10</b> 株式会社 Link Life v. KDDI 株式会社【商標権侵害】</p> <p>東京地裁令和 5 年 2 月 16 日判決（令和 4 年(ワ)第 23588 号）（アクセス（経由）プロバイダー）</p>
<p>【事案】</p> <p>「」という商標を有する原告が、「DTI【WiMax2+】最得 - BroadWiMax 最得申込み」という広告の投稿を設定したアカウントにログインした際の IP アドレス等の開示を Google 検索の運営者から受け、関連電気通信役務提供者（プロバイダ責任制限法 5 条 2 項柱書）に当たる被告に対して、発信者情報開示請求を行った。</p> <p>【判旨】</p> <p>東京地裁令和 5 年 2 月 16 日判決は、商標と「BroadWiMax」という標章は類似し、本件投稿によって原告の権利が侵害されたことが明らかであり、原告は、本件発信者に対し、損害賠償請求等をするを予定していると認められるから、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると認められると判断して、発信者情報開示を命じた。</p>

<p><b>JP-11</b> 株式会社 Link Life v. Google LLC【商標権侵害】</p> <p>東京地裁令和 5 年 3 月 30 日判決（令和 4 年(ワ)第 70007 号）（検索サービスプロバイダー）</p>
<p>【事案】</p> <p>「」という商標を有する原告が、「DTI【WiMax2+】最得 - BroadWiMax 最得申込み」という広告の投稿者の発信者情報開示請求を、Google 検索の運営者である被告に対して行った。</p> <p>【判旨】</p> <p>東京地裁令和 5 年 3 月 30 日判決は、原告は、本件投稿により、本件商標権を侵害されたことが明らかであるといえ、本件発信者に対し、損害賠償請求等をするを予定していると認められるから、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるものと認められ、本件投稿における広告の対象に係るホームページに特定の株式会社の商号等の記載があったとしても、そのことから、直ちに、当該株式会社が本件投稿を行ったということができないことは明白であると判断して、発信者情報開示を命じた。</p>

**JP-12** 事件では、開示の対象となるべき「侵害情報の送信と相当の関連性を有する」ログイン通信が問題となり、東京地裁判決は、「本件各投稿と最も時間的に近接するもの」と判断した。

**JP-12 Twitter, Inc.訴訟承継人 X Corp. v. Y【商標権侵害】**

東京地裁令和 6 年 1 月 16 日判決（令和 5 年(ワ)第 70165 号）（SNS サービスプロバイダー）

**【事案】**

「はーじゅのギフトレ（標準文字）」という商標を有する被告が、「Twitter」（現「X」（本件サイト）に、「はーじゅのギフトレ®（省略）」を投稿者名とするアカウント（本件アカウント）による投稿者の発信者情報開示命令を申立て、「スクリーンネームを（省略）」に設定したアカウントが、ログインの際に使用した IP アドレス及びタイムスタンプのうち、2022 年（令和 4 年）12 月 21 日以降のもので、原告が保有するもの全て。」（発信者情報 1）の開示を命じた決定について、本件サイトを運営する原告が異議の訴えを提起した。被告は、主位的に、原判決の認可を求めると共に、第 1 次予備的申立てとして、「スクリーンネームを（省略）」に設定したアカウントが、ログインの際に使用した IP アドレス及びタイムスタンプのうち、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事とそれぞれ最も時間的に近接するもので、原告が保有するもの。」（発信者情報 2）の開示命令を求め、第 2 次予備的申立てとして、「スクリーンネームを（省略）」に設定したアカウントが、ログインの際に使用した IP アドレス及びタイムスタンプのうち、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事のそれぞれ直前のもので、原告が保有するもの。」（発信者情報 3）の開示命令を求めた。

**【判旨】**

東京地裁令和 6 年 1 月 16 日判決は、本件発信者の本件各投稿により被告の営業権が侵害されたことは明らかであると認めた上で、「法 5 条が発信者情報の開示請求を規定している趣旨は、特定電気通信（法 2 条 1 号）による侵害情報の流通には、これにより他人の権利の侵害が容易に行われ、高度の伝播性があるがゆえに際限なく被害が拡大し、匿名で情報の発信が行われた場合には加害者の特定すらできず被害回復も困難となるという、他の情報の流通手段とは異なる特徴があることを踏まえ、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、発信者情報の開示を請求することができるものとするにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される。法 5 条 1 項は、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの）をも開示の対象とする。「侵害関連通信」とは、「侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号…その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるもの」であり（法 5 条 3 項）、規則 5 条は、これを「次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」とし、同条 2 号でログイン通信を掲げている。

このような法 5 条 1 項、3 項及び規則 5 条の趣旨は、以下のように理解される。すなわち、令和 3 年法律第 27 号による改正前の法 4 条 1 項に規定された「当該権利の侵害に係る発信者情報」は、侵害情報の送信に係る発信者情報に限られると解するのが文理に忠実であった。しかし、海外法人が運営する SNS などにおいては、侵害情報の送信について通信記録を保有しない場合がある。そこで、ログイン通信等の侵害関連通信に係る発信者情報を特定発信者情報として開示の対象とすることにより、救済の実効性を確保することが可能となる。一方で、ログイン通信等は対象となる権利侵害行為の通信と異なるものであるため、その開示により、侵害情報を送信した発信者以外の発信者のログイン通信等に係る情報が開示される可能性があり、開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、当該権利侵害に係る通信とは関係の薄い通信の秘密やプライバシーが侵害されるおそれが高まる。その上、例えば、CP から大量のログイン通信の IP アドレスの開示を受けて AP に提供される場合には、AP において発信者を特定するために過度の負担がかかるおそれがある。こうした事情を踏まえ、法 5 条 1 項、3 項及び規則 5 条は、発信者情報開示の対象となる侵害関連通信の範囲につき、当該権利侵害と一定の関連性を有し、侵害情報の発信者を特定するために必要最小限度のもの、すなわち、ログイン通信等であって「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」にしたものと解される。このような趣旨に鑑みれば、「侵害情報の送信と相当の関連性を有する」ログイン通信等は、特段の事情のない限り、規則 5 条各号の通信ごとに 1 つであり、また、「相当の関連性」の有無は、侵害情報の送信とログイン通信等とが同一の発信者によるものである高度の蓋然性があることを前提として、侵害情報の送信と当該ログイン通信等との時間的な最近接性等の諸事情を総合的に考慮して判断されるべきである。本件においても、特段の事情のない限り、侵害情報の送信である本件各投稿のそれぞれにつき、1 つのログイン通信に係る発信者情報の開示を認めるべきところ、1 つのログイン通信に係る情報の開示がされるだけでは特定発信者情報の開示請求権が創設された趣旨に反するといった特段の事情があるとみるべき証拠はない。また、被告は、仮に 1 つのログイン通信しか開示対象にならないとすれば、1 次的には最近接通信である本件発信者情報 2 の開示を求めていること、原告の主張立証の内容に加え、一般に侵害情報の送信と最も時間的に近接するログイン通信であれば、両者は同一の発信者によるものといつてよいことなどの事情を考慮すれば、本件において開示の対象となるべき「侵害情報の送信と相当の関連性を有する」ログイン通信は、本件各投稿と最も時間的に近接するもの、すなわち本件発信者情報 2 であると認めるのが相当であると判断した。

**JP-13** 株式会社全国新聞ネット v. 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ【商標権侵害】

東京地裁令和 7 年 8 月 25 日判決（令和 6 年(ワ)第 70607 号）（アクセスプロバイダー）

【事案】

インターネットニュースサイト「47NEWS」を運営している原告は、まず X Corp.を相手として、アカウント表示名を「47NEWS 速報」、ユーザ名を「@47newsflash」とする投稿及びアカウント表示名を「47NEWS」、ユーザ名を「@47news」とする投稿（本件各投稿）に用いられたアカウントにログインした際の通信に係るログイン IP アドレス及びタイムスタンプなどの開示を求める発信者情報開示命令の申立てを行い、東京地裁令和 5 年 12 月 1 日決定は、発信者情報の開示を認めた。次いで、被告に対して、本件各投稿の流通によって商標権が侵害されたとして発信者情報開示請求を行った。

#### 【判旨】

東京地裁令和 7 年 8 月 25 日判決は、原告商標と本件発信者標章の類似や原告商標に係る指定役務と本件各標章の使用に係る役務の類似を認め、原告が、本件各投稿の発信者に対し、損害賠償請求等を予定していることからすると、情報流通プラットフォーム法 5 条 2 項 2 号に規定する「開示を受けるべき正当な理由」があると判断し、発信者情報開示請求を認容した。

### 2.2.5 損害賠償請求

コンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスプロバイダーの幫助責任を認めたものとして **JP-14** 事件がある。

#### **JP-14** 株式会社 KADOKAWA、株式会社講談社、株式会社集英社、株式会社小学館 v. Cloudflare, Inc. 【著作権侵害】

東京地裁令和 7 年 11 月 19 日判決（令和 4 年(ワ)第 2388 号）（コンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスプロバイダー）

#### 【事案】

出版社 4 社の原告らが、インターネット上にキャッシュサーバを分散配置し、エンドユーザに近い経路にあるキャッシュサーバから、画像や動画などのウェブコンテンツのキャッシュデータをオリジナルのウェブサーバ（オリジンサーバ）に代わって配信する仕組みであるコンテンツ・デリバリー・ネットワークサービス（被告サービス）を提供する被告に対して、海賊版ウェブサイトの運営者（本件運営者）が、原告らの許諾を得ずに、原告らが著作権を有する漫画著作物の複製データを本件オリジンサーバに記録し、被告が、本件運営者との間で、被告サービスの利用規約を締結して、被告サービスの提供を開始し、原告らがデジタルミレニアム著作権法（DMCA）第 512 条に基づく著作権侵害通知を送付後、送信防止措置を講ずることが技術的に可能であり、被告は、被告サービスの提供を停止する義務、又はキャッシュサービス停止措置をとる義務を怠り、本件運営者による原告らの著作権の侵害を幫助したと主張として損害賠償請求を行った。

#### 【判旨】

東京地裁令和 7 年 11 月 19 日判決は、被告サービスにより、本件運営者は多数の分散配

置された被告サーバから本件キャッシュデータを送信することが可能となったといえ、被告サービスの利用による本件オリジンサーバの負荷の分散の程度は大きく、本件運営者は、被告サービスにより、多くの配信を効率的に行うことができたとし、被告は、DMCA通知の受領から1か月を経過した時点で、被告サービスの提供を停止することができたと認められるから、同時点で被告サービスの提供を停止する義務を負うところ、これを怠ったものといえ、被告は、同時点以降、本件運営者による原告らの著作権の侵害を過失により幫助したと判断し、合計約5億円の損害賠償を命じた。

### 2.2.6 刑事責任

著作権侵害罪についても幫助犯（刑法第62条第1項）が認められる余地はあるが、「幫助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要する」とする判例（最高裁平成23年12月19日判決（刑集65巻9号1380頁（Winny事件）））がある。ISPに刑事責任が認められるには、ISPの積極的関与が必要だと考えられる<sup>10</sup>。

### 2.2.7 広告審査責任

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、優良誤認表示や有利誤認表示等をしてはならないが（不当景品類及び不当表示防止法第5条）、ISP等については、「取引デジタルプラットフォーム提供者」であれば、取引デジタルプラットフォームにより提供される場における商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件の表示が以下のいずれにも該当する場合において、当該取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、販売業者等による当該商品若しくは当該特定権利の販売又は当該役務の提供に係る当該取引デジタルプラットフォームの利用の停止その他の必要な措置をとることの要請を内閣総理大臣から受ける立場にある（取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第4条）。

- ① 商品の安全性の判断に資する事項その他の商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要事項として内閣府令で定めるものについて、著しく事実に相違する表示であると認められること、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させる表示であると認められること。
- ② 前号の表示をした販売業者等が特定できないこと、その所在が明らかでないことその他の事由により、同号の表示をした販売業者等によって当該表示が是正されることを期待することができないこと。

また、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第3

<sup>10</sup> 豊田兼彦「知的財産権侵害の罪」法学教室398号（2013年）96頁。

条第 3 項に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者が行う措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針」(令和 4 年 5 月 2 日内閣府告示第 66 号) 第 2 の 2(2)ニ④は、以下のように定めており、特に消費者の生命・身体に危険が及ぶような商品・役務について、必要に応じ、事前審査を行う必要があるとされている。

特に消費者の生命・身体に危険が及ぶような商品・役務について、必要に応じ、

- ・事前審査を行う
- ・商品説明に取扱いに当たっての注意表示の記載を求め、当該記載がない商品は削除等の措置を行う

等、不適正な販売条件等の表示をあらかじめ防止するための仕組みを導入する。

このほか、犯罪対策閣僚会議「国民を詐欺から守るための総合対策」(令和 6 年 6 月 18 日)は、「SNS 上のなりすまし型の偽広告等を入口として、投資詐欺の被害に遭っている事態がみられるところ、当初接触ツールとして利用されている SNS を運営する主な SNS 事業者に対して、自社プラットフォーム上に掲載される広告の事前審査の強化等を要請する。」という対策を示している<sup>11</sup>。

また、総務省に設置された「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」とりまとめ(令和 6 年 9 月)では、「情報伝送プラットフォーム事業者等による広告の事前審査については、・・・「違法・不当な広告」のインターネット上における流通・拡散を事前に抑止する観点から、まずは事前審査の確実な実施が担保されることが前提となるが、その上で、その実効性を向上させるための方策として、審査の実態も踏まえつつ、次のようなものを中心に具体化を進めることが適当である。」と提言している<sup>12</sup>。

- ① 広告の事前審査基準の策定・公表等
- ② 広告審査体制の整備及び透明化
- ③ 広告主の本人確認の実施(及び確認した広告主に関する情報等の広告への付与)

また、海賊版掲載サイトの広告料振込先の外国会社の取締役の責任を追及し、責任が認められたものとして **JP-15** 事件がある。

#### **JP-15** X1、X2、X3 v. Y 【著作権侵害】

知財高裁令和 7 年 8 月 28 日判決(令和 7 年(ネ)第 10015 号)(海賊版掲載サイトの広告料振込先の外国会社の取締役)

#### 【事案】

<sup>11</sup> <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/assets/img/new-topics/detail/241218/04/sougoutaisaku-honbun.pdf>

<sup>12</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000966997.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000966997.pdf)

原告・控訴人らは、被告・被控訴人に対し、被告・被控訴人又は被告・被控訴人が代表者兼取締役として登記されている米国法人が、インターネット上に開設された本件サイトに、原告・控訴人らの著作物である本件漫画を許諾なく掲載し（本件掲載行為）、原告・控訴人らの著作権（公衆送信権）を侵害したと主張して、民法 709 条及び会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償を請求した。東京地裁令和 6 年 12 月 20 日判決は、被告又は米国法人が本件掲載行為をしたとは認めるに足りないとして、原告らの請求を棄却した。

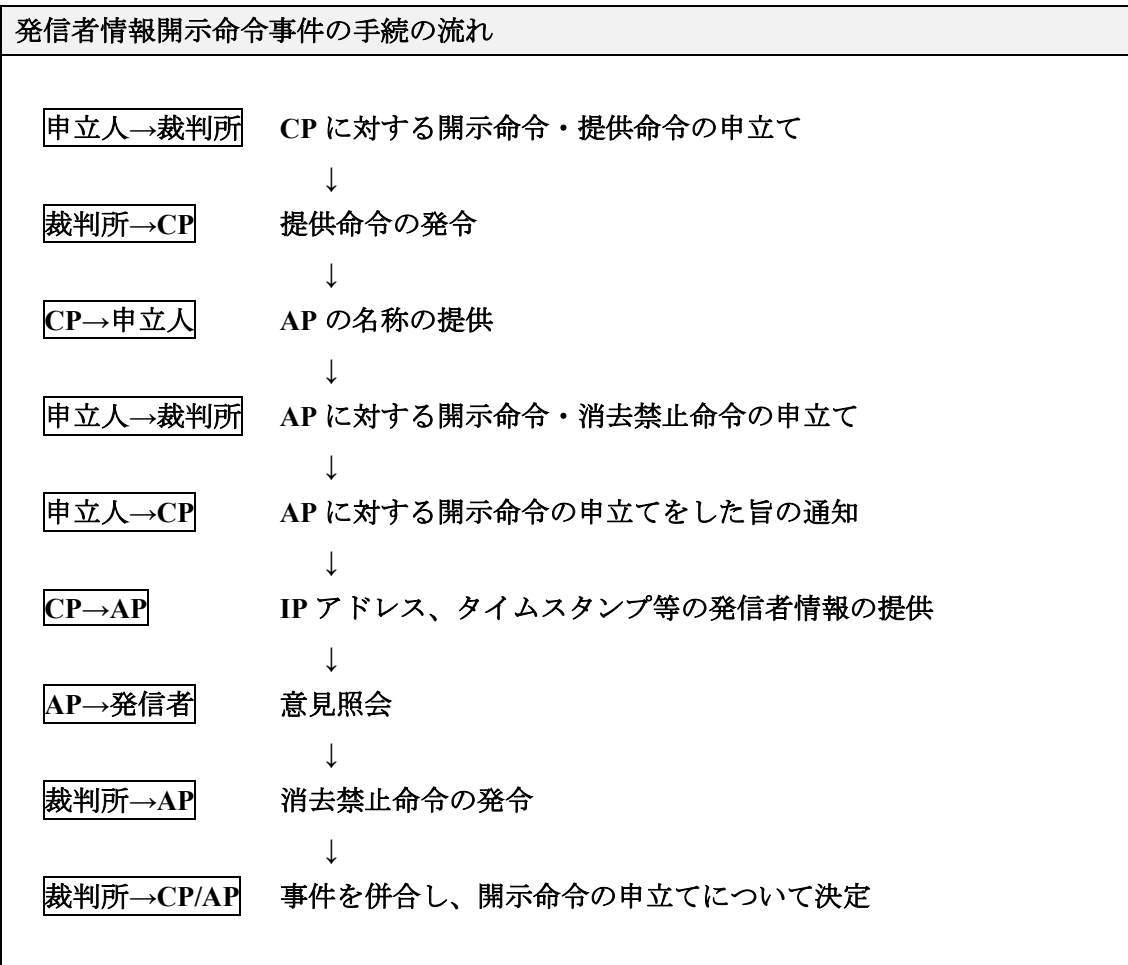
#### 【判旨】

知財高裁令和 7 年 8 月 28 日判決は、会社法 429 条 1 項が、会社と関係を有しない外部の第三者との間の関係を規律する点において不法行為に基づく損害賠償責任と変わるところはないから、通則法の規定により日本法が適用される場合には、民法 709 条と同様に、外国会社であるレッド社の取締役についても適用される旨述べた上で、「本件サイトは、本件漫画を含む大量の漫画を無料で公開し、サイトの訪問者を増やすことによって、より高い広告料収入を得る目的で開設・運営されていたと推認することができる。そうすると、本件サイトに掲載された広告に係る広告料収入を得ていた者は、本件サイトの開設・運営に深く関与していたと推認できる」とし、「著作権法 114 条 1 項 1 号が定める『侵害者が行った侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物...の複製物』（侵害受信複製物）とは、その文言上、受信者が公衆送信された電磁データをダウンロードして作成した複製物を意味すると解するのが相当であり、受信者が公衆送信された電磁データを閲覧するのみでは、複製物を作成したということとはできない。...本件サイトは、掲載された漫画作品を閲覧する際に、これをダウンロードする仕組みを備えておらず、本件漫画がダウンロードされた事実は認め難い。」としつつ、「当該著作物に係る電磁データを、公衆が望むときにいつでも受信して閲覧できる状態で公衆送信することは、公衆にとって、当該電磁データをダウンロードして手元に置くことと大差のない状況を作成し、著作権者による正規品の販売を阻害する点で、当該電磁データの複製物が作成された場合と変わるところはない。これに加え、同法 114 条の趣旨が、著作権者による損害額の立証の負担の軽減を図る点にあることからすれば、同条を類推適用して、当該著作物が掲載されたウェブページの閲覧数等の一定割合をもって『侵害受信複製物』の数量とすることができる」と解するのが相当である。」と判示して、掲載期間を通じた 1 作品当たりの総閲覧ウェブページ数(PV)の 5%又はマイページ登録数の 10%を侵害受信複製物の数量と認めるのが相当であるとして、合計 771 万円余りの損害賠償を認めた。

## 第 2.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置

### 2.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点

2.2.4 で述べた非訟手続によれば、通常は、以下のように、発信者情報開示命令事件の手続が進むことになる。コンテンツプロバイダーを CP、アクセスプロバイダーを AP と略記する。



発信者情報開示命令事件は、令和 6 年司法統計年報によれば、581 件（令和 4 年）、3,959 件（令和 5 年）、6,779 件（令和 6 年）と件数が急増しており、東京地裁では、「スマートフォーマット」と「シームレス審理」による効率処理を図っている<sup>13</sup>。

発信者情報開示命令の申立てについての決定に不服のある当事者は、当該決定の告知を受けた日から 1 月以内に異議の訴えを提起できる（情報流通プラットフォーム対処法第 14 条第 1 項）。開示命令の申立てについての決定に対して異議の訴えを提起して控訴審まで争われたものとして **JP-16** 事件がある。

<b>JP-16</b> KDDI 株式会社 v. 株式会社 EXstudio 【著作権侵害】
知財高裁令和 7 年 10 月 20 日判決（令和 7 年(ネ)第 10028 号）（アクセスプロバイダー）
【事案】
被控訴人は、氏名不詳者（本件発信者）が、BitTorrent ネットワークを介して本件動画

<sup>13</sup> 朝倉佳秀＝佐野義孝ほか「「発着事件」最前線～発信者情報開示命令事件の審理運営改善に向けた取組のご紹介～（東京地方裁判所の取組）」

[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025\\_04/P02-14.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_04/P02-14.pdf)

の複製物である電子データを送信可能化し、また現実に公衆送信したことによって、本件動画に係る被控訴人の著作権（公衆送信権）を侵害したことが明らかであり、本件発信者に対する損害賠償請求のため、電気通信事業を営む控訴人が保有する本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると主張して、情報流通プラットフォーム対処法5条1項に基づき、控訴人に対し、本件発信者情報の開示を求める申立てを行い、東京地裁令和6年6月20日決定（令和5年(発チ)第10183号）は、本件発信者情報の開示を命じた（原決定）。控訴人が、情報流通プラットフォーム対処法14条1項に基づき、原決定に対する異議の訴えを提起し、原審の東京地裁令和7年2月17日判決（令和6年(ワ)第70312号）が、権利侵害の明白性と特定電気通信性の該当性を認めて、原決定を認可したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

#### 【判旨】

知財高裁令和7年10月20日判決は、本件発信者は、本件動画に対応するトレントファイルを用いてBitTorrentネットワークに参加した上、本件動画の複製物であるデータのピースを送信することにより、他のピアのユーザーと互いに関連し共同して、BitTorrentネットワークを介して、本件動画全体の複製物であるデータを不特定の者の求めに応じて送信したものと評価できるから、本件通信に係る情報の流通により、被控訴人の著作権（公衆送信権）が侵害されたことが明らかであると判断し、控訴を棄却した。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律は、苦情の処理や紛争の解決に関する規定を置いており（5条2項1へ、7条3項2号、9条1項2号）、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針において、外部の苦情・紛争を処理するシステム（裁判外紛争解決手続（ADR）等）の活用がうたわれており、特定デジタルプラットフォーム提供者に関して、ADR等を利用することも考えられる。

### 2.3.2 ISP等への責任追及と対立する法的保護利益

ISPは、権利者の申出に基づきサービス契約者が情報を発信しているウェブページを削除することによって、サービス契約者（発信者）がコンテンツを発信する表現の自由やオンライン販売を行う営業の自由を制約することになり、匿名で情報発信するサービス契約者の個人情報の保護の要請もあるから、それらの人権の間接適用の問題が生じる。ISPは、権利者の利益とサービス契約者（発信者）の利益の対立がある中で、情報流通プラットフォーム対処法第3条及び第4条が定める損害賠償責任の免責が受けられる範囲で侵害情報送信防止措置を講じ、情報流通プラットフォーム対処法第5条が定める範囲で発信者情報の開示に応じようとすることになる。

### 2.3.3 ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論

権利者が ISP に対して侵害情報送信防止措置を講ずることが技術的に可能なのに、侵害情報送信防止措置を講じなかったとして損害賠償責任を追及する場合<sup>14</sup>に、主な争点となるのは、権利者は、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知る事ができたと認めるに足りる相当の理由があったとする主張を行い、ISP は、情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知る事ができたと認めるに足りる相当の理由がなかったと反論する点であると言える。

権利者の主張（請求原因）	ISP 等の反論（抗弁）
不法行為の要件事実	責任阻却事由（正当防衛、緊急避難、正当業務行為等）の評価を根拠づける事実
(ア)権利侵害・故意過失	過失の評価を障害する事実
(a)特定電気通信によって当該情報が流通していることを知っていた	
(b)他人の権利が侵害されていることを	
(i)知っていた	
(ii)知ることができたと認めるに足りる相当の理由の評価を根拠づける事実	相当の理由の評価を障害する事実
(イ)因果関係	
(ウ)損害	

<sup>14</sup> 総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室『情報流通プラットフォーム対処法』（2025年）63頁。

## 第3章 米国法

### 第3.1節 侵害行為者等の法的責任

#### 3.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等

著作権法（合衆国法典第17編）は、第5章「著作権侵害及び救済」（第501条～第513条）において、著作権の侵害行為者の責任について規定している。

商標法（合衆国法典第15編第22章）は、第III節「一般規定」の中の第1114条～第1125条（ランハム法第32条～第43条）において、商標権の侵害行為者の責任について規定している。

#### 3.1.2 差止請求

著作権法（合衆国法典第17編）第502条は、民事訴訟の管轄裁判所が、著作権侵害を防止又は抑止するために合理的とみなす条件で、一時的又は最終的な差止命令を発令できることを定めている。

商標法（合衆国法典第15編）第1116条（ランハム法第32条）は、民事訴訟の管轄裁判所が、衡平法の原則に従い、商標権侵害等を防止するために合理的とみなす条件で、差止命令を発令する権限を有することを定めている。

eBay Inc. v. Mercexchange 事件 2006年5月15日最高裁判決は、特許権侵害において恒久的差止命令を認めるか否かについては、(1)回復不能な損害を被ったこと、(2)金銭的損害賠償等の法律上認められる救済手段ではその損害を補償するには不十分であること、(3)原告と被告間の困難のバランスを考慮すると、衡平法上の救済が正当化されること、(4)恒久的差止命令によって公共の利益が損なわれないことという衡平法上の4つの要素を考慮するという立場を採ったが、著作権侵害や商標権侵害においても、同様な4つの要素を考慮することが行われている<sup>15</sup>。

連邦民事訴訟規則は、第65条(a)項で暫定的差止命令について、第65条(b)項で一時的制止命令について定めている。

連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure)
第65条 差止命令及び保全命令
(a) 暫定的差止命令
(1) 通知。裁判所は、相手方当事者への通知によってのみ暫定的差止命令を発することができる。
(2) 本案審理との期日の併合。暫定的差止命令の申立てに関する期日の開始前又は開始

<sup>15</sup> Mark A. Lemley, *Did eBay Irreparably Injure Trademark Law?*, 92 Notre Dame Law Review 1795 (2017).

後に、裁判所は本案審理を進め、これを本案審理と期日を併合することができる。併合が命じられない場合でも、申立てに基づき受理され、かつ、審理において証拠能力を有する証拠は、審理記録の一部となり、審理において再度提出する必要はない。但し、裁判所は、当事者の陪審裁判を受ける権利を留保しなければならない。

(b) 一時的制止命令

(1) 通知なしの発令。裁判所は、以下の場合に限り、相手方当事者又はその弁護士への書面又は口頭による通知なしに、一時的制止命令を発令することができる。

(A) 宣誓供述書又は認証された訴状に記載された具体的な事実により、相手方当事者が異議を申し立てる前に、申立人に差し迫った回復不能な損害、損失又は損害が生じることが明らかであること。

(B) 申立人の弁護士が、通知をするために行ったあらゆる努力及び通知を必要とすべきでない理由を書面で証明すること。

(2) 内容、期限。通知なしに発令された一時的制止命令はいずれも、発令日時、損害、それが回復不能である理由及び通知なしに発令された理由を記載し、速やかに書記官事務所に提出され、記録に登録されなければならない。当該命令は、発令後 14 日を超えない期間において裁判所が定める期限をもって失効する。但し、その期限前に裁判所が正当な理由により同一期間延長した場合又は相手方当事者がより長い延長に同意した場合はこの限りではない。延長の理由は記録に登録されなければならない。

(3) 暫定的差止命令期日の迅速化。一時的制止命令が通知なしに発令された場合に、暫定的差止命令の申立ては、可能な限り早く期日を設定しなければならず、同種のより古い事件についての期を除き、他の全ての事件に優先するものとする。期日において、一時的制止命令を得た当事者は暫定的差止命令の申立てを進めなければならず、当該当事者が申立てを進めない場合、裁判所は一時的制止命令を解除しなければならない。

(4) 解除の申立て。一時的制止命令を通知なく得た当事者に対し 2 日前までに通知することにより、又は裁判所が定めるより短い期間の通知により、相手方当事者は出廷し、命令の解除又は変更の申立てをすることができる。裁判所は、その後、公正と認められる限り速やかに申立てを審理し、決定しなければならない。

主にイリノイ北部地区連邦地裁において、多数のオンライン販売業者を「別表 A 被告」(Schedule A Defendants) という形で被告として商標権や著作権侵害に基づいて提訴し、資産の凍結などの一時的制止命令 (Temporary Restraint Order) を得るスキームが利用されるようになってきている。

しかし、最近、裁判所は、「別表 A 被告」の訴訟において、複数の被告の併合を不当と判断した (US-1 事件)。

**US-1 Toyota Motor Sales, U.S.A., Inc. v. Partnerships and Unincorporated Associations Identified on Schedule “A” 【商標権侵害】**

イリノイ北部地区連邦地裁 2024 年 11 月 18 日判決 (No.24-cv-09401) (オンライン小売業者)

**【事案】**

原告が、オンラインマーケットプレイスで TOYOTA 等の商標の侵害品を販売する 103 の業者に対して、商標権侵害訴訟を提起した。

**【判旨】**

イリノイ北部連邦地裁 2024 年 11 月 18 日判決は、様々な被告を結び付ける「縁」が必要であるべきだが、取引に関連性がないとして、裁判所には連邦民事訴訟規則第 20 条に定める併合の基準を回避する裁量はないと述べると共に、「複雑な紛争の公正かつ効率的な解決のための民事訴訟の管理と構築」を複雑化するとして、別表 A 被告の不当な併合をした訴状を却下し、適切な被告を挙げる修正訴状を提出する機会を与えた。

また、最近、裁判所は、「別表 A 被告」の訴訟において、差し迫った回復不能な損害を示す「具体的な事実」が訴状に記載されていないという理由で、一時的制止命令を認めない判断を下した (US-2 事件)。

**US-2 Eicher Motors Limited v. Partnerships and Unincorporated Associations Identified on Schedule “A” 【商標権侵害】**

イリノイ北部地区連邦地裁 2025 年 8 月 8 日判決 (794 F.Supp.3d 543) (オンライン小売業者)

**【事案】**

原告が、オンラインマーケットプレイスで ROYAL ENFIELD 商標の侵害品を販売する 50 の業者に対して、商標権侵害訴訟を提起し、緊急一時的制止命令、判決前資産差押え、電子的送達等を申立てた。

**【判旨】**

イリノイ北部連邦地裁 2025 年 8 月 8 日判決は、別表 A 被告を挙げた申立書において、差し迫った回復不能な損害を示す「具体的な事実」が記載されておらず、連邦民事訴訟規則第 65 条(b)項に違反すると判断し、複数被告の併合の妥当性にも懸念を表明して、別表 A 被告訴訟の仕組みを現状のまま存続させるべきではないと述べ、一時的制止命令の申立てを却下した。

裁判所は、電子メールによる外国への送達をハーグ送達条約が禁止しているため、不適切な送達であったとして、欠席判決を認めない判断も出している (US-3 事件)。

**US-3 Smart Study Co. v. Shenzhenshixindajixieyouxiangongsi 【商標権侵害】**

**第2巡回区連邦控訴裁判所 2025年12月18日判決 (2025 WL 3672740) (オンライン小売業者)**

**【事案】**

原告が、Baby Shark 商標の侵害品を販売する中国に拠点を置く 58 社に対して、商標権侵害訴訟を提起し、一時的制止命令、電子メールで被告に送達することを許可する命令等を申立てた。連邦地裁は申立てを認め、被告の答弁がなかったため、暫定的差止命令を出したが、数か月後、2社が、ハーグ送達条約は中国の被告への電子メールによる送達を禁止しているため、連邦地裁は人的管轄権を欠いていると主張して、差止命令の解除を求め、原告は自発的に2社を訴訟から除外して、他の被告について欠席判決を求めた。連邦地裁は、ハーグ送達条約は被告に対する電子メールによる送達を禁止していると結論付け、欠席判決の申立てを却下した。

**【判旨】**

第2巡回区連邦控訴裁判所 2025年12月18日判決は、ハーグ送達条約は被告に対する電子メールによる送達を禁止していると判断し、欠席判決の申立てを却下した連邦地裁判決を支持した。

### 3.1.3 損害賠償請求

著作権法（合衆国法典第17編）第504条は、著作権の侵害者が、著作権者の実際の損害及び侵害者の追加的利益又は法定損害を賠償する責任を負うことを定めている。

商標法（合衆国法典第15編）第1117条は、原告が、合衆国法典第15編第1111条及び第1114条の規定に従い、また衡平法の原則に従って、(1)被告の利益、(2)原告が被った損害及び(3)訴訟費用の賠償を受ける権利を有することを定めている。

### 3.1.4 刑事責任

著作権法（合衆国法典第17編）第506条(a)項、刑法典（合衆国法典第18編）第2319条は、「(A)商業的優位性若しくは私的な経済的利益の目的で、(B)180日の期間内における、小売価格の合計が1,000ドルを超える1つ以上の著作物の1つ以上のコピー若しくはレコードの電子的手段を含む複製若しくは頒布によって、又は、(C)著作物の商業的頒布が意図されていることを知り、若しくは、知るべきであった場合に、公衆がアクセスできるコンピュータネットワーク上で利用可能にすることによる商業的頒布のために作成されている著作物の頒布によって、故意になされる著作権侵害」について刑事罰を設けている。また、刑法典（合衆国法典第18編）第2319C条は、商業的優位性又は私的な経済的利益の目的で、故意に、著作権者又は法律の許可なく、公衆にデジタル送信サービス（著作物をデジタル送信により公に実演することを主たる目的とするサービス）を申出又は提供することも違法として、刑事罰を設けている。

刑法典（合衆国法典第 18 編）第 2320 条は、「商品又はサービス上又はこれに関連して不正商標を使用している商品又はサービスの売買」について刑事罰を設けている。

### 3.1.5 ISP 等の法的責任との関連性

侵害者と ISP 等の責任を連帯責任（joint liability）と説明する文献はある<sup>16</sup>。但し、第 3.2 節で後述するように、ISP 等には一定の範囲で免責が認められるため、ISP 等に責任を追及できる場合は、限定される。

## 第 3.2 節 ISP 等の法的責任

### 3.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き

#### 3.2.1.1 大統領令とその撤回

Donald Trump 第 45 代大統領は、2020 年 5 月 28 日に、「オンライン検閲の防止についての大統領令（13925 号）」を発令し、2020 年 9 月 23 日に、司法省が通信品位法第 230 条を改正する提案を公表したり、通信品位法第 230 条の改正案が議会に多数提出されたりする動きがあった（2021 年報告書参照）。しかし、その後の Joe Biden 第 46 代大統領は、2021 年 5 月 14 日に、「特定の大統領の措置の撤回及び技術的修正についての大統領令（14029 号）」によって、「オンライン検閲の防止についての大統領令（13925 号）」を撤回した。通信品位法第 230 条を擁護する電子フロンティア財団は、2020 年の司法省での通信品位法第 230 条の改正案の検討に関する文書を情報公開請求訴訟によって開示を受けて、公開を行っている<sup>17</sup>。

Donald Trump 第 47 代大統領は、就任当日の 2025 年 1 月 20 日に、「言論の自由を回復し、連邦政府の検閲を終わらせる大統領令（14149 号）」を発令し、言論の自由の観点から過去 4 年間の連邦政府の活動を調査することを命じている。

#### 3.2.1.2 通信品位法第 230 条改正についての議会の動き

第 116 会期（2019 年-2020 年）において、通信品位法第 230 条の改正に関わる法案が多数提出されていたが（2021 年報告書参照）、第 119 会期（2025 年-2026 年）においても、通信品位法第 230 条の改正に関わる法案が複数提出されており、特に、上院に提出されている「第 230 条失効法（Sunset Section 230 Act）」（S.3546）並びに、下院に提出されている「第 230 条改革のための失効法（Sunset to Reform Section 230 Act）」（H.R.6746）及び「責任あるオンライン技術の促進及び消費者の信頼の確保に関する法律（Promoting Responsible Online Technology and Ensuring Consumer Trust Act（PROTECT Act）」（H.R.7045）は、通信品位法第 230 条の削除や失効を目的としている。

<sup>16</sup> Martin Husovec, *Rising Above Liability: The Digital Services Act as a Blueprint for the Second Generation of Global Internet Rules*, 38 Berkeley Technology Law Journal 883, 910 (2023).

<sup>17</sup> <https://www.eff.org/deeplinks/2025/02/first-trump-doj-assembled-tiger-team-rewrite-key-law-protecting-online-speech>

### 3.2.1.3 SHOP SAFE 法案

電子商取引における偽造品の審査によるプラットフォーム上の有害な販売申出の防止に関する法律（Stopping Harmful Offers on Platforms by Screening Against Fakes in E-commerce Act（通称 SHOP SAFE Act））案は、第 116 会期（2019 年-2020 年）の下院（H.R.6058）、第 117 会期（2021 年-2022 年）の下院（H.R.3429、H.R.5374）と上院（S.1843）、第 118 会期（2023 年-2024 年）の下院（H.R.8684）と上院（S.2934）において法案が提出されていたが、下院でも上院でも採決されるまでには至らなかった。

第 118 会期に上院に提出された SHOP SAFE 法案（S.2934）は、法案提出者 Chris Coons 上院議員の説明によれば、以下の点を目的とする。

1. 第三者が消費者の健康又は安全にリスクをもたらす偽造品を販売し、EC プラットフォームが特定のベストプラクティスを実施していない場合における EC プラットフォームについての商標権侵害による責任を確立する。
2. ブランド所有者に、プラットフォームが偽造品の販売を防止するための積極的な対策を実施できるよう、プラットフォームに自社の商標と連絡先を事前に提供することを義務付ける。
3. 販売者の正当性を確認し、偽造品の出品を削除し、偽造品を繰り返し販売する販売者を排除するために販売者を審査するプラットフォームに、免責を認めるセーフハーバーを提供する。

具体的には、商標法（合衆国法典第 15 編）第 1114 条（ランハム法第 32 条）に第(4)項を追加し、(A)項は、電子商取引プラットフォームが、第三者の販売者がプラットフォーム上で健康及び安全に関わる商品の販売、販売の申出、流通、又は広告に関連して偽造商標を商取引で使用したことが判明した場合に、下記のセーフハーバー条項に該当するときを除き、民事訴訟において寄与責任を負うことを規定する。

セーフハーバー条項である(B)項は、プラットフォーム上で第三者販売者による侵害行為を防止するために、侵害行為が行われる前に以下の各ステップを実施するための合理的な措置を講じたことを証明した場合に、寄与責任の対象とならないことを規定する。

- (i) 調査を経て以下のことが決定され、定期的に確認されたこと。
  - (I) 第三者販売者が、訴状の送達のために米国での登録代理人を指定したこと、又は
  - (II) 米国に所在し、(I)項に基づいて登録代理人を指定していない第三者販売者の場合、当該第三者販売者が米国内での訴状の送達先として確認済みの住所を指定していること。
- (ii) 電子商取引プラットフォームに参加する条件として第三者販売者が以下の要件を満たすことを課したこと。

- (I) プラットフォーム上の第三者販売者の参加に関連する請求に関して、米国裁判所の管轄権に同意すること、及び
- (II) 電子商取引プラットフォーム上で販売、販売の申出、流通、又は宣伝されている商品を正確に描写した画像を電子商取引プラットフォーム上で使用すること。
- (iii) 登録者及び消費者が偽造商標の使用が疑われる場合に電子商取引プラットフォームに通知できるアクセス可能な電子的手段を提供したこと。
- (iv)(I) 電子商取引プラットフォームは、プラットフォーム上での商品の販売、販売の申出、流通、又は広告に関連して第三者販売者が偽造商標を使用することを防止するために、商品を一般に公開する前に商品のリストを審査する積極的な措置を登録者に無償で実施したこと。
- (II) (I)に規定する積極的な措置を実施するため、
  - (aa) 登録者は、事前に登録者の商標及び連絡先を当該電子商取引プラットフォームに通知しなければならない。
  - (bb) 当該電子商取引プラットフォームは、登録者が電子商取引プラットフォームに固有のプログラムに参加することを要求してはならない。
- (III) 電子商取引プラットフォームは、登録者がプラットフォームに(II)項で要求される情報を提供しておらず、かつ商標に関する情報が公に入手できない場合には、(I)項を遵守しなかったことについて、(A)項に基づいて責任を負わないものとする。
- (IV) (I)項に規定する審査により、当該電子商取引プラットフォーム上での商品の表示が阻止される場合、当該電子商取引プラットフォームは、当該第三者販売者に、当該商品が偽造品ではないことを証明する機会を与えなければならない。
- (v)(I) 電子商取引プラットフォームは、商品の販売、販売の申出、流通、又は広告に関連して偽造商標が使用されていることをプラットフォームが実際に又は推定により知っているあらゆる出品を、プラットフォームから迅速に無効化又は削除するプログラムを登録者に無償で実施したこと。
- (II) (I)項の規定の適用上、偽造商標の使用に関する推定的な認識は、(登録者が電子商取引プラットフォームに提出した情報等、) 当該電子商取引プラットフォームによって収集された情報（以下に関する情報を含む）に基づいて推定され得る。
  - (aa) プラットフォーム上で偽造商標を使用すること。
  - (bb) 侵害されたとされる登録
  - (cc) 特定の出品物若しくは第三者販売者の識別特性、又は
  - (dd) 必要に応じて、その他の状況。
- (III) 電子商取引プラットフォームは、プラットフォームが開始した調査の後、又は影響を受けた第三者販売者の要請により、合理的に偽造商標が出品に使用されていなかったと判断する場合には、本条項に基づいて無効化又は削除された出品を復活させることができる。

- (IV) (III)項に基づく出品の復活のための検証された決定は、当該電子商取引プラットフォームがこの条項を遵守しなかったと判断する根拠とはならない。
- (vi)(I) 電子商取引プラットフォーム上での商品の販売、販売の申出、流通、又は広告に関連して偽造商標を反復して使用していると判断された第三者販売者の契約を解除することを義務付ける、公開されている書面によるポリシーを実施したこと。
- (II) 第三者販売者が1年間に3件の別の出品で偽造商標を使用した場合、通常は(I)項の規定の適用上、反復した使用とみなされるが、電子商取引プラットフォームは、酌量すべき事情がある場合、偽造商標を反復して使用した後も第三者販売者が活動を継続することを認めることができる。
- (III) (II)項の規定の適用上、酌量すべき事情が存在するか否かの判断は、当該第三者販売者の全体的な活動、第三者販売者がサプライチェーンの懸念を解消するために講じた努力、第三者販売者の意図、第三者販売者が提供する防御の範囲及び性質、懸念事項の通知を受けた第三者販売者が反駁し又は紛争を解決するために講じた努力、並びに裁判所が関連すると考えるその他の要素を考慮するものとする。
- (IV) 電子商取引プラットフォームは、プラットフォームが開始した調査の後、又は影響を受けた第三者販売者の要請により、第三者販売者が偽造商標を反復して使用していなかった、又は酌量すべき事情が存在すると判断する場合には、(I)項に基づいて第三者販売者を解約した後に、第三者販売者を復活させることができる。
- (V) (IV)項に基づく第三者販売者の復活のための電子商取引プラットフォームにより検証された決定は、プラットフォームが本条項を遵守しなかったと判断する根拠とはならない。
- (vii) 電子商取引プラットフォームは、(vi)項に基づいて解約された第三者販売者が別の販売者ID又は別名でプラットフォームに再参加したり、プラットフォーム上に留まったりしないことを確保するために、第三者販売者を審査するための措置を登録者に無償で実施したこと。
- (viii) 登録者が、第三者販売者が電子商取引プラットフォーム上で健康及び安全に関わる商品の販売、販売の申出、流通、又は広告に関連して登録者に属する商標の偽造商標を使用したと誠実に信じる場合に、登録者の要請に応じて、登録者が第三者販売者又は第三者販売者の指定代理人に連絡して訴状を送達するための検証された根拠を提供したこと。但し、プラットフォームは、個人の識別情報、居住地住所、又は連絡先情報を構成する情報を提供する義務はない(この場合、プラットフォームは第三者販売者に連絡するための代替手段を提供するものとする)。

(C)項は、本項の措置が合理的であるかどうかの判断は、電子商取引プラットフォームの規模及び資源、プラットフォームが提供する商品及びサービスの性質、利用可能な技術的及び非技術的な解決策、登録者がプラットフォームに提供する情報の量、並びに裁判所が関連

すると考えるその他の要素を考慮するものとすることを規定する。

SHOP SAFE 法案は、第三者販売者による偽造商標を付した商品の販売に関して、知的財産権者とオンラインマーケットプレイスの義務と責任のバランスが改善させる点で重要だと賛成する意見もある一方で、セーフハーバー条項は、(i)項～(viii)項までの各ステップを実施するための合理的な措置を講じたことを証明することを要求しており、Amazon だけが遵守して免責を受けられてしまうとか、小規模事業主に悪影響を及ぼすといった批判もある<sup>18</sup>。

### 3.2.1.4 ISP 等の責任に関連する最高裁判決

プロバイダー／プラットフォームが寄与責任を負うかについては、国際テロの被害に関して争われた **US-4** 事件の最高裁判決があり、関連事件の Gonzalez v. Google LLC 事件の同日の連邦最高裁判決も、**US-4** 事件を引用して、同旨の判断を行った。**US-4** 事件最高裁判決は、プロバイダー／プラットフォームの著作権侵害の寄与責任を問う訴訟 (**US-11** 事件) でも言及されている。

#### **US-4** Twitter, Inc. v. Taamneh 【国際テロによる被害】

連邦最高裁 2023 年 5 月 18 日判決 (598 US 471, 143 S.Ct. 1206) (SNS サービスプロバイダー)

##### 【事案】

イラク及びシリアにあるイスラム国 (ISIS) の指示で行われたトルコ・イスタンブールのナイトクラブでのテロにより 39 人が殺害された事件の遺族である原告が、国際テロにより被害を被った米国国民が損害賠償請求訴訟を提起することを認める反テロリズム法 (Antiterrorism Act) (合衆国法典第 18 編) 第 2333 条(d)(2)項に基づき、ISIS を幫助したとして、Facebook、Twitter 及び Google に対して民事訴訟を提起した。原告は、被告らの企業が数年にわたり、ISIS 及びその支持者が自社のプラットフォーム及び「推奨」アルゴリズムを勧誘、資金調達、プロパガンダ拡散のツールとして利用することを故意に許可してきたと主張し、被告らの企業はその過程で ISIS のツイート、投稿及び動画に掲載された広告から利益を得てきたと主張した。カリフォルニア北部連邦地裁 2018 年 10 月 29 日判決は、主張に不備があるとして訴え却下としたが、第 9 巡回区連邦控訴裁判所 2021 年 6 月 22 日判決は、原判決を破棄し、差戻した。

##### 【判旨】

連邦最高裁 2023 年 5 月 18 日判決は、「ISIS のような悪質な行為者が、被告のようなプラットフォームを違法な (そして時には恐ろしい) 目的に利用できる可能性はあるだろうが、携帯電話、電子メール又はインターネット全般についても同じことが言える。」「アルゴリズムが一部の ISIS コンテンツを一部の利用者とマッチングさせたという事実は、被告の受動的な補助を積極的な幫助に変えるものではない。」「関連性が弱いほど、裁判所は

<sup>18</sup> <https://a-capp.msu.edu/article/revisiting-the-shop-safe-act-after-markup/>

原告に対し、不法行為を実質的に促進した意図的な幫助による過失のある参加を証明するよう強く求めるべきである。そして、原告が理論的に被告をある計画の全ての不法行為について責任を負わせようとする場合、被告が実際に当該計画の各不法行為を幫助したことを確証するためには、広範かつ体系的な幫助の証明が求められる。」と判断して、第9巡回区連邦控訴裁判所の判決を破棄した。

プラットフォームによるコンテンツモデレーションの能力を制限しようとする州法の差止を求めた **US-5** 事件でも、最高裁判決が出ており、プラットフォームが編集物を提示すること自体が、保護される言論であるという考え方が示された。

**US-5 Moody v. Netchoice, LLC 【州のインターネットプラットフォーム規制法】**  
連邦最高裁 2024 年 7 月 1 日判決 (603 US 707, 144 S. Ct. 2383) (コンピューター・通信業界団体)

**【事案】**

フロリダ州とテキサス州は、インターネットプラットフォームを規制する州法を制定し、プラットフォームによるコンテンツモデレーション（利用者が投稿したい様々な第三者のメッセージ、動画その他のコンテンツをフィルタリング、優先順位付け、及びラベル付けすること）の能力を制限し、プラットフォームが利用者の投稿を削除又は変更する際に、利用者に理由を説明することを義務付けた。NetChoice LLC 及び Facebook や YouTube を含む業界団体である Computer & Communications Industry Association は、憲法修正第1条に基づく訴訟を提起し、両州の連邦地裁は暫定的差止命令を発した。第11巡回控訴裁判所は、フロリダ州法が憲法修正第1条の審査を通過できる可能性は低いと判断し、暫定的差止命令を支持した。第5巡回控訴裁判所は、テキサス州法はいかなる言論も規制しておらず、したがって憲法修正第1条に抵触しないという主な理由により、暫定的差止命令を破棄した。第5巡回区控訴裁判所と第11巡回区控訴裁判所の意見の相違を解決するため、裁量上告を認めた。

**【判旨】**

連邦最高裁 2024 年 7 月 1 日判決は、「コンテンツの「選択と提示において編集上の裁量権を行使する」主体は「言論活動に従事している」ことになる。テキサス州が、主要プラットフォームがフィードに用いるコンテンツモデレーション・ポリシーを規制しているのは、そこに表示される言論を変えるためであるが、憲法修正第1条の下では、テキサス州はそのような優遇措置を課すことはできない。第1に、選別され「編集された[第三者の]言論の編集物」を提示すること自体が、保護される言論であり、第2に、州は「他人の表現に負担をかけることで、ある見解を推進することはできない」。政府にそのような権力を与えることは、政府が思想の表現を統制し、支持する思想を推進し、支持しない思想を抑圧することを可能にすることを意味する。」と判断して、原判決を破棄し、差し

戻した。

### 3.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等

#### 3.2.2.1 通信品位法（1996 年）

1996 年通信品位法に基づく通信法第 230 条第(f)項は、「双方向コンピューターサービス」等の定義を設けている。

#### 1996 年通信品位法（Communications Decency Act）

##### 通信法第 230 条 不快な資料の私的ブロッキングとスクリーニングの保護

###### (f)定義

本条では、以下の意味で用語が用いられる。

###### (1)インターネット

「インターネット」という用語は、連邦及び連邦以外で相互運用可能なパケット交換データ・ネットワークの国際的コンピューターネットワークをいう。

###### (2)双方向コンピューターサービス

「双方向コンピューターサービス」という用語は、特にインターネットへのアクセスを提供するサービス又はシステム及び図書館又は教育機関により運営される同様なシステム又は提供される同様なサービスを含む、複数の利用者によるコンピューターサーバーへのコンピューターアクセスを提供し、又は可能にする、情報サービス、システム、又はアクセスソフトウェアのプロバイダーをいう。

###### (3)情報コンテンツプロバイダー

「情報コンテンツプロバイダー」という用語は、インターネット又はその他の双方向コンピューターサービスを通じて提供される情報の作成又は開発について全部又は一部に責任を持つ個人又は団体をいう。

###### (4)アクセスソフトウェアプロバイダー

「アクセスソフトウェアプロバイダー」という用語は、以下の 1 つ以上のことを行うソフトウェア（クライアント若しくはサーバーソフトウェアを含む）又は実用化ツールのプロバイダーをいう。

- (A) コンテンツのフィルタリング、スクリーニング、許可、若しくは禁止
- (B) コンテンツの抽出、選択、分析、又は要約
- (C) コンテンツの送信、受信、表示、転送、キャッシング、検索、サブセット、整理、再整理、又は翻訳

通信法第 230 条第(c)(1)項は、双方向コンピューターサービスのプロバイダーが出版者又は発言者と扱われてはならないことを明記した。

通信法第 230 条第(c)(2)項においては、違法・有害コンテンツのアクセス制限等を行う双方向コンピューターサービスのプロバイダーが責任を問われないように保護を与えている。

#### 1996 年通信品位法 (Communications Decency Act)

##### 通信法第 230 条 不快な資料の私的ブロックとスクリーニングの保護

##### (c) 不快な資料の「善きサマリア人」としてのブロックとスクリーニングの保護

##### (1) 出版者又は発言者としての取扱い

双方向コンピューターサービスのプロバイダー又は利用者は、別の情報コンテンツプロバイダーによって提供される情報の出版者又は発言者と扱われてはならない。

##### (2) 民事責任

双方向コンピューターサービスのプロバイダー又は利用者は、以下の責任について責任を負わないものとする。

(A) 憲法上保護されているか否かにかかわらず、プロバイダー若しくは利用者がわいせつ、みだらな、扇情的な、不潔な、過度に暴力的、嫌がらせ、若しくはその他の不快と考える資料へのアクセス又は利用を制限するために自発的に善意で取られたあらゆる措置、又は

(B) 情報コンテンツプロバイダー若しくはその他の者に対して、第(1)項に規定されている資料へのアクセスを制限するための技術的手段を有効若しくは利用可能にするために取られたあらゆる措置。

##### (d) 双方向コンピューターサービスの義務

双方向コンピューターサービスのプロバイダーは、双方向コンピューターサービスの提供についての顧客との契約締結時に、かつ、プロバイダーが適切と考える方法で、未成年者に有害な資料へのアクセスを制限する際に顧客を支援できる親のコントロールによる保護（コンピューターハードウェア、ソフトウェア又はフィルタリングサービス等）が商業的に利用可能であることを当該顧客に通知しなければならない。当該通知は、当該保護の現在のプロバイダーを特定し、又は特定する情報へのアクセスを顧客に提供するものとする。

##### (e) 他の法律への影響

##### (1) 刑法への影響がないこと

本条は、本編第 223 条若しくは第 231 条、第 18 編第 71 章（わいせつ関連）若しくは第 110 章（子供の性的搾取関連）、又はその他の連邦刑法の執行を損なうものとは解釈されない。

##### (2) 知的財産法への影響がないこと

本条は、知的財産に関する法律を制限又は拡大するものとは解釈されない。

通信品位法第 230 条に基づき、EC プラットフォーム上で行われた商標権侵害について、

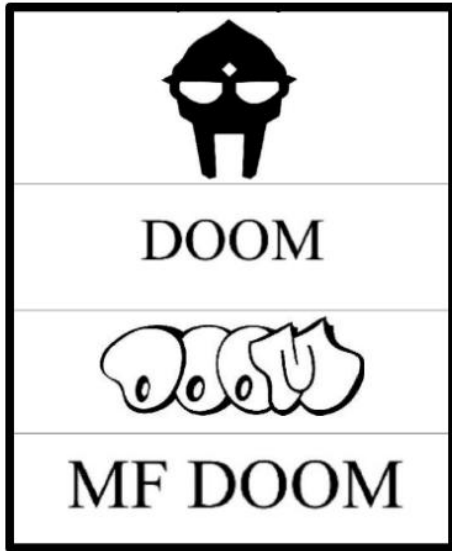
EC サービスプロバイダーの免責を認めた裁判例として、**US-6**事件や**US-7**事件がある。

**US-6 Gas Drawls, LLC v. Whaleco, Inc. 【商標権侵害】**

カリフォルニア中部連邦地裁 2025 年 12 月 5 日判決 (2025 WL 4058287) (EC サービスプロバイダー)

**【事案】**

原告 Gas Drawls, LLC は、MF DOOM として知られるラッパー Daniel Dumile Thompson の音楽ライブラリ及び知的財産権を所有しており、「MF DOOM」、(様式化された泡のデザインの)「DOOM」、「GAS DRAWLS」、及び MF DOOM がパフォーマンス中に頻繁に着用していたマスクのイラストを含む、登録済み及び出願中の商標 11 件の所有権を主張している。



原告商標



原告製品

被疑侵害品

被告 Whaleco, Inc. はオンライン小売プラットフォーム Temu.com を運営している。原告は被告が原告商標をコピーした多数の商品を自社のプラットフォーム上で製造、マーケティング、宣伝又は販売したと主張して、第 1 次修正訴状において、商標権侵害、不正競争等を主張した。

**【判旨】**

カリフォルニア中部連邦地裁 2025 年 12 月 5 日判決は、「原告は、被告が販売業者との関係に関する情報を独占的に管理していると主張しているが、どの販売業者も特定しておらず、被告が所有又は管理していることを示す事実も主張しておらず、被告が侵害品の販売者であると推論するのは不十分である。原告は被告が侵害広告を作成した責任があると主張しているが、この主張は具体性を欠いており、侵害広告の特定すらされていない。原告は、被告が「MF DOOM」を検索キーワードとして故意に提供し、それが侵害リストの表示を誘発しているため、被告が直接責任を負うと主張しているが、被告がどのよ

うにキーワードを「提供」したかを説明しておらず、被告が自社のプラットフォームに検索ツールを提供した以外に何かを行ったかどうかは不明である。要するに、原告は直接的な商標侵害の主張をしていない。被告は、第三者による侵害に対し、代位侵害又は寄与侵害の理論に基づき責任を負う場合がある。被告が侵害製品の製造、出荷及び価格設定を指揮しているという原告の主張は、間接侵害を主張しているものと解釈できる。しかし、第1次修正訴状は、間接侵害の妥当な主張を示せていない。被告は、双方向サービスプロバイダーとして、通信品位法第230条に基づいて免責されると主張している。「双方向サービスプロバイダー」という用語は、オンライン小売業者を含む幅広いサイバースペース・サービスを含むと解釈されている。一方、「情報コンテンツプロバイダー」（「インターネットを通じて提供される情報の作成又は開発に責任を負う」事業体）は、通信品位法第230条の免責を受けない。原告は、被告が製品リストに「責任」を負い、その変更及び宣伝を行っているとして、被告を情報コンテンツプロバイダーと位置付けている。被告がコンテンツプロバイダーであると主張するのは、妥当ではない。すなわち、原告は、被告が侵害の疑いのある行為に実質的に寄与したと推論する事実上の根拠を提示していない。したがって、主張されている州法上の知的財産権の主張は、通信品位法第230条に基づいて妨げられる。原告は2025年12月19日までに第2次修正訴状を提出しない場合、原告の請求を棄却する。」と判断した。

**US-7 Gibraltar, LLC v. DMS Flowers, LLC 【商標権侵害】**

カリフォルニア東部連邦地裁 2026年1月26日判決 (2026 WL 194328) (EC サービスプロバイダー)

**【事案】**

Gibraltar, LLC 及び Divinely, Inc. (原告ら) は、「Bloomingful Flowers」(www.bloomingfulflower.com) という商号で花卉を販売する DMS Flowers, LLC らとオンラインプラットフォームで花卉を販売する Teleflora を被告として登録商標「BLOOMINGFUL」の商標権侵害、不正競争等を主張して第2次修正訴状を提出した。原告らは、Teleflora が「Blooming Flowers のような数千もの独立系花屋を積極的に Telwflora のパートナーとして募集している」と主張し、Teleflora が「意図的に、故意に、悪意で、不注意にも、及び／又は過失で、原告商標を使用し、被告 DMS による使用に寄与した」と主張した。

**【判旨】**

カリフォルニア東部連邦地裁 2026年1月26日判決は、「Teleflora が本件商標を直接使用した、又は当該使用が混同を生じさせる可能性が高いことを立証するには不十分である。これらの主張はせいぜい、Teleflora がオンラインプラットフォームを通じて本件商標の使用を促進する役割を示しているに過ぎない。原告は、Teleflora が、通信品位法の適用外で著作権侵害コンテンツを作成又は開発する当事者ではなく、通信品位法の下で「双方

向コンピューターサービスプロバイダー」に類似した事業を行っていることを示している。」と判断して、請求の主張が不十分であり、かつ通信品位法によって主張が妨げられるため棄却を求める Teleflora の申立てを認めた。

(知的財産権侵害に関連しないが、) 通信品位法第 230 条に基づく免責を認めなかった裁判例として、**US-8** 事件があり、アルゴリズムによる推奨を SNS サービスプロバイダー自体の表現活動として捉えて、免責を否定した。

**US-8 Anderson v. TikTok, Inc. 【窒息ゲームへの挑戦を促す動画による死亡事故】**

第 3 巡回区連邦控訴裁判所 2024 年 8 月 27 日判決 (116 F.4d 180) (SNS サービスプロバイダー)

**【事案】**

TikTok, Inc. は、自社のアルゴリズムを用いて、独自にキュレーションされた「For You ページ」において、第三者が投稿した動画を推奨・宣伝しており、視聴者に窒息行為を撮影するよう促す「ブラックアウトチャレンジ」動画を見て試みた 10 歳児が意図せず首を吊って死亡した。10 歳児の母親は、製造物責任、過失責任、不法死亡等に基づき、TikTok, Inc. 及び ByteDance, Inc. に対して責任を追及する訴訟を提起した。ペンシルバニア東部連邦地裁 2022 年 10 月 25 日判決は、被告が通信品位法に基づき免責されることを認め、請求を棄却した。

**【判旨】**

第 3 巡回区連邦控訴裁判所 2024 年 8 月 27 日判決は、**US-5** 事件最高裁判決も引用した上で、「双方向コンピューターサービスは他人の表現活動又はコンテンツ (すなわち、第三者の言論) について訴えられた場合にのみ免責を与え、双方向コンピューターサービス自身の表現活動又はコンテンツ (すなわち、自己の言論) について訴えられた場合には免責を与えない。」「通信品位法第 230 条(c)(1)項は「別の者によって提供された」情報のみを免責し、本件で、原告の訴訟の根拠となる情報、すなわち TikTok の For You ページでのアルゴリズムによる推奨は TikTok 自身の表現活動であるため、通信品位法第 230 条は原告の主張を妨げない。」と判断して、原判決の一部を破棄し、一部を取消し、差し戻した。

また、通信品位法第 230 条に基づく免責が認められる可能性が高いことから、外国で出された全世界的削除命令を米国で執行することの暫定的差止命令を認めた裁判例として、US-10 事件がある。

<p><b>US-9 Google LLC v. LATAM Airlines Group S.A. Inc. 【名誉毀損】</b>  カリフォルニア北部連邦地裁 2025 年 9 月 24 日判決 (2025 WL 2721690) (動画配信プラットフォームフォーマー)</p>
<p><b>【事案】</b>  ある米国市民が、「Latam 航空による 6 歳未満の児童への性的虐待」という 2 本の動画を YouTube にアップロードした。被告 LATAM Airlines Group S.A. Inc. のブラジル子会社 TAM が、ブラジルで原告 Google のブラジル子会社 Google Brasil を提訴し、ブラジル法上名誉毀損であるとして Google Brasil が動画を削除することを要求する差止命令を得た。サンパウロ州裁判所は、差止命令を全世界的に適用するという TAM の要求を却下し、代わりに Google Brasil に、ブラジルでのみ動画へのアクセスをブロックするよう指示した。TAM はなお全世界的差止命令を求めて控訴し、ブラジル高等裁判所は、下級裁判所の判決を覆して、削除命令を全世界に適用できるようにした。原告 Google はブラジルにおける動画へのアクセスを制限しているが、現在、世界規模な削除命令が米国法に違反していることの確認と被告 LATAM が米国で当該命令を執行することを禁じる差止命令を請求してカリフォルニア北部連邦地裁に提訴し、通信品位法第 230 条、憲法修正第 1 条等に基づく主張をしている。</p> <p><b>【判旨】</b>  カリフォルニア北部連邦地裁 2025 年 9 月 24 日判決は、「Google 及び YouTube は、YouTube の動画が「他の情報コンテンツプロバイダーによって提供される情報」であるため、通信品位法第 230 条の「双方向コンピューターサービス」の定義に「容易に該当する」。情報を「提供」しているのは投稿者であり、Google ではない。全世界的削除命令は、投稿者から提供された情報の「発行者又は発言者」として Google に責任を負わせることになる。Google が通信品位法第 230 条の免責の要件を満たしており、したがって通信品位法第 230 条の議論の実質的部分で勝訴する可能性が高い」と判断し、LATAM が米国又はブラジルの裁判所から米国で全世界的削除命令を執行することを阻止する Google の暫定的差止命令を求める申立てを認容した。</p>

**3.2.2.2 デジタルミレニアム著作権法 (1998 年、DMCA)**

著作権法の分野では、1999 年のデジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act, DMCA) によって、著作権法第 512 条にサービスプロバイダーが一定の条件の下で免責されることが定められている。「サービスプロバイダー」の定義は、著作権法第 512 条第 (1)(A)項に定められている。

<p><b>1998 年デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)</b></p>
<p>米国著作権法第 512 条</p>
<p>(k)定義</p>

(1) サービスプロバイダー

(A) 第(a)項で用いられているように、「サービスプロバイダー」という用語は、利用者によって特定されたポイント間での、利用者が選択する資料の、送受信される資料のコンテンツに修正を加えない、デジタルオンライン通信の送信、ルーティング、又は接続の提供を申し出る団体を意味する。

(B) 第(a)項を除く本条で用いられているように、「サービスプロバイダー」という用語は、オンラインサービス若しくはネットワークアクセスのプロバイダー、又はそれらの施設の運営者を意味し、第(A)号に規定されている団体を含む。

著作権法第 512 条第(a)項ないし第(d)項に、サービスプロバイダーの一定の免責が認められる 4 つの類型、すなわち、(a)一時的なデジタルネットワーク通信、(b)システムキャッシング、(c)利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報、(d)情報の所在地ツールが規定されている。

**1998 年デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)**

**著作権法第 512 条 オンライン上の資料に関する責任の制限**

**(a) 一時的なデジタルネットワーク通信**

サービスプロバイダーは、以下の場合に、サービスプロバイダーによって、若しくはサービスプロバイダーのために管理若しくは運営されるシステム若しくはネットワークを介した資料のプロバイダーによる送信、ルーティング若しくは接続の提供を理由とする、又は当該送信、ルーティング、若しくは接続の提供の過程での資料の仲介及び一時的な保存を理由とする著作権の侵害について、金銭的救済、又は(j)項に規定されている場合を除き、差止命令若しくはその他の衡平法上の救済の責任を負わないものとする。

(1) 資料の送信が、サービスプロバイダー以外の者によって、又はその者の指示で開始され、

(2) 送信、ルーティング、接続の提供、又は保管が、サービスプロバイダーによる資料の選択なしに、自動的な技術プロセスを通じて実行され、

(3) サービスプロバイダーが、他の者の要求に自動応答する時を除き、資料の受領者を選択せず、

(4) 当該仲介又は一時的な保存の過程でサービスプロバイダーによって作成された資料のコピーが、予期される受領者以外の者が通常アクセスできる方法でシステム又はネットワーク上に維持されず、また、当該コピーは、送信、ルーティング、又は接続の提供に合理的に必要な期間より長く、当該予期される受領者が通常アクセスできる方法でシステム又はネットワーク上に維持されず、かつ、

(5) 資料が、コンテンツの修正なしに、システム又はネットワークを介して送信される場合。

## **(b) システムキャッシング**

### **(1) 責任の制限**

サービスプロバイダーは、以下の場合に、第(2)項に定める条件が満たされるときには、サービスプロバイダーによって、又はサービスプロバイダーのために管理又は運営されるシステム又はネットワーク上の資料の仲介及び一時的な保存を理由とする著作権の侵害について、金銭的救済、又は(j)項に規定されている場合を除き、差止命令若しくはその他の衡平法上の救済の責任を負わないものとする。

- (A) 資料がサービスプロバイダー以外の者によってオンラインで利用可能になっていて、
- (B) 資料が、(A)号に規定されている者から、システム又はネットワークを介して、(A)号に規定されている者以外の者に対し当該(A)号に規定されている者以外の者の指示で送信されていて、かつ、
- (C) 保管は、(B)号に規定されているように資料が送信された後、(A)号に規定されている者からの資料へのアクセスを要求するシステム又はネットワークの利用者に資料を利用可能にする目的で、自動的な技術プロセスを通じて実行される場合。

### **(2)条件**

第(1)項に規定されている条件は、以下のとおりである。

- (A) 第(1)項に規定されている資料が、第(1)項(C)号に規定されているその後の利用者に、第(1)項(A)号に規定されている者から資料が送信された態様からコンテンツの修正なしに送信されること。
- (B) 第(1)項に記載されているサービスプロバイダーが、資料を利用可能にするシステム又はネットワークについての一般的に受け入れられている業界標準のデータ通信プロトコルに従って資料をオンラインで利用可能にする者によって指定された場合に、資料の回復、再読み込み、又はその他の更新に関するルールを遵守すること。例外的に、本項が適用される仲介的な保存を妨げ、又は不合理に損なうために、当該ルールが第(1)(A)項に規定されている者によって利用されていない場合に限り、本号は適用される。
- (C) サービスプロバイダーが、もし資料が第(1)項(A)号に規定されている者から直接に第(1)項(C)号に規定されているその後の利用者によって取得されていれば、第(1)項(A)号に規定されている者が利用可能であったであろう情報を第(1)項(A)号に規定されている者に返すための資料に関連する技術的能力を妨げないこと。例外的に、以下の場合に限り、本号は適用される。
  - (i) 当該技術がプロバイダーのシステム若しくはネットワークのパフォーマンス、又は資料の仲介的な保存に重大な妨げとならず、
  - (ii) 当該技術が一般的に受け入れられている業界標準の通信プロトコルと一致していて、かつ、
  - (iii) 当該技術がプロバイダーのシステム又はネットワークから、その後の利用者が第(1)

項(A)号に規定された者から直接に資料にアクセスしたら、第(1)項(A)号に規定された者が利用可能であったであろう情報以外の情報を抽出しない場合。

(D) もし第(1)項(A)号に規定されている者が、料金の支払い又はパスワード若しくはその他の情報の提供に基づく条件など、資料にアクセスする前に満たさなければならない条件を事実上持っていれば、サービスプロバイダーは、当該条件を満たしたシステム又はネットワークの利用者のみに、当該条件に従ってのみ、保存された資料の重要な部分へのアクセスを許可すること。

(E) もし第(1)項(A)号に規定されている者が、資料の著作権者の許諾なしに当該資料をオンラインで利用可能にしたら、サービスプロバイダーは、第(c)(3)項に規定されているように、侵害申立ての通知時に侵害していると申し立てられた資料の削除又はアクセスの無効化に迅速に対応すること。例外的に、以下の場合に限り、本号は適用される。

(i) 資料が以前に元のサイトから削除されたか、若しくはそれへのアクセスが無効にされたか、又は裁判所が、資料の元のサイトからの削除、若しくは元のサイトの資料へのアクセスの無効化を命じた場合であって、

(ii) 通知を行う当事者が、通知に、資料が以前に元のサイトから削除されたか、若しくはそれへのアクセスが無効にされたこと、又は裁判所が、資料の元のサイトからの削除、若しくは元のサイトの資料へのアクセスの無効化を命じたことを確認する声明を含めているとき。

### **(c) 利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報**

#### **(1)原則**

サービスプロバイダーは、以下の場合には、サービスプロバイダーによって、又はサービスプロバイダーのために管理又は運営されるシステム又はネットワーク上に存在する資料の利用者の指示による保存を理由とする著作権の侵害について、金銭的救済、又は(j)項に規定されている場合を除き、差止命令若しくはその他の衡平法上の救済の責任を負わないものとする。

#### **(A)**

(i) サービスプロバイダーが、システム若しくはネットワーク上の資料若しくは資料を利用した行為が侵害しているとの現実の認識をしていないか、

(ii) 当該現実の認識がなく、侵害行為が明白な事実若しくは状況を把握していないか、又は、

(iii) 当該認識若しくは把握をしたら、資料を削除し、若しくは資料へのアクセスを無効化するために迅速に行動する場合で、

(B) サービスプロバイダーが、侵害行為を管理する権利と能力を有している場合に、当該侵害行為に直接起因する金銭的利益を受け取っておらず、かつ、

(C) サービスプロバイダーが、第(3)項に規定されているように侵害申立てが通知されたら、侵害している、又は侵害行為の対象であると主張されている資料を削除するか、アク

セスを無効化するために迅速に対応するとき。

## (2)指定代理人

本項に規定される責任の制限は、サービスプロバイダーが、公衆がアクセス可能な場所にあるそのウェブサイトを含む、そのサービスを通じて利用可能にすることにより、かつ、著作権局に実質的に以下の情報を提供することにより、第(3)項に記載された侵害申立ての通知を受領する代理人を指定した場合にのみ適用される。

(A) 代理人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス。

(B) 著作権局長が適切とみなし得る他の連絡先情報。

著作権局長は、インターネット経由を含む、公衆が閲覧可能な現在の代理人のディレクトリを維持しなければならず、ディレクトリを維持する費用を賄うためにサービスプロバイダーに料金の支払いを要求することができる。

## (3)通知の要素

(A) 本項の下で有効であるためには、侵害申立ての通知は、実質的に以下のものを含むサービスプロバイダーの指定代理人に提供される書面通知でなければならない。

(i) 侵害されたと主張される独占的権利の権利者に代わって行動する権限を与えられた者の物理的又は電子的な署名。

(ii) 侵害されたと主張される著作物の特定、又は単一のオンラインサイトでの複数の著作物が単一の通知に含まれている場合は、当該サイトでの当該著作物の代表的なリスト。

(iii) 侵害している、又は侵害行為の対象であると主張され、かつ、削除又はアクセス無効化がなされる資料の特定、及びサービスプロバイダーが資料の所在を把握するのに合理的に十分な情報。

(iv) 申立当事者に連絡可能な住所、電話番号、及び、可能であれば、電子メールアドレスなど、サービスプロバイダーが申立当事者に連絡するのに合理的に十分な情報。

(v) 申立当事者が、申立てられた方法での資料の利用が著作権者、代理人、又は法律によって認められていないことを善意で信じているという声明。

(vi) 通知の情報が正確であり、偽証罪の罰則の下で、申立当事者が、侵害されたと主張される独占的権利の権利者に代わって行動する権限を与えられているという声明。

(B)

(i) 第(ii)号に従うことを条件として、著作権者又は著作権者に代わって行動する権限を与えられた者からの、第(A)号の規定を実質的に遵守していない通知は、第(1)項(A)号の下で、サービスプロバイダーが現実の認識を有し、又は侵害行為が明らかな事実若しくは状況を把握しているかどうかを判断する際に、考慮されないものとする。

(ii) サービスプロバイダーの指定代理人に提供される通知が、第(A)号の全ての規定を実質的に遵守していないが、第(A)(ii)、(iii)及び(iv)号を実質的に遵守している場合に、サービスプロバイダーが通知を行う者に迅速に連絡を試みるか、第(A)号の全ての規定を実質的に遵守する通知の受領を支援する他の合理的な手段を執るかする場合に限り、本号の

第(i)号が適用される。

#### **(d)情報の所在地ツール**

サービスプロバイダーは、以下の場合には、ディレクトリ、索引、参照、ポインター、ハイパーテキスト・リンクを含む情報の所在地ツールを利用して、侵害している資料又は侵害行為を含むオンライン上の所在地を利用者に参照又はリンクすることを理由とする著作権の侵害について、金銭的救済、又は(j)項に規定されている場合を除き、差止命令若しくはその他の衡平法上の救済の責任を負わないものとする。

(1)

(A) サービスプロバイダーが、資料若しくは行為が侵害しているという現実の認識を有していないか、

(B) 当該現実の認識がなく、侵害行為が明白な事実若しくは状況を把握していないか、又は、

(C) 当該認識若しくは把握をしたら、資料を削除し、若しくは資料へのアクセスを無効化するために迅速に行動する場合で、

(2) サービスプロバイダーが、当該行為を管理する権利と能力を有している場合に、侵害行為に直接起因する金銭的利益を受け取っておらず、かつ、

(3) サービスプロバイダーが、(c)(3)項に規定されているように侵害申立てが通知されたら、侵害している、又は侵害行為の対象であると主張されている資料を削除するか、アクセスを無効化するために迅速に対応するとき。例外的に、本項においては、第(c)(3)項(A)(iii)号に規定されている情報は、侵害していると主張される、削除又はアクセス無効化されるべき資料又は行為への参照又はリンクの特定と、サービスプロバイダーが当該参照又はリンクの所在を把握するのに合理的に十分な情報とするものとする。

#### **(g)削除又は無効化された資料の復活及びその他の責任の制限**

##### **(1)削除について責任を負わないという原則**

第(2)項に従うことを条件として、サービスプロバイダーは、侵害していると主張され、又は侵害行為が明白な行為若しくは状況に基づいて、サービスプロバイダーの善意により資料又は行為のアクセス無効化又は削除に基づくいかなる請求についても、当該資料又は行為が最終的に侵害と判断されるか否かに関わらず、いかなる者に対しても責任を負わないものとする。

##### **(2)例外**

第(1)項は、以下の場合を除き、サービスプロバイダーによって、又はサービスプロバイダーのために管理又は運営されるシステム又はネットワーク上のサービスプロバイダーの加入者の指示により存在する、第(c)(1)項(C)号に基づいて出された通知に従い、サービスプロバイダーにより削除又はアクセス無効化された資料については適用されないものとする。

(A) サービスプロバイダーが、資料の削除又はアクセス無効化を加入者に迅速に通知す

る合理的な手段を取り、

(B) サービスプロバイダーが、第(3)項に規定されている異議申立ての通知を受領したら、第(c)(1)項(C)号に基づいて通知を出した者に異議申立ての通知のコピーを提供し、その者に 10 営業日後に削除された資料の復活又はアクセス無効化の停止を行うことを通知し、並びに、

(C) サービスプロバイダーが、異議申立ての通知受領後 10 営業日以上 14 営業日以内に削除された資料の復活及びアクセス無効化の停止を行う場合。但し、その指定代理人が、第(c)(1)項(C)号に基づく通知を提出した者から、最初に、当該者が加入者がサービスプロバイダーのシステム又はネットワーク上の資料に関する侵害行為を行うのを制限する裁判所の命令を求める訴訟を提起したという通知を受け取っている場合を除く。

### **(3)異議申立て通知の内容**

本項の下で有効となるためには、異議申立て通知は、実質的に以下のものを含むサービスプロバイダーの指定代理人に提供される書面通知でなければならない。

(A) 加入者の物理的又は電子的な署名。

(B) 侵害されたと主張される削除され、又はアクセス無効化された資料、及び削除又はアクセス無効化前に資料があった所在地の特定。

(C) 偽証罪の罰則の下で、削除され、又は無効化された資料の誤り又は誤認の結果として資料が削除又は無効化されたと加入者が善意で信じているという声明。

(D) 加入者の氏名、住所、及び電話番号、並びに、加入者が、住所の所在する地区、又は、加入者の住所が米国外であれば、サービスプロバイダーを見出し得る地区の連邦地裁の管轄に合意しており、かつ、加入者が第(c)(1)項(C)号に基づく通知を行った者又はその者の代理人から送達を受けるであろうという声明。

### **(4)その他の責任の制限**

サービスプロバイダーが第(2)項を遵守していることは、第(c)(1)項(C)号の下で出された通知で特定される資料に関する著作権侵害の責任を負うことにならないものとする。

4 つの類型のうちの「利用者の指示によってシステム又はネットワーク上に存在する情報」(著作権法第 512 条第(c)項)においては、免責の条件の一つとして、サービスプロバイダーが、侵害主張の通知を受けたら、速やかにその資料を削除し、又はアクセスできないようにすること (Notice and Take Down) が規定され、第(g)項においては、資料を削除等された加入者に速やかに通知する措置をとり、加入者から異議申立ての通知を受け取った場合は、侵害を主張する者に異議申立ての通知のコピーを送って、10 営業日後に原状回復する旨通知し、侵害を主張する者による提訴の通知を受け取らない限り、10 営業日以後 14 営業日以前に原状回復すること等が定められている。

この Notice and Take Down の手続は、サービスプロバイダーに権利侵害の有無についての

実質的判断を要求することなく、形式的要件の充足により削除等を可能にするものであり、これによりサービスプロバイダーが迅速に削除等の対応を取れるようになっている。

デジタルミレニアム著作権法第 512 条(a)～(d)項は免責される場合を定めるセーフハーバー一条項があるが、コモンロー上の原則に基づいて著作権侵害における二次的責任を負うことを判示するものとして、**US-10**事件がある。

**US-10 In re Frontier Communications Corporation 【著作権侵害】**

ニューヨーク南部連邦破産裁判所 2024 年 3 月 27 日判決 (658 B.R. 277, 2024 WL 1299391)  
(インターネットサービスプロバイダー)

**【事案】**

電気通信及びインターネットサービスプロバイダーである Frontier Communications Corporation (Frontier) は、破産法第 11 章にもとづく会社更生申立てを行った。レコード会社及び映画会社 (原告ら) は、申立前及び申立後の著作権侵害に関する請求の証明書を提出し、Frontier が寄与責任と代位責任の理論に基づき責任を負うと主張した。Frontier は、この請求に異議を述べ、**US-4**事件最高裁判決を根拠として二次的責任を負わないとし、デジタルミレニアム著作権法第 512 条(a)～(d)項に定めるセーフハーバー一条項を満たさなかったとしても責任を生じさせるものではなく、原告は、コモンローの原則に基づき二次的責任を負うことを適切に主張する必要があるが、それを主張していないと主張した。

原告らは、ニューヨーク南部地区地方裁判所にも訴訟を提起し、再建計画発効日以降の著作権侵害を主張しており、共通の論点が争われている。

**【判旨】**

ニューヨーク南部連邦破産裁判所 2024 年 3 月 27 日判決は、「裁判所が数十年にわたり、著作権侵害の文脈における二次的責任に関するコモンロー上の原則を発展させ、洗練させてきた。その結果、寄与侵害及び代位侵害という 2 つの広範な理論が生まれた。「寄与侵害」の範疇では、(1)誘引と(2)実質的寄与の両方に対する責任が存在し、どちらも認識要件を伴う。対照的に、代位責任は責任追及の法理から発展したもので、(1)侵害行為に対する監督又は管理及び(2)侵害行為に対する直接的な経済的利益の両方を有する場合に、(認識の有無にかかわらず) 責任を課すものである。これらの理論を適用した判例は豊富にあり、その中には、加入者が ISP のネットワーク上で行った侵害に基づいて ISP に責任があるとされるという具体的な文脈における判例もいくつか含まれている」と述べ、「**US-4**事件最高裁判決は、最高裁判所を含む他の裁判所が著作権の文脈で解釈してきたのと同じコモンロー上の寄与責任の原則に基づいており、それを変更していない。Frontier は、**US-4**事件最高裁判決の「実質的な幫助」という表現が寄与侵害の「誘引」理論に反映されていることを認識し、この類似性に着目し、これが唯一の責任理論であると主張しているが、この主張には根拠がない。著作権法理に基づき、原告は二次的侵害の責任を主張している。」と判断し、Frontier の訴答 (pleading) に基づく判決 (訴訟の早期終了) を

求める申立てを却下した。

巡回区控訴裁判所でも、ISPに寄与侵害を認め、法定損害賠償の認定のために事件を差し戻す裁判例が複数出ている（**US-11**、**US-12**事件）。

**US-11 Sony Music Entertainment v. Cox Communications, Incorporated 【著作権侵害】**  
第4巡回区控訴裁判所 2024年2月20日判決（93 F.4th 222）（インターネットサービスプロバイダー）

**【事案】**

レコード会社と音楽出版社がインターネットサービスプロバイダーである被告を著作権の代位・寄与侵害で提訴した。

**【判旨】**

第4巡回区控訴裁判所 2024年2月20日判決は、ソニーは、加入者の著作権侵害とコックスの収益増加との間の因果関係を証明するのに適切な法的理論を提示していないとして、コックスは加入者の著作権侵害について代位責任を負わないと結論付けたが、被告が自社のネットワーク上で発生する著作権侵害に実質的に寄与したとして、被告が著作権侵害の寄与責任を負うとした陪審の評決を覆せないとして、法定損害賠償額の算定のために、差し戻した。

ただし、**US-11**事件について、2026年3月25日に連邦最高裁は、「サービスプロバイダーは、利用者の権利侵害に対して、提供したサービスが権利侵害に利用されることを意図していた場合にのみ、寄与責任を負う。寄与責任に必要な意図は、当事者が権利侵害を誘発した場合、又は提供されたサービスがその権利侵害に特化して設計されている場合にのみ立証できる。」と述べて、被告が著作権侵害の寄与責任を負うことを否定し、破棄差戻判決を下した。

**US-12 UMG Recordings, Inc. v. Grande Communications Networks, L.L.C., 2024 WL 4449684 【著作権侵害】**  
第5巡回区控訴裁判所 2024年10月9日判決（118 F.4th 697）（インターネットサービスプロバイダー）

**【事案】**

レコード会社がインターネットサービスプロバイダーである被告を著作権の寄与侵害で提訴した。

**【判旨】**

第5巡回区控訴裁判所 2024年10月9日判決は、ISPの加入者がレーベルの著作権を直接侵害したかどうかは陪審員が判断すべき問題で、地裁が陪審員に対し、ISPが「著作物

へのさらなる損害を防止するための基本的な措置を講じる」ことができない場合を除き、加入者に著作権侵害の音声録音へのアクセスを故意に提供し続けた場合、ISPは著作権の寄与侵害の責任を負うと指示したことに誤りはないとした上で、法定損害賠償に関する審理のために事件を差し戻した。

サービスプロバイダーが著作権法第 512 条に定められた一定の免責を受けるための適格性の条件が第(i)項に定められている。

#### 1998 年デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)

##### 著作権法第 512 条 オンライン上の資料に関する責任の制限

###### (i)適格性の条件

###### (1)技術への適応

本条によって設けられた責任の制限は、以下のサービスプロバイダーに限り適用されるものとする。

(A) サービスプロバイダーが、反復的な侵害者であるサービスプロバイダーのシステム又はネットワークの加入者及びアカウント保有者の適切な状況における終了のポリシーを採用し、合理的に実施し、サービスプロバイダーのシステム又はネットワークの加入者及びアカウント保有者に通知すること、並びに、

(B) サービスプロバイダーが、標準的技術的措置に対応し、妨げないこと。

###### (2)定義

本項において、「標準的技術的措置」という用語は、以下のような著作権者によって著作物を特定し、保護するために利用される技術的措置を意味する。

(A) 開かれた、公平、自発的、複数の産業界の技術プロセスで著作権者及びサービスプロバイダーの幅広い合意に基づいて開発され、

(B) 合理的で非差別的な条件で利用可能で、かつ、

(C) サービスプロバイダーに相当な費用、又はシステム若しくはネットワークへの相当な負担をかけないもの。

また、著作権法第 512 条の手續に基づいて不実表示を行った者が生じた損害について責任を負う旨が第(f)項に定められている。

#### 1998 年デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)

##### 著作権法第 512 条 オンライン上の資料に関する責任の制限

###### (f)不実表示

本条に基づいて以下のことについて故意に重大な不実表示を行う者は、サービスプロバイダーが当該不実表示に依拠して、侵害していると主張された資料又は行為の無効若

しくはアクセス無効化を行い、又は削除資料の復活若しくは資料のアクセス無効化の停止を行った結果として、当該不実表示によって損害を被った、被疑侵害者、著作権者若しくは著作権者が許諾したライセンシー、又はサービスプロバイダーに生じた、経費及び弁護士費用を含むあらゆる損害について責任を負うものとする。

(1) 資料若しくは行為が侵害していること、又は、

(2) 資料若しくは行為が誤って若しくは誤認によって削除若しくは無効化されたこと。

著作権法第 512 条第(a)項ないし第(d)項のサービスプロバイダーの免責条項には、「(j)項に規定されている場合を除き、差止命令若しくはその他の衡平法上の救済の責任を負わないものとする。」と規定されており、第(j)項に定める範囲で差止命令を申し立てることができる。

#### 1998 年デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)

##### 著作権法第 512 条 オンライン上の資料に関する責任の制限

###### (j)差止命令

以下の規則は、本条に基づく金銭的救済の対象とならない、サービスプロバイダーに対する第 502 条に基づく差止命令の申立ての場合に適用されるものとする。

###### (1)救済の範囲

(A) 第(a)項に規定された救済の制限の対象となる行為以外の行為に関して、裁判所は、以下の 1 又は 2 以上の形式に限り、サービスプロバイダーに関して差止命令による救済を与えることができる。

(i) サービスプロバイダーが、プロバイダーのシステム又はネットワーク上の特定のオンラインサイトに存在する侵害している資料又は行為へのアクセスの提供を制限する命令。

(ii) サービスプロバイダーが、命令で指定される加入者又はアカウント保有者のアカウントを終了することによって、侵害行為を行っていて、命令で特定されるサービスプロバイダーのシステム又はネットワークの加入者又はアカウント所有者へのアクセスの提供を制限する命令。

(iii) 他の差止命令による救済であって、その目的のために比較的効果がある救済形式の中で、当該救済がサービスプロバイダーにとって最も負担が少なければ、特定のオンラインの所在地において裁判所の命令で特定される著作権で保護される資料の侵害を予防又は制限するために必要と裁判所が考え得るもの。

(B) サービスプロバイダーが第(a)項に規定されている救済の制限の対象となる場合に、裁判所は、以下の形式の一方又は両方に限り、差止命令による救済を認めることができる。

(i) サービスプロバイダーが、命令で指定される加入者又はアカウント保有者のアカウントを終了することによって、侵害行為を行うためにプロバイダーのサービスを利用して

いて、命令で特定されるサービスプロバイダーのシステム又はネットワークの加入者又はアカウント所有者へのアクセスの提供を制限する命令。

(ii) 米国外の特定の識別されたオンラインの場所へのアクセスをブロックするために、命令で指定された合理的な方法を執ることによって、サービスプロバイダーがアクセスの提供を制限する命令。

## (2)検討事項

裁判所は、適用される法に基づく差止命令による救済に関連する基準を検討する際に、以下を検討するものとする。

(A) 当該差止命令が、単独で、又は本項に基づいて同じサービスプロバイダーに対して出される他の差止命令との組み合わせにより、プロバイダー又はプロバイダーのシステム若しくはネットワークの運営に重大な負担をかけるか否か。

(B) 侵害を予防又は抑制するために手段が執られない場合に、デジタルネットワーク環境で著作権者が被害される可能性のある害の大きさ。

(C) 当該差止命令の実施が技術的に実現可能かつ効果的であり、他のオンラインの所在地での侵害していない資料へのアクセスを妨げないかどうか、及び、

(D) 侵害している資料へのアクセスを予防又は制限する他の負担がより少なく比較的効果的な手段が利用可能かどうか。

## (3)通知及び一方当事者の申立てのみに基づく命令

サービスプロバイダーの通信ネットワークの運営に重大な悪影響を及ぼさない証拠の保全を確保する命令又はその他の命令を除いて、本項に基づく差止命令による救済は、サービスプロバイダーへの通知後にのみ利用可能なものとし、サービスプロバイダーが出頭する機会が提供される。

### 3.2.2.3 2023 年包括歳出法の一部として成立した INFORM Consumers 法

消費者のためのオンラインマーケットプレイスにおける誠実性、通知及び公平性に関する法律（Integrity, Notification, and Fairness in Online Retail Marketplaces for Consumers Act（通称 INFORM Consumer Act））案が、2020 年以降議会で提出されていて、2022 年に下院を通過し、最終的には同法案の内容が 2023 年包括歳出法（Consolidated Appropriations Act, 2023）の一部に含められて 2022 年 12 月 29 日に成立した。

INFORM Consumers 法によって設けられた合衆国法典第 15 編第 45f 条（消費者に通知するためのオンラインマーケットプレイスによる情報の収集、確認及び開示）は、(a)項及び(b)項で、オンラインマーケットプレイスが、そのプラットフォーム上の大量第三者販売者に対し、プラットフォーム上で大量第三者販売者として認定されてから遅くとも 10 日以内に、銀行口座、連絡先情報、納税者番号、並びに有効な電子メール及び電話番号を提供するよう要求し、収集後 10 日以内に確認し、大量第三者販売者の氏名、住所及び連絡先を含む身元を開示しなければならないことを定めている。

INFORM Consumer 法（合衆国法典第 15 編第 45f 条）(c)項は、オンラインマーケットプレイスによる(a)項又は(b)項違反が、連邦取引委員会（Federal Trade Commission）法（合衆国法典第 15 編第 57a 条）第 18 条(a)(1)(B)項に基づき、不公正又は欺瞞的行為又は慣行を定義する規則違反とみなされると定めている。

INFORM Consumer 法（合衆国法典第 15 編第 45f 条）(f)(6)(A)項は、「第三者販売者」を、オンラインマーケットプレイスとは独立して、米国内で消費者向け製品を販売、販売の申出、又は販売契約締結を行うあらゆる販売者を指すと定義し、(f)(6)(B)(i)項は、「第三者販売者」から、明示的にオンラインマーケットプレイスを運営する販売者を除外している。そのため、INFORM Consumer 法は、透明性のために必要な情報を Amazon が提供することを義務付けておらず、透明性の幻想を作り出していて、Amazon が別の業者から商品を供給する混在販売において出所が開示されていないことについて批判がある<sup>19</sup>。

### 3.2.2.4 2025 年 TAKE IT DOWN 法

ウェブサイト及びネットワーク上の技術的ディープフェイクを無力化することで既知の悪用に対処する手段に関する法律（Tools to Address Known Exploitation by Immobilizing Technological Deepfakes on Websites and Networks Act（通称 TAKE IT DOWN 法））は、2025 年に 5 月 19 日に成立した。

TAKE IT DOWN 法は、インタラクティブコンピュータサービスを使用して同意のない（児童ポルノ、リベンジポルノ、ディープフェイクを含む）性的画像（親密な視覚的表現 (intimate visual depiction)（合衆国法典第 15 編第 6851 条(a)(5)項において定義されている））を故意に開示することを刑事的に禁止し、オンラインプラットフォームが、個人の同意のない性的画像のオンラインプラットフォームへの通知及び削除要請ができる仕組みを作り、要請から 48 時間以内に削除しなければならないことについて定めている。

デジタルミレニアム著作権法第 512 条(c)(3)項よりは簡潔な以下の内容の通知及び削除の要請によって削除される（TAKE IT DOWN 法第 3 条(a)(1)(b)項）。

- |   |
|---|
| <p>(i) 識別可能な個人（又は当該個人に代わって行動する権限を与えられた者）の物理的又は電子的な署名。</p> <p>(ii) 識別可能な個人の親密な視覚的描写の特定、及び対象となるプラットフォームが所在を把握するのに合理的に十分な情報。</p> <p>(iii) 識別可能な個人が、(ii)項で特定されるいかなる親密な視覚的描写も合意に基づくものではないと誠実に信じている旨の簡潔な声明（対象となるプラットフォームが、当該親密な視覚的描写が識別可能な個人の同意なしに公開されたと判断するための関連情報を含む）</p> <p>(iv) 対象となるプラットフォームが識別可能な個人（又は当該個人に代わって行動する</p> |
|---|

<sup>19</sup> Tanya J. Monestier, *Amazon's Dirty Little Secret*, 69 Villanova Law Review 521 (2024).

権限を与えられた者) に連絡できるようにするのに十分な情報。

デジタルミレニアム著作権法第 512 条(g)項のような削除されたものを復活させる手続は定められておらず、デジタルミレニアム著作権法第 512 条(g)項のような不実表示を行った者が生じた損害について責任を負う旨の規定は設けられていない。

### 3.2.3 削除請求、その他の差止請求

通信法第 230 条に基づくアクセス制限措置は、被害者からの通知を必要としないが、著作権法第 512 条第(c)項に基づく削除又はアクセス無効化は、サービスプロバイダーが、通常は、権利者から著作権侵害についての通知を受けて、迅速に措置がとられることになる。

権利者からの通知は、著作権法 512 条第(c)(3)項第(A)(i)～(vi)号に規定された以下の内容を含むことが必要である。

- (i) 権限を与えられた者の署名
- (ii) 著作物の特定又は著作物のリスト
- (iii) 侵害資料の特定及び資料の所在を把握する情報
- (iv) 申立当事者に連絡可能な住所、電話番号（、電子メールアドレス）等
- (v) 資料の利用が認められていないことを善意で信じている旨の声明
- (vi) 通知の情報が正確で、権利者に代わって行動する権限を与えられている旨の声明

但し、著作権法 512 条第(c)(3)項第(B)(ii)号により、著作権法 512 条第(c)(3)項第(A)号に規定されているうちの第(ii)号、第(iii)号及び第(iv)号が記載されていれば、サービスプロバイダーは、通知者に連絡する等の合理的手段を執ることになる。

デジタルミレニアム著作権法に基づく通知 (DMCA Notice) を受け付ける専用フォームがウェブサイトを用意されていることも多く、ウェブサイトには設けられる DMCA Notice の専用フォームでも、商標権侵害を著作権侵害と区別しない場合があり、著作権法第 512 条による手続は、商標権侵害においても有効な枠組みだという理解もある<sup>20</sup>。また、DMCA に基づく削除等の状況がデータベース化されて公開されている<sup>21</sup>。

### 3.2.4 発信者情報開示請求

発信者の身元が不明である場合に、裁判所の書記官から、サービスプロバイダーに対して著作権法第 512 条(h)項に基づく文書提出命令 (subpoena) の発行を受けて、開示を請求することができる。氏名不詳者に対する訴訟 (John Doe lawsuit) を提起するよりも簡便で安く済むメリットがある。

<sup>20</sup> Deborah A. Wilcox & Courtnie E. Thorpea, *A Quick Fix for Online Trademark Infringement*, The Federal Lawyer, July 2012, p.16.

<sup>21</sup> <https://www.lumendatabase.org/>

著作権法第 512 条(h)項に基づく文書提出命令は、以下の内容の要求を書記官に提出することによって請求することができる。

- (A)権利者からの通知（著作権法第 512 条第(c)(3)項(A)号）のコピー、
- (B)文書提出命令の案、及び、
- (C)文書提出命令を求める目的が被疑侵害者を特定することで、著作権保護目的にのみ利用される旨の宣誓による宣言。

なお、日本で発信者に対する損害賠償請求訴訟を起こす前提で、発信者情報を得る手段として、日本で発信者情報開示請求訴訟を起こす代わりに、米国で「外国での訴訟手続のためのディスカバリー」（米国連邦民事訴訟規則第 1782 条）を利用することも行われている。

#### 1998 年デジタルミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act)

##### 著作権法第 512 条 オンライン上の資料に関する責任の制限

##### (h)侵害者を特定するための文書提出命令

##### (1)要求

著作権者又は著作権者に代わって行動する権限を与えられた者は、連邦地裁の書記官に、本項に従って被疑侵害者の特定のために、文書提出命令をサービスプロバイダーに対し発行することを要求することができる。

##### (2)要求の内容

要求は書記官への以下のものの提出によって行うことができる。

- (A) 第(c)(3)項(A)号に規定されている通知のコピー、
- (B) 文書提出命令の案、及び、
- (C) 文書提出命令を求める目的が被疑侵害者を特定することであり、当該情報は本編の下での権利を保護する目的のためにのみ利用される旨の宣誓による宣言。

##### (3)文書提出命令の内容

文書提出命令は、通知及び文書提出命令を受け取るサービスプロバイダーに対して、著作権者又は著作権者により権限を与えられた者に、通知に記載された資料の被疑侵害者を特定するのに十分な情報を、サービスプロバイダーが利用可能な限りで、迅速に開示する権限を与え、命じる。

##### (4)文書提出命令を付与するための根拠

提出された通知が第(c)(3)項(A)号の規定を満たし、提案された文書提出命令が適切な形式であり、付随する宣誓が適切に執行されている場合に、書記官は、提案された文書提出命令を迅速に発行して署名し、それをサービスプロバイダーに配達するために要求者に返還するものとする。

##### (5)文書提出命令を受領するサービスプロバイダーの行動

他の法律上の規定にかかわらず、サービスプロバイダーが通知に回答するか否かに関係なく、サービスプロバイダーは、第(c)(3)項(A)号に規定されている通知の受領に伴って、又は受領に続いて発行された文書提出命令を受領したら、迅速に著作権者又は著作権者から権限を与えられた者に文書提出命令によって要求された情報を開示しなければならない。

#### **(6)文書提出命令に適用される規則**

本条又は適用される裁判所の規則に別段の定めがない限り、文書提出命令の発行及び送付の手續並びに文書提出命令の不遵守に対する救済は、文書提出命令の発行、送達及び執行に適用される連邦民事訴訟規則の規定が、最大限実行可能な限りで、適用されるものとする。

### **連邦民事訴訟規則（合衆国法典第 28 編）**

#### **第 1782 条 外国及び国際裁判所並びに当該裁判所における訴訟当事者への援助**

(a) ある者が居住又は所在する地区の地方裁判所は、正式な告発前に行われる刑事捜査を含む、外国又は国際裁判所における手續において、証言若しくは陳述を行い、又は文書若しくはその他の物を提出するよう、当該者に対し命じることができる。この命令は、外国又は国際裁判所によって発行された囑託状若しくは行われた要請に基づいて、又は利害関係人の申請に基づいて発せられ、裁判所によって任命された者の前で証言若しくは陳述を行い、又は文書若しくはその他の物を提出するよう指示することができる。任命された者は、任命により、必要な宣誓を行い、証言又は陳述を行う権限を有する。この命令は、証言若しくは陳述を行う、又は文書若しくはその他の物を提出するための慣行及び手續（全部又は一部が外国又は国際法廷の慣行及び手續であってもよい）を規定することができる。この命令に別段の定めがない限り、連邦民事訴訟規則に従って証言又は陳述が行われ、文書又はその他の物が提出されるものとする。

法律上適用される秘匿特権に違反して、証言若しくは陳述を行うこと、又は文書若しくはその他の物を提出することは強制されない。

(b) 本章は、合衆国内の者が、外国又は国際裁判所における訴訟手續において、許容できるいかなる者に対しても、及びいかなる方法においても、自発的に証言若しくは陳述を行うこと、又は文書若しくはその他の物を提出することを妨げるものではない。

日本の出版社は、連邦民事訴訟規則第 1782 条に基づくディスカバリーによって、被疑侵害者の個人情報の開示を受けて、日本での著作権侵害訴訟（**JP-1**事件）で利用しているが、デジタルミレニアム著作権法に基づく文書提出命令によって開示された個人情報を、外国（米国以外）の裁判所に訴訟を提起するために使用することは認められないとする裁判例として **US-13**事件がある。

<p><b>US-13 Shueisha Inc. v. DMCA Subpoena to Cloudflare, Inc. 【著作権侵害】</b></p> <p>カリフォルニア北部連邦地裁 2026 年 2 月 2 日判決 (2026 WL 266626) (コンテンツデリバリーネットワークサービスプロバイダー)</p>
<p><b>【事案】</b></p> <p>集英社は、Cloudflare, Inc.に対して、デジタルミレニアム著作権法に基づく文書提出命令 (subpoena) を求めた。</p> <p><b>【判旨】</b></p> <p>カリフォルニア北部連邦地裁 2026 年 2 月 2 日判決は、被疑侵害者 (John Doe) の棄却の申立てを却下したが、両当事者に文書提出命令の目的と無関係な目的で被疑侵害者の身元を開示・使用することを禁じる保護命令 (protective order) 案を裁判所に提出するように命じ、集英社が保護対象となる情報を用いて外国の裁判所に著作権訴訟を提起するという提案を却下した。</p>

### 3.2.5 損害賠償請求

著作権侵害については、デジタルミレニアム著作権法に基づく免責が認められる場合があるが、サービスプロバイダーは、以下のような著作権法第 512 条第(c)(1)項に定める免責条項 (safe harbor) の要件を満たす必要がある。

(A)	(B)	(C)	(A)+(B)+(C)
(i)侵害の現実の認識がない	侵害行為を管理する権利と能力を有している場合に、侵害行為に直接起因する金銭的利益を受け取っていない	侵害申立てが通知されたら、資料の削除・アクセス無効化のために迅速に対応する	免責条項の要件充足
(ii)侵害行為が明白な事実・状況を把握していない			
(iii)認識・把握をしたら、資料の削除・アクセス無効化のために迅速に行動する			

### 3.2.6 刑事責任

著作権侵害及び商標権侵害に関する犯罪は、3.1.4 参照。通信法第 230 条第(e)(1)項は、同条が、「本編第 223 条若しくは第 231 条、第 18 編第 71 章 (わいせつ関連) 若しくは第 110 章 (子供の性的搾取関連)、又はその他の連邦刑法の執行を損なうものとは解釈されない。」と規定しており、プラットフォーム/プロバイダーも、インターネット上の違法行為に関して共犯者として刑事責任を問われる可能性はある。

### 3.2.7 広告審査責任

連邦取引委員会法 (合衆国法典第 15 編第 57a 条) 第 18 条(a)(1)(B)項は、不公正又は欺瞞的行為又は慣行を禁止しており、広告は、真実で、誤解を招くものであってはならない、広

告主は、その主張を裏付ける証拠を提示しなければならない、広告是不公平であってはならないという基本原則を適用する<sup>22</sup>。

しかし、SNS 上で行われた詐欺広告について、SNS サービスプロバイダーの免責を通信品位法第 230 条に基づいて認めた裁判例として、**US-14** 事件がある。

SHOP SAFE ACT が今後立法される場合には、偽造商標を用いた広告についてプロバイダーが寄与責任を負う可能性が明記されることになる (3.2.1.3 参照)。

<p><b>US-14 Calise v. Meta Platforms, Inc. 【詐欺広告】</b> 第 9 巡回区連邦控訴裁判所 2024 年 6 月 4 日判決 (103 F.4d 732) (SNS サービスプロバイダー)</p>
<p><b>【事案】</b></p> <p>Meta Platforms, Inc. (Meta (通称 Facebook)) は、サービス利用料を利用者に請求せず、利用者からデータを収集し、ターゲット広告を第三者に販売している。原告らは、Meta が表面上は詐欺広告に対抗しようとしていると主張しているものの、実際には「Meta が知っている、又は知っているはずの詐欺師を積極的に勧誘し、奨励し、支援することで、Facebook ユーザーを騙し、詐欺行為を誘発している」と主張して、(1)過失、(2)契約違反、(3)信義誠実義務違反、(4)カリフォルニア州不正競争法違反、及び(5)不当利得を主張して、損害賠償、確認及び差止の請求を行った。カリフォルニア北部連邦地裁 2022 年 4 月 27 日判決は、Meta は原告らの各請求について通信品位法第 230 条に基づく免責を受ける権利を有するとして、原告らの請求を棄却した。</p> <p><b>【判旨】</b></p> <p>第 9 巡回区連邦控訴裁判所 2024 年 6 月 4 日判決は、「Meta は第三者広告に「実質的に貢献」していない。したがって、Meta は、少なくとも契約外の請求に関しては、通信品位法第 230 条(c)(1)項の免責を受ける資格を有する。原告の契約上の請求は第 230 条(c)(1)項によって禁じられていないが、契約外の請求は禁じられている。」と判断して、契約上の請求に関する連邦地裁の命令を取消し、差し戻した。</p>

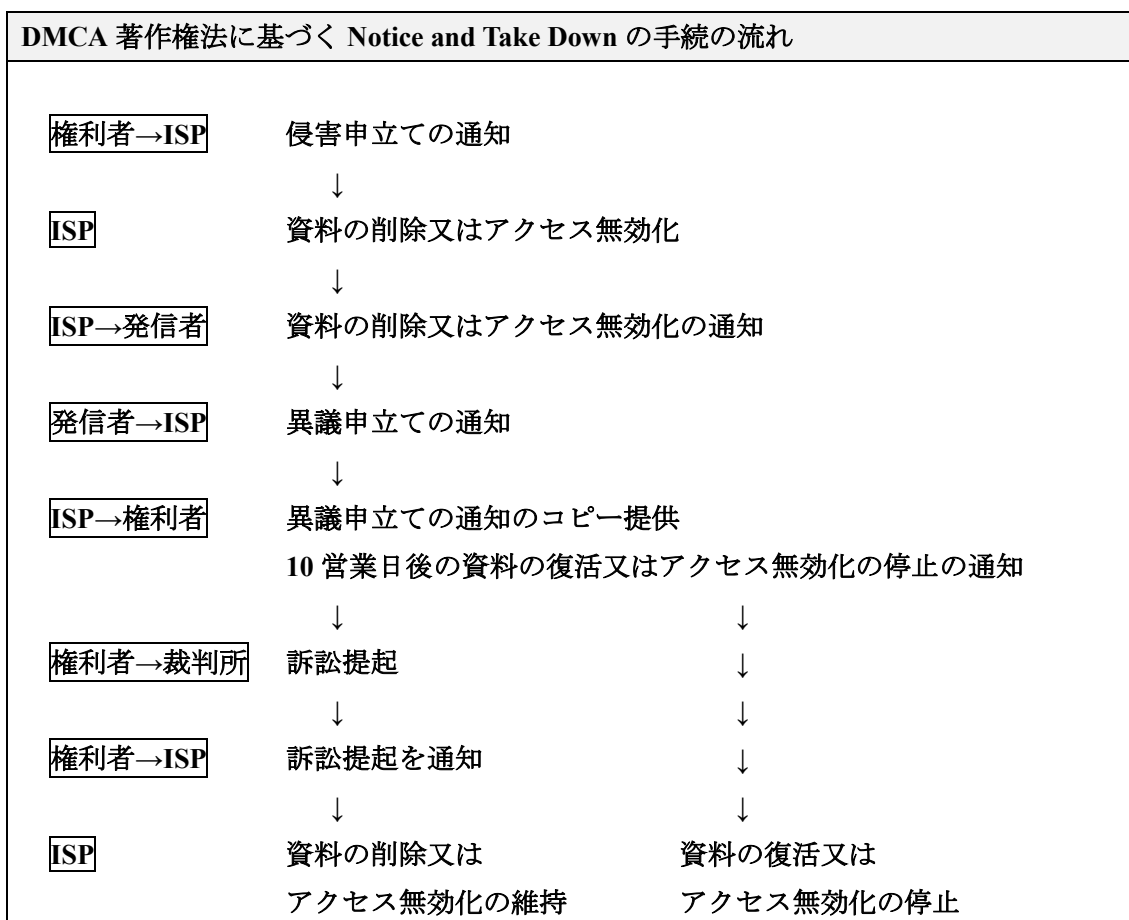
### 第 3.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置

#### 3.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点

DMCA 著作権法に基づく Notice and Take Down の手続をフローチャートで示すと、以下のとおりである。侵害申立ての通知を行うと、資料の削除又はアクセス無効化が直ちに行われ、発信者が異議申立てをしないと、資料の復活又はアクセス無効化の停止がなされないという点が、権利者からの侵害通知がなされた後、発信者に対する同意照会を行って、送信防止措置を取るまでに一定の時間がかかる日本の情報流通プラットフォーム対処法と大きく

<sup>22</sup> Federal Trade Commission, *.com Disclosures: How to Make Effective Disclosures in Digital Advertising* (March 2013) 4.

相違する。



### 3.3.2 ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益

米国では、憲法修正第 1 条に定める表現の自由（言論の自由）を守る観点から、オンラインによる検閲に当たりかねないプロバイダーによるコンテンツの削除には慎重であり、Donald Trump 大統領の大統領令にもその姿勢が見られる。

デジタルミレニアム著作権法は、著作権侵害に焦点を絞って、迅速な手続と一定の適正手続が保障しており、TAKE IT DOWN 法も性的な画像について迅速な削除がなされるが、多様な表現活動一般に及ぼすのは難しい。

ただ、改正の議論の対象となることが多い通信品位法第 230 条に定める免責の法理は、むしろ表現の自由を重視する論者によって擁護されている。

### 3.3.3 ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論

裁判等で、よく主張される権利者の主張及び ISP 等による反論（抗弁）を表にまとめると、以下のとおりである。

権利者の主張	ISP 等による反論
著作権法第 512 条第(c)項に基づいて侵害申立ての通知を行い、削除又はアクセス無効化を請求する。	侵害申立ての通知が著作権法第 512 条第(c)(3)項に定める要素を欠いている。
著作権法第 512 条第(j)項に基づいて差止命令を請求する。	著作権法第 512 条第(j)(2)項に定める検討事項に照らして救済すべきではない。
著作権法第 512 条第(h)項に基づいて侵害者を特定するための文書提出命令を請求する。	(文書提出命令が出たら、迅速に開示せざるを得ない。)
損害賠償を請求する。	著作権法第 512 条や通信法第 230 条第(c)(2)項に基づきサービスプロバイダーとして免責される。

## 第4章 EU法

### 第4.1節 侵害行為者等の法的責任

#### 4.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等

EUの権限を行使するために、EUの機関は規則(Regulation)や指令(Directive)等を採用しており、規則と指令には以下のような差異がある(EU機能条約第288条)。

EU機能条約 (Treaty on the Functioning of the European Union (TFEU))
---

<b>第288条</b>
--------------

EUの権限を行使するために、機関は、規則、指令、決定、勧告及び意見を採択する。規則は、一般的に適用されるものとする。規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用されるものとする。
---

指令は、達成されるべき結果については、その対象となる各加盟国に対し拘束力を有するものとするが、その形式及び方法の選択は各国当局に委ねられるものとする。
---

インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任は、EU加盟国それぞれの著作権法・商標法等において定められているが、知的財産権の執行に関する2004年4月29日の欧州議会及び理事会指令(2004/48/EC)(エンフォースメント指令)等において定められている範囲で一定の統一が図られている。

#### 4.1.2 差止請求

知的財産権の執行に関する2004年4月29日の欧州議会及び理事会指令(2004/48/EC)(エンフォースメント指令)第11条は、以下のように定めており、加盟国それぞれの著作権法や商標法において対応する規定が設けられている。

エンフォースメント指令
-------------

<b>第11条 差止命令</b>
------------------

加盟国は、知的財産権の侵害を認める判決が下される場合には、管轄の司法当局が、侵害者に対し、侵害行為の継続を禁止する差止命令を下すことができることを確保しなければならない。国内法によって規定される場合に、差止命令違反は、遵守を確保する観点から、適切な場合に、罰金が課されるものとする。加盟国はまた、指令2001/29/EC第8条第(3)項の規定に影響を及ぼすことなく、権利者が、第三者によって知的財産権を侵害するために用いられているサービスを提供する仲介者に対し、差止命令の申立てを請求できることを確保しなければならないものとする。
---

なお、税関における差止については、知的財産権の税関における執行に関する、及び理事会規則（EC）No 1383/2003）を廃止する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会及び理事会規則（EU）No 608/2013）<sup>23</sup>が採択されている。税関当局が EU 域内において権利者に代わって知的財産権を執行できるようにするには、権利者は電子的に税関措置申請（AFA）を行う必要があり、1 つ又は複数の加盟国に対して申請ができる<sup>24</sup>。

#### 4.1.3 損害賠償請求

エンフォースメント指令第 13 条は以下のように定めており、加盟国それぞれの著作権法や商標法において対応する規定が設けられている。

エンフォースメント指令
<p><b>第 13 条 損害賠償</b></p> <p>1. 加盟国は、管轄の司法当局が、被侵害者の請求に基づき、故意に又は知っているべき合理的な理由があつて侵害行為を行った侵害者に対し、権利者に侵害の結果として現実には被った損害に鑑みて妥当な損害賠償の支払いを命じることを確保しなければならない。</p> <p>損害賠償額の決定においては、司法当局は、</p> <p>(a) 被侵害者が被った逸失利益を含む経済的損害、及び侵害者が不法に得た利益、及び、適切な場合には、侵害により権利者が受けた精神的損害等の経済的要因以外の要素など、全ての適切な観点を考慮するものとし、又は、</p> <p>(b) 第(a)号に代えて、適切な場合には、一括の損害賠償額を、少なくとも侵害者が当該知的財産権の利用許諾を求めていたならば支払ったであろうロイヤリティ若しくは費用の額などの要素に基づき決定することができる。</p> <p>2. 侵害者が故意に又は知っているべき合理的な理由があつて侵害行為を行ったのではない場合に、加盟国は、司法当局が事前に決定可能な利益の回収又は損害賠償額の支払いを命じ得ることを規定することができる。</p>

#### 4.1.4 刑事責任

エンフォースメント指令第 16 条は以下のように定めており、加盟国それぞれの著作権法や商標法において刑事罰の規定が設けられている。

エンフォースメント指令
-------------

<sup>23</sup> <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2013/608/oj/eng>

<sup>24</sup> <https://www.euipo.europa.eu/en/enforce-ip/ip-enforcement-portal>

## 第 16 条 加盟国による制裁

本指令に規定されている民事上及び行政上の措置、手続及び救済に影響を及ぼすことなく、加盟国は、知的財産権が侵害された場合において、他の適切な制裁を適用することができる。

### 4.1.5 ISP 等の法的責任との関連性

裁判所も、時として、ISP 等が 4.2 で後述する免責の要件を満たさない場合には、直ちに責任を負うように解釈する傾向があるが（**DE-1**事件、**DE-2**事件参照）、ISP 等を免責する要件を満たさなければ、直ちに責任が肯定されるものではなく、媒介者責任（2021 年報告書参照）等の帰責の法理に基づいた検討により責任が肯定されることが必要となる<sup>25</sup>。

## 第 4.2 節 ISP 等の法的責任

### 4.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き

インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の責任に関する共通の法的枠組として、「域内市場での情報社会サービス、特に電子商取引の法的側面に関する 2000 年 6 月 8 日の欧州議会及び理事会指令（2000/31/EC）」（電子商取引指令）が採択されていた。

電子商取引指令を改正するために、欧州委員会は 2020 年 12 月 15 日にデジタルサービス規則案を公表していたが（2021 年報告書参照）、「デジタルサービスについての単一市場に関する、及び指令 2000/31/EC を改正する 2022 年 10 月 19 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2022/2065」（デジタルサービス規則（Digital Services Act（DSA）））として採択され、2022 年 10 月 27 日の官報に掲載されて 2022 年 11 月 16 日に発効し、2024 年 2 月 17 日から適用開始された。

### 4.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等

#### 4.2.2.1 EU デジタルサービス規則（Digital Services Act）

デジタルサービス規則は、基本的に電子商取引指令とほぼ同様の ISP 等の責任に関する法的枠組を確認した上で、権利者による違法行為の ISP 等に対する通知手続を簡素化し、超大規模オンラインプラットフォームに（知的財産権侵害を含む）違法行為の防止において果たすべき新しい義務を規定したものである。

##### 4.2.2.1.1 デジタルサービス規則第 2 章

デジタルサービス規則は、第 1 章の「一般規定」に続く第 2 章で「仲介サービスプロバイダーの責任」について定め、電子商取引指令の第 12 条（単なる導管）、第 13 条（キャッシュ

<sup>25</sup> Martin Husovec, PRINCIPLES OF THE DIGITAL SERVICES ACT (2024) 117.

ング)、第 14 条 (ホスティング) 及び第 15 条 (一般的な監視義務の否定) を削除しているが (デジタルサービス規則第 89 条)、デジタルサービス規則第 4 条 (単なる導管)、第 5 条 (キャッシング)、第 6 条 (ホスティング) 及び第 8 条 (一般的な監視義務の否定) において電子商取引指令とほぼ同様の規定を置いた上で、第 7 条において自発的で自主的な調査及び法令遵守が第 4 条、第 5 条及び第 6 条で言及されている責任の免除の対象外とみなされないことを確認する規定を追加している。

## デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

### 第 2 章 仲介サービスプロバイダーの責任

#### 第 4 条 単なる導管

1. サービス受領者によって提供される情報の通信ネットワークでの伝達又は通信ネットワークへのアクセスの提供からなる情報社会サービスが提供される場合において、サービスプロバイダーは、以下の条件を満たすときには、伝達又はアクセスされる情報について責任を負わないものとする。

- (a) プロバイダーが情報の発信者でないこと
- (b) プロバイダーが情報の伝達の受信者を選択していないこと、及び
- (c) プロバイダーが伝達に含まれる情報を選択又は修正していないこと。

2. 第 1 項に定める情報の伝達行為及びアクセスの提供行為は、伝達される情報の自動的、仲介的及び一時的な保存を、それが通信ネットワークでの伝達を実行することのみを目的として行われる限りにおいて、かつ、情報が伝達に合理的に必要な期間を超えて保存されないことを条件として、含むものとする。

3. 本条は、司法又は行政当局が、加盟国の法制度に従って、サービスプロバイダーに侵害を終了させ、又は予防させることを要求する可能性に影響を与えないものとする。

#### 第 5 条 キャッシング

1. サービス受領者によって提供される情報の通信ネットワークでの伝達からなる情報社会サービスが提供される場合において、以下の条件を満たすときには、サービスプロバイダーは、他のサービス受領者の要求により当該他の者への情報の伝達をより効率的に又はより安全に行うことのみを目的としてなされる当該情報の自動的、仲介的及び一時的な保存について責任を負わないものとする。

- (a) プロバイダーが情報を変更しないこと、
- (b) プロバイダーが情報へのアクセスについての条件を遵守すること、
- (c) プロバイダーが、業界で広く認識され、使用されている方法で特定された情報の更新に関する規則を遵守すること、
- (d) プロバイダーが、情報の使用についてのデータを取得するために、業界で広く認識され、使用されている技術の合法的な使用を妨げないこと、及び、

(e) プロバイダーが、最初の送信元の情報がネットワークから削除され、若しくは、それへのアクセスが無効化された事実、又は司法若しくは行政当局がそのような削除若しくは無効化を命じた事実を現実認識したら、保存した情報を削除し、又はそれへのアクセスを無効化するために迅速に行動すること。

2. 本条は、司法又は行政当局が、加盟国の法制度に従って、サービスプロバイダーに侵害を終了させ、又は予防させることを要求する可能性に影響を与えないものとする。

## 第6条 ホスティング

1. サービス受領者によって提供される情報の保存からなる情報社会サービスが提供される場合において、以下の条件を満たすときには、サービスプロバイダーは、サービス受領者の要求により保存される情報について責任を負わないものとする。

(a) プロバイダーが、違法な行為若しくは違法なコンテンツについて現実認識をしておらず、損害賠償請求に関して、違法な行為若しくは違法なコンテンツが明白である事実若しくは状況について把握していないこと、又は、

(b) プロバイダーが、そのような認識若しくは把握をしたら、違法なコンテンツを削除し、若しくはそれへのアクセスを無効化するために迅速に行動すること。

2. 第1項は、サービス受領者がプロバイダーの権限又は管理の下で行動している場合には適用されない。

3. 第1項は、消費者が取引業者と遠隔契約を締結できるようにするオンラインプラットフォームが、特定の情報項目を提示するか、情報又は取引の対象となる製品若しくはサービスがオンラインプラットフォーム自体又はその権限若しくは管理の下で行動しているサービス受領者によって提供されていると平均的な消費者に信じさせるような方法で問題となる特定の取引を可能にする場合には、当該オンラインプラットフォームの消費者保護法上の責任に関して適用されない。

4. 本条は、司法又は行政当局が、加盟国の法制度に従って、サービスプロバイダーに侵害を終了させ、又は予防させることを要求する可能性に影響を与えないものとする。

## 第7条 自発的で自主的な調査及び法令遵守

仲介サービスプロバイダーは、誠実かつ勤勉な方法で、違法コンテンツの自発的で自主的な調査を実施したり、若しくは、違法コンテンツの検出、特定、削除、若しくはアクセスの無効化を目的としたその他の措置を講じたり、又は本規則に規定される要件を含むEU法及びEU法に準拠する国内法の要件に従って必要な措置を講じたりするという理由だけで、第4条、第5条及び第6条で言及されている責任の免除の対象外とみなされないものとする。

## 第8条 一般的な監視又は積極的な事実調査義務の否定

仲介サービスプロバイダーが伝達若しくは保存する情報を監視する又は違法行為を示す事実若しくは状況を積極的に探知する一般的な義務は、それらのプロバイダーに課されないものとする。

デジタルサービス規則第4条ないし第6条に定めるプロバイダーを対比して整理すると、以下のとおりである。

サービスプロバイダーの性質	原則	免責条件
単なる導管 (第4条)	伝達又は保存する違法コンテンツについて損害賠償責任、刑事責任等、あらゆる種類の責任(前文第17項)を負わない。	コンテンツに一切関わっていないこと(①情報の発信者でないこと、②伝達の受信者を選択していないこと、及び③情報を選択又は修正していないこと)。
キャッシング (第5条)		コンテンツに一切関わっていないこと(①情報を変更しないこと、②情報へのアクセス条件、情報の更新に関する規則を遵守すること、及び③データを取得するための技術の使用を妨げないこと)、並びにコンテンツの違法性を現実に認識したら、迅速にそれを削除又はアクセス無効化すること。
ホスティング (第6条)		違法行為若しくは違法コンテンツの現実の認識をしておらず、損害賠償請求に関して、違法行為若しくは違法コンテンツの明白性を把握していないこと、又は違法行為又は違法コンテンツの認識又は把握をしたら、迅速にそれを削除又はアクセス無効化すること。

オンラインプラットフォームがホスティングプロバイダーの免責原則の適用を受けられることができるか否かについては、**Google France v Louis Vuitton Malletier, Google France v Viaticum, Luteciel, Google France v CNRRH** 事件 EU 司法裁判所 2010年3月23日判決(2021年報告書 **EU-9** 事件参照)以降、オンラインプラットフォームが収集した情報の内容を知る又はコントロールする立場にない(「編集者」として積極的な役割を果たしていない)場合、ホスティングプロバイダーの免責原則の適用を受けられることができるという原則が確立していた。

デジタルサービス規則は、オンラインプラットフォームが、ホスティングプロバイダーに当たることを明確に規定し(デジタルサービス規則第3条(i)項)、オンラインプラットフォーム

ームが積極的な役割を果たしているか否かの基準は、ホスティングプロバイダーに準じて判断されることになった。

#### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

##### 第3条 定義

(i) 「オンラインプラットフォーム」は、サービス受領者の要請に基づき、情報を保存し、公衆に伝達するホスティングサービスをいうものとする。但し、その活動が他のサービスの軽微かつ純粋に付随的な特徴である場合、又は主要サービスの軽微な機能である場合、かつ、客観的かつ技術的な理由によりその他のサービスなしでは利用することができず、又はこの特徴若しくは機能を他のサービスに統合することが本規則の適用を回避する手段とならない場合を除く。

デジタルサービス規則第6条第2項は、第6条第1項の免責規定が、サービス受領者がプロバイダーの権限又は管理の下で行動している場合には適用されないことを規定している。ホスティングサービスの利用者が顧客に適用するサービス料や商品の価格や性質をホスティングサービスプロバイダーが管理する場合はそれにあたり、そのようなホスティングサービスプロバイダーは、サービスの利用者が違法な行為を行った場合に被害者に対して損害賠償責任を負い得る（後述 4.2.5）。

なお、デジタルサービス規則前文第11項は、「本規則は、影響を受けるべきではない特定のルール及び手続を定める欧州議会及び理事会指令 2001/29/EC、2004/48/EC 及び (EU)2019/790 を含む著作権及び著作隣接権に関する EU 法に影響を及ぼすものではないことを明確にする必要がある。」と規定しており、「デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関する、並びに指令 96/9/EC 及び 2001/29/EC を改正する 2019 年 4 月 17 日の欧州議会及び理事会指令 ((EU) 2019/790)」（デジタル単一市場における著作権指令）第17条第3項は、「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーが、本指令に定められた条件の下で、公衆に伝達する行為又は公衆に利用可能にする行為を行う場合には、指令 2000/31/EC 第14条第(1)項に定められた責任の制限は、本条の対象となる状況に適用されないものとする。本項第1文は、本指令の範囲外の目的のために、サービスプロバイダーに指令 2000/31/EC 第14条第(1)項が適用される可能性に影響を及ぼさないものとする。」と規定している。したがって、ホスティングサービスプロバイダーの免責原則は、著作権で保護されている音楽、動画等をシェアするオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーには適用されない。オンラインコンテンツ共有サービスで著作権侵害が行われた場合には、権利者は侵害者だけでなく、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーの責任を追及することができる<sup>26</sup>。

<sup>26</sup> Frank Peterson v Google LLC, YouTube LLC, YouTube Inc., Google Germany GmbH, Elsevier Inc. v Cyando AG 事件 EU 司法裁判所 2021 年 6 月 22 日判決 (C-682/18, C-683/18) (2021

#### 4.2.2.1.2 デジタルサービス規則第3章

さらに、デジタルサービス規則の第3章は、プロバイダーの種類に応じて適用される「透明かつ安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務」の規定について定めており、各条文の表題を挙げると以下のとおりである。

<b>第3章 透明かつ安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務</b>
<b>第1節 全ての仲介サービスプロバイダーに適用される規定</b>
第11条 加盟国の当局、欧州委員会及び欧州理事会の窓口
第12条 サービス受領者の窓口
第13条 法的代理人
第14条 利用規約
第15条 仲介サービスプロバイダーの透明性報告義務
<b>第2節 オンラインプラットフォームを含むホスティングサービスプロバイダーに適用される追加規定</b>
第16条 通知及び措置の仕組み
第17条 理由の告知
第18条 犯罪の疑いの通知
<b>第3節 オンラインプラットフォームプロバイダーに適用される追加規定</b>
第19条 零細及び小規模企業の除外
第20条 内部苦情処理体制
第21条 裁判外紛争解決
第22条 信頼できる通報者
第23条 濫用に対する対策及び保護
第24条 オンラインプラットフォームプロバイダーについての透明性報告義務
第25条 オンラインインターフェースの設計及び構成
第26条 オンラインプラットフォームでの広告
第27条 推薦者システムの透明性
第28条 未成年者のオンライン保護
<b>第4節 消費者が取引業者との遠隔契約を締結できるようにするオンラインプラットフォームプロバイダーに適用される追加規定</b>
第29条 零細・小規模企業の除外
第30条 取引業者の追跡可能性

年報告書 [EU-11](#) 事件、本報告書 [DE-1](#)、[DE-2](#) 参照) では、デジタル単一市場における著作権指令の施行前の事案であるため、電子商取引指令第14条第(1)項の免責原則が適用範囲についての解釈が示されている。

第 31 条	設計による遵守
第 32 条	情報についての権利
<b>第 5 節</b>	<b>超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーがシステム上のリスクを管理するための追加義務</b>
第 33 条	超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジン
第 34 条	リスク評価
第 35 条	リスクの軽減
第 36 条	危機対応の仕組み
第 37 条	独立監査
第 38 条	推薦者システム
第 39 条	オンライン広告の更なる透明化
第 40 条	データアクセス及び精査
第 41 条	遵守の機能
第 42 条	透明性報告義務
第 43 条	監督手数料
<b>第 6 節</b>	<b>デューデリジェンス義務に関する他の規定</b>
第 44 条	基準
第 45 条	行動規範
第 46 条	オンライン広告についての行動規範
第 47 条	アクセシビリティについての行動規範
第 48 条	危機プロトコル

#### 4.2.2.1.3 デジタルサービス規則第 3 章第 2 節

デジタルサービス規則第 16 条第 1 項は、ホスティングプロバイダーに損害賠償責任、刑事責任を負わせるために権利者がまず行わなければならない違法行為に関する通知について、通知をしやすくするため、郵便による通知義務を排除し、電子通知システムをホスティングプロバイダーが整備しなければならないと規定している。

デジタルサービス規則第 16 条第 2 項では、権利者による違法行為の通知をしやすくするため、通知に記載が義務付けられる事項を簡素化している。

デジタルサービス規則第 16 条第 4 項、第 5 項は、通知を受けたホスティングプロバイダーが権利者に通知の受領確認を送り、できるだけ早期に、デューデリジェンスを尽くし、恣意的でない客観的な方法で取られた対応措置に関する決定と決定に対する異議の申し立て方法を権利者に通知する義務を定めている。

#### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

##### 第 16 条 通知及び措置の仕組み

1. ホスティングサービス提供者は、個人又は事業者が、そのサービス内に、個人又は事業者が違法なコンテンツとみなす特定の情報を報告できるシステムを整備しなくてはならず、その際に同システムがアクセスと使用が容易なものであり、電子的な手段のみによる通知の提出を可能とするものであることに留意しなければならない。
2. 第1項に規定されるシステムは、十分に詳細かつ証明された通知の提出を容易にするものでなければならない。そのためにホスティングサービスプロバイダーは、以下の要素をすべて含む通知の提出を可能にし、容易にするために必要な措置を講じるものとする：
  - (a) 権利者である個人又は事業者が、問題の情報が違法コンテンツであると主張する理由の詳しい説明。
  - (b) 当該情報の正確な電子上の所在、例えば正確な URL、並びに必要に応じて、コンテンツの種類及び特定のホスティングサービスの種類に基づいて違法コンテンツを特定するための追加情報。
  - (c) 通知する個人又は事業者の氏名及び電子メールアドレス（ただし、指令 2011/93/EU の第3条から第7条までに規定される犯罪に関与するとみなされる情報についてはこの限りではない）。
  - (d) 通知する個人又は事業者が、その通知に含まれる情報及び主張が正確かつ完全であると誠実に確信していることの確認。
3. 本条に規定される通知が、通常の注意力を有するホスティングサービスプロバイダーが複雑な法的考察を必要とせず問題の活動や情報の違法性を特定することができるものである場合、第6条に規定される特定情報に関する知識又は認識をホスティングサービス提供者が持ったと推定されるものとする。
4. 通知にそれを提出した個人又は事業者の電子連絡先(メールアドレス)が記載されている場合、ホスティングサービスプロバイダーはその個人又は事業者に、通知の受領確認をできるだけ速やかに送付しなければならない。
5. ホスティングサービスプロバイダーはまた、通知を行った個人又は事業者に対して通知された情報に対して取る措置の決定をできるだけ速やかにその個人又は事業者に通知しなければならない。拒否の決定に対する異議申立の手続きに関する説明もその通知に記載しなければならない。
6. ホスティングサービスプロバイダーは、第1項に規定されるシステムにより受領した通知を処理し、迅速かつデューデリジェンスを尽くし、非恣意的で客観的な方法で、通知された情報に対して取る措置の決定を下すものとする。この処理又は決定が自動化された方法で行われる場合、第5項で言及した通知にその利用に関する情報を記載しなければならない。

デジタルサービス規則第17条は、違法コンテンツとしてコンテンツのアクセスや掲示が制限された者に対する理由説明義務を課している。

## デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

### 第 17 条 理由の告知

1. ホスティングサービスプロバイダーは、サービス利用者が提供した情報が違法なコンテンツである、又はその利用規約に違反していることを理由として、以下のいずれかの制限措置を課す場合、影響を受ける全てのサービス利用者に対して明確かつ具体的な理由を説明しなければならない。

(a) サービス利用者によって提供された特定の情報について、その可視性を制限する措置（コンテンツの削除、コンテンツへのアクセスブロック、コンテンツの格下げ等）

(b) 代金支払の停止、終了、その他の制限措置

(c) サービスの提供の全部又は一部の停止又は終了

(d) サービス利用者のアカウントの一時停止又は削除。

2. 第 1 項に規定されるホスティングサービスプロバイダーの義務は、報告を行うための電子的連絡先（メールアドレス）がプロバイダーに知られている場合にのみ適用される。同義務は、制限が課された理由や方法に関わらず、遅くとも制限が課された日から適用されるものとする。

第 1 項に規定されるホスティングサービスプロバイダーの義務は、問題の情報が大規模に伝達された虚偽の商業コンテンツである場合には適用されないものとする。

3. 第 1 項に規定されたホスティングサービスプロバイダーによる理由説明には、少なくとも以下の情報を含めるものとする。

(a) 当該決定が、情報の削除、情報へのアクセスブロック、格下げ、可視性制限、若しくは当該情報に関連する代金支払停止若しくは終了、又は当該情報に関して第 1 項で言及されているその他の制限措置に関する情報、並びに場合により制限措置の適用地域及びその期間

(b) 決定の根拠となった事実及び状況。これには決定が第 16 条に基づく通知によるものか、それとも自発的な捜査によるものかに関する情報、及び不可欠である場合には通知を行った者の身元情報を含むものとする。

(c) 場合により、制限措置の決定が自動化された方法により行われたか否かに関する情報。これには自動化された方法で検出又は特定されたコンテンツに関して決定が行われたか否かに関する情報を含むものとする。

(d) 決定が違法と推定されるコンテンツに関するものである場合、その法的根拠、及び当該情報がその根拠に基づき違法コンテンツとみなされる理由の説明。

(e) 決定がホスティングサービス提供者の利用規約違反を理由とするものである場合、違反した利用規約の条項、及び問題の情報が当該条項の違反となる理由の説明。

(f) 当該制限措置の決定に対してサービス利用者ができる異議申立手続に関するわかりやすい説明。特に、必要に応じて、内部苦情処理体制、裁判外紛争解決、法律援助に関する情報。

4. 本条の規定に基づきホスティングサービスプロバイダーが提供する情報は、明確かつ理解が容易で、問題の状況に鑑みてできるだけ正確かつ詳細なものでなければならないものとする。特に情報は関連サービス利用者が第 3 項(f)に規定される異議申立手続を効率的に行うことを可能にするものでなければならない。
5. 本条に規定される義務は、第 9 条に規定される違法コンテンツに対する措置命令には適用されないものとする。

デジタルサービス規則第 18 条は、犯罪の可能性のある情報を速やかに司法当局に報告する義務を課している。

デジタルサービス規則 (Digital Services Act)
<p><b>第 18 条 犯罪の疑いの通知</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ホスティングサービスプロバイダーは、1 人又は複数の人の生命又は安全に対する脅威となる犯罪が犯された、犯されている、又は犯される可能性がある疑いのある情報を知った場合、迅速に関係する加盟国の警察又は司法当局に報告し、全ての関連情報を提供しなければならないものとする。</li><li>2. ホスティングサービスプロバイダーが、関係する加盟国をはっきりと特定できない場合、自ら若しくはその法定代理人が所在若しくは居住する加盟国の警察、又はユーロポール、或いは双方に報告を行うものとする。</li></ol> <p>本条の目的上、関係加盟国とは、犯罪が行われたことが疑われている、犯罪が行われている、若しくは行われる可能性があると疑われる加盟国、犯罪の容疑者が居住若しくは所在する加盟国、又は犯罪の被害者が居住若しくは所在する加盟国を指すものとする。</p>

#### 4.2.2.1.4 デジタルサービス規則第 3 章第 3 節

デジタルサービス規則第 3 章第 3 節には、オンラインプラットフォームが違法コンテンツの流通に大きな役割を果たしていることから、オンラインプラットフォームに対して、伝達される情報のコンテンツモデレーションのための新しいシステムを整備する義務を規定している（但し、零細企業及び小規模企業の資格を持つオンラインプラットフォームには適用されない（デジタルサービス規則第 19 条））。

コンテンツモデレーションのためのシステムには、オンラインプラットフォームによる制限措置を取る決定又は取らない決定に対して関係者が異議を唱えることを可能にする対審的な内部苦情処理手続（デジタルサービス規則第 20 条）・裁判外紛争解決手続（デジタルサービス規則第 21 条）<sup>27</sup>と一方的な手続（デジタルサービス規則第 22 条）がある。

<sup>27</sup> 畑中麻子「デジタルプラットフォーム上の著作権侵害と裁判外オンライン紛争解決—EU デジタル・サービス法第 21 条の意義—」コピライト 771 号（2025 年）38 頁。

## デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

### 第 20 条 内部苦情処理体制

1. オンラインプラットフォームプロバイダーは、サービス利用者（通知を提出した個人又は事業者を含む）に対し、本項で規定された決定から少なくとも 6 か月間、サービス利用者が電子的方法かつ無料で通知の受領後にオンラインプラットフォームプロバイダーが下した決定、又はプラットフォームプロバイダーが、サービス利用者が提供した情報が違法なコンテンツである、あるいは利用規約に違反するという理由で下した以下の決定に対して苦情を行いそれを内部処理するための効率的なシステムを整備しなければならないものとする。

(a) 情報の削除、アクセスブロック、又は可視性制限が行われるか否かに関する決定

(b) 受信者へのサービス提供の全部又は一部の停止又は終了措置が取られるか否かに関する決定

(c) 受信者のアカウントが停止又は削除されるか否かに関する決定

(d) 受信者が提供する情報からの収益を停止、終了、又はその他の方法で制限する措置が取られるか否かに関する決定。

2. 第 1 項に規定される少なくとも 6 か月の期間は、第 16 条第 5 項又は第 17 条に従って、サービスの受領者が決定について通知を受けた日から起算されるものとする。

3. オンラインプラットフォームプロバイダーは、内部苦情処理体制へのアクセスと使用が容易なものであり、十分に正確かつ証明された苦情の提出をしやすくするものであることに留意しなければならない。

4. オンラインプラットフォームプロバイダーは、自らの内部苦情処理体制を使って提出された苦情を、非差別的に、デューデリジェンスを尽くし非恣意的な方法で、迅速に処理しなければならないものとする。提出された申立が、対応を拒否する決定が明らかに間違っていたものである、若しくは申立の対象となる情報が違法でなく利用規約に反するものではないとオンラインプラットフォームプロバイダーが考えるのに十分な理由を含む場合、又は申立に申立人の行為が取られた措置を正当化するものではないことを示す情報が含まれている場合には、プロバイダーは第 1 項で言及した決定を早期に取り消さなければならないものとする。

5. オンラインプラットフォームプロバイダーは、申立人に対し、苦情の対象となる情報に関する決定の理由、並びに第 21 条に規定される裁判外紛争解決手続の利用可能性、及びその他の可能な異議申立手続に関する詳しい決定を早急に通知しなければならない。

6. オンラインプラットフォームプロバイダーは、第 5 項で言及されている決定が、自動化された方法のみではなく、必要な資格を有するスタッフの監督下で下されるよう留意しなければならないものとする。

### 第 21 条 裁判外紛争解決

1. 第20条第1項に規定される決定の受領者である、(通知を提出した個人又は事業者を含む) サービス利用者は、当該決定に関連する紛争(同条で言及されている内部苦情処理体制によって解決されなかった苦情を含む)の解決のために、本条第3項に従って認定された全ての裁判外紛争解決機関を選択することができるものとする。

オンラインプラットフォームプロバイダーは、サービスの受領者が第1項に従って裁判外紛争解決手続を利用できることに関する情報が、そのオンラインインターフェース上で容易にアクセス可能で、明確かつ容易に理解できるものであることに留意しなければならない。

第1段落は、関連するサービス利用者が、適用法の規定に従い、オンラインプラットフォームプロバイダーの決定に対して、訴訟で異議申立を行う権利を妨げるものではない。

2. 両当事者は選ばれた認定裁判外紛争解決機関と紛争解決のために誠実に尽力するものとする。

オンラインプラットフォームプロバイダーは、同じ情報及びコンテンツの違法性又は利用規約違反が同じ裁判外紛争解決機関ですでに争われ解決されている場合には、同機関における手続を拒否することができる。

認定された裁判外紛争解決機関による紛争の解決は当事者に対して拘束力がないものとする。

3. 認定裁判外紛争解決機関が所在する加盟国のデジタルサービスコーディネーターは、当該機関が以下の条件全てを満たしていることを証明した場合、当該機関の要請に基づき、最長5年間(更新可能)の認証を行うものとする。

(a) オンラインプラットフォームプロバイダー、及びオンラインプラットフォームプロバイダーが提供するサービスの利用者(通知を提出した個人又は事業者を含む)から、財政的にも独立した公平かつ独立した機関であること。

(b) 違法コンテンツの1つ若しくは複数の特定分野に関連する問題、又は1つ若しくは複数の種類のオンラインプラットフォームの利用規約の適用及び施行に関する問題について効率的に紛争の解決を行うに必要な専門知識を有すること。

(c) その構成員が手続の成果に応じた報酬を受け取らないこと。

(d) 該当機関が提案する裁判外紛争解決手続が、電子通信技術によって容易にアクセス可能であり、紛争解決手続を開始し、必要な証拠書類をオンラインで提出できることを予定していること。

(e) 迅速、効率的かつ経済的に有利な方法で、かつ少なくとも欧州連合の機関の公用語のうち1つの言語で紛争を解決することができること。

(f) 該当機関が提案する裁判外紛争解決手続は、適用法(本条を含む)を遵守し、容易かつ誰でもアクセス可能な、明確かつ公平な手続規則に沿って行われること。

該当する場合、デジタルサービスコーディネーターは、証明書に以下を明記するものとする。

- (a) 第1段落(b)に規定される、当該機関の専門性が関係する一定の問題
- (b) 第1段落(e)に規定される、当該機関が紛争解決で用いることができる EU 機関の公用語
4. 認定された裁判外紛争解決機関は、その運営状況について、一年に一度認証を行ったコーディネーターに対し、少なくとも受理した紛争の件数を記載した運営状況、それらの紛争の結果に関する情報、紛争解決に要した平均期間、場合により直面した欠陥や問題について報告を行わなければならないものとする。また当該デジタルサービスコーディネーターが要請する場合には補足の情報を提供しなければならないものとする。
- デジタルサービスのコーディネーターは、2年ごとに、自らが認証した裁判外紛争解決機関の運営状況に関する報告書を作成し、その具体的な内容は以下のものとする。
- (a) 認証された各裁判外紛争解決機関が毎年受理した紛争件数
- (b) 当該機関に提訴された手続の結果及び紛争解決に要した平均期間
- (c) 当該機関の運営に関連して生じた、体系的なあるいは特定の分野における欠陥や困難のリストアップと説明
- (d) 当該運営に関する優良事例のリストアップ
- (e) 場合により当該運営の改善方法の提案。
- 認定された裁判外紛争解決機関は、合理的な期間、遅くとも苦情受理後 90 暦日以内にその決定を当事者に通知しなければならない。非常に複雑な紛争の場合、認定された裁判外紛争解決機関は、自らの判断で、90 暦日の期限を、90 日以内の期間延長することができるものとする。トータルの期間は 180 日を超えてはならない。
5. 紛争解決機関が、通知を提出した個人又は事業者を含むサービス受領者に有利な判断を下した場合、オンラインプラットフォームプロバイダーは、紛争解決機関が請求した全ての費用を負担し、当該受領者（個人又は事業者を含む）が紛争解決に関連して負担したその他の費用を当該受領者に払い戻すものとする。紛争解決機関が、オンラインプラットフォームプロバイダーに有利な判断を下した場合には、サービス受領者（個人又は事業者を含む）は、紛争解決に関連してオンラインプラットフォーム提供者が負担した、又は負担すべき費用その他の支出を払い戻す義務を負わない。但し、紛争解決機関が、当該受領者が明らかに悪意をもって行動したと判断する場合は費用の負担を命じることがある。
- 紛争解決機関が、紛争解決のためにオンラインプラットフォームプロバイダーに請求する費用は、合理的なものであり、いかなる場合も当該機関が実際に負担した費用を超えないものとする。一方サービス受領者は紛争解決手続を無料又は名目上の金額で利用することができるものとする。
- 認定紛争解決機関は、通知を提出した個人又は事業者を含むサービスの受領者及び関連するオンラインプラットフォームプロバイダーに対し、費用計算の方法を紛争解決手続開始前に説明しなければならない。
6. 加盟国は、第1項の目的のために、裁判外紛争解決機関を設置し、又は第3項に従っ

て認定した裁判外紛争解決機関の一部又は全ての活動に対して財政支援を行うことができるものとする。

加盟国は、第 1 項に基づく活動が、デジタルサービスコーディネーターが第 3 項に基づき当該機関を認証する能力を損なうことがないように留意しなければならない。

7. デジタルサービスコーディネーターは、自らの判断又は第三者から受け取った情報に基づいて調査を行った結果、紛争解決機関が第 3 項に定める条件を満たさなくなったと判断する場合、当該機関の認証を取り消すものとする。認定を取り消す前に、デジタルサービスコーディネーターは、当該機関に対し、調査の結果及び紛争解決機関の認定を取り消す意向について、反論の機会を与えなければならない。

8. デジタルサービスコーディネーターは、第 3 項に基づき認証した紛争解決機関のリスト（該当する場合、同項第 2 項で言及されている仕様を含む）及び認証を取り消した紛争解決機関のリストを、欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会は、これらの機関の一覧（上記仕様を含む）を、容易にアクセスできる専用のウェブサイトに掲載し、定期的にアップデートするものとする。

9. 本条は、指令 2013/11/EU 及び同指令が定める消費者紛争の裁判外紛争解決手続及び機関に変更を与えないものとする。

デジタルサービス規則は、コンテンツモデレーションを効率化するために、違法コンテンツに関する通知が正当であることが推定され、優先的に審査される「信頼できる通報者（trusted flaggers）」による一方的な手続を新たに設け（デジタルサービス規則第 22 条）、逆に濫用的な通知を複数回行った利用者をサービス利用から排除するための規定を設けている（デジタルサービス規則第 23 条）。

## デジタルサービス規則（Digital Services Act）

### 第 22 条 信頼できる通報者

1. オンラインプラットフォームの提供者は、指定された専門分野の「信頼できる通報者」が第 16 条に規定されるシステムを使って提出した通知を優先的に処理し、可能な限り速やかに決定が下されるよう、必要な技術的及び組織的措置を取らなければならないものとする。

2. 本規則に規定される「信頼できる旗振り役」の地位は、ある事業者の申請に基づいて、以下の条件を全て満たすことを証明する場合にその事業者が所在する加盟国のデジタルサービスコーディネーターにより付与されるものとする：

- (a) 違法なコンテンツを検知、特定、通知するための特別な専門知識と能力を有すること。
- (b) オンラインプラットフォームプロバイダーから独立していること。
- (c) 通知を迅速、正確、かつ客観的に提出するために活動を行っていること。

3. 信頼できる通報者は、少なくとも年に1回、当該期間に第16条に基づき提出された通報に関する詳細かつ理解しやすい報告書を公表しなければならない。報告書には少なくとも以下の基準で分類した通報件数を記載する。

- (a) ホスティングサービスプロバイダーの名称
- (b) 通報の対象となった違法と疑われるコンテンツの種類
- (c) プロバイダーが講じた措置

これらの報告書では、信頼できる通報者がその独立性を保証するために整備した手続を説明しなくてはならない。

信頼できる通報者は、これらの報告書を、信頼できる通報者の地位を付与したデジタルサービスコーディネーターに送付し、公表しなければならない。これらの報告書に記載される情報には、個人的な情報は含まれないものとする。

4. デジタルサービスコーディネーターは、第2項に基づき信頼できる報告者の地位を付与した、又は第6項に基づき信頼できる報告者の地位を一時停止した、若しくは第7項に基づき信頼できる報告者の地位を取り消した事業者の名称、住所及び電子メールアドレスを、欧州委員会及び欧州デジタルサービス諮問委員会に通知する。

5. 欧州委員会は、第4項で記載される情報を公表し、容易にアクセス可能かつ機械で読み取り可能な形式でデータベースに掲載し、このデータベースを定期的にアップデートしなければならないものとする。

6. オンラインプラットフォームプロバイダーは、信頼できる通報者が、第16条に規定する仕組みを通じて、正確さを欠く、不正確な、又は不十分な根拠に基づく通報を多数提出したとする情報、特に、第20条第4項で言及されている内部苦情処理体制による苦情処理に関連して収集された情報については、当該事業体に信頼できる通報者の地位を付与したデジタルサービスコーディネーターに、必要な説明と証拠書類とともに、その情報を伝達する。オンラインプラットフォームプロバイダーから提供された情報を受領後直ちに、デジタルサービスコーディネーターが監査を開始する正当な理由があると判断する場合、監査期間中は信頼できる通報者の地位は停止される。この監査は迅速に進められなければならないものとする。

7. 信頼できる通報者の地位をある事業体に付与したデジタルサービスコーディネーターは、自ら主導して又は第三者から受け取った情報(第6項に基づきオンラインプラットフォームプロバイダーから提供された情報を含む)に基づいて監査を行った結果、当該事業者が第2項に定める条件を満たさなくなったと判断する場合には、その地位を取り消すものとする。この地位を取り消す前に、デジタルサービスコーディネーターは、監査結果及び当該事業者の信頼できる通報者の地位を取り消す意向について、当該事業体に反論の機会を与えなければならない。

8. 欧州委員会は、欧州デジタルサービス諮問委員会と協議した後、必要に応じて、オンラインプラットフォームプロバイダー及びデジタルサービスコーディネーターが第2項、

第 6 項及び第 7 項を適用するためのガイダンスを公表するものとする。

### 第 23 条 濫用に対する対策及び保護

1. オンラインプラットフォームプロバイダーは、明らかに違法なコンテンツを頻繁に伝達するサービス利用者に対するサービス提供を、事前に警告を発した後合理的な期間、停止しなければならないものとする。
2. オンラインプラットフォームのプロバイダーは、第 16 条及び第 20 条にそれぞれ規定されている通知及び措置のメカニズム、並びに内部苦情処理体制を通じて、明らかに根拠のない通知又は申立を頻繁に提出する個人、事業体、又は申立人による通知及び苦情の処理を、事前に警告を発した後合理的な期間、停止しなければならないものとする。
3. オンラインプラットフォーム提供者は、停止を決定する場合、サービス利用者、個人、事業体又は申立人が第 1 項及び第 2 項に規定されている不正利用を行っているかどうかを、入手可能な情報から明らかになる関連する事実及び状況の全てを考慮して、個別のケースごとに、適時に、迅速かつ客観的に評価しなければならないものとする。これらの状況には、少なくとも以下の要素が含まれる。
  - (a) 特定の期間に提出された、明らかに違法なコンテンツ、又は明らかに根拠のない通知若しくは苦情の絶対数
  - (b) 特定の期間に提供された情報又は提出された通知の総数に対する、不正利用件数の相対的な割合
  - (c) 不正利用の深刻度（違法コンテンツの性質及びその影響を含む）
  - (d) 判断が可能な場合、サービスの受信者、個人、事業体、又は申立人の意図。
4. オンラインプラットフォームプロバイダーは、その利用規約中に、第 1 項及び第 2 項で言及されている不正利用に関する方針を明確かつ詳細に明記し、ある行為が不正利用に該当するかを評価し、停止期間を決定する際に考慮される事実と状況の例を記載しなければならない。

#### 4.2.2.1.5 デジタルサービス規則第 3 章第 5 節

デジタルサービス規則第 3 章第 5 節は、月平均利用者数が 4500 万人以上で、欧州委員会により 2023 年 4 月 25 日に指定された<sup>28</sup>超大規模オンラインプラットフォーム（Very Large Online Platforms (VLOPs): Alibaba AliExpress, Amazon Store, Apple AppStore, Booking.com, Facebook, Google Play, Google Maps, Google Shopping, Instagram, LinkedIn, Pinterest, Snapchat, TikTok, Twitter, Wikipedia, YouTube, Zalando）及び超大規模検索エンジン（Very Large Online Search Engines (VLOSEs): Bing, Google Search）に対し、システム上のリスク管理に関する追加義務を規定しており（第 33 条～第 43 条）、指定の 4 か月後の 2023 年 8 月 25 日から超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模検索エンジンに一律に適用されている。な

<sup>28</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_23\\_2413](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2413)

お、4.2.1 で前述したとおり、デジタルサービス規則全体は、2024 年 2 月 27 日から適用開始されている。

ドイツに本社がある Zalando は、デジタルサービス規則で義務付けられたリスク管理措置の実施にかかる費用とロイヤリティの経済的負担が大きいことから、Zalando サイトの月の平均利用者数のうち 37%は同社外の出品者の商品に関するものなので、自社が販売する商品に関する月平均利用者数 4500 万人以上にならないと主張して、欧州委員会の決定に異議申立てを行ったが、EU 司法裁判所 2025 年 9 月 3 日判決は、異議申立てを却下した<sup>29</sup>。

システム上のリスク管理に関する規定	
システム上のリスク評価を行い、書類を作成する義務（第 34 条）	<p><b>評価の対象</b></p> <p>(a) サービスを通じて違法コンテンツが流通するリスク</p> <p>(b) 人権、特に、EU 基本権憲章（以下「憲章」という。）第 1 条に規定される人間の尊厳に関する基本権、憲章第 7 条に規定される私生活及び家庭生活の尊重に関する基本権、憲章第 8 条に規定される個人データの保護に関する基本権、表現及び情報の自由に関する基本権、メディアの自由と多様性（憲章第 11 条）、差別禁止（憲章第 21 条）、子どもの権利に関する基本権（憲章第 24 条）、消費者保護の高水準に関する基本権（憲章第 38 条）が害されるリスク</p> <p>(c) 公共演説、選挙プロセス及び公共の安全に対し悪影響を与えるリスク</p> <p>(d) 性的暴力に関連した悪影響、公衆衛生及び未成年者の保護に悪影響を与えるリスク、並びに個人の心身の健康に対する深刻な悪影響を与えるリスク</p> <p><b>リスク評価における義務</b></p> <p>プロバイダーのサービスの意図的な操作（サービスの本質的でない利用や自動化された利用を含む）並びに違法なコンテンツ及び利用規約に違反する情報の増幅及び潜在的に迅速かつ大規模な拡散によってリスクがどう影響を受けるか否かの検討 特定の地域的又は言語的側面、特に加盟国固有の側面の検討 リスク評価の実施後、少なくとも 3 年間リスク評価の根拠となる文書を保管し、欧州委員会と各国のデジタルサービスコーディネーターの要請に応じて提出</p>
リスク軽減の措置を取	<b>措置の例</b>

<sup>29</sup> Zalando SE v European Commission, (Case T-348/23)  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:62023TJ0348>

<p>る義務（第 35 条）</p>	<p>(a) サービス（オンラインインターフェースを含む）の設計、特性又は機能の調整</p> <p>(b) 利用規約及びその適用条件の調整</p> <p>(c) コンテンツモデレーションプロセスの調整（特定の種類の違法コンテンツに関する通知の処理の迅速性及び品質、並びに必要に応じて通知の対象となったコンテンツ、特に違法なヘイトスピーチ若しくはサイバー暴力に関するものの迅速な削除又はアクセス無効化を含む）、並びにコンテンツのモデレーションに関連する意思決定プロセス及び専用リソースの調整</p> <p>(d) アルゴリズムシステム（レコメンデーションシステムを含む）のテスト及び調整</p> <p>(e) 広告システムの調整、及び提供されるサービスに関連して、一定の広告表示を制限又は調整するための措置</p> <p>(f) 社内プロセス、情報、テスト、文書化、各種活動、特にシステム上のリスクの特定活動の監視強化</p> <p>(g) 信頼できる旗振り役との協力関係の構築及び調整、並びに第 21 条に基づく裁判外紛争解決機関による決定の実施</p> <p>(h) 他のオンラインプラットフォームプロバイダー若しくはオンライン検索エンジンプロバイダーとの協力関係の構築、又は第 45 条及び第 48 条でそれぞれ規定される行動規範及び危機対応手順に基づく協力関係の調整</p> <p>(i) サービス利用者にさらなる情報を提供するため、啓発措置の採用及びオンラインインターフェースの調整</p> <p>(j) 児童の権利を保護するための措置（年齢確認や親のコントロールツール、又は未成年者が虐待を報告したり支援を受けたりするためのツールなど）の導入</p> <p>(k) 実在の人物、物、場所、その他の実在の事象に酷似し誤って本物又は信頼できるものと認識される可能性がある画像、音声、動画等が嘘のものだと認識可能であること、サービスの受信者がそうした画像、音声、動画等を告発しやすい機能の整備</p>
<p>危機対応メカニズム(第 36 条)</p>	<p>重大な危機が発生した場合の欧州委員会の権限</p>

<p>コンプライアンス管理に関する規定</p>	
<p>最低年に 1 回独立の監査手続を行う義務（第</p>	<p>コンプライアンス監査の対象</p> <p>(a) 第 III 章で定められた義務の順守</p>

37 条)	(b) 第 45 条及び第 46 条で言及されている行動規範、並びに第 48 条で言及されている危機対応プロトコルに基づく誓約の順守
デジタルサービスコーディネーター等の監督 評価機関に必要なデータにアクセスを与える義務 (第 40 条)	DSA の遵守を監視及び評価する目的でのみ使用、サービス受領者の権利及び利益を十分に考慮 レコメンダー・システムを含むアルゴリズム・システムの設計、ロジック、機能及びテストについて説明しなければならない
社内にコンプライアンスオフィサーを設置する義務 (第 41 条)	コンプライアンス機能は、プロバイダーによる DSA の遵守を監視するために、十分な権限、地位、リソース、及び経営機構へのアクセスを有しなければならない
コンプライアンス管理費用としてロイヤリティを毎年支払う義務(第 43 条)	EU 域内の月平均アクティブユーザー数に比例したロイヤリティ (最高プロバイダーの前年度の全世界における年間純利益の 0.05%)

コンプライアンス違反の決定 (デジタルサービス規則第 73 条) において、超大規模オンラインプラットフォームと超大規模検索エンジンは、全世界の年間総売上高 6%を超えない罰金に科され得る (デジタルサービス規則第 74 条)。

2026 年 2 月、欧州委員会は、大規模オンラインプラットフォームである Tiktok に対し、依存を誘発するサービス設計になっていることがデジタルサービス規則に規定されているリスク評価とリスク軽減の措置を取る義務に違反しているとして、その変更を要請する暫定判断を下した<sup>30</sup>。今後、TikTok に欧州委員会がコンプライアンス違反の決定を下す可能性がある。

#### 4.2.2.1.6 ガイドライン・ポリシー等

2023 年 1 月 31 日に、欧州委員会は、サービス受領者の特定及び計算のための Q&A というガイダンスを公表している。

2025 年 7 月 14 日に、欧州委員会は、未成年者のオンライン保護に関するガイドラインを公表している。

2025 年 9 月 11 日に、欧州データ保護委員会は、デジタルサービス規則と一般データ保護規則の間の相互関係に関するガイドライン 3/2025 を採択している。

#### 4.2.2.2 デジタル単一市場における著作権指令

2019 年に発効した著作権指令は、多岐にわたる条項を含むが、オンラインコンテンツ共

<sup>30</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_26\\_312](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_312)

有サービスプロバイダーに関し、利用者によってアップロードされた著作物等の公衆への伝達等の権利者からの許諾を得ることや許諾がなく公衆に伝達される場合の責任について、詳細な規定を設けた。デジタル単一市場における著作権指令を国内法化する期限は 2021 年 6 月であり、EU 加盟国で国内法化の手続が進められた（5.2.2 参照）。

**デジタル単一市場における著作権及び関連する権利に関する、並びに指令 96/9/EC 及び 2001/29/EC を改正する 2019 年 4 月 17 日の欧州議会及び理事会指令 ((EU) 2019/790)**

**第 17 条 オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーによる保護されたコンテンツの使用**

1. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーが、利用者によりアップロードされた著作権で保護される著作物又はその他の保護される対象物に公衆へのアクセスを与える場合に、本指令のために、公衆に伝達する行為又は公衆に利用可能にする行為を行うことを規定しなければならない。

それゆえ、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーは、著作物又はその他の対象物を公衆に伝達し又は公衆に利用可能にするために、ライセンス契約の締結等により、指令 2001/29/EC 第 3 条第(1)項及び第(2)項に規定された権利者から許諾を得なければならない。

2. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーが、ライセンス契約の締結等によって許諾を得る場合、当該許諾は、指令 2001/29/EC 第 3 条の範囲内にあるサービスの利用者によって行われる行為も、利用者が商業的規模で活動していない、又は利用者の活動が相当な収益を生み出していない場合には、対象とすることを規定しなければならない。

3. オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーが、本指令に定められた条件の下で、公衆に伝達する行為又は公衆に利用可能にする行為を行う場合には、指令 2000/31/EC 第 14 条第(1)項に定められた責任の制限は、本条の対象となる状況に適用されないものとする。

本項第 1 文は、本指令の範囲外の目的のために、サービスプロバイダーに指令 2000/31/EC 第 14 条第(1)項が適用される可能性に影響を及ぼさないものとする。

4. 何の許諾も与えられていなければ、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーは、以下のことをサービスプロバイダーが証明しない限り、著作権で保護される著作物及びその他の対象物を許諾なく公衆に伝達する行為（公衆に利用可能にする行為を含む）について責任を負うものとする。

(a) サービスプロバイダーが許諾を得るために最善の努力をしたこと、

(b) 専門的な勤勉さの高い業界標準に従って、権利者がサービスプロバイダーに関連する必要な情報を提供した特定の著作物及びその他の対象物を利用できないようにすることを確保するために最善の努力をしたこと、並びに、いずれの場合にも、

(c) 権利者から十分に立証された通知を受け取ったら、通知された著作物又はその他の対象物をアクセス無効化し、又はウェブサイトから削除するために迅速に行動し、かつ、第(b)号に従って将来のアップロードを防ぐために最善の努力をしたこと。

5. サービスプロバイダーが第4項に基づく義務を遵守したかどうかを判断する際には、比例の原則に照らして、とりわけ以下の要素を考慮に入れるものとする。

(a) サービスの種類、対象者及び規模、並びにサービスの利用者によってアップロードされる著作物又はその他の対象物の種類、並びに、

(b) サービスプロバイダーにとって適切で効果的な手段の利用可能性とその費用。

6. 加盟国は、サービスがEU内で公衆に利用可能となって3年未満であり、委員会勧告2003/361/ECに従って計算して、年間売上高が1000万ユーロ未満である新しいオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーに関して、第4項に規定された責任制度の下での条件が、第4項第(a)号の遵守と、十分に立証された通知を受け取ったら、通知された著作物又はその他の対象物をアクセス無効化し、又はウェブサイトから削除するために迅速に行動することに限定されると規定しなければならない。

当該サービスプロバイダーの月間平均の重複のない訪問者数が前暦年を基準として計算して500万を超える場合には、当該サービスプロバイダーは、権利者が関連する必要な情報を提供した、通知された著作物及びその他の対象物の将来のアップロードを防ぐために最善の努力をしたことも証明するものとする。

7. オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーと権利者との協力は、利用者によりアップロードされた、著作権及び関連する権利を侵害しない著作物又はその他の対象物（当該著作物又はその他の対象物が例外又は制限の対象となる場合を含む）の利用可能性を妨げる結果となってはならない。

加盟国は、各加盟国の利用者が、オンラインコンテンツ共有サービスで利用者生成コンテンツをアップロードして利用可能にする場合に、以下の既存の例外又は制限のいずれかに依拠できるようにすることを確保しなければならない。

(a) 引用、批判、評価、

(b) 風刺画、パロディー、又はパスティーシュの目的での使用。

8. 本条の適用は、一般的な監視義務につながるものであってはならない。

加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーが権利者に、その要求に応じて、第4項に規定する協力に関する慣行が機能する適切な情報を、また、サービスプロバイダーと権利者の間でライセンス契約が締結されている場合には、契約の対象となるコンテンツの利用に関する情報を提供することを規定しなければならない。

9. 加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーが、サービスの利用者によってアップロードされた著作物又はその他の対象物のアクセス無効化又は削除に関する紛争が発生した場合に、利用者が利用可能な効果的で迅速な苦情及び救済制度を導入することを規定しなければならない。

権利者が特定の著作物若しくはその他の対象物へのアクセス無効化、又はそれらの著作物若しくはその他の対象物の削除を要求する場合には、権利者はその要求を十分に正当化づける理由を示さなければならない。第 1 文に規定された制度の下で提出された苦情は、不当な遅延なく処理されなければならない、アップロードされたコンテンツのアクセス無効化又は削除の決定は、人による審理の対象としなければならない。加盟国は、紛争の解決のために裁判所外の救済制度が利用可能であることも確保しなければならない。当該制度は、紛争が公平に解決されることを可能にし、効率的な司法的救済手段に訴える利用者の権利を損なうことなく、利用者から国内法で与えられる法的保護を奪わないものでなければならない。とりわけ加盟国は、利用者が裁判所又はその他の関連する司法当局にアクセスして著作権及び関連する権利の例外又は制限の利用を主張することを確保しなければならない。

本指令は、EU 法に規定されている例外又は制限の下での利用など、適法な利用になんら影響を与えるものではなく、指令 2002/58/EC 及び規則(EU)2016/679 に従う場合を除いて、個々の利用者の識別や個人データの処理につながるものではない。

オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーは、利用規約で、EU 法に規定されている著作権及び関連する権利の例外又は制限の下で著作物及びその他の対象物を利用できることを利用者に通知しなければならない。

10. 2019 年 6 月 6 日の時点で、委員会は加盟国と協力して、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーと権利者の間の協力についての最善の慣行を議論するために利害関係者との対話を組織するものとする。委員会は、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダー、権利者、利用者の団体及びその他の関連する利害関係者と協議し、利害関係者との対話の結果を考慮に入れて、特に第 4 項に規定する協力に関して、本条の適用に関するガイダンスを発行するものとする。最善の慣行について議論する場合には、とりわけ、基本的権利のバランスをとる必要性、並びに例外及び制限の利用について特別な考慮が払わなければならない。利害関係者との対話の目的で、利用者団体は、第 4 項に関する慣行が機能する、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーからの適切な情報にアクセスできなければならない。

#### 4.2.3 削除請求、その他の差止請求

デジタルサービス規則は、第 9 条において違法なコンテンツに対する措置命令の規定を設けている。

#### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

##### 第 9 条 違法なコンテンツに対する措置命令

1. 適用される EU 法又は EU 法に準拠する国内法に基づいて、関連する国の司法又は行政当局によって発令される、違法コンテンツの 1 点以上の特定の項目に対する措置命令

を受領したら、仲介サービスプロバイダーは、命令を発令する当局又は命令で特定される他の当局に対し、命令に効力が与えられたかどうか及びいつ命令に効力が与えられたかを特定して、命令に与えられる効力を不当な遅滞なく通知するものとする。

2. 加盟国は、第1項に規定する命令がプロバイダーに伝達される場合に、少なくとも以下の条件を満たすことを確保するものとする。

(a) その命令は、以下の要素を含む。

(i) 命令の EU 法又は国内法に基づく法的根拠への言及。

(ii) EU 法又は EU 法に準拠する国内法の 1 つ以上の特定の規定に言及することによる、なぜ情報が違法なコンテンツであるかを説明する理由の告知。

(iii) 発行機関を特定する情報。

(iv) 1 つ以上の正確な URL 及び必要に応じて追加情報等、仲介サービスプロバイダーが関連する違法なコンテンツを特定できるようにする明確な情報。

(v) 仲介サービスプロバイダー及びコンテンツを提供したサービス受領者が利用可能な救済の仕組みに関する情報。

(vi) 該当する場合には、命令に与えられる効力に関する情報を受領する当局に関する情報。

(b) その命令の地理的範囲は、EU 基本権憲章を含む EU 法及び国内法の適用されるルール並びに関連する場合には国際法の一般原則に基づいて、その目的を達成するために厳密に必要なものに限定される。

(c) その命令は、第11条第3項に従って仲介サービスプロバイダーにより宣言された言語の 1 つ又は命令を発令する当局とそのプロバイダーの間で合意された加盟国の別の公用語で伝達され、第11条に従って、そのプロバイダーによって指定される電子連絡窓口へ送信される。命令が仲介サービスプロバイダーによって宣言された言語又は 2 者間で合意された他の言語で起草されていない場合には、命令は、少なくとも本項(a)及び(b)号に規定された要素を、そのような宣言された又は 2 者間で合意された言語への翻訳を添付することを条件として、命令を発令する当局の言語で伝達することができる。

3. 命令を発令する当局又は、該当する場合には、命令で特定される当局は、命令に与えられる効力に関して仲介サービスプロバイダーから受領した情報と共に、命令を発令当局の加盟国のデジタルサービスコーディネーターに伝達するものとする。

4. 当該加盟国のデジタルサービスコーディネーターは、司法又は行政当局から命令を受領した後で、不当な遅滞なく、第85条に従って設置されたシステムを通じて、本条第1項に規定する命令の写しを他の全てのデジタルサービスコーディネーターに伝達するものとする。

5. 遅くとも、命令に効力が与えられる時点又は、該当する場合には、発令当局が命令で指定した時点で、仲介サービスプロバイダーは、当該サービス受領者に、受領した命令及びそれに与えられる効力を通知するものとする。サービス受領者に提供されるそのよう

な情報は、第2項に従って、理由の告知、存在する救済の可能性及び命令の地域的範囲の説明を含むものとする。

6. 本条に定める条件及び要件は、国内の民事及び刑事手続法に影響を与えないものとする。

Amazonのように、自社の広告とオンラインマーケットプレイスで活動する第三者販売者の広告をグループ化する「ハイブリッド」なビジネスモデルを採用している場合に、オンライン販売サイトの運営者による商標の使用を認めることができるかが、**EU-1**事件で問題となり、EU 司法裁判所判決は、これを肯定した。

**EU-1** **Christian Louboutin v Amazon Europe Core Sàrl (C-148/21), Amazon EU Sàrl (C-148/21), Amazon Services Europe Sàrl (C-148/21), Amazon.com Inc. (C-184/21), Amazon Services LLC (C-184/21) 【商標権侵害】**

EU 司法裁判所 2022 年 12 月 22 日先行判決 (C-148/21 及び C-184/21) (EC プラットフォーマー)

**【事案】**

原告 Louboutin は、ハイヒールの靴底の赤色をベネルクス商標及び EU 商標として登録しており、ルクセンブルク地裁に Amazon に対する侵害訴訟を提起した。ルクセンブルク地裁は、Amazon オンライン販売サイトの運営者が、自社の商業的通信に問題の商標と同一の標識を表示することにより、第三者販売者の広告を組み込むという運営方法が、当該標識を使用することにつながる可能性があるかどうかを判断する必要があるため、EU 司法裁判所に先決問題を付託した (C-148/21)。また、原告は、ベルギーのブリュッセル会社裁判所に Amazon に対する侵害訴訟を提起した。ベルギーのブリュッセル会社裁判所も同様な先決問題を EU 司法裁判所に付託した (C-184/21)。

**【判旨】**

EU 司法裁判所 2022 年 12 月 22 日先行判決は、「EU 商標に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会及び理事会規則 ((EU)2017/1001) 第 9 条(2)(a)項は、運営者自身の商品の販売の申出に加えて、オンラインマーケットプレイスを組み込んでいるオンライン販売ウェブサイトの運営者が、他者の EU 商標と同一の標識を当該商標が登録されている商品と同一の商品について使用しているとみなされるという意味に解釈されなければならない。この場合に、第三者販売者が、当該マーケットプレイスで、当該商標権者の同意を得ることなく、当該標識が付された商品の販売の申出をしており、もし当該サイトについての十分な知識と合理的な注意力のある利用者が、当該運営者のサービスと問題の標識との関連を立証したときには、特に、問題となっている全ての状況を考慮して、当該利用者が、その運営者自身が、自社の名称とアカウントで、当該標識が付された商品を販売しているという印象を受ける可能性がある。その点で、当該事業者が、自社のウェブサイトに掲載す

る申出を提示するための統一された方法を使用し、自社の名称で自ら販売する商品に関する広告と、当該マーケットプレイスで第三者販売者が販売する商品に関する広告の両方を表示しているという事実、当該事業者が、著名な販売業者として自社のロゴをそれらの全ての広告に掲載しているという事実、及び問題の標識が付された商品の販売に関連して、当該事業者が第三者の販売者に、とりわけそれらの商品の保管と配送からなる追加サービスを提供しているという事実が関連する。」と判断した。

また、従前は、商標権を有する国内での販売の申出は差止可能であったが、国外での保有を差し止めることは困難であったが、**EU-2**事件 EU 司法裁判所の判断により、今後、商標権者は、他の EU 加盟国においてたとえ商標権が存在しなくても、侵害品を商標権で保護される国に持ち込む目的があれば、侵害品を保有している者に対して訴訟を提起できることになった。

**EU-2 Tradeinn Retail Services S.L. v PH 【商標権侵害】**

EU 司法裁判所 2025 年 8 月 1 日先行判決 (C-76/24) (EC プラットフォーマー等)

**【事案】**

PH は、以下の商標権者であり、スペインに事業拠点を置く Tradeinn Retail Services S.L. (TRS) は、自社のウェブサイト [www.scubastore.com](http://www.scubastore.com) 及びオンライン取引プラットフォーム [www.amazon.de](http://www.amazon.de) を通じて、問題の商標と同一の標識を使用したダイビング用品の販売を宣伝し、これらの標識が付いた商品の写真も使用していた。



PH は、ドイツのニュルンベルク・フルト地裁に TRS を提訴し、ドイツにおける問題の商標と同一の標章の使用差止等を請求した。2022 年 2 月 3 日のニュルンベルク・フルト地裁判決は、TRS が請求を一部認めたことを確認して、問題の商標と同一の標章が付されたダイビング機器の販売又は広告の差止めを TRS に命じた。PH の控訴に対し、ニュルンベルク高裁は 2022 年 11 月 29 日、TRS がスペインに拠点を置き、問題の商品をスペインで保有していたという事実は、TRS がこれらの商標と同一の標章を付した商品をドイツで提供又は流通する目的で無許諾で保有していたと判断することを妨げるものではないという判決を下した。同裁判所は TRS に対し、これらの標章が付されたダイビング用品の販売又は広告、並びに「前述の目的での流通又は保有」の停止を命じた。TRS は、第一審判決の適用範囲の拡大に異議を唱えて、ドイツ連邦最高裁に控訴した。売主が売却

した物品を貨物運送業者又は運送人に引き渡した場合、貨物運送業者又は運送人は当該物品の直接の占有者となり、売主は間接の占有者となることから、ドイツ連邦最高裁は、国内商標の所有者は、指令 2015/2436 第 10 条(3)(b)項に基づき、商標が保護される国で商標を侵害する商品を提供又は市場に出す目的で外国の者が当該商品を保有することを禁止できるか、指令 2015/2436 第 10 条(3)(b)項の規定の適用上、保有の概念は侵害物品への実際のアクセスに依存するのか、又は侵害物品への実際のアクセス権を有する者に影響を与えることができれば十分なのかという点を EU 司法裁判所に付託した。

#### 【判旨】

EU 司法裁判所 2022 年 12 月 22 日先行判決は、「商標に関する加盟国の法律の近似に関する 2015 年 12 月 16 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2015/2436 の第 10 条(3)(b)は、ある加盟国で保護されている商標の所有者は、当該商標が保護されている加盟国で上記指令第 10 条第 2 項に定める条件に従って、第三者が他の加盟国の領域内で商標の標章を付した商品を販売の申出を行い、又は市場に出すために、当該商品を保有する ((ドイツ語) *besitzen*) ことを禁止することができるという意味で解釈される。また、上記指令 2015/2436 の第 10 条(3)(b)は、上記指令の第 10 条第 2 項に規定された条件に従って標章の付された商品を第 10 条(3)(b)の規定の意味において「保有する」ためには、その商品を直接かつ現実に管理する者に対して監督又は指揮する権限を有していれば十分であると解釈される。」と判断した。

#### 4.2.4 発信者情報開示請求

デジタルサービス規則は、第 10 条において情報提供命令の規定を設けている。

#### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

##### 第 10 条 情報提供命令

- 適用される EU 法又は EU 法に準拠する国内法に基づいて、関連する国の司法又は行政当局によって発令される、サービスの 1 人以上の特定の個人の受領者に関する特定の情報の提供命令を受領したら、仲介サービスプロバイダーは、不当な遅滞なく、命令を発令する当局又は命令で特定される他の当局に対し、命令に効力が与えられたかどうか及びいつ命令に効力が与えられたかを指定して、その受領及び命令に与えられる効力を通知するものとする。
- 加盟国は、第 1 項に規定する命令がプロバイダーに伝達される場合に、少なくとも以下の条件を満たすことを確保するものとする。
  - その命令は、以下の要素を含む。
    - 命令の EU 法又は国内法に基づく法的根拠への言及。
    - 発令機関を特定する情報。
    - 1 つ以上のアカウント名又は一意の識別子等、仲介サービスプロバイダーが情報

を求める特定の受信者を特定できるようにする明確な情報。

(iv) 情報が必要な目的及びなぜ情報を提供する要件が仲介サービス受領者による適用される EU 法又は EU 法に準拠する国内法の遵守を判断するために必要かつ比例しているかを説明する理由の告知。但し、犯罪の防止、捜査、探知及び訴追に関連する理由で提供できない場合を除く。

(v) プロバイダー及び関係サービス受領者が利用可能な救済の仕組みに関する情報。

(vi) 該当する場合には、命令に与えられる効力に関する情報を受領する当局に関する情報。

(b) その命令は、サービスを提供する目的で既に収集され、プロバイダーの管理下にある情報をプロバイダーに提供することのみを求めるものである。

(c) その命令は、第 11 条第 3 項に従って仲介サービスプロバイダーにより宣言された言語の 1 つ又は命令を発令する当局とそのプロバイダーの間で合意された加盟国の別の公用語で伝達され、第 11 条に従って、そのプロバイダーによって指定される電子連絡窓口に送信される。命令が仲介サービスプロバイダーによって宣言された言語又は 2 者間で合意された他の言語で起草されていない場合には、命令は、少なくとも本項(a)及び(b)号に規定された要素を、そのような宣言された又は 2 者間で合意された言語への翻訳を添付することを条件として、命令を発令する当局の言語で伝達することができる。

3. 命令を発令する当局又は、該当する場合には、命令で特定される当局は、命令に与えられる効力に関して仲介サービスプロバイダーから受領した情報と共に、命令を発令当局の加盟国のデジタルサービスコーディネーターに伝達するものとする。

4. 当該加盟国のデジタルサービスコーディネーターは、司法又は行政当局から命令を受領した後で、不当な遅滞なく、第 85 条に従って設置されたシステムを通じて、本条第 1 項に規定する命令の写しを全てのデジタルサービスコーディネーターに伝達するものとする。

5. 遅くとも、命令に効力が与えられる時点又は、該当する場合は、発令当局が命令で指定した時点で、仲介サービスプロバイダーは、当該サービス受領者に、受領した命令及びそれに与えられる効力を通知するものとする。サービス受領者に提供されるそのような情報は、第 2 項に従って、理由及び存在する救済の可能性の告知を含むものとする。

6. 本条に定める条件及び要件は、国内の民事及び刑事手続法に影響を与えないものとする。

#### 4.2.5 損害賠償請求

デジタルサービス規則は、第 54 条において補償についての規定を設けている。

### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

#### 第 4 章 実施、効力、罰則及び執行

## 第1節 権限ある当局及び国内のデジタルサービスコーディネーター

### 第54条 補償

サービス受領者は、EU法及び国内法に従って、仲介サービスプロバイダーによる本規則に基づく義務の侵害により被った損害又は損失に関して、仲介サービスプロバイダーに補償を求める権利を有するものとする。

## 4.2.6 刑事責任

デジタルサービス規則は、第52条において罰則についての規定を設けている。

### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

#### 第52条 罰則

1. 加盟国は、その権限の範囲内で仲介サービスプロバイダーによる本規則の違反に適用される罰則に関するルールを定め、第51条に従って実施されることを確保するために必要な全ての措置を講ずるものとする。
2. 罰則は、効果的で、相応な、かつ抑止力のあるものでなければならない。加盟国は、これらのルール及び措置を欧州委員会に通知し、それらに影響を与えるその後の改正について遅滞なく欧州委員会に通知するものとする。
3. 加盟国は、本規則に定められた義務を遵守しなかった場合に課せられる罰金の最大額が、前会計年度における当該仲介サービスプロバイダーの年間世界売上高の6%となることを確保するものとする。加盟国は、不正確な、不完全な又は誤解を招く情報の提供、不正確な、不完全な若しくは誤解を招く情報への回答又はその修正の不履行、及び検査に対する不提出に課せられる罰金の最高額が、前会計年度における当該仲介サービスプロバイダー又は関係者の年収又は年間世界売上高の1%となることを確保するものとする。
4. 加盟国は、定期違約金の支払の上限額が、当該決定に定められた日から計算された、前会計年度における当該仲介サービスプロバイダーの1日当たりの平均世界売上高又は収入の5%となることを確保するものとする。

## 4.2.7 広告審査責任

デジタルサービス規則は、第3章第3節「オンラインプラットフォームプロバイダーに適用される追加規定」として第26条を、第3章第5節「超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーがシステム上のリスクを管理するための追加義務」の規定として第39条を、第3章第6節「デューデリジェンス義務に関する他の規定」として第46条を設けている。

### デジタルサービス規則 (Digital Services Act)

#### 第3章 透明かつ安全なオンライン環境のためのデューデリジェンス義務

### 第3節 オンラインプラットフォームプロバイダーに適用される追加規定

#### 第26条 オンラインプラットフォームでの広告

1. オンラインインターフェースに広告を表示するオンラインプラットフォームプロバイダーは、個々の受領者に表示される特定の広告毎に、サービス受領者が明確、簡潔かつ一義的な方法で即時に以下のことを識別できることを確保するものとする。

(a) 情報が、第44条に基づく基準に沿っている可能性のある、目立つ標識を含む広告であること。

(b) 広告の表示主体となる自然人又は法人。

(c) 広告の代金を支払った自然人又は法人 ((b)号で言及された自然人又は法人と異なる場合)。

(d) 広告が表示される受領者を決定するために使用される主なパラメーター及び、該当する場合は、それらのパラメーターを変更する方法に関する、広告から直接かつ簡単にアクセスできる意味のある情報。

2. オンラインプラットフォームプロバイダーは、サービス受領者に、提供するコンテンツが商業的通信であるか、又は商業的通信を含むかを宣言する機能を提供するものとする。

サービス受領者が本項に従って宣言を提出する場合に、オンラインプラットフォームプロバイダーは、サービスの他の受領者が、第44条に基づく基準に沿っている可能性のある目立つ標識を含む、明確かつ一義的な方法で即時に、サービス受領者によって提供されるコンテンツが商業的通信であるか、又は商業的通信を含むことをその宣言に記載されているように識別できるようにすることを確保するものとする。

3. オンラインプラットフォームプロバイダーは、規則(EU)2016/679 第9条第1項で言及されている特別な分類の個人データを使用して、規則(EU)2016/679 第4条第4項に定義されているプロファイリングに基づいて、サービス受領者に広告を表示してはならない。

#### 第5節 超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーがシステム上のリスクを管理するための追加義務

##### 第39条 オンライン広告の更なる透明化

1. 超大規模オンラインプラットフォーム又はオンラインインターフェースに広告を表示する超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーは、多基準の照会を可能にする検索可能かつ信頼できるツールを通じて、かつアプリケーションプログラミングインターフェースを通じて、第2項に規定する情報を含むリポジトリを、広告を表示する全期間及び広告がオンラインインターフェースで最後に表示されてから1年後まで、そのオンラインインターフェースの特定のセクションに編集し、公開するものとする。彼らは、広告が表示された、又は表示された可能性のあるサービス受領者の個人データがリポジトリに含まれていないことを確認し、情報が正確かつ完全であることを確保するために合

理的な努力を払うものとする。

2. リポジトリは、少なくとも以下の情報のすべてを含むものとする。

- (a) 製品、サービス又はブランドの名称及び広告の対象を含む広告の内容。
- (b) 広告の表示主体となる自然人又は法人。
- (c) 広告の代金を支払った自然人又は法人 ((b)号で言及された人と異なる場合)。
- (d) 広告が表示された期間。
- (e) 広告がサービス受領者の 1 つ以上の特定のグループに具体的に表示されることを意図していたかどうか、及び、もしそうであれば、その目的に使用される主なパラメーター (該当する場合は、当該特定のグループの 1 つ以上を除外するために使用される主なパラメーターを含む)。
- (f) 超大規模オンラインプラットフォームで公開され、第 26 条第 2 項に従って識別される商業的通信。
- (g) 到達したサービス受領者の総数及び、該当する場合は、広告が具体的に対象とする受領者のグループについて加盟国別に分類された集計数。

3. 第 2 項(a)、(b)及び(c)号に関して、超大規模オンラインプラットフォーム又は超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーが、違法性又は利用規約との非互換性の疑いに基づいて特定の広告を削除又はアクセスを無効にした場合に、リポジトリは、それらの号で言及されている情報を含めないものとする。この場合において、当該特定の広告については、第 17 条第 3 項(a)乃至(e)号又は、該当する場合は、第 9 条第 2 項(a)(i)号に規定する情報を含めるものとする。

欧州委員会は、欧州理事会、第 40 条で言及されている関連する精査された研究者及び一般公衆との協議の後、本条で言及されているリポジトリの構造、組織、及び機能に関するガイドラインを発行することができる。

## 第 6 節 デューデリジェンス義務に関する他の規定

### 第 46 条 オンライン広告についての行動規範

1. 欧州委員会は、第 26 条及び第 39 条の要件を超えるオンライン広告バリューチェーンの当事者のための更なる透明化に貢献するために、オンライン広告仲介サービスプロバイダー、プログラマティック広告バリューチェーンに関与する他の当事者又はサービス受領者を代表する組織及び市民社会組織又は関連当局など、オンラインプラットフォームプロバイダー及び他の関連サービスプロバイダーによる EU レベルでの自主的な行動規範の策定を奨励し、促進するものとする。

2. 欧州委員会は、行動規範が、全ての関連する当事者の権利及び利益を完全に尊重する情報の効果的な伝達、並びに、特に競争並びにプライバシー及び個人データの保護についての EU 法及び国内法に従って、オンライン広告における競争力のある透明性のある公正な環境を追求することを確保することを目的とするものとする。欧州委員会は、行動規範

が少なくとも以下に対処することを確保することを目的とするものとする。

(a) 第 26 条第 1 項(b)、(c)及び(d)号に定められた要件に関するオンライン広告仲介プロバイダーが保有する情報のサービス受領者への伝達。

(b) 第 39 条に基づくオンライン広告仲介プロバイダーが保有する情報のリポジトリへの伝達。

(c) データの収益化に関する有意義な情報。

3. 欧州委員会は、2025 年 2 月 18 日までに行動規範を策定し、2025 年 8 月 18 日までに適用することを奨励する。

4. 欧州委員会は、第 1 項に規定するオンライン広告バリューチェーンの全ての当事者に対し、行動規範に記載されたコミットメントを承認し、遵守するよう奨励する。

## 第 4.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置

### 4.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点

従前と同様に、EU 加盟国各国において ISP 等に対して責任を追及する訴訟を提起することもできるが、零細企業及び小規模企業の資格を持つオンラインプラットフォーム以外のオンラインプラットフォームについては、デジタルサービス規則の定める内部苦情処理手続（第 20 条）や裁判外紛争解決手続（第 21 条）に基づいてより簡易迅速に苦情や紛争を解決することができる。裁判外紛争処理（ADR）機関については、デジタルサービスコーディネーターによる認証制度が設けられている<sup>31</sup>。

EU 知的財産庁は、「Protecting your IP rights on e-commerce marketplaces」<sup>32</sup>というウェブページを設けて、様々な EC マーケットプレイスの通知システム、知的財産保護プログラム及び連絡先の情報を公開している。

<sup>31</sup> <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/dsa-out-court-dispute-settlement>

<sup>32</sup> <https://www.euipo.europa.eu/en/observatory/enforcement/tools/protecting-ip-rights-e-commerce-marketplaces>

## 第5章 ドイツ法

### 第5.1節 侵害行為者等の法的責任

#### 5.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等

「著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）」（Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgesetz)）は、第4部第2節「権利侵害」において、著作権の侵害行為者の責任について規定している。

「商標及びその他の識別標識の保護に関する法律（商標法）」（Gesetz über den Schutz von Marken und sonstigen Kennzeichen (Markengesetz)）は、第2部第3節「保護の内容、権利侵害」と第9部「罰金及び行政罰規定、輸入及び輸出時の没収」において、商標権の侵害行為者の責任について規定している。

#### 5.1.2 差止請求

著作権法第97条第1項と商標法第14条第5項に差止請求権が規定されている。なお、特許法第139条第1項には、2021年改正で、「請求権は、請求が個々の場合の特別な状況及び信義誠実の原則に基づいて、侵害者又は第三者にとって、排他的権利によって正当化されない不相当な過酷さをもたらすであろう限りで、排除される。この場合に、被侵害者には適切な金銭による補償が保証される。第2項による損害賠償請求権は、これによって影響を受けないままである。」という差止請求権を制限する規定が設けられたが<sup>33</sup>、著作権法や商標法には、明示的には規定されていない。

#### 著作権法 (Urheberrechtsgesetz (UrhG))

##### 第97条 差止及び損害賠償請求権

(1) 著作権又は本法により保護されている他の権利を不法に侵害した者は、被侵害者から侵害の排除、又は反復のおそれがある場合には差止を請求され得る。差止請求権は、侵害が初めて差し迫る場合にも、認められる。

#### 商標法 (Markengesetz (MarkenG))

##### 第14条 商標権者の独占権、差止請求権、損害賠償請求権

(2) 第三者は、商標権者の同意なしに商品又はサービスに関連して業として以下のことを行うことが禁じられる。

1. 商標と同一の標識を、保護を受けているものと同一の商品若しくはサービスに使用すること、

<sup>33</sup> 山口裕司「ドイツ特許法における差止請求権の制限」特許ニュース 15837号（2023年）1頁。

<p>2. 標識が商標と同一若しくは類似であり、商標の対象となる商品若しくはサービスと同一若しくは類似の商品若しくはサービスに使用され、公衆に混同のおそれ（標識が商標との関連を連想させるおそれを含む）がある場合に、標識を使用すること、又は、</p> <p>3. 商標が国内で周知な商標であり、標識の使用が周知の商標の識別力若しくは名声を正当な理由なく不当な方法で利用し、若しくは侵害している場合に、商標と同一若しくは類似の標識を商品若しくはサービスに使用すること。</p> <p>ニース分類で確立された分類システムによって同じ類に表示されるという理由だけで、商品及びサービスが類似するとは見なされない。商品及びサービスは、ニース分類の異なる類に表示されるという理由だけで、類似しないと見なされない。</p> <p>(5) 第 2 項から第 4 項までに反して標識を使用する者は、商標権者から、反復のおそれがある場合には差止を請求され得る。請求権は、侵害が初めて差し迫る場合にも、認められる。</p>
---

### 5.1.3 損害賠償請求

著作権法第 97 条第 2 項と商標法第 14 条第 6 項に損害賠償請求権が規定されている。

<p><b>著作権法 (Urheberrechtsgesetz (UrhG))</b></p> <p><b>第 97 条 差止及び損害賠償請求権</b></p> <p>(2) 故意又は過失により行為を行った者は、被侵害者に、それから生じた損害を賠償することが義務づけられる。損害賠償を評価する際には、侵害者が権利侵害によって得た利益も考慮に入れることができる。損害賠償請求権は、侵害者が侵害された権利を利用する許諾を得ていた場合に合理的な補償として支払わなければならなかったであろう金額に基づいて計算することもできる。著作者、学術的刊行物の著者（第 70 条）、写真家（第 72 条）、実演家（第 73 条）は、それが公正である場合に、その限りで、財産的損害ではない損害に対し金銭による賠償を請求することもできる。</p>
---

<p><b>商標法 (Markengesetz (MarkenG))</b></p> <p><b>第 14 条 商標権者の独占権、差止請求権、損害賠償請求権</b></p> <p>(6) 故意又は過失により侵害行為を行った者は、商標権者に、侵害行為によって生じた損害を賠償することが義務づけられる。損害賠償を評価する際には、侵害者が権利侵害によって得た利益も考慮に入れることができる。損害賠償請求権は、侵害者が商標の使用許諾を得ていた場合に合理的な補償として支払わなければならなかったであろう金額に基づいて計算することもできる。</p>
--

### 5.1.4 刑事責任

著作権法第 106 条以下において罰則が定められ、3 年以下の懲役、商業的に行われれば、

5年以下の懲役、又は、罰則に応じて、5万ユーロ以下又は1万ユーロ以下の罰金に処せられる可能性がある。

商標法第143条以下において罰則が定められ、3年以下の懲役、商業的に行われれば、3月以上5年以下の懲役、又は、罰則に応じて、5万ユーロ以下、1万ユーロ以下又は5000ユーロ以下の罰金に処せられる可能性がある。

### 5.1.5 ISP等の法的責任との関連性

民法典第3編（物権法）第3章（所有権）第4節（所有権に基づく請求権）のうちの第1004条に妨害者責任が規定されており、第1章（占有権）にも同趣旨の規定である第862条がある。プラットフォーム／プロバイダーに対する責任は、妨害者（媒介者）責任（Störerhaftung）に基づいて認められると解されている<sup>34</sup>。

#### 民法（Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)）

##### 第1004条 排除及び差止請求権

(1) 占有の剥奪又は保留以外の方法で財産が侵害されている場合に、所有者は妨害者に侵害の排除を請求することができる。更なる侵害のおそれがある場合には、所有者は差止の訴えを起こすことができる。

(2) 所有者が侵害を受忍する義務を負う場合には、請求は認められない。

## 第5.2節 ISP等の法的責任

### 5.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関するISP等の法的責任についての最近の動き

デジタル単一市場における著作権指令を国内法として実施するために、2021年5月31日に制定され、同年6月4日に公布された「著作権法をデジタル単一市場の要件に適合させるための法律（Gesetz zur Anpassung des Urheberrechts an die Erfordernisse des digitalen Binnenmarktes）」によって、「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーの著作権法上の責任に関する法律（著作権サービスプロバイダー法）」（Gesetz über die urheberrechtliche Verantwortlichkeit von Diensteanbietern für das Teilen von Online-Inhalten（Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz（UrhDaG））が2021年8月1日に発効した。

また、2024年5月6日に制定され、同月13日に公布された「デジタルサービスについての単一市場に関する、指令2000/31/ECを改正する2022年10月19日の欧州議会及び理事会規則（EU）2022/2065を実施し、オンライン仲介サービスのビジネスユーザーのための公平性及び透明性の促進に関する2019年6月20日の欧州議会及び理事会規則（EU）2019/1150

<sup>34</sup> ボーリス・P・パール「インターネット媒介者に対する権利行使—伝統と革新の狭間で」守矢健一・高田昌宏・野田昌吾編『法における伝統と革新—日独シンポジウム—』（2020年）169頁。

を実施し、並びにその他の法律を改正するための法律」によって、2024年5月14日にデジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)) が発効し、テレメディア法 (Telemediengesetz (TMG)) (2021年報告書参照) は失効し、著作権サービスプロバイダー法は改正された。

「デジタルサービスについての単一市場に関する、及び指令 2000/31/EC を改正する 2022年10月19日の欧州議会及び理事会規則 ((EU) 2022/2065)」は、4.2.1 で前述したとおりデジタルサービス規則 (Digital Services Act (DSA)、ドイツ語では、Gesetz über digitale Dienste (GdD)) と略され、加盟国において直接適用されるが、ドイツにおける実施法として、デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)) が制定されたことになる。

## 5.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等

### 5.2.2.1 デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG))

デジタルサービス規則 (Digital Services Act (Gesetz über digitale Dienste (GdD))) は国内に直接適用されるが、デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG)) は、デジタルサービス規則を実施するための細かい規定を置く法律であり、テレメディア法 (Telemediengesetz (TMG)) に代えて制定された。テレメディア法からデジタルサービス法には、一部の条文が引き継がれているにとどまる。

また、2021年報告書で取り上げたネットワーク執行法 (Netzwerkdurchsetzungsgesetz (NetzDG)) も、デジタルサービス規則が直接適用されることから、報告義務 (第2条) や苦情処理 (第3条) 等の主な規定が削除され、連邦司法省の監督 (第4a条) 等の一部の規定が残るのみとなった。

テレメディア法 (Telemediengesetz (TMG))	デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG))
<b>第1節 一般規定</b>	<b>第1部 一般規定</b>
第1条 適用範囲	第1条 適用範囲、定義規定
第2条 定義規定	第2条 欧州の居住国
第2a条 欧州の居住国	第3条 原産国原則
第2b条 視聴覚メディアサービスプロバイダー及び動画共有プラットフォームプロバイダーのリスト	第4条 参入の自由
第2c条 管轄当局からの情報提供要請	<b>第2部 情報提供義務</b>
第3条 原産国原則	第5条 一般的情報提供義務
<b>第2節 参入の自由、情報提供義務</b>	第6条 商業通信における特別な義務
第4条 参入の自由	<b>第3部 利用者の権利侵害</b>
第5条 一般的情報提供義務	第7条 限定された責任
	第8条 法律違反の場合のブロッキング請求権

<p>第6条 商業通信における特別な義務</p> <p><b>第3節 責任</b></p> <p>第7条 一般原則</p> <p>第8条 情報の伝達</p> <p>第9条 情報の高速伝達のための一時保存</p> <p>第10条 情報の保管</p> <p><b>第4節 動画共有プラットフォームプロバイダーの報告及び解決手続</b></p> <p>第10a条 利用者の苦情の報告手続</p> <p>第10b条 利用者の苦情の解決手続</p> <p>第10c条 一般利用規約</p> <p><b>第5節 罰金規定</b></p> <p>第11条 罰金規定</p>	<p><b>第4部 視聴覚メディアサービスプロバイダー及び動画共有プラットフォームプロバイダーについての規定</b></p> <p>第9条 視聴覚メディアサービスプロバイダー及び動画共有プラットフォームプロバイダーのリスト</p> <p>第10条 州法に基づく管轄当局からの情報提供要請</p> <p>第11条 契約上の利用禁止</p> <p><b>第5部 規則（EU）2022/2065の実施</b></p> <p><b>第1章 管轄当局及びデジタルサービスコーディネーター事務所</b></p> <p><b>第1節 管轄当局</b></p> <p>第12条 規則（EU）2022/2065の第49条第1項に基づく管轄当局</p> <p>第13条 規則（EU）2022/2065第18条に従った連邦刑事庁への犯罪の嫌疑の報告</p> <p><b>第2節 デジタルサービスコーディネーター事務所<sup>35</sup></b></p> <p>第14条 設立及び設備</p> <p>第15条 独立性</p> <p>第16条 デジタルサービスコーディネーター事務所の管理</p> <p>第17条 活動報告</p> <p>第18条 デジタルサービスコーディネーター事務所と管轄当局間の協力、行政協定</p> <p>第19条 他の当局との協力、連絡窓口の整備、行政協定</p> <p>第20条 中央苦情窓口</p> <p>第21条 諮問委員会</p> <p><b>第6部 その他の管轄</b></p> <p>第22条 規則（EU）2019/1150の執行</p> <p>第23条 指令2000/31/EC第19条第2項に</p>
---	---

<sup>35</sup> 電気・ガス・通信・郵便・鉄道のための連邦ネットワーク庁（連邦ネットワーク庁）（Bundesnetzagentur für Elektrizität, Gas, Telekommunikation, Post und Eisenbahnen（Bundesnetzagentur））に設置されることが規定されている。

	基づく連絡窓口 <b>第7部 権限及び手続</b> 第24条 調査 第25条 情報提供及び検索 第26条 押収 第27条 義務の執行 第28条 公開情報 第29条 規則 (EU) 2022/2065 第51条第3項に基づく措置 第30条 連邦ネットワーク庁の権限 第31条 法的救済 第32条 行政手続 <b>第8部 罰金規定</b> 第33条 罰金規定 <b>第9部 経過規定及び最終規定</b> 第34条 評価
--	---

### 5.2.2.2 著作権サービスプロバイダー法 (Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG))

デジタル単一市場における著作権指令 ((EU) 2019/790) を国内法として実施するための法律として制定された。著作権サービスプロバイダー法における「サービスプロバイダー」は、以下のとおりであり、デジタル単一市場における著作権指令第2条第(6)項が定義する「オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダー」に相当する。

著作権サービスプロバイダー法 (Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG))	
<b>第2条 サービスプロバイダー</b>	
(1) この法律におけるサービスプロバイダーとは、情報社会サービスにおける技術規制及びルール分野における情報提供の手続を定める2015年9月9日の欧州議会及び理事会指令(EU)2015/1535第1条(1)(b)の意味における「サービス」の提供者であって、以下の要件を満たすものをいう。	
1. 第三者によってアップロードされた大量の著作権で保護されたコンテンツを保管し、公開することを専ら、又は少なくとも主な目的とする。	
2. 第1号に規定されるコンテンツを整理する。	
3. 利益を得る目的で第1号に規定されるコンテンツを宣伝する、及び	
4. 同じターゲットグループを巡ってオンラインコンテンツサービスと競合する。	

著作権サービスプロバイダー法の条文構成は、以下のとおりである。

著作権サービスプロバイダー法 (Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG)) の条文構成
<b>第1章 一般規定</b>
第1条 公衆への伝達、サービスプロバイダーの責任
第2条 サービスプロバイダー
第3条 対象外のサービス
<b>第2章 許可される利用</b>
第4条 契約上の利用権を取得する義務、著作者の直接報酬請求権
第5条 法的に許可される利用、著作者への報酬
第6条 許可範囲の拡張
<b>第3章 禁止される利用</b>
第7条 限定ブロック
第8条 簡易ブロック
<b>第4章 許可が推定される利用</b>
第9条 許可が推定される利用の公衆への伝達
第10条 軽微な利用
第11条 許可される利用としての表示
第12条 サービスプロバイダーによる報酬、責任
<b>第5章 法的救済</b>
第13条 法的救済、改変からの保護、裁判所へのアクセス
第14条 内部苦情処理手続
第15条 外部苦情処理機関
第16条 民間仲裁機関による裁判外紛争解決
第17条 公的仲裁機関による裁判外紛争解決
<b>第6章 最終規定</b>
第18条 濫用に対する措置
第19条 情報請求権
第20条 訴状送達の内代理人
第21条 著作隣接権への適用
第22条 強行法規

### 5.2.3 削除請求、その他の差止請求

5.1.2 で前述したように、権利者は著作権法や商標権法上の差止請求権を有するが、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーについては、著作物をブロック又は削除する

義務を負っている。

## 著作権サービスプロバイダー法 (Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG))

### 第7条 限定ブロッキング

(1) 第1条第2項の規定に従い、サービスプロバイダーは、著作物をブロックし又は削除すること（ブロッキング）により、著作物が公衆に伝達されず、また将来においてもそのような伝達に利用されないように最大限可能な限りにおいて確保する義務を、著作権者がそれを請求し必要な情報を提供した場合に直ちに負う。

(2) 第1項に基づく措置は、利用者がアップロードしたコンテンツであって、その利用が法律で認められているもの、又は著作権を侵害していないものを利用不能にしてはならない。自動化された手続が利用される場合に、第9条から第11条までが適用される。第2文は、映画又は動画の利用については、特にスポーツ競技の同時中継中など、最初の公衆への伝達が完了するまでは、権利者がサービスプロバイダーにそれを請求し、必要な情報を提供する場合に限り、適用されない。

(3) サービスプロバイダーは、利用者がアップロードしたコンテンツのブロッキングについて直ちに利用者に通知し、第14条に従って苦情を申し立てる権利があることを利用者に知らせなければならない。

(4) スタートアップサービスプロバイダー（第2条第2項）は、当該サービスのウェブサイトへの月間ユニーク訪問者数の平均が500万人を超えない限り、第1項に基づく義務を負わない。

(5) 反証される可能性があるが、小規模サービスプロバイダー（第2条第3項）は比例原則に照らして第1項を遵守する義務を負わないものと推定される。

### 第8条 簡易ブロッキング

(1) サービスプロバイダーは、第1条第2項の規定に従い、著作権者がそれを要求し、著作物の無許諾による公衆への伝達について十分な理由を示した場合は直ちに、著作物の公衆への伝達をブロッキングすることにより停止する義務を負う。

(2) 第7条第2項第1文及び第3項は準用される。

(3) サービスプロバイダーは、著作権者が必要な情報を提供した後にのみ、第7条の規定に従って著作物の将来の無許諾による利用をブロッキングする義務を負う。

デジタル単一市場における著作権指令の施行前の事案であるため、電子商取引指令第14条第(1)項の免責原則が適用範囲についての解釈が **DE-1** 事件と **DE-2** 事件で示されている。

4.1.5 で述べたように、ISP 等が免責の要件を満たさない場合には、直ちに責任を負うように解釈しているようにも読める。

**DE-1 YouTube II 事件 (Frank Peterson v Google LLC, YouTube Inc., YouTube LLC., Google Germany GmbH) 【著作権侵害】**

連邦最高裁 2022 年 6 月 2 日判決 (I ZR 140/15) (動画共有サービスプラットフォーマー)

**【事案】**

歌手 Sarah Brightman の音楽プロデューサー Frank Peterson が、著作権と著作隣接権を有するアルバム Winter Symphony と同アルバムの曲に関するコンサートの録音を配信するビデオが YouTube 上にアップロードされたのを受けて、YouTube と Google に対して問題のビデオの削除を求めた。YouTube は Peterson 氏から送られたスクリーンショットから問題のビデオを探し、それへのアクセスをブロックしたが、新たに同じ録音を配信するビデオが YouTube 上にアップロードされたため、Peterson 氏はハンブルク地裁で、Google 社と YouTube 社に対し、Winter Symphony アルバムの 12 曲を配信するビデオが YouTube 上にアップロードされるのを禁止する措置を取る命令を出し、かつこれらの配信から YouTube が得た (広告による) 売上高に関する情報開示や損害賠償の支払いを請求する訴訟を提起した。

ハンブルク地裁は 2010 年 9 月 3 日の判決でアルバム 12 曲中の 3 曲についてのみ Peterson 氏の請求を認めたため、Peterson 氏、YouTube と Google 双方が、判決に対して控訴を行った。ハンブルク高裁は 2015 年 7 月 1 日、第一審判決を一部取り消し、YouTube 社と Google に対し、アルバム中の 7 曲についてそれが配信できなくなるよう必要な措置を取るよう命じ、これらの曲の配信により YouTube 社が得た売上高に関する情報を Peterson 氏に開示するよう命じたが、損害賠償請求は却下した。Peterson 氏はドイツ連邦最高裁に上告を行った。

ドイツ連邦最高裁は、動画配信プラットフォーム上で、その利用者が著作権で保護されたビデオを著作者の許可なしにアップロードする場合で、プラットフォームが著作権を侵害するコンテンツを知らない、又は知ってから直ちにアクセスをブロックする場合、同プラットフォームは情報社会指令 (2001/29/EC) 第 3 条に規定される著作物の利用をしているといえるか、そうでない場合には同プラットフォームは電子商取引指令 (2000/31/EC) 第 14 条第 1 項に規定されるホスティングプロバイダーに該当するか、該当する場合には、プロバイダーの責任が追及される上で必要な、プロバイダーが実際に認識した違法な情報とは、具体的な情報でなければならないか、動画配信プラットフォームにホスティングプロバイダーの地位が認められない場合には、著作権の侵害者としてエンフォースメント指令 (2004/48/EC) に基づき差止命令や損害賠償責任の対象となるか、またその場合にはエンフォースメント指令 (2004/48/EC) 第 13 条の規定に従い、侵害行為を知っていた又は当然知りえた場合にのみ損害賠償責任が成立するかという先決裁定問題を EU 司法裁判所に付託した。

EU 司法裁判所 (C-682/18 (DE-2 事件の C-683/18 と併合)) は、情報社会指令 (2001/29/EC) 第 8 条第 3 項は、裁判手続開始前に侵害が仲介者にまず通知され、その仲介者が問題の

コンテンツを削除するか、又はアクセスを遮断するかして、当該侵害の再発防止を確実にするために迅速に介入しなかった場合に限り、著作権者又は著作隣接権者が電子商取引指令（2000/31/EC）第14条第1項(a)の意味での侵害を知らないまま第三者がサービスを利用して権利を侵害した仲介者に対して、国内法に基づく裁判所命令を取得できることを排除しないと解釈されなければならないことなどを判示した。

#### 【判旨】

最高裁 2022 年 6 月 2 日判決は、動画共有プラットフォームの運営者は、利用者がそのプラットフォームを通じて保護されたコンテンツを違法に公開していることを一般的に知っている、又は知っているべきであるにもかかわらず、そのプラットフォーム上での著作権侵害に確実に効果的に対抗するために、自らの状況において相当の注意を払う事業者に期待される適切な技術的措置を講じない場合に、著作権法第15条第2項第1文及び第2文第2号、第19a条、第78条第1項第1号、並びに第85条第1項第1文第3号の意味において、並びに情報社会指令 2001/29/EC 第3条(1)並びに第2条(2)a 及び b と併せて、利用者がアップロードした侵害コンテンツを自ら公衆への伝達を行っていることになる旨判断し、原判決を一部取り消した。

#### **DE-2 Uploader II 事件 (Elsevier Inc. v Cyando AG) 【著作権侵害】**

連邦最高裁 2022 年 6 月 2 日判決 (IZR 53/17) (ファイル共有サービスプラットフォーム)

#### 【事案】

学術出版社である Elsevier は、Cyando が運営するファイル共有プラットフォーム Uploaded 上で、Elsevier が著作権を有する著作物が許可なくアップロードされていたため、2014 年 7 月にミュンヘンの地裁において、Cyando に対し著作権侵害を理由に、侵害行為の差止、情報開示、及び損害賠償を請求する訴訟を提起した。2016 年 3 月 18 日、ミュンヘン地裁は、Cyando が Elsevier の著作権の侵害者の共犯であるとして侵害差止請求を認めたが、それ以外の請求は却下した。Elsevier、Cyando 共に控訴を行った。ミュンヘン高裁は 2017 年 3 月 2 日の判決で第一審の侵害差止命令を、その法律根拠を変えて確定させたが、Elsevier のそれ以外の請求は却下した。同社はドイツ連邦最高裁に上告を行った。

ドイツ連邦最高裁は、動画配信プラットフォーム上で、その利用者が著作権で保護されたビデオを著作者の許可なしにアップロードする場合で、プラットフォームが著作権を侵害するコンテンツを知らない、又は知ってから直ちにアクセスをブロックする場合、同プラットフォームは情報社会指令（2001/29/EC）第3条に規定される著作物の利用をしているといえるか、そうでない場合には同プラットフォームは電子商取引指令（2000/31/EC）第14条第1項に規定されるホスティングプロバイダーに該当するか、該当する場合には、プロバイダーの責任が追及される上で必要な、プロバイダーが実際に認

識した違法な情報とは、具体的な情報でなければならないか、動画配信プラットフォームにホスティングプロバイダーの地位が認められない場合には、著作権の侵害者としてエンフォースメント指令(2004/48/EC)に基づき差止命令や損害賠償責任の対象となるか、またその場合にはエンフォースメント指令(2004/48/EC)第13条の規定に従い、侵害行為を知っていた又は当然知りえた場合にのみ損害賠償責任が成立するかという先決裁定問題をEU司法裁判所に付託した。

EU司法裁判所(C-683/18(**DE-1**事件のC-682/18と併合))は、情報社会指令(2001/29/EC)第8条第3項は、裁判手続開始前に侵害が仲介者にまず通知され、その仲介者が問題のコンテンツを削除するか、又はアクセスを遮断するかして、当該侵害の再発防止を確実にするために迅速に介入しなかった場合に限り、著作権者又は著作隣接権者が電子商取引指令(2000/31/EC)第14条第1項(a)の意味での侵害を知らないまま第三者がサービスを利用して権利を侵害した仲介者に対して、国内法に基づく裁判所命令を取得できることを排除しないと解釈されなければならないことなどを判示した。

#### 【判旨】

最高裁2022年6月2日判決は、ファイル共有プラットフォームの運営者は、利用者がアップロードした著作権侵害コンテンツの存在を一般的に知っている、又は知っているはずであり、そのプラットフォームの利用者が保護されたコンテンツをそのプラットフォーム上で違法に一般に公開することを奨励するビジネスモデルを選択することで、利用者による当該行為を故意に促進している場合は、著作権法第15条第2項第1文及び第2文第2号、第19a条並びに指令2001/29/EC第3条(1)の意味において、自らが当該コンテンツの公衆への伝達を行っていることになる旨判断し、原判決を破棄差戻した。

ホスティングプロバイダーに対して訴訟を提起することなく、アクセスプロバイダーに海賊版のブロッキングを請求した**DE-3**事件では、合理的なあらゆる手段を尽くしていなかったとして、原告の請求を棄却する結論になった。

#### **DE-3** DNS ブロッキング事件 (Elsevier, Springer Nature 等 v Deutsche Telekom) 【著作権侵害】

連邦最高裁 2022 年 10 月 13 日判決、2023 年 1 月 26 日判決 (IZR 111/21) (アクセスプロバイダー)

#### 【事案】

学術出版社である原告らが、通信会社である被告に対して、「Libgen」や「Sci-Hub」という科学論文の海賊版サイトのDNS(ドメインネームシステム)ブロッキング(テレメディア法7条4項(現在のデジタルサービス法(Digitale-Dienste-Gesetz(DDG))8条に相当))を請求した。ミュンヘン地裁は2019年10月25日に原告の請求を認めたが、ミュンヘン高裁は2021年5月27日に、原告がスウェーデンに所在するホスティングプロバイ

ダーに対して訴訟を提起することなく、通知と停止命令書の送付のみにとどまっていたことから、合理的なあらゆる手段を尽くしていなかったとして、被告の控訴を認めて、原告の請求を棄却した。

#### 【判旨】

最高裁 2022 年 10 月 13 日判決は、原則として、著作権者が既知のウェブサイト運営者又はホスティングプロバイダーに対し、侵害コンテンツの削除を求めて裁判外で請求を行うことも合理的であると述べ、上告を棄却した。最高裁 2023 年 1 月 26 日判決も、民事訴訟法 (ZPO) 第 321a 条に基づく弁論権侵害の訴えは受理可能だが、根拠がないとして、棄却した。

**DE-1**、**DE-2**事件の考え方を、オンラインマーケットプレイスにも及ぼす判決 (**DE-4**事件) も出されている。

#### **DE-4** マンハッタン橋事件 (英国写真家 v 楽天) 【著作権侵害】

連邦最高裁 2024 年 10 月 23 日判決 (I ZR 112/23) (オンラインマーケットプレイス)

#### 【事案】

原告は英国を拠点とする写真家であり、「マンハッタン橋」と題する写真を撮影したと主張している。2018 年、被告はオンライン取引プラットフォームを運営していて、第三者はこのプラットフォームに登録し、商品を販売することができた。販売業者 M.S.は、ブランド X のポータブルテレビを「I-M」という名称で販売し、商品画像には「マンハッタン橋」の写真が掲載されていたが、原告の名前は著作権者として記載されていなかった。

原告は、2018 年 8 月 21 日付けで被告に警告書を送付した。



原告は、被告に対し、写真作品の複製、公衆への提供及び／又は頒布の差止を求めて訴訟を提起し、損害賠償請求等も行った。2022 年 9 月 15 日のニュルンベルク・フルト地

裁判決は、原告の請求を概ね認め、2023年8月1日のニュルンベルク高裁判決は、一部原判決を破棄した。

#### 【判旨】

最高裁2024年10月23日判決は、著作物の公衆への伝達に関する動画共有及びファイル共有プラットフォームの責任に関するEU法の原則（EU司法裁判所2021年6月22日判決（C-682/18及びC-683/18）、**DE-1**、**DE-2**事件参照）は、オンラインマーケットプレイスの責任にも適用されることを確認し、オンラインマーケットプレイスの運営者は、動画共有及びファイルホスティングプラットフォームと同様に、著作権侵害の明確な通知を受けた場合、通常、技術的かつ経済的に合理的な範囲で、そこに掲載されている販売の申出を類似の侵害の有無について審査し、侵害コンテンツをブロック又は削除する義務を負うが、動画共有及びファイルホスティングプラットフォームに適用される判例を適用する際には、オンラインマーケットプレイスの固有の特性を考慮する必要があり、販売の申出がなされている商品自体は著作権を侵害しておらず、販売の申出が著作権を侵害するような方法で提示されているだけの場合、プラットフォーム運営者の審査義務は通常、類似の販売の申出のみが対象となり、著作物のあらゆる表現が対象となるわけではない。被告はインターネットプラットフォームの運営者として、原告の著作権を間接的に侵害しているに過ぎず、一般的な不法行為法の原則に基づき、侵害行為者としての責任を負わないが、被告は公衆への伝達行為に関連する注意義務違反行為について責任を負う。なお、著作権サービスプロバイダー法は、オンラインマーケットプレイスには適用されず（第3条第5項）、また、侵害行為が2021年8月1日の同法施行前に発生したため、本件には適用されない。結論として、最高裁は、原判決を一部取り消した。

デジタルサービス規則（DSA）に基づいてホスティングプロバイダーの責任やこれに対する差止について判断した裁判例として、**DE-5**事件がある。

#### **DE-5** Skinport GmbH v Google Ireland Limited 【商標権侵害】

デュッセルドルフ地裁 2024年1月15日判決（2a O 112/23）（検索サービスプロバイダー）

#### 【事案】

原告はSkinportという名称でコンピュータゲームCS:GO/CS2の「スキン」と呼ばれるもののオンラインマーケットプレイスであり、被告はGoogleドイツ支社を運営している。Google検索には、スポンサー広告が表示されるようになっていて、skinportを検索すると、原告の広告ではないスポンサー広告が表示され、原告ウェブサイトを複製した別のページにリンクしていることに原告は気が付いた。原告は被告を（共同）行為者又は一部参加者として責任を負うと主張して、仮差止め命令を請求して提訴した。

#### 【判旨】

デュッセルドルフ地裁 2024 年 1 月 15 日判決は、被告は、共同行為者又は一部参加者としての責任を負わず、幫助者として責任を負うためには少なくとも条件付きの故意が必要で、これには違法性を認識していることが含まれる。しかし、被告は、デジタルサービス規則 (DSA) 第 6 条第 1 項の規定に従い、妨害者 (仲介者) としての責任を負う。被告はホスティングプロバイダーに該当する。デジタルサービス規則 (DSA) 第 6 条第 1 項は、ホスティングプロバイダーが免責される場合について規定しているが、デジタルサービス規則 (DSA) 第 6 条第 4 項は、加盟国の法制度に基づく司法当局又は行政当局がサービスプロバイダーに対して違反行為の停止又は防止を要求する可能性には影響しないと規定しており、エンフォースメント指令第 11 条第 3 文は仲介者の責任について規定している。差止命令の根拠は満たされ、仮差止命令の緊急性も認められる旨を判断し、仮差止命令が確認された。

#### 5.2.4 発信者情報開示請求

著作権法第 101 条や商標法第 19 条が、情報請求権を認めており、3.1.3 の知的財産権の執行に関する指令第 8 条に規定されているような侵害者の名称及び住所 (アドレス) の開示を求めることができる。

#### 著作権法 (Urheberrechtsgesetz (UrhG))

##### 第 101 条 情報についての請求権

- (1) 著作権又は本法により保護されている権利を商業的規模において不法に侵害する者は、被侵害者から、権利を侵害している複製物又はその他の製作物について、その出所及び販売経路に関して直ちに報告することを請求され得る。商業的規模は、権利侵害の数によっても権利侵害の重大性によっても生じ得る。
- (2) 明白な権利侵害の場合又は被侵害者が侵害者に対して訴えを提起した場合には、前項にかかわらず、商業的規模で以下の行為を行った者に対しても、請求権が認められる。
1. 権利を侵害している複製物を占有していた者、
  2. 権利を侵害しているサービスを請求した者、
  3. 権利侵害行為に利用されるサービスを提供した者、又は、
  4. 前三号のいずれかに定める者の指示に従い、当該複製物若しくはその他の製作物若しくはサービスの製造、製作又は販売に関与した者

但し、その者が、民事訴訟法第 383 条から第 385 条までの規定に基づき、侵害者に対する訴訟手続において証言拒絶権を有していた場合は、この限りでない。第 1 文に基づく請求権を裁判所において行使する場合には、裁判所は、侵害者に対して係属する訴訟を、申立てにより、情報請求権のために提起された訴訟が処理されるまで停止することができる。情報提供義務を負う者は、被侵害者に、情報提供のために必要となる費用の償還を請求することができる。

- (3) 情報提供義務を負う者は、以下の事項についても報告を行わなければならない。
1. 複製物又はその他の製作物の製作者、納入者及びその他の前占有者、サービスの利用者並びにそれらの者が指定した商業上の購買者及び販売所の名称及び住所、並びに、
  2. 製造、引渡、受領又は注文がなされた複製物又はその他の製作物の数量、及び、当該複製物又はその他の製作物について支払われた価格
- (4) 第 1 項及び第 2 項に基づく請求権は、個々の場合において当該請求が均衡を失している場合には、排除される。
- (5) 情報提供義務を負う者が、情報を故意又は重大な過失により、不正確又は不完全に提供する場合には、その者は、被侵害者に、それから生じた損害を賠償することが義務づけられる。
- (6) 第 1 項又は第 2 項に基づく義務を負うことなく真実の情報を提供した者は、その者が情報提供義務を負わないことを知っていた場合に限り、第三者に対して責任を負う。
- (7) 明白な権利侵害の場合には、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までの規定に基づき、仮処分の方法により情報提供義務を命じることができる。
- (8) 認識した情報は、刑事手続又は行政法規違反に関する法律による手続において、情報提供義務を負う者の同意が得られる場合に限り、情報提供義務を負う者又は刑事訴訟法第 52 条第 1 項に掲げる親族に不利益となる、情報提供前になされた行為のために、利用することができる。
- (9) 情報がトラフィックデータ（通信法第 3 条第 30 号）を利用することによってのみ提供され得る場合は、その提供がなされるためには、被侵害者が申立てをしなければならない。トラフィックデータの利用の適法性に関する事前の裁判官による命令を必要とする。この命令の発布に関しては、情報提供義務を負う者がその住所、居所又は営業所を有する地区内の地裁が、その訴額に関わらず専属的に管轄権を有する。民事部が決定を行う。手続に関しては、家事事件及び非訟事件の手続に関する法律の規定が準用される。裁判官の命令に伴う費用は、被侵害者が負担する。地裁の決定に対しては、抗告が許される。抗告は 2 週間の期間内に提起しなければならない。その他に、個人に関連するデータの保護に関する規定は、影響を受けないものとする。
- (10) 前項と共に第 2 項の規定により、通信の秘密の基本権（基本法第 10 条）は制限される。

## 商標法 (Markengesetz (MarkenG))

### 第 19 条 情報請求権

- (1) 商標又は商号権者は、第 14 条、第 15 条及び第 17 条の場合に、不法に表示された商品又はサービスの出所及び販売経路に関して直ちに報告することを侵害者に請求することができる。
- (2) 明白な権利侵害の場合又は商標若しくは商号権者が侵害者に対して訴えを提起した

場合には、前項にかかわらず、商業的規模で以下の行為を行った者に対しても、請求権が認められる。

1. 権利を侵害している商品を占有していた者、
2. 権利を侵害しているサービスを請求した者、
3. 権利侵害行為に利用されるサービスを提供した者、又は、
4. 前三号のいずれかに定める者の指示に従い、当該商品の製造、製作若しくは販売若しくは当該サービスの提供に関与した者

但し、その者が民事訴訟法第 383 条から第 385 条までの規定に基づき、侵害者に対する訴訟手続において証言拒絶権を有していた場合は、この限りでない。第 1 文に基づく請求権を裁判所において行使する場合は、裁判所は、侵害者に対して係属する訴訟を、申立てにより、情報請求権のために提起された訴訟が処理されるまで停止することができる。情報提供義務を負う者は、被侵害者に、情報提供のために必要となる費用の償還を請求することができる。

(3) 情報提供義務を負う者は、以下の事項についても報告を行わなければならない。

1. 商品又はサービスの製作者、納入者及びその他の前占有者並びにそれらの者が指定した商業上の購買者及び販売所の名称及び宛先、並びに、
2. 製造、引渡、受領又は注文がなされた商品の数量及び当該商品又はサービスについて支払われた価格

(4) 第 1 項及び第 2 項に基づく請求権は、個々の場合において当該請求が均衡を失っている場合には、排除される。

(5) 情報提供義務を負う者が、情報を故意又は重大な過失により、不正確又は不十分に提供する場合には、その者は、商標又は商号権者に、それから生じた損害を賠償することが義務づけられる。

(6) 第 1 項又は第 2 項に基づく義務を負うことなく真実の情報を提供した者は、その者が情報提供義務を負わないことを知っていた場合に限り、第三者に対して責任を負う。

(7) 明白な権利侵害の場合には、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までの規定に基づき、仮処分の方法により情報提供義務を命じることができる。

(8) 認識した情報は、刑事手続又は行政法規違反に関する法律による手続において、情報提供義務を負う者の同意が得られる場合に限り、情報提供義務を負う者又は刑事訴訟法第 52 条第 1 項に掲げる親族に不利益となる、情報提供前になされた行為のために、利用することができる。

(9) 情報がトラフィックデータ（通信法第 3 条第 30 号）を利用することによってのみ提供され得る場合は、その提供がなされるためには、被侵害者が申立をしなければならない。トラフィックデータの利用の適法性に関する事前の裁判官による命令を必要とする。この命令の発布に関しては、情報提供義務を負う者がその住所、居所又は営業所を有する地区内の地裁が、その訴額に関わらず専属的に管轄権を有する。民事部が決定を行う。手

続に関しては、家事事件及び非訟事件の手續に関する法律の規定が準用される。裁判所の命令に伴う費用は、被侵害者が負担する。地裁の決定に対しては、抗告が許される。抗告は、2週間の期間内に提起しなければならない。その他に、個人に関するデータの保護に関する規定は、影響を受けないものとする。

(10) 前項と共に第2項により、通信の秘密の基本権（基本法第10条）は制限される。

### 5.2.5 損害賠償請求

著作権サービスプロバイダー法第1条第2項は以下のように著作権法上の責任を負わない場合について定めるが、ホスティングプロバイダーの免責について規定するデジタルサービス規則第6条第1項は適用されない。

#### 著作権サービスプロバイダー法（Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG)）

##### 第1条

(1) サービスプロバイダー（第2条）は、サービス利用者がアップロードした著作権で保護される著作物へのアクセスを公衆に提供する場合に、著作物の公衆への伝達を行うものとする。

(2) サービス提供者が、比例原則を考慮しながら、業界で一般に行われる高い基準に従って第4条及び第7条から第11条までに基づく義務を履行する場合には、公衆への伝達について著作権法上の責任を負わない。特に、以下の点に留意するものとする。

1. サービスの性質、対象者及び範囲
2. サービス利用者がアップロードした著作物の性質
3. 義務を履行するための適切な手段が利用可能であること、及び
4. サービスプロバイダーが第3号に規定する手段のために要した費用。

(3) サービスプロバイダーは、デジタルサービスについての単一市場に関する、及び指令2000/31/ECを改正する2022年10月19日の欧州議会及び理事会規則((EU)2022/2065)（デジタルサービス規則）第6条第1項に依拠することはできない。

(4) 著作権侵害に関与し、又は著作権侵害を助長することを主な目的とするサービスプロバイダーは、第2項の規定に依拠することはできない。

### 5.2.6 刑事責任

5.1.4において、著作権法や商標法の罰則について説明したが、刑法(Strafgesetzbuch (StGB))第27条には、幫助犯(Beihilfe)の規定がある。また、デジタルサービス法(Digitale-Dienste-Gesetz (DDG))には、罰金規定が設けられているが、主に情報提供義務違反などに関連する規程である。

## 5.2.7 広告審査責任

**DE-6**事件は、オンライン通信販売事業者のサイトの表示自体について責任追及が行われた事件であるが、オンライン通信販売事業者を相手取って、不正競争防止法に基づく情報提供義務違反を追求する余地を認めたものとして参考になると思われる。

**DE-6 便利な請求書払いによる購入 II 事件 (Verbraucherzentrale Hamburg e.V. v bonprix Handelsgesellschaft mbH) 【誤解を招く広告・情報提供義務違反】**  
連邦最高裁 2025 年 9 月 11 日判決 (I ZR 14/23) (EC プラットフォーマー)

**【事案】**

差止訴訟法 (UKlaG) 4 条に基づく適格消費者団体である原告の社団法人ハンブルク消費者センターが、「[www.bonprix.de](http://www.bonprix.de)」でオンライン通信販売事業を営む被告に対して、「便利な請求書払いによる購入」という広告は購入者の信用力の審査を条件としてのみ提供されるべきで、誤解を招く広告 (不正競争防止法 (UWG) 5 条)・情報提供義務違反 (不正競争防止法 (UWG) 5a 条) を理由に広告の差止を請求した。下級審は、原告の請求を棄却し、最高裁は、2023 年 12 月 21 日に、手続を中断して、「便利な請求書払いによる購入」という広告が電子商取引指令 (2000/31/EC) 6 条(c)における「販売促進のための申出」に該当するかという先決裁定問題を EU 裁判所に付託した (便利な請求書払いによる購入 I 事件)。EU 司法裁判所は、2025 年 5 月 15 日に「オンライン商取引事業者のウェブサイト上の特定の支払方法を指す広告文句は、その支払方法が消費者に商品又はサービスの決定時の行動に影響を与える客観的かつ確実な利益をもたらす場合に限り、「販売促進のための申出」の概念に該当する。」と解釈する先決裁定を下した。

**【判旨】**

最高裁 2025 年 9 月 11 日判決は、誤解を招く広告についての上告を認めなかったが、情報提供義務違反についての上告を認め、デジタルサービス法 (Digitale-Dienste-Gesetz (DDG) 6 条 1 項 3 号の「販売促進のための申出」に該当する可能性があるとして、ハンブルク高裁判決を破棄し、差戻した。

## 第 5.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置

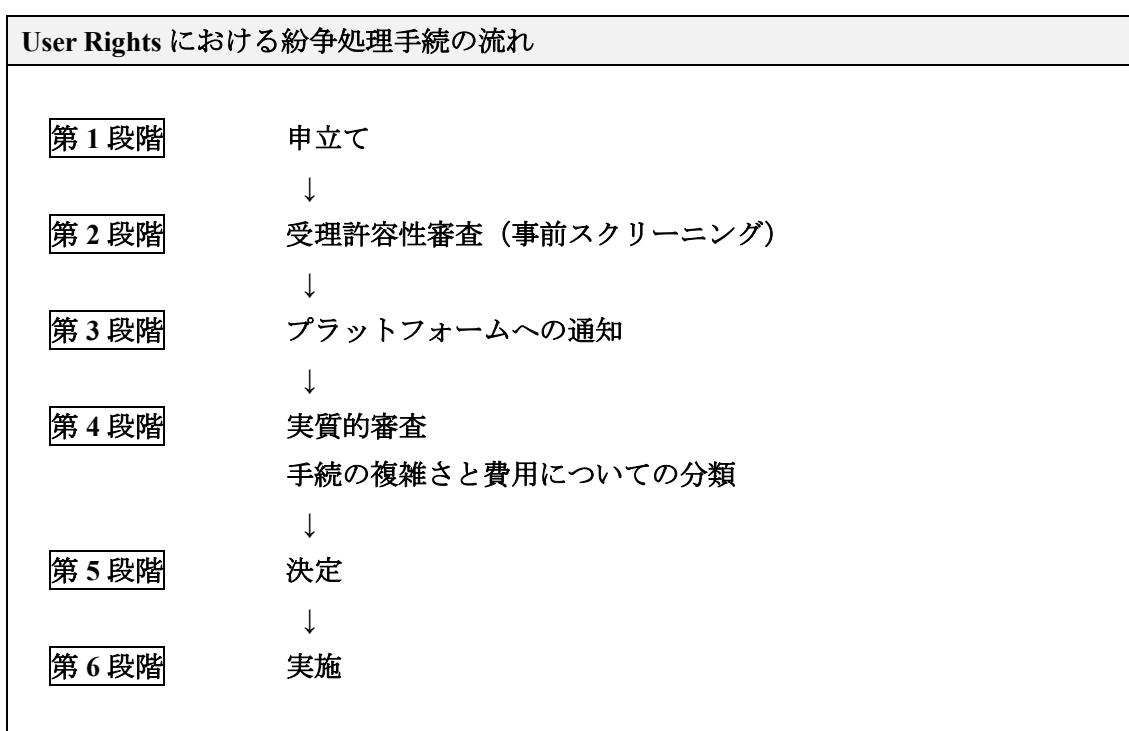
### 5.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点

デジタルサービス規則が制定されて、2024 年から直接適用されることにより、2021 年報告書で紹介したテレメディア法が失効し、ネットワーク執行法の主な規定が削除される変化があった。

そのため、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダーについては、デジタル単一市場における著作権指令の国内実施法である 2021 年の著作権サービスプロバイダー法 (Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG)) に基づいて著作物のブロックや削除を求めることができるが (4.2.2.1.1、5.2.2.2、5.2.3、5.2.5 参照)、その他の各種の ISP 等に対する

責任追及は、2024 年からデジタルサービス規則が直接適用される（デジタルサービス規則を実施するための細かい規定を置く法律としてデジタルサービス法（Digitale-Dienste-Gesetz（DDG））が制定されている）。

フランス（6.3.1 参照）と同様に、デジタルサービス規則第 16 条により、電子通知システムによって ISP 等に侵害を通知できるようになっており、デジタルサービス規則第 21 条によりコンテンツモデレーション等の紛争を裁判外の紛争処理機関によって解決することもできる。ドイツには、連邦ネットワーク庁が認証した User Rights という紛争処理機関があり、以下のような手順の流れで、90 日以内（複雑な事件はさらに 90 日延長できる）に紛争を処理し、ISP 等から独立した公平な立場で判断を下している<sup>36</sup>。



デジタルサービス規則を適用した裁判例も、**DE-5** 事件判決のように出始めており、デジタルサービス規則第 6 条第 4 項により、検索サービスプロバイダーに対して差止を認めることができることを明らかにしている。

### 5.3.2 ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益

ドイツ基本法（Grundgesetz）第 1 条第 1 項・第 2 条第 1 項によって一般的人格権や情報自己決定権が認められ、第 5 条第 1 項に表現の自由が規定され、第 5 条第 2 項に名誉権に

<sup>36</sup> User Rights Transparency Report 2025 ([https://www.user-rights.org/media/285/download/User%20Rights%20-%20Transparency%20Report%202025\\_EN.pdf](https://www.user-rights.org/media/285/download/User%20Rights%20-%20Transparency%20Report%202025_EN.pdf))

よる制限が規定されている。表現の自由と一般的人格権、情報自己決定権及び名誉権は対立する関係にあるが、私人間において基本権保護をどう確保するかという、憲法の私人間効力の問題となる。

### 4.3.3 ISP等への責任追及における権利者の主張とISP等の反論

裁判等で、よく主張される権利者の主張、ISP等による反論（抗弁）、及びそれに対する権利者の再反論を表にまとめると、以下のとおりである。

権利者の主張	ISP等による反論	権利者による再反論・対策
侵害予防又は（反復のおそれがあり）差止を請求する。	①妨害者責任を負わない。 ②権利侵害の反復のおそれがなく、差止めを行う義務を負わない。	①プラットフォーム運営者として管理可能性があり、監視・検査を行う義務を負う。 ②権利侵害の反復のおそれを容易に確認できる証拠を提示している。
（アクセスプロバイダーにつき）情報の利用停止（ブロッキング）を請求する。	権利侵害から救済を得るための他の可能性がある。	停止は合理的かつ比例的なものである。
発信者の氏名と住所の情報を請求する。	情報提供義務を負わない。	求めている情報は情報請求権の対象であり、請求は均衡を失っていない。
損害賠償を請求する。	サービスプロバイダーとして免責される。	

## 第6章 フランス法

### 第6.1節 侵害行為者等の法的責任

#### 6.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定めた法律等

知的財産権法（Code de propriété intellectuelle（CPI））で知的財産権侵害における提訴権者を以下のように定めている<sup>37</sup>。

提訴権者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 権利者</li><li>・ 著作権保護団体（知的財産権法第 L331-1 条）</li><li>・ 著作権の独占的利用権者（知的財産権法第 L331-1 条）</li><li>・ 商標権の使用権者（商標権者の許可がある場合）、商標権者が侵害者に対する訴訟を提起しない場合には履行催促状を通達した後、商標権の独占的使用権者が単独で訴訟を提起できる（知的財産権法第 L716-4-2 条）。</li></ul>

また、知的財産権法は、管轄裁判所を「司法裁判所」（tribunal judiciaire）<sup>38</sup>と定めており、（特許権以外の）知的財産権侵害訴訟の管轄については、司法組織法（Code de l'organisation judiciaire（COJ））第 D211-6-1 条・付表 VI<sup>39</sup>に、ボルドー、リール、リヨン、マルセイユ、ナンテール、ナンシー、パリ、レンヌ、ストラスブール、フォー＝ド＝フランスの 10 の司法裁判所が規定されている。

フランス民事訴訟法は、訴訟の土地管轄について、原則を被告の所在地（第 42 条）としているが、知的財産権侵害は民法上の不法行為に当たるため、損害を与える行為が発生した地又は損害を被った地（第 46 条）とすることができる。

インターネット上の知的財産権侵害では、フランスの裁判所で侵害差止請求訴訟を提起できるかが問題となるが、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則（(EU) No 1215/2012）（ブリュッセル Ia 規則）第 7 条第 2 項において不法行為の土地管轄とされる「損害を与える行為が発生した又は発生し得る地」の解釈に関する EU 司法裁判所の判例<sup>40</sup>では、インターネット上の知的財産権侵害行為では知的財産権を侵害するサイトがアクセス可能であることはこの基準を満たすという原則が確立されており、フランスの裁判所で適用されている。

<sup>37</sup> インターネットを含むすべての媒体における知的財産権侵害に適用される。

<sup>38</sup> 2020 年 1 月 1 日に、かつての大審裁判所（tribunal de grande instance（TGI））から名称が変更された。

<sup>39</sup> [https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article\\_lc/LEGIARTI000039066939](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000039066939)

<sup>40</sup> 儲安然「著作権侵害事件の国際裁判管轄に関する欧州連合司法裁判所の判例についての一考察」法学政治学論究 134 号（慶應義塾大学大学院法学研究科、2022 年）189 頁参照。

知的財産権侵害訴訟で権利者が侵害行為者に対して侵害行為の差止や受けた損害の賠償を請求するためには侵害行為を証明する必要があるが、フランスでは権利者による侵害行為をできるだけ容易にするため、情報開示請求権（知的財産権法第 L331-1-2 条（著作権）、第 L716-7-1 条（商標権））、侵害品等押収請求権（知的財産権法第 L332-1 条（著作権）、第 L722-4 条（商標権））、侵害行為者が所持している書類の強制提出請求権（知的財産権法第 L331-1-1 条（著作権）、第 L722-4-1 条（商標権））が知的財産権法で詳しく定められている。実務上は、保全措置の申請に関する民事訴訟法第 145 条に基づき、管轄の司法裁判所の裁判長の下で、レフェレ（対審手続による仮処分申立（Référé）<sup>41</sup>、又は非対審請求手続（Requête）<sup>42</sup>によって行う。

### 6.1.2 差止請求

フランスにおける侵害行為の暫定的禁止措置（interdiction provisoire）は、知的財産権の侵害において、長期にわたる本案訴訟で最終的に侵害行為の停止が侵害者に対して命じられる前に、侵害行為の暫定的な差止めを裁判所に請求するものであり、日本法の仮処分にあたる。

#### 知的財産権法第 L716-4-6 条（商標権）、第 L521-6 条（意匠権）、第 L615-3 条（特許権）

権利侵害訴訟の提訴権者の資格を有する者は近い将来に予測される侵害行為の防止、又は侵害を構成するとされる行為の継続を差し止める仮処分を、レフェレの手続で管轄する民事裁判所に対し請求することができる。管轄の民事裁判所はまた、対審手続が事情に鑑み相応しくないと判断する場合、特に差し止めの遅滞が原告に多大な損害を与える場合と判断する場合には、非対審の手続で全ての必要な措置を命じることができる。レフェレ、非対審請求手続いずれの場合も、請求が認められるためには原告は合理的に入手可能な証拠によって権利が侵害されているか、又は侵害が差し迫っている可能性があることを証明しなければならない。

裁判所は侵害行為とされる行為の禁止、本案訴訟で原告に支払われ得る損害賠償の保証金支払い、又は侵害品の差押え、第三者への引渡しを命じて侵害品の販売を防止することができる。裁判所はまた、権利者が本案訴訟で損害賠償が命じられた場合に債権回収が困難となることを証明する場合には、被疑侵害者の動産、不動産資産に対して保全的な差押え措置、例えば銀行口座の凍結措置を一般法の規定に準じて命じることができる。裁判所は差押え措置をする資産の情報の開示を被疑侵害者に対して命じることができる。

<sup>41</sup> 権利義務関係がはっきりしている場合、又は明らかに不法である行為が存在する場合に認められる訴訟手続。司法裁判所の裁判長の下での手続で、特許権侵害の場合にはパリの司法裁判所の裁判長のみが管轄権を有する（司法組織法第 D211-6 条）。

<sup>42</sup> 原告は申請書と命令案を証拠書類と共にパリの司法裁判所の裁判長に提出し、請求が認められる場合には裁判長は原告が提出した命令案に署名をし、数日後に原告は必要な措置を取ることができる。

裁判所はまた、権利者が受けた損害がはっきりしている場合には、損害賠償の一部支払いを被疑侵害者に対して命じることができる。

原告となる権利者の請求が本案訴訟で認められない可能性がある場合には、裁判所は被疑侵害者が受けうる損害を賠償するための保証金の寄託を原告に命じることができる。

権利者は、これらの措置を本案訴訟の提起前に請求する場合には、請求が認められてから政令で定められた期間内に本案訴訟を提起するか、刑事告訴を行わなければならない。原告が本案訴訟も刑事告訴も行わない場合には、被疑侵害者は裁判所に措置の取消を請求でき、権利者に対して受けた損害の賠償を請求することができる。

著作権については商標権、意匠権、特許権のような特別規定はなく、一般法のレフェレ又は非対審請求手続で必要な差止措置を 6.1.1 で述べた司法組織法第 D211-6-1 条・付表 VI に定める 10 の司法裁判所のうち土地管轄権を有する裁判所の裁判長の下で提起する必要がある。

原告となる権利者は訴状の中で、以下のいずれかの事情を証明しなければならない。

- ・ 取り返しのつかない重大な損害を防ぐために権利侵害行為の差止措置を緊急に取る必要があること（民事訴訟法第 834 条）
- ・ 近い将来に損害が発生することが明らかであること、又は明らかに違法な行為を差し止める必要があること（民事訴訟法第 835 条第 1 項）
- ・ 損害賠償の一部金の支払いを請求する場合には、損害の事実と額が明らかであること（民事訴訟法第 835 条第 2 項）

### 6.1.3 損害賠償請求

知的財産権侵害訴訟で権利者が侵害行為者に対して賠償を請求する損害には、経済的損害と精神的損害があるが、フランスでは、権利者が受けた経済的損害を裁判所が評価する基準に関して、著作権、商標権、意匠権、特許権について同一の詳しい規定<sup>43</sup>が設けられている。

**知的財産権法第 L331-1-3 条（著作権）、第 L716-4-10 条（商標権）、第 L521-7 条（意匠権）、第 L615-7 条（特許権）**

損害賠償額を決定するにあたり、裁判所は以下の事項を個別に考慮するものとする。

1. 権利が侵害されたことによる経済的悪影響（逸失利益及び権利者が被った損失を含む。）

<sup>43</sup> 知的財産権侵害の防止と処罰を強化するための 2014 年 3 月 11 日の法律第 2014-315 号により改正された規定である。

2. 権利者が受けた精神的損害
3. 侵害行為者が侵害行為により得た利益（権利者がかけた研究・開発投資、物的投資及び販売促進投資費用の節約を含む。）

但し、権利者が希望する場合には、裁判所は一括の損害賠償額の支払いを侵害者に対して命じることができる。一括の損害賠償額は権利のライセンス料よりも高額でなければならない。また権利者は受けた精神的損害の賠償を別途請求することができる。

#### 6.1.4 刑事責任

フランスでは同じ事案について民事訴訟と刑事訴訟を同時に行うことができないため（刑事訴訟法第4条第2項<sup>44</sup>）、知的財産権を侵害された権利者は民事訴訟と刑事訴訟のどちらを先に提起するかを選ぶ必要があるが、ほとんどの場合、刑事告訴から犯罪人の起訴、判決までにかかる時間、検察官の対応が予測できない刑事手続よりも、民事裁判所でまずレフェレ又は非対審請求の手続で侵害差止措置を請求し、並行して損害賠償を請求する本案訴訟を提起する。刑事告訴は犯罪性の高い権利侵害行為の場合に限られ、知的財産権法上の刑罰に関する規定は実際の適用よりも知的侵害行為の抑止を目的としている。

知的財産権侵害に適用される刑罰の上限<sup>45</sup>は、商標権（知的財産権法 L716-9 条）が4年の懲役、40万ユーロの罰金で、著作権（知的財産権法 L335-2 条）、意匠権（知的財産権法 L521-10 条）、特許権（知的財産権法 L615-14 条）が、3年の懲役、30万ユーロの罰金である。

#### 6.1.5 ISP等の法的責任との関連性

インターネット上の知的財産権侵害において、侵害行為を停止させ得る立場にいるISP等の責任を侵害行為の被害者である権利者が追及できるか否かについては、ISP等が法律で定められた義務を果たさず、侵害行為を止めさせる措置を悪意で取らなかった場合にのみ権利者はISP等に対して損害賠償責任を追及できるというのが原則である。

ISP等が侵害行為に寄与していることが証明される場合を除き、賠償を請求する損害はISP等の過失により生じた損害に限られ、知的財産権侵害で権利者が受ける損害の賠償は請求できない（後述 6.2.5、**FR-2**事件参照）。

### 第6.2節 ISP等の法的責任

#### 6.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関するISP等の法的責任についての最近の動き

EU規則は、加盟国の憲法と同じく国内法の上に位置する法規であるため、矛盾する国内

<sup>44</sup> 刑事告訴、取調べを経て、検察官が被疑者を起訴した後は、民事訴訟手続が一時停止される。

<sup>45</sup> これらの刑罰は侵害品の輸出入、搬送、保持にも適用される。

法がある場合には改正しなければならない。フランス国内法を EU 規則であるデジタルサービス規則の規定に合わせるため必要な各種法改正を定めた法律として、「デジタルサービスの安全及び規制に関する 2024 年 5 月 21 日の法律」(Loi n° 2024-449 du 21 mai 2024 visant à sécuriser et à réguler l'espace numérique) が制定された。

## 6.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等

電子商取引指令と違い、デジタルサービス規則は「規則 (regulation)」であるため、加盟国に対して直接の拘束力を有し、直接に適用される。そのためフランスで国内法化する必要なしにフランス法の体系に組み込まれ、法律よりも上位に取り扱われる。フランスの裁判所はデジタルサービス規則を直接適用して判決を下すことができる。

デジタルサービス規則が適用開始になるまでは、違法、侵害行為に関する通知は LCEN 法第 6 条 I.5 で定められた形式に従って行わなければならないと、権利者は同条で定められた事項を網羅的に記載した書簡を受領証明の取れる形でホスティングプロバイダーに送達する必要があり、通知の記載に不備がある場合には請求が裁判所により却下されていた (2021 年報告書)。

デジタルサービス規則では、権利者が正しく違法行為の通知をできるようにするシステムはホスティングプロバイダーが整備しなければならないとし、権利者による違法行為の通知をしやすくするため、通知に記載が義務付けられる事項を簡素化した上で、郵便による通知義務を排除し、電子通知システムを整備する義務をホスティングプロバイダーに課している。

デジタルサービス規則は、また第 16 条第 4 項、第 5 項で、通知を受けたホスティングプロバイダーが権利者に通知の受領確認を送り、できるだけ早期に、デューデリジェンスを尽くし、恣意的でない客観的な方法で取られた対応措置に関する決定と決定に対する異議の申し立て方法を権利者に通知する義務を定めている。

フランスのデジタルサービスコーディネーターである ARCOM (Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique)<sup>46</sup> が信頼できる通報者 (デジタルサービス規則第 22 条) の地位を与えている団体は以下の 8 つである<sup>47</sup>。

- e-Enfance (未成年保護団体)
- ALPA (オンライン海賊行為防止団体 *prévention et lutte contre la piraterie audiovisuelle*)
- IFAW (野生動物保護団体)

<sup>46</sup> 視聴覚及びデジタル通信規制局、デジタルサービスの安全及び規制に関する 2024 年 5 月 21 日の法律で、フランスのデジタルサービスコーディネーターに指定された。

<sup>47</sup> <https://www.arcom.fr/nous-connaitre-nos-missions/superviser-les-plateformes-en-ligne-et-les-reseaux-sociaux/reglement-sur-les-services-numeriques-dsa-liste-des-signaleurs-de-confiance-designes-par-larcom>

- ・ INDECOSA-CGT（従業員消費者の保護団体）
- ・ Point de contact（インターネット上の暴力防止団体）
- ・ Addictions France（依存防止、依存症予防教育団体）
- ・ Crif（ユダヤ人迫害防止、人種差別防止団体）
- ・ Licra（ユダヤ人迫害防止、人種差別防止団体）

### 6.2.2.1 デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律

電子商取引に関する指令をフランスで国内法化し ISP 等の責任の法的枠組を確立した「デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号」（Loi pour la confiance dans l' économie numérique（通称 LCEN 法））第 6 条は数回にわたり改正された<sup>48</sup>。

デジタルサービスの安全及び規制に関する 2024 年 5 月 21 日の法律による改正以降、現在施行されている規定は以下のとおりである。

デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律（通称 LCEN 法）
<p><b>第 6 条</b></p> <p>I.-1. 「インターネットアクセスサービス」のプロバイダーとは、デジタルサービス単一市場に関する、指令 2000/31/CE（EU 電子商取引指令）を修正する 2022 年 10 月 19 日欧州議会及び理事会規則（EU）2022/2065 第 3 条 g 項 i 号に定義される「単なる導管」サービスを提供し、その活動がオンラインでの公衆向け通信サービスへのアクセスを提供する全ての者を意味する。</p> <p>2. 「ホスティングサービス」のプロバイダーとは、同規則第 3 条 g 項 iii 号に定義されるサービスを提供する全ての者を意味する。</p> <p>3. 「オンライン検索エンジン」とは、同規則第 3 条 j 項に定義されるサービスを意味する。</p> <p>4. 「オンラインプラットフォーム」とは、同規則第 3 条 i 項に定義されるサービスを意味する。</p> <p>5. 「オンラインソーシャルネットワークサービス」とは、インターネットの領域における競争的かつ公正な市場に関する、欧州指令 2019/1937 及び 2020/1828（デジタル市場規則）を修正する 2022 年 9 月 14 日欧州議会及び理事会規則（EU）2022/1925 第 2 条第 7 項に定義されるサービスをいう。</p> <p>6. 「ソフトウェアアプリケーションストア」とは、同規則第 2 条第 14 項に定義されるサービスをいう。</p> <p>7. 「ソフトウェアアプリケーション」とは、同規則第 2 条第 15 項に定義される製品又</p>

<sup>48</sup> 2020 年以降のみで 8 回改正されている（2020 年 2 月 10 日の法律、2020 年 6 月 24 日の法律、2021 年 7 月 30 日の法律、2021 年 8 月 24 日の法律、2021 年 9 月 15 日の法律、2021 年 10 月 25 日の法律、2022 年 1 月 31 日の法律、2022 年 3 月 2 日の法律、2024 年 5 月 21 日の法律）。

はサービスをいう。

II.- 上記 2022 年 10 月 19 日欧州議会及び理事会規則 (EU) 2022/2065 第 3 条 g 項に規定される仲介サービスを提供することを活動とする者は、視聴覚通信に関する 1982 年 7 月 29 日の法律第 82-652 号第 93-3 条に定義される製作者<sup>49</sup>を意味しないものとする。

現行の規定では、ISP 等の責任と違反した場合の罰則は、第 6 条 III (アクセスプロバイダーに適用)、IV (ホスティングプロバイダーに適用)、V (アクセスプロバイダーとホスティングプロバイダー両方に適用)、VI (プラットフォームに適用) に規定されており、ホスティングプロバイダーに濫用的な違法コンテンツの通報を行った者の刑罰 (なお、プロバイダーに適用される刑罰ではない) が、VI に規定されている。

#### デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律 (通称 LCEN 法)

##### 第 6 条

III.-A.- インターネットアクセスサービスのプロバイダーは、会員に対し、一定のサービスへのアクセスを制限する又はそれらをフィルタリングするシステムに関する情報を無料で提供しなければならない。これらのシステムに必要とされる最低の技術的機能と性質は、当該プロバイダーの活動内容に鑑みて国家情報通信委員会 (CNIL) の意見を踏まえて政令で定められるものとする。

本 A 項第 1 段落に定義されるインターネットサービスプロバイダーはまた会員に対し、知的財産権法第 L336-3 条で定められた義務違反 (訳注: 著作権侵害行為) を防止するための手段についての情報を提供し、知的財産権法第 L331-26 条第 2 項で規定されたリストに掲載されているネットワークセキュリティ機能の少なくとも一つを提供しなければならない。

B.- 情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号の規定に則って、インターネットアクセスサービスプロバイダーは、ネットワークへのアクセス提供に関連して消費されるデータ量について加入者に通知し、それに対応する温室効果ガス排出量の換算値を表示しなければならない。

データ消費に相当する温室効果ガス排出量は、環境・エネルギー管理庁が提供する方式に基づいて算出される。

C.- インターネットアクセスサービスプロバイダーは、会員に対し、フランス本土及び憲法第 73 条に規定される地方自治体においてインターネット上での販売を目的として製造されたタバコ製品をインターネット上で販売、購入、欧州連合の他の加盟国から導入、又は域外国から輸入することの禁止と違反の場合の罰則規定について情報を提供しなければならない。

<sup>49</sup> 報道媒体を使った教唆 (報道の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律第 23 条以下) における報道機関の製作者の刑事責任に関する規定である。

この義務に違反した場合は、最高 1 年の懲役及び 25 万ユーロの罰金刑に処されるものとする。

法人は刑法第 121-2 条に規定された条件でこれらの義務違反について責任を負うものとし、罰金の額は刑法第 131-38 条の適用により個人に対する罰金の 5 倍の額となるものとする。義務違反を犯した法人はまた刑法第 131-39 条第 2 号及び第 9 号に規定された刑（活動停止、判決の公示義務）に処されるものとする。刑法第 131-39 条第 2 号の刑の期間は最高 5 年とし、停止の対象となる活動は義務違反を犯した活動に限られるものとする。

D.- インターネットアクセスサービスのプロバイダーが、広告目的で、自らがプロバイダーではないファイルのダウンロードが可能であると宣伝する場合、その広告に容易に識別可能かつ読みやすい形で海賊行為は芸術的創造を侵害すると記載しなければならない。

IV.-A.- ホスティングプロバイダーは、刑法第 211-2 条、第 222-33 条、第 222-33-1-1 条、第 222-33-2 条から第 222-33-2-3 条まで、第 222-39 条、第 223-13 条、第 225-4-13 条、第 225-5 条、第 225-6 条、第 227-18 条から第 227-21 条まで、第 227-22 条から第 227-24 条まで、第 412-8 条、第 413-13 条、第 413-14 条、第 421-2-5 条、第 431-6 条、第 433-3 条、第 433-3-1 条、第 521-1-2 条、第 521-1-3 条、及び第 222-33-3 条第 2 項、及び報道の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律第 24 条第 5 項、第 7 項、第 8 項及び第 24 条の 2 に規定されている違反行為を構成するコンテンツの配信防止に努める義務を負うものとする。

この義務を果たす目的で、ホスティングプロバイダーは自らのサービス利用者が上記規定された違法活動を行い、それが通知された場合には遅滞なく管轄当局に報告しなければならない。

この報告義務に違反した場合は、1 年の懲役及び 25 万ユーロの罰金刑に処されるものとする。

法人は刑法第 121-2 条に規定された条件でこれらの義務違反について責任を負うものとし、罰金の額は刑法第 131-38 条の適用により個人に対する罰金の 5 倍の額となるものとする。義務違反を犯した法人はまた刑法第 131-39 条第 2 号及び第 9 号に規定された刑（活動停止、判決の公示義務）に処されるものとする。刑法第 131-39 条第 2 号の刑の期間は最高 5 年とし、停止の対象となる活動は義務違反を犯した活動に限られるものとする。

B.- ホスティングプロバイダーは、オンラインの公衆通信サービスを運営する者に、本法第 1-1 条項 I に規定される識別条件を満たすための技術的手段を提供しなければならない。

C.- 2022 年 10 月 19 日欧州議会及び理事会規則 (EU) 2022/2065 第 18 条で規定された管轄当局への即時通報義務に違反した場合は、1 年の懲役及び 25 万ユーロの罰金に処せら

れるものとする。

法人が常時的に上記規定に違反した場合、適用される罰金の額は当該法人の 1 年前の会計年度における全世界での税抜売上高の 6%まで引き上げられうるものとする。

V.-A.- 郵便事業・電子通信法第 L34-1 条 II の 2 から III の 2 までに規定される条件に基づき、インターネットアクセスサービスプロバイダー又はホスティングプロバイダーは、自らが提供するサービスのコンテンツ、又はコンテンツの一部を誰が作成したかを特定するためのデータを保持・保存しなければならない。

上記規定のデータと保持・保存の期間及びその方法は、国家情報通信委員会 (CNIL) の意見を踏まえ、国務院の諮問を経た政令で定められるものとする。

B.- インターネットアクセスサービスプロバイダー又はホスティングプロバイダーが上記義務に違反した場合、最高 1 年の懲役及び 25 万ユーロの罰金に処されるものとする。司法当局による上記規定で定められたデータの開示要請に応じなかった場合も、同じ罰則が適用されるものとする。

法人は刑法第 121-2 条に規定された条件でこれらの義務違反について責任を負うものとし、罰金の額は刑法第 131-38 条の適用により個人に対する罰金の 5 倍の額となるものとする。義務違反を犯した法人はまた刑法第 131-39 条第 2 号及び第 9 号に規定された刑 (活動停止、判決の公示義務) に処されるものとする。刑法第 131-39 条第 2 号の刑の期間は最高 5 年とし、停止の対象となる活動は義務違反を犯した活動に限られるものとする。

VI.- フランス国内における活動が、政令で定められたアクセス数の基準値を超えるオンラインプラットフォームは、フランス国内に本社があるなしに関わらず、コンテンツの保存を行っている場合、本条 IV 項 A の規定に違反すると通報され、削除又はアクセスをブロックしたコンテンツを一時的に保存し、司法当局が必要な調査確認作業を行い刑事訴追を行えるようにしなければならない。

当該コンテンツの保存期間及びその方法は、国家情報通信委員会 (CNIL) の意見を踏まえ、国務院の諮問を経た政令で定められるものとする。

VII.- ホスティングプロバイダーに対し、あるコンテンツや活動が違法であるという虚偽の通報を、その削除又は配信停止の目的で、通報が虚偽であることを知っていながら行った者は、最高 1 年の懲役及び 1 万 5000 ユーロの罰金に処されるものとする。

司法当局による侵害行為の防止と差止に関するかつての LCEN 法第 6 条 I.8 (2021 年報告書参照) は、「共和国の諸原則を尊重するための 2021 年 8 月 24 日の法律」(Loi n° 2021-1109 du 24 août 2021 confortant le respect des principes de la République) で改正され、レフェレ

又は非対審請求手続（2021年報告書参照）から、急速本案審理手続（procédure accélérée au fond）（民事訴訟法第481-1条）に変わった（後述 6.2.4）。

LCEN 法第6条 I.8 はデジタルサービスの安全及び規制に関する2024年5月21日の法律以降、LCEN 法第6-3条として規定されている<sup>50</sup>。

#### デジタル経済における信頼のための2004年6月21日の法律（通称 LCEN 法）

##### 第6-3条

司法裁判所の裁判長は、急速本案審理手続の形で、インターネット通信サービスのコンテンツにより生じた損害を防止し、又は差し止めさせるために必要なあらゆる措置を、その防止と差止ができる全ての者に命じることができる。

司法裁判所の裁判長は、第6-4条に規定される条件に基づき、行政当局が要請を行うことができる者のカテゴリーを決定する。

#### 6.2.2.2 郵便事業・電子通信法

アクセスプロバイダーが会員に無料で提供する義務がある、一定のサービスへのアクセスを制限する又はそれらをフィルタリングするシステムに必要とされる最低の技術的機能と性質に関する政令<sup>51</sup>が2023年7月11日に採択され、郵便事業・電子通信法に親のコントロールに関する第D550条が新しく制定された。

#### 郵便事業・電子通信法

##### 第D550条

デジタル経済における信頼のための2004年6月21日の法律第2004-575号第6条第I項第1項<sup>52</sup>に規定されている、特定のオンラインサービスへのアクセスを制限し、又は選択することを可能とする最低の技術的機能と性質は、未成年者の身体的、精神的、道徳的な発達に悪影響を及ぼす可能性のあるコンテンツへのアクセスをブロックすることを可能とするものでなければならない。

#### 6.2.2.3 2021年10月20日の政令第2021-1362号

インターネットアクセスサービスプロバイダー、ホスティングプロバイダー両方が保持・保存義務を負う発信者の個人データと保持・保存期間、方法に関しては、2011年2月25日の政令（2021年報告書）に代わる政令が2021年10月20日に制定された<sup>53</sup>。

<sup>50</sup> デジタルサービス規則が全てのオンラインプラットフォームと仲介サービス提供者に施行開始となった2024年2月17日より施行されている（2024年5月21日の法律第64条）。

<sup>51</sup> デジタル経済における信頼のための2004年6月21日の法律第6条の適用に関する2023年7月11日の政令第2023-589号。

<sup>52</sup> 現第6条 III、第1項（2024年5月21日の法律による改正後）。

<sup>53</sup> デジタル経済における信頼のための2004年6月21日の法律第6条第II項の適用により

**2021年10月20日の政令第2021-1362号**

**第1条**

本政令は、2004年6月21日の法律第6条第II項<sup>54</sup>に基づき、郵便事業・電子通信法第L34-1条第IIの2項、第III項及び第IIIの2項<sup>55</sup>に規定される条件で2004年6月21日の法律第6条第I項第1号及び第2号に規定される者に対して課されるデータ保存義務の内容を明確化することを目的とする。

**第2条**

第1条に規定される者がサービス利用契約の終了から5年間保存する義務がある郵便事業・電子通信法第L34-1条第II項の2第1号にいう利用者の身分情報は、以下の情報を指すものとする。

- 1 氏名、生年月日、出生地、又は事業者名、及び事業者名義でアカウントが開設された場合、代表者氏名、生年月日、出生地
- 2 対応する住所
- 3 利用者のメールアドレス、及び／又は関連するアカウント
- 4 電話番号

**第3条**

第1条に規定される者がサービス利用契約の終了又はアカウント閉鎖から1年間保存する義務がある郵便事業・電子通信法L34-1条第II項の2第2号に規定されたサービス加入又はアカウント開設時に利用者から伝えられたそれ以外の情報とは以下の情報を指すものとする。

- 1 使用されたID
- 2 使用された偽名
- 3 利用者がパスワードを場合により二重の認証システムを介して確認又は変更するために使った情報、最新更新版

**第4条**

第1条に規定される者がサービス利用契約の終了又はアカウント閉鎖から1年間保存する義務がある郵便事業・電子通信法第L34-1条第II項の2第2号に規定される支払に関する情報とは、以下の情報を指すものとする：

インターネット上でコンテンツを作成した者を特定するためのデータ保存義務に関する2021年10月20日の政令第2021-1362号。

<sup>54</sup> 現第6条V、A

<sup>55</sup> 刑事訴訟、治安維持、国家安全の必要上、電子通信のオペレーターが負う利用者の身分情報保存義務を定めたテロ防止に関する2021年7月30日法以降の規定。

- 1 使用された支払方法
- 2 支払のレフェランス
- 3 金額
- 4 現金による支払いの場合、日付、時刻、場所

## 第5条

郵便事業・電子通信法第 L34-1 条第 II 項の 2 第 3 号に記載され、第 1 条に記載された者が、接続若しくは端末機器の使用から 1 年間保存する義務を負う接続元を特定するための技術的情報、又は使用された端末機器に関する技術的情報とは以下の情報を指すものとする。

- 1 2004 年 6 月 21 日の法律第 6 条第 I 項第 1 号<sup>56</sup>に規定される者については、会員のアクセスごとに、
  - a) アクセス ID
  - b) 当該者が会員に割り当てた ID
  - c) 接続の送信元に割り当てられた IP アドレス及び関連ポート
- 2 2004 年 6 月 21 日の法律第 6 条第 I 項第 2 号<sup>57</sup>に規定される者については、第 6 条に定義されるコンテンツ作成ごとに、
  - a) 通信の発信元のアクセス ID
  - b) サービス接続及びコンテンツ転送に使用されたプロトコルの種類

本条第 1 項に規定されている期間は、接続日又はコンテンツ作成日から、その作成のためのオペレーションごとに起算されるものとする。

## 第6条

第 1 条に規定される者が首相の命令があった場合に 1 年間保存する義務を負う、郵便事業・電子通信法第 L34-1 条第 III 項に規定されるトラフィックデータ及び位置情報データとは以下の情報を指すものとする。

- 1 2004 年 6 月 21 日の法律第 6 条第 I 項第 1 号に規定される者については、会員のアクセスごとに、
  - a) アクセス開始日時及び終了日時
  - b) 加入者の回線の性質
- 2 2004 年 6 月 21 日の法律第 6 条第 I 項第 2 号に規定される者については、第 6 条に定義されるコンテンツ作成ごとに、
  - a) 作成されたコンテンツの情報システムによって割り当てられた ID
  - b) コンテンツ作成の性質

<sup>56</sup> 現第 6 条 III (アクセスサービスプロバイダー)。

<sup>57</sup> 現第 6 条 IV (ホスティングプロバイダー)。

- c) コンテンツ作成の日時
  - d) コンテンツ作成者が ID を提供した場合、その ID
- 本条第 1 項に規定されている期間は、接続日又はコンテンツ作成日から、その作成のためのオペレーションごとに起算されるものとする。

#### 6.2.2.4 2022 年 12 月 13 日の政令第 2022-1567 号

オンラインプラットフォームが保持・保存義務を負う違法コンテンツの保存期間及びその方法は、2022 年 12 月 13 日の政令<sup>58</sup>で定められた。

2022 年 12 月 13 日の政令第 2022-1567 号
<p><b>第 1 条</b></p> <p>2004 年 6 月 21 日の法律第 6 条第 4 項第 I 号 c<sup>59</sup>に規定されるコンテンツの保存期間は、当該コンテンツが削除又はアクセス不能となった日から 6 か月とする。</p>
<p><b>第 2 条</b></p> <p>2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条第 4 項第 I 号 c に規定されるコンテンツの保存は、同規定の目的のみでアクセス及び処理され、登録されたプラットフォーム運営者から権限を与えられた者のみがこれらのコンテンツにアクセスでき、関連する個人情報の保護が厳密になされるよう、適切な技術的、組織的保証のもとで行われなければならないものとする。</p> <p>このために、プラットフォーム運営者は削除又はアクセス不能とされたコンテンツを一定のデータベースに保存し、これらのコンテンツを配信した者の特定を可能にするそれ以外のデータと分けて保存しなければならない。</p> <p>第 1 項の条件を十分守る条件で、データの保存は司法当局の要請に応じてその摘出が即時できる形で行われる必要があるものとする。</p>

#### 6.2.3 削除請求、その他の差止請求

LCEN 法第 6-3 条 (旧第 6 条 I.8) は、「司法裁判所の裁判長は、急速本案審理手続の形で、インターネット通信サービスのコンテンツにより生じた損害を防止し、又は差し止めさせるために必要なあらゆる措置を、その防止と差止ができる全ての者に命じることができる。」と規定している。

前述したように、LCEN 法第 6 条 I.8 は 2021 年 8 月 24 日の「共和国の諸原則を尊重するための法律」で改正されており、以降プロバイダーに対する差止請求、削除請求は急速本案

<sup>58</sup> 違法コンテンツの配信防止について強化された義務を負うオンラインプラットフォームにより削除又はアクセスがブロックされたコンテンツの保存に関する 2022 年 12 月 13 日の政令第 2022-1567 号。

<sup>59</sup> 現第 6 条 VI。

審理手続により行わなければいけないことになっているため、レフェレの手続でプロバイダーに対する差止請求、削除請求を行うとたとえ請求に根拠があったとしても非受理とされる<sup>60</sup>。

フランス民事訴訟法第 481-1 条に規定されている急速本案審理手続 (*procédure accélérée au fond*) は、法律が規定する一定の事件で、権利者が司法裁判所の裁判長のもとで、本案判決を急速に得るための手続である。

レフェレ (*référé*) の手続が、命令 (*ordonnance*) の形での略式判決を得るための手続で、法律問題の生じない緊急措置を命じたり明らかに違法な行為を停止させたりするための急速手続であるのに対し、急速本案審理手続は判決 (*jugement*) の形で本案判決を急速に得ることができる手続で、法律で急速本案審理手続によることが規定されている場合にしか提起することができない。

急速本案審理手続の実務上のプロセスはレフェレとほぼ同じで、両手続とも司法裁判所のレフェレ部 (*section des référés*) が管轄する。

#### 訴訟手続のステップ (インターネット上の知的財産権侵害の場合)

1. 権利者は執行官 (*huissier de justice*) に、インターネット上の侵害行為の確認手続 (*constat Internet*) を依頼する。執行官は、侵害品がどのようにサイト上に掲示されているかを、スクリーンショットを添えて具体的に説明する確認書 (*procès-verbal de constat*) を作成する。

↓

2. 侵害行為を客観的に証明する執行官の確認書を元に、権利者は侵害品を掲載するサイトのプロバイダーに対して侵害行為の通知を法律で定められた方法に基づいて行う (6.3.1)。

↓

3. プロバイダーが通知を受けても必要な措置を取らない場合には、侵害行為が行われている場所、又は被告の居住地を管轄する司法裁判所の裁判長のもとでの急速本案審理手続の法廷にプロバイダーを召喚する原告の訴状 (*assignation selon la procédure accélérée au fond*) を、執行官を通じて送達する。訴状の送達期限は法廷日 (弁護士が裁判所で訴状のドラフトを元に事前に予約する) の最低 15 日前。

↓

4. 原告の訴状送達後、被告となるプロバイダーが弁護士を通じて応訴状を権利者の弁護士に送達し、法廷日まで応訴状と証拠書類のやり取りが行われる。

↓

<sup>60</sup> パリ控訴院 2023 年 2 月 17 日判決 (事件番号 22/09609)、Trustpilot A/S v. SARL Rose Passion (ポルシェのパーツ通販会社がレフェレの手続で Trustpilot 上の濫用的なコメントの削除を求めた事案。請求を認めた第一審のレフェレの命令が控訴院で取り消された。)

5. 法廷日に司法裁判所の裁判長のもとで法廷弁論が行われ、数週間後に判決が急速本案審理手続による判決 (*jugement selon la procédure accélérée au fond*) の形で下される。

訴状はあくまでも本案訴訟であるため、弁護士は訴状の法律議論の部分<sup>61</sup>で、急速本案審理手続に関する民事訴訟法第 481-1 条（一般規定）と第 839 条（司法裁判所裁判長の権限）の規定と適用に関する判例のみでなく、LCEN 法第 6-3 条（旧第 6 条 I.8）の規定と適用に関する判例、そして案件に適用されるプロバイダーの責任に関するデジタルサービス規則の規定と判例をまとめる必要がある。

急速本案審理手続による判決に対しては判決の送達から 15 日（当事者が海外に居住する場合 2 か月延長）以内に控訴をすることが可能であるが、判決には執行力があるため、プロバイダーに対して侵害サイトを削除する、又は侵害サイトへのアクセスをブロックする措置が命じられる場合には、プロバイダーは直ちに措置を実施しなければならない。実務上原告の訴状では差し止め措置に加えて遅滞罰金 (*astreinte*) の適用を請求し、判決の通達から 1 か月経過してもプロバイダーが判決で命じられた措置を取らない場合には、一日数百ユーロの遅滞罰金が科され、権利者は執行判事 (*juges de l'exécution*) のもとで遅滞罰金の清算 (*liquidation de l'astreinte*) を請求してプロバイダーに遅滞罰金の支払いを命じる判決を得ることができる。

LCEN 法第 6 条 I.8 はかつて「司法当局は、レフェレ又は非対審請求の手続により、2で規定された全ての者、又はそれがいない場合には、1で規定された全ての者に対し、インターネット上の侵害コンテンツによる侵害行為を防止する又は差し止めるための全ての措置を命じることができる」と規定したため、レフェレ又は非対審請求手続による差止請求はまず「2で規定された全ての者」=侵害行為が行われているサイトのホスティングプロバイダーに対して行わなければならない、「1で規定された全ての者」=インターネットサービスプロバイダーに対する差止請求はホスティングプロバイダーが特定できない場合にしか行うことができないと解釈されたため（2021 年報告書参照）、ホスティングプロバイダーに対する請求を行う前にインターネットサービスプロバイダーに対する差止請求を行った権利者の請求を非受理又は却下する裁判所の決定が複数あったが<sup>62</sup>、破棄院第一院 2023 年 10 月 18 日判決 (*Association e-Enfance, association La Voix de l'enfant v. SFR fibre, Orange, Orange Caraïbe, Free, Bouygues Télécom, Colt Technologyservices, Outremer Télécom*) <sup>63</sup>で、2021 年 8 月 24 日の

<sup>61</sup> フランスの訴状は事実関係 (*faits et procédure*)、法律議論 (*discussion*)、請求内容 (*par ces motifs*) の 3 つの部分から構成される。

<sup>62</sup> パリ大審裁判所 2012 年 2 月 10 日レフェレの命令 (事件番号 12/51224)、2014 年 9 月 22 日レフェレの命令 (事件番号 14/55415)、2020 年 1 月 8 日レフェレの命令 (事件番号 19/58624)、パリ控訴院 2022 年 5 月 19 日判決 (事件番号 21/18159)。

<sup>63</sup> 子供の性被害防止に取り組む 2 つの慈善団体が 9 つの児童ポルノサイトへのフランスからのアクセスブロックを複数のインターネットプロバイダーにレフェレの手続で請求した事件。第一審のパリ司法裁判所は原告団体はインターネットプロバイダーに請求を行う前にホスティングプロバイダーに対する請求をする義務があるとして請求を却下し、パリ控

法律による改正前の LCEN 法第 6 条 I.8 は、レフェレ又は非対審請求手続による差止請求において侵害行為が行われているサイトのホスティングプロバイダーに対する請求をインターネットサービスプロバイダーに対する請求の前に行うことを義務づけるものではない、という原則が打ち出された。

LCEN 法第 6-3 条（旧第 6 条 I.8）の規定はインターネット上の違法行為で被害を受ける者が、インターネットサービスプロバイダーから違法行為を差し止めて違法コンテンツを削除させる措置を早急に得て被害をできるだけ少なくすることが目的であるため、違法行為により受けた損害の請求はできない<sup>64</sup>。

実務上インターネットサービスプロバイダーが早急に違法行為を差し止める措置を取らなかったことで受ける損害とインターネットサービスプロバイダーの過失、過失と損害の間の立証は難しいため<sup>65</sup>（6.3.3）、原告の弁護士はまず違法行為の差止措置を急速本案審理手続、場合により発信者の身元などの情報を、証拠を得るためのレフェレ（6.2.4）で得た後で、侵害者である発信者に対して損害賠償請求訴訟を起こすのが通常である。

Shein のフランス語サイト上で児童ポルノ的な人形や武器、薬品などの違法製品が販売されていたことを理由に、フランス共和国が国として LCEN 法第 6-3 条を根拠に Shein のフランス語サイトへの 3 か月間のアクセス完全ブロックと 1 万ユーロの遅滞罰金、及び違法製品の販売禁止のための全ての必要な措置（未成年者のアクセスブロックを含む）の導入を請求して 2025 年 11 月に提起した急速本案審理手続で、第一審のパリ司法裁判所裁判長は、アクセスブロックの請求を「LCEN 法第 6-3 条による裁判所の権限はプラットフォームにデジタルサービス規則違反の制裁を与えることではない」という理由で請求を却下し、問題製品の販売に関するページのアクセスのコントロール措置のみ命じる判決を下した（パリ司法裁判所 2025 年 12 月 19 日急速本案審理手続による判決）<sup>66</sup>。

フランス共和国は、上記判決に控訴を行い、Shein は問題の製品をプラットフォームから自発的に削除したが、控訴審でフランス共和国は「違法製品の販売が開始するリスクがある」として Shein プラットフォーム中のマーケットプレイスへのアクセスブロックを請求した。パリ控訴院も、2026 年 3 月 19 日に「国の措置を正当化していた損害はもはや存在しない」と判断して、フランス共和国の控訴を棄却した。

---

訴院も第一審判決を確定する判決を下していた。

<sup>64</sup> パリ大審裁判所 2025 年 10 月 10 日急速本案審理手続による判決（事件番号 25/52961）、M. X v. SARL. Google France、Google Ireland。

<sup>65</sup> ストラスブール司法裁判所 2025 年 1 月 30 日急速本案審理手続による判決（事件番号 24/00755）、M. X v. SASU OVH（ホスティングサービスプロバイダーに対する名誉棄損サイトの該当ページ削除請求が認められたが損害賠償請求が却下された事案）、パリ司法裁判所 2025 年 9 月 19 日急速本案審理手続による判決（事件番号 25/51051）、M. X v. Wikimédia Foundation Inc.（国際的に著名な作家がホスティングサービスプロバイダーに対してデジタルサービス規則の順守と損害賠償請求を LCEN 法第 6-3 条の急速本案審理手続で行い、請求が全て非受理とされた事案）。

<sup>66</sup> フランス経済省のプレスリリース（<https://presse.economie.gouv.fr/procedure-judiciaire-a-lencontre-de-shein-le-gouvernement-fait-appel-de-la-decision-du-tribunal-judiciaire/>）。

## 6.2.4 発信者情報開示請求

発信者情報開示請求、書類強制提出請求は LCEN 法第 6 条 I.8 ではなく、レフェレの一般規定の一つである民事訴訟法第 145 条を根拠に行う必要があることが、特にインターネット上の誹謗中傷、名誉棄損に関する案件に関する判例<sup>67</sup>で確認されている。

フランス民事訴訟法第 145 条によるレフェレの手続は、証拠を得るためのレフェレ (Référé-probatoire) と呼ばれ、本案訴訟で損害賠償請求等を行う際に必要な証拠書類を相手方が保持している場合に、司法裁判所裁判長のもとで相手方に書類の強制提出を命じる命令を下すことを請求する手続である。

### 民事訴訟法

**第 145 条** 係争を裁く上で重要な事実の証拠を、訴訟に先立って保全又は確立する正当な理由がある場合には、訴訟利益を有する者は、非対審又はレフェレの手続で法律上可能な予審的措置を命じるよう請求することができる。

第一項の規定の適用による請求の土地管轄は原告の選択により本案訴訟を提起しうる場所の裁判所、又は当該予審的措置を執行しうる場所の裁判所である。

第二項の規定の例外として、予審的措置が不動産資産に関するもの場合には、その不動産資産が所在する場所の裁判所が管轄権を有するものとする。

実務上のプロセスはレフェレの手続にあたり、司法裁判所のレフェレ部 (section des référés) が管轄する。

弁護士は訴状の法律議論の部分で、民事訴訟法第 145 条の規定と適用に関する判例を引用し、開示を請求する情報、強制提出を請求する書類が、将来の本案訴訟で必要であることを具体的に説明しなければならない。

フランス裁判所の判例によると、民事訴訟法第 145 条による情報開示請求が認められる条件は、以下のとおりとされている。

- ・請求に正当な理由があること。理由の正当性は、開示を請求する情報や強制提出を請求する書類が将来提起する本案訴訟に必要であり、その将来の本案訴訟の目的と法的根拠が明らかであること。
- ・請求する措置が他人の権利を不当に害さないこと。

<sup>67</sup> パリ控訴院 2023 年 10 月 19 日判決 (事件番号 23/03086)、SASU RT France v. Twitter International (ロシア・トゥデイのフランス支社が Twitter 上の誹謗中傷について、問題のポストを投稿したユーザー ("Sleeping Giants FR") の身元情報開示を請求した事案。第一審のパリ司法裁判所裁判長はロシア・トゥデイの請求を却下したが控訴院でレフェレの命令が覆され、Twitter に対して "Sleeping Giants FR" アカウントユーザーの氏名又は会社名、使われている偽名全て及びメールアドレスの開示が命じられた。)

・ 同記事案について本案訴訟がすでに提起されていないこと。

民事訴訟法 145 条による情報開示請求や書類強制提出請求は本案訴訟での請求に必要な証拠を入手するためのものであるため、原告は主張する事実の存在を証明する必要はない。

従って知的財産権侵害でプロバイダーの責任を追及するために民事訴訟法 145 条による情報開示請求や書類強制提出請求を行う際には知的財産権侵害とプロバイダーの過失を証明する必要はないが、請求が認められるためには知的財産権侵害訴訟、プロバイダーの責任追及訴訟を起こすに十分な事実があることを証明しなくてはならない。

急速本案審理手続、レフェレ共に、海外に本社を持つ国際的なプラットフォームに関する事案では、プラットフォームの弁護士がフランス裁判所の管轄権を否定する主張をまず行うのがほとんどであるが、フランス裁判所は不法行為の土地管轄で基準となる「権利侵害行為が発生した又は発生しうる土地」という基準の解釈において、インターネット上の知的財産権侵害行為では知的財産権を侵害するサイトがアクセス可能であることはこの基準を満たす、という EU 司法裁判所の判例の原則 (6.1.1) を適用して管轄権を認めている。

## 6.2.5 損害賠償請求

デジタルサービス規則による ISP 等の法的責任の枠組みで説明したように、電子商指令 2000/31 以降の EU 加盟国における原則は以下のとおりである。

インターネットサービスプロバイダー	情報の単なる「導管」の役割にとどまる限りで送信される情報について一切の損害賠償責任を負わない。
ホスティングサービスプロバイダー	違法行為や違法コンテンツを知ってから又はそれらの違法性を認識してから遅滞なくそれを削除又はアクセス不能にすれば伝達/保存する違法コンテンツについて一切の損害賠償責任を負わない。

前述のように、デジタルサービス規則以降はオンラインプラットフォームにもホスティングプロバイダーの免責原則が一律に適用されるようになっている。

損害賠償請求は司法裁判所における本案訴訟として提起する必要があるが、原告である権利者は一般法の不法行為に関する原則に基づいてプロバイダーの過失とその過失により受けた損害（侵害品の販売が続いたことによる経済的損害を具体的に算定して請求する必要がある。当該プロバイダーが侵害行為に関わっている場合を除き知的財産権侵害による侵害はプロバイダーに対して請求できないことに注意）、そして過失と損害の間の因果関係を客観的な証拠をもとに立証しなければならず、本案訴訟にかかる時間（第一審だけで2年以上）と訴訟費用（通知手続から本案訴訟までかかる専門弁護士の高額な報酬）、勝訴の見

込み、得られる損害賠償額と勝訴した場合の判決執行可能性に照らして、弁護士がクライアントに対しホスティングプロバイダーやオンラインプラットフォームに対する損害賠償請求訴訟を知的財産権侵害の案件で行うことを勧められるのは、当該プロバイダーが免責原則の適用を受けることができないことが明らかな場合（**FR-1**事件）や侵害品の販売による経済的損害が大きく、客観的に損害額を算定できる場合（**FR-2**事件）であり、そうでない場合にはプロバイダーに対する請求が認められないリスクに鑑みて侵害者に直接損害賠償請求を行う方が妥当である。

前述のとおり、2024年2月17日以降、デジタルサービス規則第16条の規定に基づき、ホスティングサービス提供者は、個人又は事業者が、そのサービス内に、個人又は団体が違法なコンテンツとみなす特定の情報を報告できるシステムを整備する義務があり、権利者はそのシステムを使ってホスティングサービスプロバイダー又はオンラインプラットフォームに知的財産権を侵害する違法コンテンツについて通知を行う。

通知の対象となった違法コンテンツが、通常の注意力を有するホスティングサービスプロバイダーが複雑な法的考察を必要とせずには知的財産権侵害だと特定できる場合にはデジタルサービス規則第6条で規定する知識又は認識をホスティングプロバイダーが持ったと推定されるため、プロバイダーが当該コンテンツを削除又はアクセス不能にしない場合には過失が成立するが、そうでない場合にはデジタルサービス規則第17条に基づくホスティングサービスプロバイダーの説明を待ち、内部苦情処理体制（デジタルサービス規則第20条）や裁判外紛争解決手続（デジタルサービス規則第21条）を利用するか、プロバイダーの過失を立証できると判断する場合には訴訟を提起することになる。

損害賠償請求訴訟は本案訴訟であるため、司法裁判所で案件を付託後、予審判事（*juge de la mise en état*）という裁判官（担当部の裁判長）が当事者間の応訴状と証拠書類のやり取りを監督し、法廷弁論の日時を設定する。本案訴訟中に損害賠償請求で必要な書類の強制提出や情報の開示請求を行うためには、民事訴訟法145条に基づく「証拠のためのレフェレ」（6.3.2）は行うことができず、予審判事に対して付随訴訟（*procédure incidente*）を提起し、これらの請求を行う（民事訴訟法789条）。

#### インターネット上の知的財産権侵害でホスティングサービスプロバイダーやオンラインプラットフォームの責任を追及する場合のステップ

1. 権利者はプロバイダーで予定されている違法コンテンツ通知システムを使ってプロバイダーに対する通知を行う。  
↓
2. 通知の対象となった違法コンテンツが明らかに知的財産権侵害である場合でプロバイダーが当該コンテンツを削除又はアクセス不能にしない場合には、弁護士を通じて原告の訴状を準備する。  
↓

3. 原告の訴状送達後、被告となるプロバイダーが弁護士を通じて応訴状を権利者の弁護士に送達し、法廷日まで応訴状と証拠書類のやり取りが数回行われる。必要な場合には予審判事のもとで付随訴訟手続が可能である。

↓

4. 法廷日に司法裁判所の担当部のもとで法廷弁論が行われ、数か月後に本案判決が下される。

弁護士は訴状の法律議論の部分で、案件に適用されるプロバイダーの責任に関する LCEN 法、デジタルサービス規則の規定と適用に関する判例を引用し、プロバイダーの過失、権利者が受けた損害、過失と損害との間の因果関係を具体的に説明しなければならない。

本案判決の控訴期限は判決の通達から 1 か月、控訴審の判決に対する上告期限は判決の通達から 2 か月であり、当事者が海外に居住する場合にはこれらの期間は 2 か月延長される。

急速本案審理手続、レフェレと同様、国際的なプラットフォームはフランス裁判所の管轄権を否定する訴えをまず行うが、フランスから問題のコンテンツがアクセス可能である限り、フランス裁判所は管轄権を認める。

**FR-1** 事件で、破棄院は、Teezily 社の活動の性質上、侵害行為に関わっていると見なし、商標権侵害を根拠にする損害賠償請求が可能と判示した。ただし差戻後のパリ控訴院の判決はまだ出ていない。Teezily 社は 2021 年 12 月から会社更生、2025 年 7 月から倒産手続に置かれており、Sprd.net AG 社は商標権侵害を根拠にする損害賠償請求が認められても回収が困難と判断し、訴訟の継続を取りやめた可能性がある。

#### **FR-1 Sprd.net AG v. Teezily 【商標権侵害】**

破棄院商事部 2023 年 4 月 13 日判決（上告番号 21-20252）（ホスティングプロバイダー）

##### **【事案】**

« spreadshirt » サイト上でパーソナライズできるティーシャツの販売を行うドイツの Sprd.net AG 社が、模倣品をインターネット上で販売していたフランスの Teezily 社を商標権侵害と不正競争で訴え、Teezily 社が自社はデザイナーが制作した製品のホスティングプロバイダーに過ぎないとして LCEN 法 6 条の免責原則の適用を主張した事案。下級審は Teezily 社の主張を認め、Sprd.net AG 社の商標権侵害を根拠にする損害賠償請求を却下したため、Sprd.net AG 社は破棄院に上告を行った。

##### **【判旨】**

破棄院は、Teezily 社は自社のサイト上でデザイナーが制作した製品を複製し、クライアントに一定の保証をつけて販売することができるようにするサービスを行っているた

め、サービス使用者が提供する製品について一定の知識又はコントロールを有しているといえるとして免責原則の適用を退け、パリ控訴院の別の院に案件を差し戻した。

一方、プロバイダーがその活動の性質上、侵害行為に関わっていると見なされない場合（訴訟上そのような事実の立証は困難である）には、知的財産権侵害を根拠にする損害賠償請求は不可能でプロバイダーが違法行為の通知を受けても侵害行為を差し止める措置を取らなかったことを理由とする経済的損害の賠償（一般法の不法行為）しか認められない。そのことは任天堂の著作権、商標権侵害に関する **FR-2** 事件で控訴審と上告審により確認された。

**FR-2** 事件は、2018年1月に違法行為の通知が任天堂の弁護士から DStorage になされ、2018年5月に第一審の訴訟が提起されており、第一審判決が出るまでに3年間、控訴から控訴院の判決が出るまでに約2年、上告から破棄院の判決が出るまでに約2年、トータルで7年かかった訴訟で、原告、被告共にかかなりの額の弁護士費用を負担したと思われる。

ISPの責任追及は、専門性の高い訴訟で訴訟期間が長くなることから、確実にプロバイダーの過失を証明できる場合で損害賠償の回収が可能な場合でないかぎり、訴訟を提起する上で慎重性が要求される分野である。

**FR-2 Nintendo Co.Ltd, The Pokemon Company, Creatures Inc, Game Freak Inc v.**

**DStorage【著作権侵害、商標権侵害】**

破棄院商事部 2025年2月26日判決（上告番号 23-15966）（ホスティングプロバイダー）

**【事案】**

任天堂、ポケモン、クリーチャーズ、ゲームフリークの各社が、「スーパーマリオメーカー」、「ポケモン」、「ゼルダの伝説」「マリオカート」、「スプラトゥーン」などのビデオゲームの違法ダウンロードを「1fichier.com」というサイトで提供していた DStorage に対して、ホスティングプロバイダーの過失及び著作権侵害、商標権侵害を根拠に本案訴訟で損害賠償請求と侵害ビデオの削除又はアクセスブロック請求を行った事案である。

第一審判決（パリ司法裁判所 2021年5月25日判決、事件番号 18/07397）は、DStorage に対して判決の通達から 48日以内に侵害ビデオの削除又はアクセスブロック（遅滞罰金 1000ユーロ/日）、及び任天堂、ポケモン、クリーチャーズ、ゲームフリークが受けた経済的損害の賠償として 88万 5000ユーロ、商標権侵害の損害賠償として 5万ユーロの支払いを命じ、加えて同じ期間内に 60日間、判決文を自サイトに掲載することを命じた（遅滞罰金 1万ユーロ/日）。

DStorage は任天堂が行った侵害行為の通知は DStorage が違法行為の存在を知るには不十分であり、LCEN 法第 6 条 I.5 で規定された義務的記載事項を全て記載していない、ま

た著作権を有すると主張するゲームソフトの創作性や商標侵害に対応する商標の使用を正当化していなかったとして 2021 年 6 月に控訴を行った。

控訴審判決（パリ控訴院 2023 年 4 月 12 日判決、事件番号 21/10585）は、任天堂が行った侵害行為の通知は LCEN 法第 6 条 I.5 で規定された義務的記載事項を記載していたとして、DStorage に対し任天堂<sup>68</sup>が受けた経済的損害の賠償として 44 万 2750 ユーロの支払い<sup>69</sup>を命じ、第一審で認められた任天堂、ポケモン、クリーチャーズ、ゲームフリークの商標権侵害の損害賠償請求は却下し、侵害ビデオの削除又はアクセスブロック措置と判決文の掲載措置は確定させたが、遅滞罰金を減額した。

DStorage は任天堂が行った侵害行為の通知には LCEN 法第 6 条 I.5 で記載が義務づけられている侵害者に対して配信停止や削除、内容の変更を請求する送った書簡のコピー、又は侵害者と連絡が取れなかったことを証明する書類についての記載が欠けている、LCEN 法第 6 条 I.7 条の規定上ホスティングプロバイダーには伝達又は保存する情報を監視する一般的な義務はないとして、2023 年 4 月に上告を行った。

#### 【判旨】

破棄院は、任天堂が行った侵害行為の通知は著作権侵害と商標権侵害を具体的に説明しており、DStorage は問題のコンテンツが明らかに違法であることを知っていた、下級審が命じた侵害ビデオの削除又はアクセスブロック措置はホスティングプロバイダーに特定されたコンテンツについて監視を義務づけるものなので、LCEN 法第 6 条 I.7 条の規定に反しないと、上告を却下した。

以上をまとめると以下のとおりとなる：

ホスティングプロバイダーが知的財産権侵害行為に関わっていると見なされる場合	ホスティングプロバイダーに対して知的財産権侵害を根拠とする損害賠償請求が可能。
ホスティングプロバイダーが知的財産権侵害行為に関わっていると見なされない場合	ホスティングプロバイダーに対して知的財産権侵害を根拠とする損害賠償請求は不可能。ホスティングプロバイダーが侵害行為の通知を受けても侵害行為を差し止める措置を取らなかったことを理由にそれにより受けた損害の賠償請求が可能。

<sup>68</sup> 控訴審はポケモン、クリーチャーズ、ゲームフリークはゲームソフトを販売していないので、損害賠償請求は認められないとして、任天堂のみに損害賠償請求を認めた。

<sup>69</sup> 本判決では任天堂社は経済的損害を以下のように算定していた：違法ダウンロード数 170000×利鞘 8.05 ユーロ＝136 万 8500 ユーロ。控訴審は任天堂社が主張する違法ダウンロード数は DStorage 社により反証されていないが違法ダウンロードを行ったユーザーが全て任天堂社のオンラインブティックでゲームを買わなかったとは言えないとし、55000×利鞘 8.05 ユーロ＝44 万 2750 ユーロの損害賠償を命じた。

## 6.2.6 刑事責任

2021 年報告書で説明したとおり、インターネット上の仲介者の刑事責任は、誹謗中傷に関する案件のようにコンテンツの侵害性が高くホスティングプロバイダーが故意で削除を怠ったような場合にしか成立せず、知的財産権侵害の案件ではまず成立しない。

ホスティングプロバイダーに対して刑罰が予定されているのは、郵便事業・電子通信法第 L34-1 条第 II 項の 2 から第 III 項の 2 までに規定される条件に基づき、インターネットアクセスサービスプロバイダー又はホスティングプロバイダーが、自らが提供するサービスのコンテンツ、又はコンテンツの一部を誰が作成したかを特定するためのデータを保持・保存する義務に違反した場合である（上記 LCEN 法第 6 条 V）。

## 6.2.7 広告審査責任

ISP 等は伝達又は保存する情報を監視する、あるいは違法行為を示す事実や状況を積極的に調査する一般的な義務を負わないというのが電子商指令 2000/31 以降の EU 加盟国における原則である（電子商取引指令第 15 条、LCEN 法旧第 6.I.7 条、デジタルサービス規則 8 条）。従ってホスティングプロバイダーが広告審査責任を負うのは権利者から通知を受けた場合に限られる。

この免責原則の対価として、デジタルサービス規則は新しくホスティングプロバイダーに損害賠償責任、刑事責任を負わせるために権利者がまず行わなければならない違法行為に関する通知について、通知をしやすくするための電子通知システム整備を義務づけ（第 16 条）、大規模オンラインプラットフォームと大規模検索エンジンに対しシステム上のリスク管理に関する特別規則を規定した（第 33 条～第 43 条）。

## 第 6.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置

### 6.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点

インターネット上の権利侵害行為により被害を受ける者は、LCEN 法第 6-4 条の規定に従って、司法裁判所の裁判長に対し侵害行為の防止や差止に必要な全ての措置を仲介者に対し命じるよう請求することができる。一方、仲介者自身の損害賠償責任や刑事上の責任は、デジタルサービス規則第 4 条（インターネットサービスプロバイダー）、第 5 条（キャッシングサービスプロバイダー）、第 6 条（ホスティングサービスプロバイダー）の規定に基づき、ISP 等がコンテンツに関わる場合、又はコンテンツの違法性について通知を受けたが、それを削除若しくはアクセス不能にする必要な措置を取らなかった場合にのみ認められる。

2021 年報告書で説明したとおり、権利者は ISP 等の責任追及にあたり、まず違法行為を通知して ISP 等がそれを知っていたが、必要な手続を取らなかった事実を裏付けなければならない。

デジタルサービス規則施行以前の案件においては、違法、侵害行為に関する通知は LCEN 法第 6 条 I.5 で定められた形式に従って行わなければならない、権利者は同条で定めら

れた事項を網羅的に記載した書簡を受領証明の取れる形でホスティングプロバイダーに送達する必要があり、通知の記載に不備がある場合には請求が裁判所により却下されていた（2021年報告書）。

前述したとおり、デジタルサービス規則では権利者が正しく違法行為の通知をできるようにするシステムはホスティングプロバイダーが整備しなければならないとし、権利者による違法行為の通知をしやすくするため、通知に記載が義務付けられる事項を簡素化した上で、郵便による通知義務を排除、電子通知システムを整備する義務をホスティングプロバイダーに課している。

デジタルサービス規則施行前のホスティングプロバイダーに対する違法行為の通知に必要な要件（LCEN 法第 6 条 I.5）	デジタルサービス規則施行後のホスティングプロバイダーに対する違法行為の通知に必要な要件（デジタルサービス規則第 16 条）
<p>以下の事項を網羅的に記載した書簡を受領証明の取れる形でホスティングプロバイダーに送達すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知日</li> <li>・ 通知人が個人の場合には氏名及びメールアドレス、通知人が法人の場合には法人形態、法人名及びメールアドレス。</li> <li>・ 宛先の名前及び住所、法人の場合には会社名及び本社所在地</li> <li>・ 違法なコンテンツの説明、正確な所在地及び該当する場合にはアクセス URL これらの条件はホスティングプロバイダーが当該侵害コンテンツに直接アクセスするためのシステムを備えている場合には、満たされたと見なされる</li> <li>・ 当該侵害コンテンツを削除する又は当該侵害コンテンツへのアクセスをブロックする請求の法的根拠と事情の証明</li> <li>・ 違法な情報や活動の作者（訳注：侵害者）若しくは編集者に対して配信停止、削除若しくは内容の変更を請求する送付書簡のコピー、又は作者若しくは編集者</li> </ul>	<p>プロバイダーが整備した電子通知システムを使って通知を行うこと</p>

と連絡が取れなかったことを証明する書類	
---------------------	--

### 6.3.2 ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益

発信者情報開示請求におけるプライバシー権保護の問題の他に、主にオンライン誹謗中傷の案件で、プライバシー権保護、表現の自由、知る権利という対立利益に鑑みて、裁判所が ISP 等に命じる措置はバランスの取れたものでなければならない（表現の自由の明らかな濫用でない限り、表現の自由と知る権利保護の見地から削除請求を認めない）という判例が出ている。

<p><b>FR-3 M. X v. Google 【誹謗中傷】</b>          パリ司法裁判所 2025 年 9 月 3 日急速本案審理手続の判決（事件番号 25/52343）（検索エンジンサービスプロバイダー）</p>
<p><b>【事案】</b>          性的暴力で被害者から告訴された雑誌 Playboy のジャーナリストが、事件に関する Le Parisien の記事を Google の検索エンジンから削除するよう「EU 一般データ保護規則（GDPR）」の忘れられる権利を根拠とし、LCEN 法 6-3 条の手続で Google に請求した事案である。</p>
<p><b>【判旨】</b>          パリ司法裁判所裁判長は、問題の記事がインターネット上に掲載されてからあまり期間が経っていないこと、及び告訴が起訴に至らなかったことがインターネット上でわかることから、原告が請求する削除措置は表現の自由と知る権利の保護に鑑みて均衡が取れていないとし、請求を却下した。</p>

<p><b>FR-4 Soleil v. Tiktok Technology 【誹謗中傷】</b>          パリ司法裁判所 2025 年 9 月 3 日急速本案審理手続の判決（事件番号 25/52399）（オンラインプラットフォーム）</p>
<p><b>【事案】</b>          パリ郊外ナンテール市で日焼けサロンを経営する Soleil が、自社のサロンで皮膚障害になったというビデオが投稿された Tiktok に対し、問題のコンテンツは競争相手企業が投稿したとしてその削除と投稿者の身分情報開示を LCEN 法 6-3 条の手続で請求した事案。Soleil は並行して Tiktok に対し刑事告訴を行った。</p>
<p><b>【判旨】</b>          パリ司法裁判所裁判長は、問題のコンテンツは個人ユーザーが自分の経験をシェアする目的で投稿されたものであり、競争相手企業が投稿したことは証明されておらず、誹</p>

謗にも欧州人権条約第 10 条で保護されている表現の自由の濫用にも当たらないとして、請求を却下した。

**FR-5 M. Z 、 Ozapayv. Warning Trading 【誹謗中傷】**

リール司法裁判所 2025 年 10 月 7 日急速本案審理手続の判決（事件番号 25/52399）（オンラインプラットフォーム）

**【事案】**

仮想通貨による支払いサイトを経営する Ozapay とその社長が、経済犯罪に関する記事を専門に扱うオンライン新聞 Warning Trading に対し、自社が金融市場庁（AMF）のブラックリストに載った、社長は社員に映画「ウルフ・オブ・ウォールストリート」を見ることを義務づけ、麻薬を職場で摂取しているといった内容の記事の削除を LCEN 法 6-3 条の手続で請求した事案である。

**【判旨】**

リール司法裁判所裁判長は、表現の自由の濫用が立証されている場合にのみ LCEN 法 6-3 条に基づいて問題のコンテンツの削除を命じることができるとした上で、問題の記事は誹謗にも嫌がらせにも当たらないとして、請求を却下した。

### 6.3.3 ISP 等への責任追及における権利者の主張と ISP 等の反論

デジタルサービス規則が施行される前は、削除請求の履行催促状に LCEN 法第 6 条 I.5 で規定された義務的記載事項が全て記載されていないので通知は無効であると ISP 等は反論できたが、デジタルサービス規則が施行された 2024 年 2 月 17 日以降は、デジタルサービス規則第 16 条に規定されているプロバイダーが特定している電子通知システムで通知していない場合に、通知が無効であると ISP 等は反論できるとどまる。

削除請求、その他の差止請求		
権利者の主張	ISP 等の反論	権利者からの再反論
侵害コンテンツを掲載するサイトへのアクセスをブロック又はコンテンツを削除してほしい	<p>〔訴訟手続に関する反論〕 削除請求は LCEN 法第 6-3 (旧第 6 条 I.8) に規定される急速本案審理手続で行う必要があり、レフェレで提起された場合には非受理である</p> <p>〔請求根拠に関する反論〕 DSA 第 16 条に規定されているプロバイダーが特定している電子通知システムで通知する必要がある (そうでない場合には通知は無効)</p>	<p>〔訴訟手続に関する再反論〕 (レフェレで請求を行った場合には反論できないので手続をやり直す必要がある)</p> <p>〔請求根拠に関する再反論〕 (プロバイダーが特定している電子通知システムで通知したことを証明)</p>

発信者情報開示請求、書類強制提出請求		
権利者の主張	ISP 等の反論	権利者からの再反論
侵害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するのに必要な情報、書類を提供してほしい	<p>〔訴訟手続に関する反論〕 (急速本案審理手続で請求がされた場合) 本手続では発信者情報開示請求、書類強制提出請求はできない</p> <p>〔請求根拠に関する反論〕 権利者の請求は民事訴訟法第 145 条の要件を満たしていない (権利侵害であることが十分証明されていない、請求している情報や書類はユーザーのプライバシー権を害するので法律上可能な予審的措置とはいえない等)</p>	<p>〔訴訟手続に関する再反論〕 (急速本案審理手続で請求を行った場合には反論できないので手続をやり直す必要がある)</p> <p>〔請求根拠に関する反論〕 権利侵害は十分に証明されている、請求している情報や書類は本案訴訟で侵害者に対して損害賠償請求訴訟を行うために不可欠なのでプロバイダーは開示する義務がある</p>

損害賠償請求		
権利者の主張	ISP 等の反論	権利者からの再反論
<p>権利侵害で受けた損害とプロバイダーの怠慢により受けた損害を賠償してほしい</p>	<p>侵害行為に寄与していないので権利侵害で受けた損害に対して責任は一切負わない</p> <p>違法行為の通知を受けてから必要な措置を取ったので責任はない</p> <p>プロバイダーはコンテンツを常時監視する義務は一切ない</p> <p>DSA 第 16 条に規定されているプロバイダーが特定している電子通知システムで違法行為を通知する必要がある</p> <p>権利者は受けた損害とその額を証明していない</p>	<p>プロバイダーは使用者がクライアントに適用するサービス料や商品の価格、性質を管理しているので権利侵害で受けた損害に対して責任を負う(免責原則は適用されない)</p> <p>違法行為の通知を受けてから必要な措置を迅速に取らなかったことでプロバイダーの過失とそれにより自分が受けた損害は証明されている</p> <p>違法行為の通知は法律に規定された方法に適切に行ったので有効である</p>

## 第7章 中国法

### 第7.1節 侵害行為者等の法的責任

#### 7.1.1 インターネット上の知的財産権侵害についての侵害行為者等の責任を定める法律等

中国では、インターネット上の知的財産権侵害行為につき、次のとおりの関連法律法規に基づき、侵害者は、行政責任、民事責任及び／又は刑事責任を問われることとなる。

刑事責任については、主に刑法に規定されており（以下、正式な法令名の前につく「中華人民共和国」はいずれも省略する。7.1.4 参照）、行政責任及び民事責任については、主に民法典及び知的財産権関連の特別法（特許法、商標法、著作権法、反不正競争法）に規定されている（7.1.3 参照）。

なお、次表にある主要な法令に基づき、関連する実施細則、司法解釈やガイドライン等が制定されることがあるが、新しい法的責任や責任内容を創出するものではなく、あくまでも法的責任を追及する際の要件等をより明確にするものであって、全体像を理解する上で必要ではないので、省略する。特別な説明がなければ、引用された法令名は、改正年が記されていないなくても、全て現行有効であるものを指している。

法令名	公布機関	公布日	実施日
民法典	全国人民代表大会常務委員会	2020年5月28日	2021年1月1日
特許法（2020年改正）	全国人民代表大会常務委員会	2020年10月17日	2021年6月1日
商標法（2019年改正）	全国人民代表大会常務委員会	2019年4月23日	2019年11月1日
著作権法（2020年改正）	全国人民代表大会常務委員会	2020年11月11日	2021年6月1日
不競法（2025年改正）	全国人民代表大会常務委員会	2025年6月27日	2025年10月15日

##### 7.1.1.1 民法典

民法典は、不法行為に関する民事責任（責任成立要件、民事責任の方式等）を主に規定している。第7編は、不法行為に関する民事責任（権利侵害責任）を規定し、そのうち、第1章は一般規定、第2章は損害賠償を規定している。第2章「損害賠償」において、一般的な不法行為についての損害賠償と違う故意に基づく知的財産権侵害行為に対しては、権利者が懲罰的損害賠償を請求できることが明記されている（民法典第1185条）。さらに、第7編の第3章は、特別な民事主体の不法行為責任を定めている。そのうち、民法典第1194条は、「ネットワーク利用者・ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負う。法律に別段の定めがあるときはその規定に従う。」と規定している。

以上により、インターネット上、知的財産権を侵害した者に対して、権利者は、民法典の

関連規定に基づき、損害賠償責任を中心とする民事責任<sup>70</sup>を追及することが可能と考えられる。

#### 7.1.1.2 特許法（2020年改正）

特許法は、発明、実用新型、意匠に対する侵害行為及びそれに関連する民事責任や行政責任を規定している。第7章（特許権の保護）においては、特許権侵害行為のパターンに応じた責任の規定が置かれている。権利者は、関連規定に基づき、裁判所へ損害賠償等を求め、提訴するほか、管轄の行政部門に対し、侵害行為の摘発を通じ、侵害者の行政責任を追及することもできるとされている。

2020年第四回特許法改正の際、特許権侵害に対する行政救済を強めるための改正が行われた。特許法（2020年改正）では、特許を管理する行政部門につき、「特許関連の法律執行部門」と「特許管理部門」との2つの行政管理部門のそれぞれの役割を調整し、明確化した。これを受け、現在、実務上、比較的簡単な特許紛争（特許と偽称する行為）については、国家及び地方各級の市場監督管理局が責任をもって調査・処理するのに対して、比較的複雑な特許権侵害紛争については、国家知的財産権局及び地方各級の知財局が処理する区分になっている。

#### 7.1.1.3 商標法（2019年改正）

商標法は、商標権侵害行為並びにその民事責任及び行政責任を規定している。登録商標専用権（商標権）を侵害する行為は、第57条に列挙されている。これらの侵害行為に対して、権利者又は利害関係者は、裁判所に損害賠償等を求めて提訴することができ、工商行政管理部門に処理を求めることも可能である（第60条1項）と規定している。

#### 7.1.1.4 著作権法（2020年改正）

著作権法は、著作権侵害行為並びにその民事責任及び行政責任を規定している。著作権侵害行為の民事責任は、第52条及び第53条に侵害行為のパターンに分けて具体的に列挙されており、第52条第1項柱書により、侵害者は「侵害停止、影響除去、謝罪、損害賠償等民事責任を負う」と定められている。第53条に規定されている一部の著作権侵害行為については、民事責任のほか、停止命令、警告、没収（違法所得、権利侵害品や製造用の物品）、過料等行政責任も設けられている。ただ、著作権侵害を管理する行政部門は、作品の類型や著作権侵害の対象等によって受理する部門が異なる。税関、各地の文化旅行

---

<sup>70</sup> 民法典第1編「総則」第8章「民事責任」のうち、民事責任の方式について詳細が規定されている主な方式には、次の11種類がある。①侵害停止、②妨害排除、③危険除去、④財産返還、⑤原状回復、⑥修理・作り直し・交換、⑦履行継続、⑧損害賠償、⑨違約金、⑩影響除去・名誉回復、⑪謝罪（民法典第179条1項）。このほか、懲罰的損害賠償につき、法律に別段の定めがあるとき、それに従うこと（同条2項）と前記の民事責任の方式は単独又は併用することが可能であること（同条3項）を規定している。

局や文化関連の法律執行部門が多いものの、一部の地方では、市場監督部門（例えば深圳市）に、一部の地方では、都市管理部門により処理されていることもある。

#### 7.1.1.5 反不正当竞争法（2025年改正）

反不正当竞争法（以下「不競法」という。）は、不正当竞争行為並びにそれに伴う民事責任及び行政責任を規定している。第4章「法律責任」に民事責任（第22条）、虚偽宣伝（第25条）、商業上の信用毀損（第28条）等の規定がある。

#### 7.1.2 差止請求（行為保全）

中国法は、実体法及び手続法の両面から、知的財産権者等による行為保全（差止）請求権を認めている。

##### 7.1.2.1 実体法の規定

<b>商標法</b>
<b>第65条</b> 商標登録人又は利害関係人が、他人が登録商標専用権を侵害する行為を実施し、又は実施しようとしていることを証明でき、かつ、これを速やかに制止しなければ回復困難な損害が生じるおそれがある場合、訴訟前に人民法院へ行為差止及び財産保全を申請することができる。

<b>著作権法</b>
<b>第56条</b> 商標登録人又は利害関係人が、他人が登録商標専用権を侵害する行為を実施し、又は実施しようとしていることを証明でき、かつ、これを速やかに制止しなければ回復困難な損害が生じるおそれがある場合、訴訟前に人民法院へ行為差止及び財産保全を申請することができる。

<b>特許法</b>
<b>第72条</b> 特許権人又は利害関係人が侵害行為を証明でき、制止しなければ回復困難な損害を生じるおそれがある場合、訴訟前に財産保全、一定行為の命令又は禁止命令を申請することができる。

<b>民法典</b>
<b>第997条</b> 人格権侵害が実施され、又は実施されようとしており、制止しなければ回復困難な損害が生じる場合、人民法院へ行為差止を申請できる。

### 7.1.2.2 手続法の規定（民事訴訟法 2012 年改正）

民事訴訟法（2023 年改正）
<p><b>第 103 条</b> 当事者の行為等により判決の執行が困難となり、又は損害が生じ得る場合、人民法院は申請に基づき、財産保全、一定行為の命令又は禁止命令を裁定することができる。</p> <p>2 人民法院は保全措置を講じる際に、申立人に担保の提供を命じることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立を却下する旨の裁定を下さなければならない。</p> <p>3 緊急の場合、48 時間以内に裁定し、差止を命じた場合は直ちに執行しなければならない。</p>

### 7.1.2.3 司法解釈による要件の明確化

2012 年改正民事訴訟法を受け、最高人民法院は以下の規定を公布し、行為保全制度の運用を具体化した。

・「最高人民法院による知的財産権紛争の行為保全案件の審査に関する法律適用若干問題の規定」（法積 [2018] 21 号、2018 年 12 月 12 日公布、2019 年 1 月 1 日より実施。以下は「**保全審査規定**」という。）

・「最高人民法院による訴訟前保全案件の取扱いの規範化・強化に関する意見」（2024 年 2 月 7 日公布、3 月 1 日実施。以下は「**保全意見**」という。）

保全審査規定
<p><b>第 6 条（緊急状況）</b></p> <p>次の状況のいずれか一つに該当し、直ちに行為保全措置を講じなければ申立人の利益を害するおそれがあるときは、民事訴訟法第 100 条及び第 101 条に規定する「緊急状況」に該当するものと認定すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 申立人の営業秘密が不法に開示されようとしている場合</li><li>(2) 申立人の公表権、プライバシー権などの人格権が侵害されようとしている場合</li><li>(3) 係争中の知的財産権が不法に処分されようとしている場合</li><li>(4) 申立人の知的財産権が展示即売会など時効性の強い場において、侵害を受けつつある、又は受けようとしている場合</li><li>(5) 時効性の強い人気番組が侵害を受けつつある、又は受けようとしている場合</li><li>(6) その他直ちに行為保全措置を講ずる必要がある場合</li></ol>
<p><b>第 7 条（考慮要素）</b></p> <p>人民法院が訴訟前の行為保全の申立てを審査するには、以下の要素を総合的に考量しなければならない。</p>

- (1) 申立人の請求が事実的根拠及び法的根拠を有するか否か、保護を求める知的財産権の効力が安定しているか否かも含む。
- (2) 訴訟前の行為保全措置を講じないことにより、申立人の合法的權益が回復困難な損害を受け、又は裁決の執行が困難となるような損害を生じさせるか否か
- (3) 訴訟前の行為保全措置を講じないことが申立人にもたらす損害が、行為保全措置を講じることが被申立人にもたらす損害を超えるか否か
- (4) 行為保全措置を講じることが社会的公共の利益を害するか否か
- (5) その他考量すべき要素

#### **第 10 条 (回復困難な損害)**

知的財産権及び不正競争紛争における行為保全事件において、次のいずれかの状況に該当するときは、民事訴訟法第 101 条に規定する「回復困難な損害」に該当すると認定すべきである。

- (1) 被申立人の行為が、申立人が享有する営業上の信用又は公表権、プライバシー権などの人格的性質を有する権利を侵害し、かつ取り返しのつかない損害を生じさせる場合
- (2) 被申立人の行為が、侵害行為の制御を困難にさせ、かつ申立人の損害を著しく増大させる場合
- (3) 被申立人の侵害行為が、申立人の関連市場におけるシェアを明らかに減少させる場合
- (4) 申立人にその他の回復困難な損害を生じさせる場合

#### **保全意見**

##### **第 12 条 (緊急状況)**

訴訟前の行為保全の申立てについて、次のいずれかの状況に該当するときは、人民法院は緊急状況と認定することができる。

- (1) 申立人の人身權益が、不法侵害の危険に直面しつつある、又は直面しようとしている場合
- (2) 申立人の財産權益が、不法侵害の危険に直面しつつある、又は直面しようとしている場合
- (3) 被申立人の行為が、侵害行為の制御を困難にさせ、かつ、申立人の損害を増大させるおそれがある場合
- (4) その他申立人の權益に回復困難な損害を生じさせつつある、又は生じさせようとしている場合

##### **第 13 条 (考慮要素)**

人民法院が訴訟前の行為保全の申立てを審査するには、以下の要素を総合的に考量しなければならない。

- (1) 申立人の請求が事実的根拠及び法的根拠を有するか否か
- (2) 訴訟前の行為保全措置を講じないことにより、申立人の合法的權益が回復困難な損害を受けるか否か
- (3) 訴訟前の行為保全措置を講じないことが申立人にもたらす損害が、行為保全措置を講じることが被申立人にもたらす損害を超えるか否か
- (4) 訴訟前の行為保全措置を講ずることが国家的利益、社会的公共の利益に及ぼし得る影響
- (5) その他考量すべき要素

さらに、電子商取引やインターネット上の知的財産権侵害については、最高人民法院の以下の2つの司法解釈においても、権利者による差止請求権が明記されている。

**電子商務プラットフォームにおける知的財産権民事案件の審理に関する指導意見（2020年9月10日公布、実施。以下は「指導意見」という。）**

#### 第9条

状況が緊急であり、ECプラットフォーム経営者が商品取り下げ措置等を実施しないと、権利者の合法的權益に回復困難な損害を与える場合、知的財産権者が中華人民共和國民事訴訟法第100条、第101条に基づき、人民法院に対して保全措置を申し立てることができる。

**インターネット上の知的財産権侵害紛争に関わる法律適用問題への回答（法釈〔2020〕9号、2020年9月12日公布、2020年9月14日実施。以下は「回答9号」という。）**

#### 第1条

知的財産権者はその権利を侵害され、保全を申し立て、ネットサービス提供者、ECプラットフォーム経営者が迅速に削除、ブロック、リンクの切断等取り下げ措置をとるよう請求した場合、人民法院が法により審査し、裁定を下さなければならない。

### 7.1.3 損害賠償請求

民法典によると、インターネット上、知的財産権が侵害された場合においては、権利者は、侵害行為者の不法行為に基づく民事責任を追及し、法定損害賠償責任だけでなく、一定の条件を満たせば、懲罰的損害賠償責任を求めることも可能と考えられる。

知的財産権侵害事件において、法定損害賠償請求権の権利行使要件は、次のとおりである。

1. 客観的な侵害事実：侵害者の行為が権利者の知的財産権を侵害したこと。

2. 過失原則：主観上、過失又は故意が存在していること。
- 裁判官は、知的財産権の権利侵害を構成するか否かを判断するとき、知的財産権が侵害されたという客観的な事実があれば、つまり過失の有無と関係なく、知的財産権の権利侵害が成立すると認定する。しかしながら、損害賠償請求権の行使を認めるべきかどうかを判断するには、「過失責任」に基づき、侵害者が過失又は故意を有することが必要条件とされている。
3. 損失の存在：権利者が損害を受けたこと。
4. 因果関係：侵害行為と権利者が受けた損害との間で因果関係を有すること

これに対して、懲罰的損害賠償請求権の行使要件は、前記 1 ないし 4 の全ての条件を満たすほか、関連法令に定められた特別な要件も満たさなければならない。

実体法上の「特別要件」は以下のとおりである。

各法律の条項の内容	特別要件
<b>民法典</b> <b>第 1185 条</b> <u>故意に他人の知的財産権を侵害し、情状が重い場合、被侵害者は、相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意であること</li> <li>・ 情状が重いこと</li> </ul>
<b>特許法</b> <b>第 71 条 1 項</b> 特許権侵害による賠償額は、権利者が被った実際の損害又は侵害者が侵害行為により得た利益に基づいて定める。権利者の損害又は侵害者の利益が算定困難な場合は、当該特許の実施許諾料の倍数を参照して合理的に定めることができる。 <u>特許権を故意に侵害し、情状が重い場合、前記の方法により確定された額の 1 倍以上 5 倍以下の範囲で賠償額を定めることができる。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意であること</li> <li>・ 情状が重いこと</li> </ul>
<b>商標法</b> <b>第 63 条 1 項</b> 商標専用権侵害による賠償額は、権利者の被った実際の損害に基づいて定める。実際の損害の算定が困難な場合は、侵害者の侵害行為による利益に基づいて確定することができる。権利者の損害又は侵害者の利益の算定が困難な場合は、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に定めることができる。 <u>悪意をもって商標専用権を侵害し、情状が重い場合、前記の方法により確定された額の 1 倍以上 5 倍以下の範囲で賠償額を確定することができる。賠償額には、権利者が侵害行為を制止するために支出した合理的な費用を含めなければなら</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪意を持つこと</li> <li>・ 情状が重いこと</li> </ul>

い。	
<p><b>著作権法</b> <b>第 54 条 1 項</b></p> <p>著作権又は著作隣接権を侵害した場合、侵害者は、権利者の被った実際の損害又は侵害者の違法所得に基づき賠償を行わなければならない。権利者の実際の損害又は侵害者の違法所得の算定が困難な場合は、当該権利の使用料を参考として賠償額を定めることができる。<u>著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が重い場合、前記の方法により確定された額の 1 倍以上 5 倍以下の範囲で賠償を行うことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意であること</li> <li>・ 情状が重いこと</li> </ul>
<p><b>不競法</b> <b>第 22 条</b></p> <p>事業者が本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合は、法に基づいて民事責任を負わなければならない。</p> <p>事業者の合法的な権益が不正競争行為により侵害された場合、人民法院に提訴することができる。</p> <p>不正競争行為により損害を受けた事業者への賠償額は、被侵害によって受けた実際の損失、又は侵害者が侵害行為によって得た利益に基づいて算定する。<u>事業者が営業秘密侵害行為を故意に行い、情状が重い場合、上記の方法により算定された額の 1 倍以上 5 倍以下の範囲で賠償額を定めることができる。</u>賠償額には、事業者が侵害行為を制止するために支出した合理的な費用も含めなければならない。</p> <p>事業者が本法第 7 条、第 10 条の規定に違反した場合、権利者の被侵害による実際の損失及び侵害者の侵害行為による利益が算定困難なときは、人民法院が侵害行為の情状に基づき、権利者に対し 500 万元以下の賠償を命ずる。</p>	<p>営業秘密侵害の不正競争行為のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意であること</li> <li>・ 情状が重いこと</li> </ul>
<p><b>種子法 (2021 年改正)</b> <b>第 72 条</b></p> <p>(3) 植物新品種権侵害による賠償額は、権利者の被った実際の損害に基づいて定める。実際の損害の算定が困難な場合は、侵害者の侵害行為により得た利益に基づいて定めることができる。権利者の損害又は侵害者の利益の算定が困難な場合は、当該植物新品種権の使用許諾料の倍数を参照して合理的に定めることができる。<u>故意に植物新品種権を侵害し、情状が重い場合、前記の方法により確定された額の 1 倍以上 5 倍以下の範囲で賠償額を定めることができる。</u></p> <p>(4) 権利者の損害、侵害者の利益及び植物新品種権の使用許諾料の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意であること</li> <li>・ 情状が重いこと</li> </ul>

<p>いずれも算定が困難な場合、人民法院は、植物新品種権の種類、侵害行為の性質及び情状などの要素に基づき、500 万元以下の賠償を命ずることができる。</p> <p>(5) 賠償額には、権利者が侵害行為を制止するために支出した合理的な費用を含めなければならない。</p>	
---	--

上記のとおり、通常の損害賠償請求権の行使要件と比べて、懲罰的損害賠償請求権の行使に関する特別要件は、次の3つの点でより厳しく限定されている。①行為の内容として、権利侵害行為の種類を限定する場合があること。即ち不正競争行為のうち、営業秘密侵害のみ懲罰的損害賠償を請求することができることとされている。②主観上の構成要件として、「故意」（商標権侵害以外の知的財産権侵害）又は「悪意」（商標権侵害）が具備されることが必要である。さらに、③侵害の程度に関し、情状が重いことが必要とされている。

故意と悪意の区別に関しては、民法学者の通説では、「故意」(willful)とは「悪意」(malicious)より広い法的概念であり、侵害者が権利侵害になることを明らかに知っており、かつ意図的にそれを発生させるという心理構成（直接故意）と、権利侵害行為の発生に遭遇し、またその発生が自己の本意に反していないという心理構成（間接故意）との2つが含まれる。これに対して、「悪意」とは、直接故意のみ、つまり、最初から不正な目的をもって意図的に権利侵害行為を実施し、侵害結果を追求するという心理構成だと解されている。

2021年、最高人民法院は、知的財産権民事案件における懲罰的損害賠償制度の適用については、司法解釈<sup>71</sup>を公布、施行した（以下「賠償解釈」という。）。その中に、裁判で「故意」及び「情状が重い」を認定する際の要素や該当情状を規定している。

「故意」に関しては、賠償解釈3条1項によれば、「人民法院は、侵害された知的財産権の客体の種類、権利の状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。」とされており、同条2項では、「故意」を有すると初步的に認定してもよい状況を列挙している。

- ① 被告が原告又は利害関係者からの通知、警告を受けた後も、引き続き侵害行為を実施した場合
- ② 被告又はその法定代表人、管理者が、原告又は利害関係者の法定代表人、管理者、実質的支配者である場合
- ③ 被告と原告又は利害関係者との間に、労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係が存在し、かつ侵害された知的財産権に接触した事実がある場合
- ④ 被告と原告又は利害関係者との間に業務上の取引関係がある、又は契約締結等のために交渉を行ったことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触した事実がある場合

<sup>71</sup> 「最高人民法院・知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」（2021年3月2日公布、3月3日施行。法釈〔2021〕4号）。

- ⑤ 被告が海賊版作成、商標偽造等の行為を実施した場合
- ⑥ その他故意と認定できる情況

また、「情状が重い」の認定に関しては、賠償解釈4条は、認定する際の考慮要素及び認定してもよい具体的状況を規定した。

賠償解釈
<p><b>第4条</b> 知的財産権侵害における「情状が重い」ことの認定について、人民法院は、侵害の手段・回数、侵害行為の持続時間、地域的範囲、規模、結果、侵害者の訴訟における行為等の要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>被告に以下の情況がある場合、人民法院は「情状が重い」と認定することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 侵害行為により行政処分を受け、又は人民法院の判決により責任を負った後、再度同じ又は類似の侵害行為を実施した場合</li> <li>② 知的財産権侵害を業としている場合</li> <li>③ 侵害の証拠を偽造、毀棄、又は隠匿した場合</li> <li>④ 保全命令の履行を拒否した場合</li> <li>⑤ 侵害による利益又は権利者の被った損害が甚大である場合</li> <li>⑥ 侵害行為が国家安全、公共の利益又は人身健康を害するおそれがある場合</li> <li>⑦ その他「情状が重い」と認定できる情況</li> </ul>

裁判手続上の「特別要件」として、賠償解釈第2条によれば、「原告側が懲罰的損害賠償を請求するとき、遅くとも、一審の法廷弁論終了する時点までに提出しなければならない。懲罰的損害賠償請求を提起するとき、原告側は賠償金額、計算方式及び根拠となる事実と理由を明記する必要がある。」ことが定められている。

#### 7.1.4 刑事責任

中国も「罪刑法定主義」を取っているため、インターネット上の知的財産権侵害行為は、刑法<sup>72</sup>において犯罪行為と規定された場合に限って、権利者が当該権利侵害者の刑事責任を追及することができる。と解される。

2020年12月26日に公布され、2021年3月1日より施行された刑法（第十一次改正）は、知的財産権侵害関連犯罪の法定刑を大幅に引き上げ、刑事面から知的財産権保護の抑止力を強化した。

さらに、知的財産権侵害関連の犯罪に関し、最高人民法院と最高人民検察院が2025年4

<sup>72</sup> 現行の刑法は、全国人民代表大会常務委員会主席令第18号、2023年12月29日公布、2024年3月1日より実施となった刑法（第十二次改正）である。知的財産権侵害関連犯罪行為に関する全面的な改正は第十一次刑法改正の際に行われたもので、現在もなお有効である。

月 23 日に「知的財産権侵害刑事事件における法律適用若干問題に関する解釈」を公布し、同年 4 月 26 日より施行開始となった（法釈 [2025] 5 号、以下は「**刑法解釈**」という。）。刑法解釈は知的財産関連の各犯罪行為の追及基準等をより具体化した。

知的財産権侵害に関する主な刑法条項は、刑法解釈を踏まえると、侵害の対象ごとに、下記の表のとおりである。

対象	刑法の条項	要件
商標権	<p>第 213 条 【登録商標冒用罪】</p> <p>登録商標の所有者の許諾を得ず、同一の商品・サービスにおいてその登録商標と同様な商標を使用し、情状が重い場合、3 年以下の懲役又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。情状が特に重い場合、3 年以上 10 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者の許諾なし</li> <li>・商品・サービスの同一</li> <li>・同様な商標を使用</li> <li>・情状が重い又は情状が特に重い</li> </ul> <p>※ 上記の「同一」「同様」の判断基準に関しては、関連司法解釈の趣旨によると、完全に一致しているとは限らないが、「類似」以上の基準が必要と理解されている。</p> <p>※ 「情状が重い」に関し、明確な金額的判断基準として、関連司法解釈によると、①違法経営金額が 5 万元以上又は違法所得金額が 3 万元以上、あるいは②2 種類以上の登録商標の冒用行為があり、かつ違法経営金額が 3 万元以上又は違法所得金額が 2 万元以上ということである。</p> <p>※ 「情状が特別に重い」に関し、その金額的判断基準とは、①違法経営金額が 25 万元以上又は違法所得金額が 15 万元以上、あるいは②2 種類以上の登録商標の冒用行為があり、かつ違法経営金額が 15 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上、と司法解釈により規定されている。</p> <p>※ 前記の金額基準以外、情状が重いか否か、情状が特別に重いか否かについては、具体的な案件において裁判官の裁量によるものと考えられる。</p>
	<p>第 214 条 【登録商標冒用商品販売罪】</p> <p>登録商標を冒用した商品であることを明らかに知り</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冒用商品であることを明らかに知っていること</li> <li>・違法所得の金額が司法解釈の基準に達していること</li> <li>・金額以外の重い情状があること</li> </ul>

	<p>ながら販売し、<u>違法所得額が比較的大きいか又は他の重い情状がある場合</u>、3年以下の懲役に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。<u>違法所得額が巨大であるか又は他の特に重い情状がある場合</u>、3年以上 10 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。</p>	<p>※ 「明らかに知っている」か否かについて、商標法及び関連司法解釈によると、裁判では、侵害者側が「合法的な仕入ルート」を立証する責任を負うとしたうえ、裁判官は、商品の仕入価格、品質、侵害者の知識・経験・過去の行政処罰等経歴の有無等を総合してケースバイケースで判断する。</p> <p>※ 違法所得の金額基準については、本条法改正前の司法解釈によれば、「違法販売金額」が5 万円を本条の適用基準としている。売上金額が5 万円に達していないが、在庫の偽物価値を併せて15 万元以上に達した場合、犯罪未遂として処するとされている。</p> <p>※ 「ほかの重い情状」については、司法解釈によれば、権利侵害期間の長さ、権利侵害商品の数量、権利者の損失の大きさ、消費者被害の程度、及び犯罪組織化の程度等を総合して判断される。</p>
	<p>第 215 条 【登録商標標識の不法製造・不法製造した登録商標標識の販売罪】</p> <p><u>他人の登録商標標識を偽造若しくは無断製造し、又は偽造若しくは無断製造された登録商標標識を販売し、情状が重い場合</u>、3 年以下の懲役に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。<u>情状が特に重い場合</u>、3 年以上 10 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の登録商標に係る標識であること</li> <li>・登録商標権者の許諾を得ていないこと</li> <li>・以下のいずれかの行為があること <ul style="list-style-type: none"> <li>① 登録商標標識を偽造又は無断製造する行為</li> <li>② 偽造又は無断製造された登録商標標識を販売する行為</li> </ul> </li> <li>・情状が重い又は情状が特に重いこと</li> </ul> <p>※ 「情状が重い」に関し、明確な金額的判断基準として、関連司法解釈によると、①偽造若しくは無断製造された登録商標若しくは販売された偽造若しくは無断製造登録商標の数量が2 万件以上、違法経営金額が5 万元以上若しくは違法所得金額が3 万元以上、又は②2 種類以上の登録商標の冒用行為があり、かつ違法経営金額が3 万元以上若しくは違法所得金額が2 万元以上ということである。</p>
特許権	<p>第 216 条 【特許冒用罪】</p> <p>他人の特許を冒用し、情状が重い場合、3 年以下の懲役又は拘禁に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の特許を冒用する行為があること</li> <li>・情状が重いこと</li> </ul> <p>※ 「特許冒用」に関し、関連司法解釈によると、①権利者の許諾を得ずに、自己が製造又は販売する製品</p>

	<p>れらを併科する。</p>	<p>若しくはその包装に、他人の特許番号を表示する行為；②権利者の許諾を得ずに、広告又はその他の宣伝資料において他人の特許番号を使用し、当該技術が他人の特許技術であると誤認させる行為；③権利者の許諾を得ずに、契約書中に他人の特許番号を使用し、契約の対象となる技術が他人の特許技術であると誤認させる行為；あるいは④他人の特許証書、特許書類又は特許出願書類を偽造し、又は変造する行為である。</p> <p>※ 「情状が重い」に関し、明確な金額的判断基準として、関連司法解釈によると、①違法経営金額が 20 万元以上、又は違法所得金額が 10 万元以上である場合；②特許権者に対し、50 万元以上の直接的な経済損失を生じさせた場合；あるいは③二件以上の他人の特許を冒用し、かつ、違法経営金額が 10 万元以上、又は違法所得金額が 5 万元以上である場合ということである。</p>
<p>著作権</p>	<p>第 217 条 【著作権侵害罪】  <u>営利を目的として、以下の著作権又は著作隣接権を侵害する行為のいずれかを行い、違法所得額が比較的大きいか又は他の重い情状がある場合</u>、3 年以下の懲役に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。<u>違法所得額が巨大であるか又は他の特に重い情状がある場合</u>、3 年以上 10 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。</p> <p>(1)著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽、美術、視聴覚作品、コンピュータ・ソフトウェア及び法律・行政法規の定めるその他の作品を複製発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利目的を有していること</li> <li>・著作権又は著作隣接権を侵害する行為を行っていること</li> <li>・違法所得額が比較的大きい又は巨大であり、その他の重い情状又は特に重い情状があること</li> </ul> <p>※ 「営利目的」の有無については、関連する司法解釈によれば、実務上、以下のような事情の有無を総合して判断される。すなわち、①他人の著作物を直接販売する行為、②他人の著作物に有料広告を掲載する、又は第三者の著作物と抱き合わせる等の方法により、直接又は間接に対価を収受する行為、③情報ネットワークを通じて他人の著作物を公衆に伝達し、又は他人がアップロードした侵害著作物を利用して、ウェブサイト若しくはウェブページ上で有料広告掲載サービスを提供し、直接又は間接に対価を得る行為、並びに④会員制方式により、情報ネットワークを通じて他人の著作物を公衆に伝達し、会員登録料その他の料金を徴収する行為等が認められるか否かが、営利目的の存在を判断する重要な考慮要素とされている。</p> <p>※ 「違法所得額が比較的大きい又は巨大である」に</p>

<p>に伝播する行為、  (2)他人が専有出版権を有する図書を出版する行為、  (3)録音録画製作者の許諾を得ず、その作成した録音録画を複製発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝播する行為、  (4)実演家の許諾を得ず、その実演を録音録画した複製物を複製発行し、又は情報ネットワークを通じて公衆にその実演を伝播する行為、  (5)他人の署名を冒用した美術作品を製作し、又は販売する行為、  (6)著作権者又は著作隣接権者（著作権に関する権利者）の許諾を得ず、故意に権者がその作品、録音録画製品等に対して講じた著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を回避し、又は破壊する行為。</p>	<p>関し、関連司法解釈によると、違法経営金額が5万元以上である場合は違法所得額が較大とされ、違法経営金額が15万元以上である場合は違法所得額が巨大とされることである。  ※ 「重い情状又は特に重い情状がある」に関し、関連司法解釈によると、営利目的で著作権若しくはは著作隣接権を侵害し、複製・発行した侵害作品の数量が合計500点（枚・部）以上である場合、又は情報ネットワークを通じて侵害作品を公衆に伝播し、違法経営金額が5万元以上、伝播した作品数量が500件（部）以上、実際のクリック数が5万回以上、若しくは会員制による伝播で登録会員数が1,000人以上のいずれかに該当する場合には、「情状が重い」と認められる。さらに、これらの金額又は数量の基準のいずれかが5倍以上に達した場合には、「情状が特に重い」と認められる。</p>
<p>第218条 【権利侵害複製品（海賊版）販売罪】  <u>営利を目的として、本法第217条に規定する権利侵害複製品であることを知りながら販売し、違法所得額が巨大であるか又は他の重い情状がある場合、5年以下の懲役に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利目的を有していること</li> <li>・当該複製品が権利侵害複製品であることを知っていること</li> <li>・販売する行為があること</li> <li>・違法所得額が巨大であるか又はその他の重い情状があること</li> </ul> <p>※ 「当該複製品が権利侵害複製品であることを知っている」か否かについては、著作権法及び関連する司法解釈によれば、裁判実務上、被告人は当該複製品につき「適法な取得・流通ルート」を有することを立証</p>

		<p>すべき責任を負うとされている。その上で、裁判所は、複製品の仕入価格の著しい低廉性、品質・包装の不自然性、販売数量・取引態様、被告人の職業的背景、著作権に関する知識・経験、過去の行政処分又は刑事処罰の有無等の事情を総合考慮し、当該侵害複製品であることを認識していたか否かを個別具体的に判断する。</p> <p>※ 「違法所得額が巨大である」か否かについては、関連する司法解釈及び立案追訴基準によれば、実務上、原則として違法所得額が 10 万元以上の場合をいう。もっとも、違法所得額が 10 万元未満であっても、未販売の権利侵害複製品の貨値金額が 30 万元以上に達する場合には、立案追訴の対象とされる。</p> <p>※ 「その他の重い情状」に関し、実務上、違法経営額が巨大である場合、販売金額が巨大である場合、販売された権利侵害複製品の数量が多い場合、又は権利者に重大な損害を与えた場合等が含まれ、具体的な認定にあたっては、侵害行為の継続期間の長短、販売能力及び販売規模の大小、犯罪行為の組織化の程度等を総合的に考慮して判断することができる。</p>
営業秘密	<p>第 219 条 【営業秘密侵害罪】</p> <p>以下の<u>営業秘密侵害行為</u>のいずれかを行い、<u>情状が重い</u>場合、3 年以下の懲役に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。<u>情状が特に重い</u>場合、3 年以上 10 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。</p> <p>(1)窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入その他の不正手段により権利者の営業秘密を取得する行為、</p> <p>(2)前項の手段により取得した権利者の営業秘密を開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業秘密侵害行為を行っていること</li> <li>・情状が重い又は特に重いこと</li> </ul> <p>※ 「営業秘密」とは、不競法の関連規定に参照すれば、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者が相応の秘密保持措置を講じている技術情報、営業情報等の商業情報をいう。</p> <p>※ 「情状が重い又は特に重い」に関し、実務上、営業秘密の権利者に生じた損害の程度、当該損害により権利者の企業が経営困難に陥ったか否か、行為者が営業秘密侵害行為を反復して行ったかどうか、行為者の侵害による不法所得額等の事情を総合的に考慮して判断される。特に、「情状が特に重い」とは、営業秘密の権利者に生じた損害額が巨大である場合、又は侵害者の違法所得額が巨大である場合等を含むということである。</p>

<p>し、使用し、又は他人に使用させる行為、</p> <p>(3)守秘義務に違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、自己が知り得た営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用させる行為。</p> <p>前項に列挙する行為であることを知りながら、当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用させる行為は、営業秘密侵害とみなす。</p> <p>本条にいう「権利者」とは、営業秘密の所有者及び営業秘密の所有者から許諾を得た営業秘密使用人を指す。</p>	
<p>第 219 条の 2 【外国のための営業秘密窃取・探知・買収・不法提供罪】</p> <p><u>外国の機関、組織、人員のために営業秘密を窃取し、探知し、買収し、又は不法に提供する場合、5 年以下の懲役に処し、又は若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。情状が重い場合、5 年以上の懲役に処し、罰金を併科する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の機関、組織、人員のためであること</li> <li>・営業秘密に関する不法提供行為を行っていること</li> </ul>

上記表にある知的財産権侵害の関連犯罪につき、法人や組織が犯した場合は、刑法 220 条によって、法人又は組織に対して、罰金を処すると同時に、法人又は組織の管理者や直接的責任者等に対して、上記条項にある刑事罰を処するとされている。

なお、ISP が刑事責任を追及することが可能なのか、知的財産権犯罪の共犯はどのような

基準を満たさないといけないのかについては、7.2.6 参照。

### 7.1.5 不実表示の責任その他の責任

EC 環境において、様々な態様の不実表示行為がある。これらの不実表示行為のうち、以下、中国の EC プラットフォーム等によく見られる、消費者權益を損なうだけでなく、他の権利者の商業的利益も損なう 2 タイプの不実表示行為を中心に紹介する。

1 つは、販売数量や「いいね」数を人為的に水増したり、好評価を人為的に操作したりするといった不実表示行為（以下「評価操作行為」という。）である。もう 1 つは、その逆で、ネット上で他人や競争相手についての虚偽情報を流布し、他人の信用や他事業者の評判を毀損しようとする行為（以下「商業信用毀損行為」という。）である。

この 2 つのタイプの行為の共通点として、事業者（ネットショップ運営者）が、しばしば外部の「水軍（ネット工作部隊）」（不正な目的達成のために、膨大な数のボットアカウント及び／又は人手によるアカウントを組織・操作することを専門とする会社や組織のことを指す。以下、「水軍」という。）に操作を依頼し、実行させる必要があるということである。以下は、ネットショップ運営者と水軍両方を合わせて「関連侵害行為者」と総称する。

まず、評価操作行為に関しては、「虚偽宣伝」や「虚偽広告」行為に関する法律規定が適用され、権利者は、不競法や広告法に基づき、関連侵害行為者の行政責任及び民事責任を追究することができるほか、その侵害行為が重大な危害をもたらし、結果が深刻である場合、刑法に規定される「虚偽広告罪」を通じて、関連侵害行為者の刑事責任を追究することも検討できると考えられる。

関連法令	適用要件
<p><b>不競法第 9 条</b></p> <p>事業者は、<u>自己の商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザー評価、過去の受賞歴等について、虚偽の若しくは誤認を招く商業的宣伝を行い、消費者その他の事業者を欺罔し、誤認させてはならない。</u></p> <p>事業者は、<u>虚偽の取引若しくは虚偽の評価を組織する等の方法</u>により、他の事業者が虚偽の若しくは誤認を招く商業的宣伝を行うことを<u>助長してはならない。</u></p>	<p>・自己の商品に対して、虚偽の又は誤認を招く商業的宣伝を行い、又は助長すること</p> <p>※ 「虚偽の又は誤認を招く商業的宣伝」とは、インターネット上において、「インターネット不正競争防止暫行規定」によれば、①ウェブサイト、クライアント、ミニプログラム、公式アカウント等を通じて、展示、実演、説明、解説、紹介又は文字による表示を行う行為；②ライブ配信、プラットフォームによるレコメンド、オンライン広告文案等の方法により、商業的マーケティング活動を実施する行為、又は③トレンド検索、人気コメント、拡散ランキング、各種ランキング等の方法を通じて、商業的マーケティング活動を実施する行為ということである。</p>

	<p>※ 「虚偽の若しくは誤認を助長する行為」とは、インターネット上において、「インターネット不正競争防止暫行規定」によれば、①虚偽の取引や虚偽のランキングの作出、②取引額・成約量・予約数等の営業関連データの捏造、③在庫の虚偽表示、架空予約、虚偽の争奪販売等によるマーケティング、④利用者評価の捏造や、低評価の隠蔽・高評価の恣意的表示等の誤導的な評価操作、⑤返金・クーポン等の利益供与による指定評価・「いいね」・投票等の誘導、⑥閲覧数・フォロワー数・「いいね」数等の流量データの捏造、⑦投票数・視聴数・再生数・興行収入・視聴率等のインタラクティブデータの捏造、⑧進学率・合格率・就職率等の教育・研修効果の捏造、⑨虚偽の評判の創出、話題の捏造、虚偽の世論形成、架空のネット就業者収入を用いた宣伝等の事情を総合的に考慮する。</p>
<p><b>刑法第 222 条【虚偽広告罪】</b>  <u>広告主、広告業者又は広告掲載者</u>が国家の規定に違反し、<u>広告を利用して商品又はサービスについて虚偽の宣伝を行い、情状が重い場合</u>、2 年以下の懲役又は拘禁に処し、又はこれに罰金を併科し、若しくは単に罰金に処する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告主、広告業者又は広告掲載者であること</li> <li>・ 虚偽の宣伝を行っていること</li> <li>・ 重い情状があること</li> </ul> <p>※ 「重い情状」とは、関連司法解釈によれば、①違法所得額が 10 万元以上である場合、②突発的事態の予防・制御又は感染症の予防・治療を名目として、広告を利用した虚偽の宣伝を行い、多数の者を欺罔し、違法所得額が 3 万元以上に達した場合、③広告を利用して食品又は医薬品について虚偽の宣伝を行い、違法所得額が 3 万元以上に達した場合、④前記の金額基準には達しないものの、過去 2 年以内に広告を利用した虚偽宣伝により 2 回以上の行政処分を受けた後、再び広告を利用して虚偽の宣伝を行った場合、又は⑤重大な危害結果又は著しく悪質な社会的影響を生じさせた場合ということである。</p>

<p><b>CN-1 行政処分【一般消費者の誤認】</b>  <b>上海市金山区市場监督管理局 2022 年 10 月 25 日処分（滬市監金処〔2022〕282022000248 号）</b></p>
<p><b>【事案】</b>          上海牛推信息科技有限公司は 2015 年に設立され、ウェブサイト構築・運営代行、検索</p>

エンジン最適化 (SEO)、検索連動型広告の運用代行、短編動画制作等のサービスを提供していた。

前述サービス等を提供する過程で、同社が、実際には商品・サービスを利用していないにもかかわらず、Q&A サイトやフォーラム等において実在の利用者を装った虚偽の質問・回答や記事を大量に作成・配信し、検索結果上位表示を不正に占拠することで、一般消費者に誤認を生じさせていた。

行政当局は、当該行為が長期間かつ大規模に継続され、社会的影響も大きかった点を重く評価し、違法行為の停止命令とともに罰金 150 万円を科した。

次に、商業信用棄損行為に対しては、不競法や刑法の関連規定に基づき、権利者は、権利侵害者の民事責任、行政責任及び刑事責任を追究することができる。

関連法令	適用要件
<p><b>不競法第 12 条</b></p> <p>事業者が自らで<u>虚偽の事実</u>若しくは<u>誤認を招く情報を捏造し、流布</u>して、又は他人に指示して捏造し、流布させることにより、ほかの<u>事業者の営業信用</u>又は商品の<u>信用を毀損</u>してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の事実又は誤認を招く情報を捏造、流布する又は他人にさせること</li> <li>・他の事業者又は商品の信用を毀損すること</li> </ul> <p>※ 「虚偽の事実又は誤認を招く情報を捏造、流布する又は他人にさせること」とは、インターネット上において、「インターネット不正競争防止暫行規定」によれば、①競争相手の商品について、悪意ある評価を行うよう他人を組織し、又は指示する行為、②インターネットを利用し、虚偽又は誤導的な情報を流布する行為、又はそのために他人を利用し、若しくは組織・指示する行為、又は③虚偽又は誤導的な情報を含むリスク警告、顧客向け通知書、警告書又は告発書等を、インターネットを通じて発信・流布する行為ということである。</p>
<p><b>不競法第 28 条</b></p> <p>事業者が本法第 12 条の規定に違反し、他の事業者の営業信用又は商品の声誉を毀損した場合、監督検査部門は、違法行為の停止及び影響の除去を命じ、10 万元以上 100 万元以下の罰金に処する。情状が重い場合、10 万元以上 500</p>	

<p>万元以下の罰金に処する。</p>	
<p><b>刑法第 221 条 【営業信用・商品声譽毀損罪】</b>  <u>虚偽の事実を捏造し且つ流布して、他人の営業信用若しくは商品の声譽を毀損し、他人に重大な損失を与え、又は他の重い情状がある場合</u>、2 年以下の懲役若しくは拘禁に処し、又はこれに罰金を併科し、若しくは単に罰金に処する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽の事実を捏造、流布すること</li> <li>・他人の営業信用若しくは商品の声譽を毀損すること</li> <li>・他人に重大な損失を与え、又は他の重い情状があること</li> </ul> <p>※ 「虚偽の事実を捏造、流布する」に関し、実務上、「捏造」とは、全く事実のないところから虚偽の事実を作り出すこと、完全な虚構やでっち上げを含むのみならず、実際の事実を基礎としつつその一部を虚構し、悪意をもって事実関係を歪曲又は誇張する行為も含む。「流布」とは、口頭による流布のみならず、宣伝媒体や書簡等の書面による流布を含み、情報化社会においては、情報ネットワーク等を通じた流布も含まれると思われる。</p> <p>※ 「他人に重大な損失を与えた」か否かは、営業上の信用又は商品信用の侵害により生じた直接的な経済的損失の有無・程度を中心に、例えば、商品の滞留在庫や大量返品が発生、契約の履行停止、企業の信用価値や商譽の著しい低下、著名商品の評価の重大な侵害、売上高・利益の大幅な減少、得べかりし収入の著しい減少、株価の大幅な下落、無形資産価値の著しい低下等の事情を総合考慮して判断すべきものと解される。</p> <p>※ 「その他の重い情状」に該当するか否かは、虚偽事実の捏造・散布による営業上の信用又は商品信用侵害の態様を踏まえ、例えば、侵害行為の反復性、関係主管機関から処分を受けた後の再犯の有無、虚偽事実の伝播範囲や社会的影響の大きさ、手段の悪質性や虚偽内容の悪意性等の要素を総合考慮して判断される。</p>

<p><b>CN-2 刑事事件【虚偽情報の拡散】</b></p>
<p>山東省青島市市南区人民法院 2024 年 1 月 31 日判決（（2023）魯 0202 刑初 365 号）</p>
<p><b>【事案】</b>  2020 年 10 月から 11 月にかけて、被告人李某（某社デジタルマーケティング部責任者）は、被告人王某霞（同部門グループ長）及び被告人胡某権（コンサルティング会社法定代表者）と共謀し、競争関係にある被害会社の電器製品について、「低品質の在庫パネルを使用している」などの虚偽事実を捏造した。これらの内容は、ネガティブ記事</p>

の作成・公開、コメント投稿や評価操作等を通じて組織的に拡散され、延べ 135 本の記事が投稿され、閲覧数は 105 万回を超えた。

業界団体の鑑定により、被害会社製品はすべて新品・A 級品質パネルを使用しており、記事内容は虚偽であることが確認された。虚偽情報の拡散により、販売代理店による返品が発生し、被害会社には直接経済損失約 65 万円が生じたほか、販売シェア低下による推計損失約 1,900 万円、株価下落（14.54%）等の結果が認められた。

#### 【判旨】

裁判所は、これらの事情を踏まえ、被告人 3 名の行為はいずれも刑法第 221 条所定の損害商業信用・商品声誉毀損罪に該当すると判断し、各被告人に対し有罪判決（執行猶予付き懲役刑及び罰金）を言い渡した。

### 7.1.6 ISP 等の法的責任との関連性

ISP 等の法的責任は、当該 ISP 等が特定のビジネスモデルの下で、いかなるサービスを提供し、いかなる役割を果たしているかによって異なる。

前述 7.1.1～7.1.4 のとおり、権利者は、インターネット上において発生した知的財産権侵害行為に対し、関連する法令に基づき、侵害行為者の法的責任（民事責任、行政責任及び刑事責任を含む）を追及することができる。

ISP 自身が直接的侵害行為者となった場合、例えば、中国有名な EC プラットフォームである「京東（JD）」において、「自営」表示のある商品<sup>73</sup>は権利者が有する商標権等知的財産権を侵害した場合、前述の関連法令に基づき、権利者が京東（JD）をかかるとしての法的責任を追及することが考えられる。

これに対して、同じく京東（JD）プラットフォーム上であっても、他の事業者が販売する商品について知的財産権侵害行為が発見されたとき、権利者が当該商品を販売する事業者に対して法的責任を追及すると同時に、プラットフォームの運営者である京東（JD）の法的責任も追及しようとする場合には、7.1.1～7.1.4 で紹介した法令等だけでならず、後述の電子商務法及び民法典等の関連規定に基づき、ISP に連带的権利侵害責任（間接侵害責任）を負わせることが可能か否かを検討する必要がある。

2021 年報告書では、後者を重点的に紹介・検討した。その概要は以下のとおりである。

中国の民法典及び電子商務法等の関連規定によれば、ISP は、侵害行為者による知的財産権侵害行為を知り、又は知り得たにもかかわらず、法定の義務（電子商務法第 45 条に定める「通知—必要措置」義務及び／又は「反通知の転送—必要措置の中止」義務）を履行しな

<sup>73</sup> 「京東（JD）」は中国最大の「自営モデル」を有するプラットフォームである。自営とは、京東（JD）が自らの責任で商品を仕入れ、在庫管理をし、配達とアフターサービスをするというモデルを指す。実際には、自営と言っても、細かな点で取り扱いが異なるいくつかのモデルがあるが、一番典型的な自営モデルとは、商品のサプライヤーが商品を京東（JD）に売るだけ、その後、倉庫管理、オンラインの宣伝、配達、領収書の発行等が京東（JD）により行われるということである。

い、又はその履行を怠った場合、当該 ISP は（幫助権利侵害行為として）侵害行為者と連帯して責任を負うこととされている。

刑事責任に関しても、司法解釈 2004 年の「最高人民法院・最高人民検察院による『知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用に関する若干問題の解釈』」第 16 条により、他人が知的財産権侵害犯罪を実行していることを知りながら、これに対して融資、資金、アカウント、請求書、証明書、許認可書類を提供し、又は生産・営業場所、輸送、保管、代理輸出入等の便宜を提供した場合には、知的財産権侵害犯罪の共犯として処罰され得るとされている。また、2011 年の最高人民法院・最高人民検察院・公安部による「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用に関する若干問題の意見」第 15 条によれば、他人が知的財産権侵害犯罪を実行していることを知りながら、侵害製品の生産・製造に用いられる主要原材料、補助材料、半製品、包装材料、機械設備、ラベル表示、製造技術、処方等を提供し、又はインターネット接続、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送経路、代理決済、費用決済等のサービスを提供した場合にも、同様に知的財産権侵害犯罪の共犯として取り扱われる。

このように、プラットフォームが間接的侵害行為者の立場にとどまる場合においては、ISP の法的責任を認定するには、まず直接的侵害行為者の責任の成否が判断され、成立と認定された上で初めて、プラットフォーム事業者（ISP）が当該侵害行為を認識していたか、又は認識し得たか、ならびに法定の措置義務を履行したか否か（即ち、過失があるか否か）が検討される構造となっている。

## 第 7.2 節 ISP 等の法的責任

### 7.2.1 インターネット上の知的財産権侵害に関する ISP 等の法的責任についての最近の動き

2021 年報告書においては、ISP 等の法的責任について、「民法典」、「電子商務法」及び「情報ネットワーク配信権保護条例」等を中心に、ISP（電子商取引プラットフォーム、コンテンツプラットフォームを含む）を対象とするネットワーク上の知的財産権侵害責任の枠組みを整理・紹介した。

#### 7.2.1.1 立法の新動向

2020 年以來の 5 年間、中国は主に知的財産権関連の個別法令、行政法規及び司法解釈を補完的措置として整備してきた。この間、国家市場監督管理局が、「インターネット広告管理弁法」、「ライブコマース監督管理弁法」、「ネットワーク取引監督管理弁法」を続々と制定・公布し、ISP に対する行政責任の追及手段を一層強化した。（7.2.2.4、7.2.2.5、7.2.2.7 以下参照）。このほか、知的財産権に関する特別法の改正を通じて、差止請求権の行使（7.1.2 以下参照）や懲罰的損害賠償制度（7.1.3 以下参照）の適用が一層明確化・強化されているほか、刑法の改正により、知的財産権犯罪に対する処罰の水準も引き上げられている（7.1.4 以下参照）。

これらの新しい立法活動は、すべては ISP の法的責任の追及に直接につながるものではないものの、インターネット上の知的財産権侵害事件において権利者が権利侵害者（ISP も含む）の法的責任を追及するためのものであり、次表に列挙された主要法令と合わせて、インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任に関する法制度を構成するものと考えられる（後述 7.2.2 以下参照）。

ISP の法的責任に関する重要法令（実施日の時間順）			
法令名称	公布機関	公布日	実施日
情報ネットワーク配信権保護条例 （2013 年改正）（以下「条例」と略すことがある。）	国務院	2013 年 1 月 30 日	2013 年 3 月 1 日
電子商務法	全国人民代表大会 常務委員会	2018 年 8 月 31 日	2019 年 1 月 1 日
指導意見	最高人民法院	2020 年 9 月 10 日	2020 年 9 月 10 日
回答 9 号	最高人民法院	2020 年 9 月 12 日	2020 年 9 月 14 日
民法典	全国人民代表大会 常務委員会	2020 年 5 月 28 日	2021 年 1 月 1 日
情報ネットワーク配信権を侵害する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題の規定（2020 年改正）（以下「20 号解釈」と略すことがある。）	最高人民法院	2020 年 12 月 29 日	2021 年 1 月 1 日
ネットワーク取引監督管理弁法	国家市場監督管理 総局	2025 年 3 月 18 日	2025 年 5 月 1 日
ライブコマース監督管理弁法	国家市場監督管理 総局	2025 年 12 月 18 日	2026 年 2 月 1 日
インターネット広告管理弁法	国家市場監督管理 総局	2023 年 2 月 25 日	2023 年 5 月 1 日

### 7.2.1.2 裁判実務：ISP の機能・役割に対応する法的責任の認定へ

最近 5 年間で、IT 技術やビジネスモデルの進化に伴い、プラットフォームの機能はますます複合的になり、コンテンツ管理もライブ配信販売も行い、単純に「市場管理者」としての役割にとどまらず、アルゴリズム推薦技術等を駆使し、「宣伝部長」のような役割も発揮されている。

この変化に応じて、裁判実務においても、プラットフォーム責任の認定に関する新たな動向も見られる。すなわち、裁判官は、具体的な事案において、新しいビジネスモデルを分析・理解した上、プラットフォームに過失があるかどうかを中心に、単純に「通知—削除」に基づく、いわゆる「セーフハーバー原則」を機械的に適用するのではなく、プラットフォームが提供するサービスの内容、特に侵害行為に関してプラットフォームが果たした具体的な役割に応じてその法的責任の有無を判定するようになった。

**CN-1**、**CN-2**の裁判例のように、司法実践において、ISPの法的責任をより拡大的に解釈・運用する動きが現れたものの、全体として見ると、電子商取引プラットフォームが関与する多数の知的財産権侵害事件において、最終的にプラットフォームに連帯責任を負わせる判決は依然として少数にとどまっており、これは司法がISPの法的責任の拡張について、依然として慎重な姿勢を維持していることを示すものといえる。

**CN-3**事件は、アルゴリズム推薦をめぐる中国初のプラットフォーム権利侵害責任を認められた事件として、注目を集めた。第一審判決が、アルゴリズム推薦による権利侵害の注意義務を明確にした点は評価され、この論点がその後同種の案件においてよく見られるようになった。第一審判決後、原告と被告は共に上訴したが、控訴審において和解した。

**CN-3** X (PGC) v. Y (UGC) 【著作権・情報ネットワーク配信権侵害】  
北京市海淀区人民法院 2021年12月31日判決 (2018(京)0108民初49421号) (コンテンツプラットフォーム)

【事案】

原告 X (PGC) は、正規の映像コンテンツ運営を中核とする専門型ネット配信プラットフォームであり、コンテンツ提供者及び情報ネットワーク配信権者としての二重の性格を有している。本件人気ドラマの情報ネットワーク配信権を有する。

被告 Y (UGC) は、情報保存サービス、コンテンツ管理サービス及びアルゴリズム推薦サービスを併せて提供する総合型ネットワークプラットフォームである。

Xによる本件人気ドラマの放送・配信が大きな話題となっていた期間中、被告プラットフォームは、情報フィード型アルゴリズム推薦技術を用いて、利用者がアップロードした著作権侵害コンテンツを含む短動画を公衆に対して推薦・配信し、その結果、極めて高い視聴数・拡散規模に達した。

【判旨】

北京市海淀区人民法院 2021年12月31日判決は、①本件ドラマの高い知名度及び社会的影響力、②問題となった短編動画が Y のアプリ上において集中的かつ顕著な位置に表示されていた点、③短期間における反復的な推薦配信の状況、④短編動画のタイトルに本件ドラマ及び登場人物に関するキーワードが含まれていた点、⑤短編動画の配信期間及び再生回数、並びに⑥被告 Y が講じた積極的な著作権管理措置の状況等を総合考慮した

上、被告 Y は、本件侵害行為を認識し得る十分な条件、能力及び合理的理由を有しており、法令上の「知るべきであった場合」に該当すると認定した。

また、ISP の役割とその責任の関係に関しては、判決は、被告 Y が情報保存サービスと情報フィード型推薦サービスの双方を提供しており、本件権利侵害内容を含む短編動画の大規模な拡散は、利用者の侵害行為とこれら二つのサービスが結合した結果であると判断した。Y は、サービスの特性及び技術的優位性を利用して利用者のコンテンツの露出を効率的に高めるとともに、自らもトラフィック及び市場競争上の優位性を獲得していたことから、アルゴリズム推薦を採用せず、情報保存サービスのみを提供する事業者と比較して、利用者の侵害行為に対し、より高度な注意義務を負うべきであるという判示を展開した。

必要な措置を講じたか否かについて、判決は、Y は、削除や遮断等の措置を講じていたものの、明白な侵害行為の抑止及び予防という点において実質的な効果を有しておらず、「必要な措置」の水準には達していなかったため、幫助侵害に該当すると認定した。

最終的に、裁判所は、被告 Y に対し、原告の経済的損失として 150 万元、訴訟合理費用として 50 万元、合計 200 万元の賠償を命じた。

**CN-4** 事件は、ライブ配信販売におけるプラットフォームの電子商取引性を初めて認定した事件で、プラットフォームの連帯責任を否定したものの、後の類似事案の審理の参考となると評価できる。

#### **CN-4 X v. Y 【商標権侵害】**

北京市海淀区人民法院 2021 年 5 月 31 日判決 (2021(京)0108 民初 6194 号) (ライブ配信販売プラットフォーム)

##### **【事案】**

原告 X は、本件係訴商標の独占的使用権者である。

原告 X は、被告 Y1(ライブ配信アカウントの運営者)が、被告 Y2(プラットフォーム)において、そのライブ配信アカウントを通じて係争商標を付した偽ハンドバック(「権利侵害品」)を販売していることを発見した。そこで、原告 X が、被告 Y1 に対して商標権侵害を理由に、被告 Y2 に対してプラットフォーム運営者として合理的な注意義務を尽くしていないとして、北京市海淀区人民法院に提訴し、両被告が連帯して 30 万元及び合理的支出 10,598 元の賠償を請求した。

##### **【判旨】**

北京市海淀区人民法院 2021 年 5 月 31 日判決は、被告 Y1 による権利侵害品の販売行為が商標権を侵害すると認定したが、被告 Y2 が、合理的な注意義務を尽くしたため、被告 Y1 の侵害行為について連帯責任を負う必要はないと判断した。最終的に、裁判所は被告 Y1 が原告 X に対し、経済的損失 30 万元及び合理的支出 10,598 元を賠償するよう命じ

た。

**CN-4**事件判決は、次の2点において後の類似事案の審理の参考となる。

①ライブ配信販売を行うことのあるライブ配信プラットフォームを、ECプラットフォームと認定し、電子商務法の適用対象に該当することを明確にしたという点である。

その理由として判決は、次の事実を挙げた。

・プラットフォームにおいて、各ユーザーが「商品ウィンドウ」機能を開設し、当該アカウントを通じてライブ配信による商品の展示・販売を行うことができること。

・ユーザーがプラットフォーム上で直接商品ページにアクセスし、又は注文情報を照会することができ、購入手続きを完了するにはプラットフォーム上での操作が必要となること。

②ライブ配信販売プラットフォームとしてどのような義務を有するののかについて、裁判官の考え方を示したという点である。

即ち、裁判官はY2の責任を認定する際に、次のような事実・要素を考慮に入れたことが窺える。

A. 【知財権侵害禁止の明記、違反行為への処理義務】当該プラットフォームが専用の知的財産権条項を設け、販売禁止商品リストを明示し、配信者の違反行為に対する処理方法を公表していること。

B. 【販売主体資格の審査義務】販売者(企業の場合)が営業許可証等の関連情報をアップロードし、審査を経た後でなければライブ配信マーケティングを行うことができないとされていること。

C. 【自動的察知の義務】本件権利侵害品の情報に係争商標が含まれていなかったため、Y2が侵害行為を明らかに知っていたと認められないこと。

D. 【事後的な対応：必要な措置】訴訟資料を受領後、Y2が販売業者の情報を提供し、権利侵害品の展示をプラットフォームにて不能にしたこと。

つまり、判決は、上記A+B+Cで、「合理的な注意義務」を尽くしたと認定し、Dで、必要な措置を講じたと評価したため、Y2が連絡責任を負わなくてもよいと判断した。

### 7.2.1.3 行政救済の強化

直近の5年間で行政機関による監督及び法執行の強化も進められてきた。前記のとおり、2025年に、電子商取引に関する行政面のガイドラインとして、「ネットワーク取引監督管理弁法」が公布・実施された。これを受け、行政的な救済は、ISPの法的責任を追及する際にますます重要性和利便性が高まると予想される。

このほか、国家著作権局が中心となり、国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部等の関係部門と連携して、数年にわたり「剣網行動」を実施し、オンラインの著作権侵害・海賊版行為の取締りを行っている。また、2023年には、市場監督管理総局等の関係部門が共同で「ネットワーク市場監督管理・発展促進・安全確保特別行動」を展開し、侵害

商品の販売を重点的に取り締まるとともに、オンライン・オフライン一体の規制を強調し、プラットフォームの法的責任の履行を重視している。

## 7.2.2 インターネット上の知的財産権侵害についての ISP 等の責任を定めた法律等

### 7.2.2.1 民法典

ISP 等の法的責任に関する民法典の関連規定は、従来の権利侵害責任法第 36 条<sup>74</sup>、電子商務法及び条例の関連規定を踏まえ、民法典第 1194 条から第 1197 条までの 4 つの条文で集約されるようになった。電子商務法や条例の適用範囲と違って、民法典の関連規定は全類型の ISP に適用可能であり、ISP 等の法的責任に関する基本的な規定である。

#### 2020 年民法典 (2021 年 1 月 1 日施行)

##### 第 1194 条

ネットワーク利用者、ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して、他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別途規定がある場合、当該規定に従うものとする。

ネットワークサービス提供者 (ISP) は、自らでネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合、当然ながら権利侵害責任を負わなければならない (民法典第 1194 条)。また、ネットワークサービス提供者は、自己が直接に他人の民事権益を侵害していないが、ネットワーク利用者が当該ネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害した場合においても、一定の条件を満たせば、当該ネットワーク利用者とともに連帯責任 (間接権利侵害責任) を負わなければならない (民法典第 1197 条) と解される。

なお、「民事権益」という概念には、商標権、著作権及び特許権等を含む知的財産権だけでなく、名誉権や個人情報にかかわる権益も含まれると解される。

#### 2020 年民法典 (2021 年 1 月 1 日施行)

<sup>74</sup> 民法典の実施により廃止された従来の権利侵害責任法第 36 条は次のとおり規定していた。

「ネットワーク利用者又はネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合は、権利侵害責任を負わなければならない。

ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合は、権利を侵害された者はネットワークサービス提供者に対し、削除、非表示、アクセスの切断等の必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。ネットワークサービス提供者は、通知を受けた後に遅滞なく必要な措置を講じなかった場合には、損害が拡大した部分について当該ネットワーク利用者とともに連帯責任を負わなければならない。

ネットワークサービス提供者は、ネットワーク利用者がそのネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害していることを知りながら、必要な措置を講じなかった場合には、当該ネットワーク利用者とともに連帯責任を負わなければならない。」

### 第 1197 条

ネットワークサービス提供者は、ネットワーク利用者がそのネットワークサービスを利用して他人の民事権益を侵害することを知り、又は知り得べきであるにもかかわらず、必要な措置を講じなかった場合、当該ネットワーク利用者とともに連帯責任を負う。

上記の文言によれば、ISP が間接的権利侵害責任を負う要件は、次のとおりである。

- ① 利用者がネットワークを利用して権利侵害行為を実施したこと、
- ② 主観：ISP が上記①を「知り又は知り得べき」であること、及び
- ③ 客観（行為）：ISP が遅滞なく「必要な措置」を講じなかったこと。

前記要件②と③は、ISP の過失要件と解されており、つまり、ISP に過失があるか否かは、その法的責任の有無を決めるポイントである。

### 2020 年民法典（2021 年 1 月 1 日から施行）

#### 第 1195 条

ネットワーク利用者がネットワークを利用して権利侵害行為を実施した場合、権利者はネットワークサービス提供者に対し、削除、非表示、リンクの切断等必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。通知は、権利侵害を構成することに関する初歩的な証拠及び権利者の真実の身分情報を含むものとする。

ネットワークサービス提供者が通知を受けた後、遅滞なく当該通知を関連ネットワーク利用者に転送しなければならない。かつ権利侵害を構成する初歩的な証拠及びサービスの類型に基づき、必要な措置を講じるものとする。遅滞なく必要な措置を講じなかった場合、拡大された損害につき、当該ネットワーク利用者とともに連帯責任を負うものとする。

権利者が錯誤の通知によってネットワーク利用者又はネットワークサービス提供者に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別途規定がある場合、その規定に従うものとする。

前記要件②「知り又は知り得べき」であるかどうかに関しては、権利者による ISP への有効な通知に関係している。有効な通知があれば、ISP が「知り又は知り得べき」であることを容易に立証することができる。

民法典第 1195 条第 1 項によれば、通知を有効にするためには、権利侵害責任法第 36 条にいう民事権益より広く、次の内容を含む必要があると考えられる。

- (a) 削除、非表示、又はリンクの切断等、ISP に取ってほしい「必要な措置」の明記

- (b) 権利侵害を構成することに関する初歩的な証拠の添付、及び  
(c) 権利者（通知発信者）の真実な身分情報の提供。

上記(a)～(c)は、全ての種類の ISP に出す通知に適用できるものであるが、電子商務法や条例において通知につき特別な規定がある場合、電子商務法や条例の規定が優先されるものと解される。例えば、EC プラットフォーマーに対して通知を出すとき、民法典第 1195 条第 1 項で定める内容のほか、電子商務法第 42 条やそれに関する指導意見第 5 条に定める要件も満たさなければならないと解される。

実務では、有効な通知は ISP に動いてもらうための第一歩であり、必要な措置を講じなかったという権利者の主張に対し、ISP はよく通知の不備を取り上げて、抗弁を行う。いかに有効に ISP に通知するのかについては、2021 年報告書 **CN-10** 参照。

他方、仮に通知がないとしても、ISP が当然ながら「知らない」と認定し、連帯責任を負わなくてもよいということではない。この点に関し、裁判所の考え方は、特に 2020 年以降、ますます明確かつ安定化し、すなわち、ISP が「知り又は知り得べき」状態にあるかどうかを判定するには、ISP の技術的能力等も考慮に入れて「通知」の要否を含めて判断するようになった。代表的な事件として、**CN-5** 事件がある。

**CN-5** Xら v. Yら【著作権・情報ネットワーク配信権】

陝西省西安市中級人民法院 2022 年 10 月 26 日判決 (2021(陝)01 知民初 3078 号) (UGC 動画プラットフォーム)

【事案】

「雲南虫谷」ネット配信ドラマ（原作は「鬼吹灯之雲南虫谷」というシリーズ小説であり、以下は本件ドラマと本件原作をあわせて「本件作品」と称する。）は、放送開始後、多くのネットユーザーの人気を集めた。

原告 X らが本件作品の著作権者であり、被告 Y らは有名な UGC 動画プラットフォームの運営者である。原告 X は、当該プラットフォーム上に大量の本件作品の権利侵害動画が存在すると主張し、両被告に対して権利侵害の停止及び 9,000 万元の経済的損失の賠償を求めて裁判所に提訴した。

本件では、原告 X らは被告 Y らに対して通知というより警告状を送った。大量な権利侵害短編動画の存在を知らせたが、侵害動画を全部列挙できたのかは不明である。

被告 Y1 による抗弁は次のとおりである。①関連動画はユーザー自身がアップロードしたものであり、プラットフォームのユーザー数は膨大であるため、膨大な情報に対して実質的な審査を行うことは不可能である、②プラットフォームは情報ネットワーク保存サービスを提供しているに過ぎず、法律の規定によれば、内容審査の義務はない、③プラットフォームはユーザーに対し、アップロード内容が他人の知的財産権を侵害してはならない旨を注意喚起し、通知による削除義務を履行しているため、権利侵害は成立しない。

本件の主な争点は、前記被告の抗弁により、被告の ISP としての連帯責任が免れること

ができるかどうかということである。

### 【判旨】

陝西省西安市中級人民法院 2022 年 10 月 26 日判決は、Y らが直ちにネット配信ドラマ「雲南虫谷」の情報ネットワーク配信権を侵害する行為を停止し、原告 X らに対し、損失 3,200 万元及び合理的な権利行使費用 426,931 元を賠償するよう命じた。

第一審判決の重要論点等は、抜粋すると、以下のとおりである。

#### (1) 一般認識 (General Knowledge) 基準：民法典第 1195 条の解釈について

「民法典」は、ネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して他人の民事的権益を侵害していることを知り、又は知るべきであったにもかかわらず、必要な措置を講じなかった場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うと規定する。本条の適用は「レッドフラッグ原則」とも呼ばれ、ネットワークユーザーがネットワークサービス提供者の提供するネットワーク上で権利侵害行為を実施し、他人の民事的権益を侵害する場合であって、その権利侵害の性質が極めて明白であり、ネットワークサービス提供者がそれを知り又は知るべきであったにもかかわらず必要な措置を講じなかった場合に、権利侵害責任を負うべきとするルールを指す。

#### (2) 権利侵害の拡大に関する分析について

権利侵害動画の被告ら運営のプラットフォームにおける配信・公開は、概ね三つの段階に分けられる：第一段階（2021 年 8 月 30 日）：「雲南虫谷」初回放送期間中、比較的多くの権利侵害動画が存在した。第二段階（2021 年 11 月 9 日）：裁判所が保全裁定を下した後、「雲南虫谷」をキーワードとする話題を含む短編動画や、「雲南虫谷」をキーワードとするコレクションを作成するユーザー数は、以前の証拠採取時と比較して減少した。第三段階（2022 年 8 月 15 日）：依然として係争作品を侵害するとされる短編動画の一部が存在するものの、タイトル、話題、動画テキストに「雲南虫谷」の文字が見られることは稀になった。

裁判所は、「このように権利侵害動画が大量に存在した状態から、その数が減少し、更には簡易検索では顕著な位置に発見することが困難になったという事実は、被告らが裁判所の保全裁定後、既に係争作品に関する権利侵害短編動画に対して高度な管理・統制を実現したことを証明するのに十分である」と判断した。

#### (3) 情報ネットワーク配信権の侵害について

条例及び 20 号解釈第 2 条及び第 7 条に基づき、被告 Y らが運営するソフトウェアが「情報ネットワーク」に該当するとした上、「ユーザーが大量かつ高頻度に係争作品の情報ネットワーク配信権を侵害する行為を行っていることを明らかに知っていた又は知り得べきであったにもかかわらず、合理的な期間内に適切な措置を講じてプラットフォーム内の権利侵害コンテンツを管理・統制しなかった。その消極的な放任行為は、権利侵害動画が本件ソフトウェア内で大量に伝播したと因果関係を有するため、Y らは法律の規定する幫助侵害行為に該当すると認定できる。」と認定した。

(4) 民法典第 1195 条に基づく「通知－削除」（通知－必要措置）ルールを理解についてさらに、裁判所は、「民法典」第 1195 条の規定は、「通知－削除」ルール以外に、ネットワークサービス提供者に他の法的義務が一切存在しないことを意味するものでは決してないと指摘した。

「プラットフォームの管理において合理的な注意義務を尽くしたか否か、及び個別の事件において「通知－削除」ルールを超える義務を負うべきか否かについて、司法機関は事件の事実、立法趣旨、個別事件の価値及び社会的価値に基づき総合的に認定する権限を有する。被告 Y らは、ユーザーとの間で締結したユーザー規約や、関連活動時に制定した規則のみをもって、その免責の十分な事由とはなり得ず、被告 Y がプラットフォームの尽くすべき義務を既に履行したと主張することは、事実及び法律の規定に合致しない。」との考え方を示した。

**CN-5** 事件判決（及びこれに類似する見解を示した判決）において、裁判所は、インターネット上の著作権侵害行為に関しては、ISP に対して、通常の「通知－必要措置」ルールより高い注意義務を要求すべきというメッセージを発信したと解されている。これにより、ISP 等は、明確な通知を受けておらず、侵害行為を特定できないという理由で、「知り又は知り得べき」ではないと主張しても、主張が認められない可能性が高いと思われる。被告 Y らがとった削除措置が十分ではなく、損害の拡大に対して連帯責任を負うべきという判決の結論に含まれたロジックは、ISP 等が権利侵害行為の存在について一般認識をもっていれば、自主的に識別し、フィルタリングしたりする措置も必要であると解されてもよいといえる。

民法典第 1195 条第 2 項によると、ISP が通知を受けた後、遅滞なく「必要な措置」を講じなかった場合、拡大された損害につき、当該ネットワーク利用者とともに連帯責任を負うと規定されている。逆に言えば、ISP が通知を受けた後、遅滞なく転送し、かつ必要な措置を講じた場合、権利侵害責任を負わなくてもよいと理解できる（Safe Harbor Rule）。

何が ISP の「必要な措置」であるのかについては、民法典は、遅滞なく転送することを明記しており、また、転送以外の措置につき、第 1195 条第 1 項が「削除、非表示、リンクの切断等」を列挙し、同条第 2 項で「権利侵害に関する証拠や提供するサービスの類型」に基づき必要な措置を決めると規定している。

これまでの裁判実務において、「必要な措置」については、権利侵害の確実性や ISP のサービスによる実行可能性等諸要素を総合的に考慮した上、ケースバイケースで判断されている。2020 年までには、権利侵害商品頁の削除、非表示、リンクの切断がほとんどだったが（2021 年報告書の **CN-9** 事件、**CN-10** 事件、**CN-11** 事件参照）、2020 年以降、EC プラットフォームによる「販売禁止」を必要な措置として肯定した裁判例も出てきた（**CN-6** 事件）。

**CN-6** X (銭氏) v. Y1 (廖氏)、Y2 (上海尋夢情報技術有限公司)【実用新案権侵害】  
上海知的財産権法院 2022 年 7 月 15 日判決 ((2021)滬 73 知民初 417 号民事判決) (EC  
プラットフォーム)

【事案】

原告 X は実用新案権 (ダルマ型デキャンタ (醒酒器)、特許番号 : ZL201922313667.8) を有する。被告 Y1 は、X の実用新案権を侵害した製品の製造、販売、販売許諾を行っている。被告 Y2 (通販プラットフォーム「拼多多 (Pinduoduo)」の運営会社) は、前記 Y1 による権利侵害商品に、販売プラットフォームを提供した。

そこで、原告は、Y1 に対して、実用新案権侵害行為 (製造・販売・販売許諾) の停止と在庫及び金型の廃棄並びに 10 万人民元の損害賠償、Y2 に対して権利侵害製品の販売リンクの削除を求め、提訴した。

【判旨】

(※Y1 との間での権利侵害の有無に関する部分を省略し、Y2 の責任・必要措置の部分のみ抜粋する)

上海知的財産権法院 2022 年 7 月 15 日判決は、Y2 に関する次のような事実を認定した。

①Y2 と被告 Y1 との協議書の中に、Y2 は、販売する商品が真正品であり、合法的な出所を有し、他人の知的財産権を侵害しないと保証する旨の条項が約定されている。

②Y2 のウェブサイトにて、クレーム窓口を設け、クレームメカニズムに関する規定も公表されている。

③Y2 のバックエンド管理画面によると、Y2 が、権利侵害品のリンクが訴訟提起前の 2021 年 2 月 2 日より取り下げられ、かつ、Y2 により「販売禁止」とされたことが分かった。

④Y2 のシステムから、Y1 の販売数量、販売金額等を判明でき、裁判は損害賠償計算の参考とした。

上記の審査を経て、裁判所は、「Y2 は、EC プラットフォーマーであり、Y1 と共同して権利侵害行為を実施したことを証明する資料も、かつ、Y2 が Y1 による権利侵害行為を「知り又は知り得べき」であるにもかかわらず、何も必要措置を講じていなかったことを証明する資料もなく、また、Y2 は係争商品に対して既に「販売禁止」措置を取った。したがって、原告が被告 Y2 に対し侵害製品の販売リンクの削除を求める請求は、事実的及び法的根拠を欠くものであり、本院はこれを支持しない」と判断した。

**CN-6** 事件において、販売禁止措置とリンク削除の関係について、判決からははっきりしていないが、裁判所は、まず「販売禁止」措置の実効性を認め、次に、プラットフォーム側が既にシステム上で「販売禁止」という実効性のある措置を講じた以上、侵害状態が実質的に解消されているのであれば、重ねて「リンクの削除」を命じる必要はない (販売禁止措置

によって削除の目的は事実上達成されている) と考えたものと読み取れる。

販売禁止という措置は、リンクの削除とは、技術面においても法的責任においても異なっていて、同一商品 ID が販売禁止されると、同じ商品についてもう 1 つのリンクページを作って販売することができなくなるため、より厳しい徹底した措置とも言える。

**CN-6**事件判決は、販売禁止措置が妥当か、重すぎるかを特に検討しておらず、裁判所は、本件のように権利侵害が確定できた事案において、リンクの削除より厳しい「販売禁止」措置を取ることが当然に妥当だという前提にたっていると理解される。

また、錯誤の通知に関する権利者の責任については、民法典第1195条第3項によって、当該通知によって「ネットワーク利用者又はネットワークサービス提供者」に損害を与えた場合に、権利者が権利侵害責任を負わなければならないことが明確にされた。

#### 2020 年民法典 (2021 年 1 月 1 日から施行)

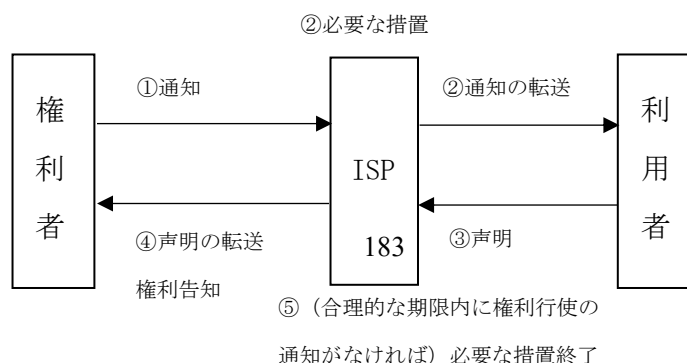
##### 第 1196 条

ネットワーク利用者は転送された通知を受け取った後、ネットワークサービス提供者に権利侵害不存在を記する声明を提出することができる。声明は権利侵害行為が存在しないことに関する初歩的な証拠及びネットワーク利用者の真実な身分情報を含むものとする。

ネットワークサービス提供者は声明を受け取った後、当該声明を通知を出した権利者に転送し、関連部門にクレームをつけること、又は人民法院に訴訟を提起することができる。ネットワークサービス提供者は、転送した声明が権利者に到達してから合理的な期限内、権利者によるクレームをつけた、又は提訴した等の通知がない場合、直ちに措置を解除しなければならない。

利用者による権利侵害不存在の声明 (いわゆる「反通知」とも呼ばれるもの) について、民法典第1196条第1項は、有効な声明を構成するには、内容として、①権利侵害の不存在に関する初歩的な証拠の添付と②利用者自身の真実な身分情報の提供が必要で、形式として、③ISPが指定したルートや宛先への送付が必要であると定めている。

実務においては、通知も声明 (反通知) も、その有効性がISPにより判断される。この判断に関し、ISPの注意義務 (資料の真否の審査等) がどこまで求められるべきかは、しばしば問題となる (2021年報告書**CN-14**、**CN-17**事件参照)。



## 民法典第1195条及び第1196条に基づく「通知－必要措置」のプロセス

- ① 権利者がISPに対して、有効な通知等を發送する。
- ② 通知を受け取った後、ISPが利用者に転送するとともに、必要な措置を講じる。
- ③ ※利用者が転送された通知等を受け取ったら、権利侵害不存在を記する有効な声明／反通知（あれば）をISPに發送する。
- ④ ※ISPが声明（反通知）を受け取った後、権利者に転送し、提訴等救済方法を知らせる。
- ⑤ ※声明（反通知）が権利者に到達してから合理的な期間内に、ISPが権利者の状態を確認し、必要な措置の保留・解除を決める（権利者による提訴等の通知がある場合は、仲介者は必要な措置を保留し、そうでない場合、必要な措置を解除する）。

### 7.2.2.2 電子商務法（関連する司法解釈を含む）

「中華人民共和国電子商務法」（主席令第7号。以下、「電子商務法」という）は、全国人民代表大会常務委員会により、2018年8月31日に制定、同日公布され、2019年1月1日から施行された。

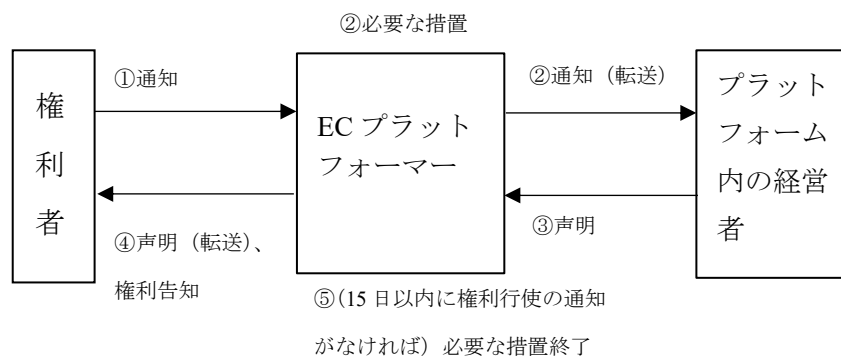
7.1.2.3で前述したように、電子商務法の実施開始より1年半を過ぎた2020年9月頃、最高人民法院は、ISP及び電子商取引プラットフォームの知財権保護に関して、指導意見と回答9号という司法解釈を公布した。現在、電子商務法及び上記2つの司法解釈は、電子商取引プラットフォームにおいて知的財産権を侵害する事件を対応する時、重要な規則として機能している。

2021年報告書において、電子商務法の関連規定（第41条から第45条まで）を中心に紹介した。これらの規定は、前記民法典の関連規定とほぼ同旨の「通知－必要措置」ルールを規定したものである。本報告書は、以下、民法典と違う条項や民法典にない条項を重点的に取り上げ、紹介する。

(1) 適用範囲の違いについて、民法典は、基本法として、全類型のISPに適用されることに対して、電子商務法は、特別法として、「中国国内において情報ネットワークを通じてオンラインで商品の販売又はサービスの提供を行う」ECプラットフォームに適用され、オンラインで専ら「金融商品及びサービスの提供、並びにオンラインでの視聴番組、ニュース情報、出版及び文化商品等コンテンツに関わるサービスの提供」を行うISPについては、電子商務法が適用されないものと理解されている（電子商務法第2条）。

(2) 行政的救済措置について、民法典は、ISP等の民事責任（権利侵害責任）の適用要件や責任の内容を規定している。これに対して、電子商務法は、ECプラットフォームの行政責任も規定している。電子商務法第84条は、「電子商取引プラットフォーム経営者は本法第42条、第45条の規定に違反し、プラットフォーム内の経営者による知的財産権侵害行為に対し、法に従い必要な措置を講じなかった場合は、関連知的財産権行政部門は期限を定めた是正を命じる。期限が過ぎても是正しなかった場合は、5万元以上50万元以下の過料に処する。情状が重い場合は、50万元以上200万元以下の過料に処する。」と定めている。

(3) 「15日」の待機期間について、民法典に基づく「通知－必要措置」プロセスと電子商務法に基づく「通知－必要措置」プロセスの1つの相違点は、プラットフォームによる必要措置解除の待機期間に関する規定である。すなわち、民法典第1196条第2項は、ISP等がプラットフォーム内の経営者から権利不侵害の声明(反通知)を受け取ってから、権利者にかかる声明を転送し、転送した声明が権利者に到達してから「合理的な期限内」、権利者によるクレームをつけた、又は提訴した等の通知がない場合、直ちに措置を解除しなければならないとされている。これに対して、電子商務法第43条は「15日以内」と明記している。



### 電子商務法第42条及び第43条に基づく「通知－必要措置」プロセス

電子商務法実施後、この15日という期間制限の規定により、権利者側からもプラットフォーム内の経営者側からも不満の声が寄せられた。つまり、権利者側には、15日以内に提訴するのは準備時間が十分ではないという意見があるのに対して、プラットフォーム内の経営者は「双11」や「618」のような重要なセール期間が限られており、15日を待たなければ、必要な措置を解除できないとすると、セールに間に合わないため、重大な損失を負ってしまうという意見があった。

この点に関しては、回答9号第3条は、民法典に基づく「合理的な期限」という原則を強調し、すなわち、必ずしも「15日」を待たなければならないとしながら、同条の後半では、「公認証手続等権利者がコントロールできない特別な事情による遅延」は、前記期間に算入しなくてもよいが、「最長でも20日営業日を超えないものとする」と定める。この規定は、権利者とプラットフォームにある経営者との間でバランスを図ろうとしている。

実務においては、プラットフォームは、声明（反通知）に基づき、権利を侵害していないと暫定的に判断した場合、ただ権利者からの提訴通知を待つのではなく、商品のリンクを回復したりして積極的に措置を解除する動きが見られる。

(4) 差止請求（行為保全）制度に関して司法解釈では、回答9号第1条に、知的財産権者がISP等に対し差止請求権を有することが明記され（7.1.2参照）、指導意見第9条に、権利者とプラットフォーム内の経営者の両方に対し差止請求権を有することが明記された。

(5) また、錯誤の通知と通知発信者の法的責任に関して、電子商務法第43条第3項では、錯誤の通知によってプラットフォーム内の経営者に損失をもたらした場合は、通知発信者（権利者）が損害賠償責任を負わなければならないと、さらに、悪意で錯誤の通知を送信し、プラットフォーム内の経営者に損失をもたらした場合、通知発信者が倍額の賠償責任（懲罰的損害賠償責任）を負わなければならないとされている。これに対し、回答9号第4条は、上記の反対パターンを追加規定した。すなわち、悪意で声明（反通知）を出した場合、権利者がプラットフォーム内の経営者に対して懲罰的損害賠償を請求できると明記されている。

さらに、指導意見第6条第1項、第8条は、「悪意」を認定する際の考慮要素を追加的に規定した。

通知発信者の悪意については、①偽造・変造の権利証明を提出したこと、②虚偽の鑑定意見や専門家意見を提出したこと、③権利状態が不明であることを知りながら通知を出したこと、④通知の錯誤を承知しながら、撤回や訂正をしないこと、⑤錯誤の通知を数回以上出したことなどが挙げられ、声明（反通知）発信者（プラットフォーム内の経営者）の悪意については、①偽造又は無効の権利証明や授權証明を提出したこと、②虚偽の情報や明らかに誤解を与えるような内容があること、③通知には権利侵害を認定した旨の有効な裁判文書や行政処理決定が添付されているにもかかわらず依然として声明（反通知）を提出すること、④声明の錯誤を承知しながら、撤回や訂正をしないことなどが挙げられる。

また、回答9号第5条は、権利者が客観的事実と異なる内容の通知を送信した場合に、訴訟において、その権利者（通知発信者）が善意で通知を出したもので、免責を求めると主張し、かつ、それを証明する証拠を提出できるときは、人民法院が法に従って審査した上で、免責主張を認める旨を規定し、錯誤の通知に関する免責条件を補足した。

(6) 通知と声明（反通知）の形式と内容に対する要求について、指導意見は以下のように明記した。

通知 (指導意見第5条)	声明（反通知） (指導意見第7条)
書面方式必要 一般内容	書面方式必要 一般内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利証明と権利者の身分情報</li> <li>・特定可能な権利侵害商品又はサービスの情報</li> <li>・権利侵害を証する初歩的な証拠</li> <li>・真実である旨の誓約書等</li> </ul> <p><b>専利権に関わる場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術特徴の対照に関する説明</li> </ul> <p><b>実用新案と意匠権の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利評価報告書など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の身分情報</li> <li>・特定可能な、必要措置の終了を求める商品又はサービスの情報</li> <li>・権利や授權証明等、権利侵害不存在を証する基本的な証拠</li> <li>・真実である旨の誓約書等</li> </ul> <p><b>専利権に関わる場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術特徴の対照に関する説明など</li> </ul>
--	--

(7) 「知り又は知り得べき」を認定してもよい情状については、指導意見第11条に明記され、以下のいずれか一つに該当すれば、人民法院はプラットフォームが「知り又は知り得べき」と認定することができる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 知財保護規則を制定する義務の不履行</li> <li>(b) プラットフォーム内の経営者のライセンスを審査する義務の不履行</li> <li>(c) 「直営店（中国語：旗艦店）」や「ブランドショップ」等標識を有するプラットフォーム内の店舗の経営者については、その権利証明を審査する義務の不履行</li> <li>(d) 「高倣（スーパーコピーの意味）」「偽物」の文字を含む侵害商品リンクに対して、有効な技術手段によるブロックやフィルタリング義務の不履行</li> <li>(e) 侵害申告が成立した後に再度出品された侵害商品リンクに対して、有効な技術的手段によるブロックやフィルタリング義務の不履行</li> <li>(f) その他合理的な審査・注意義務の不履行</li> </ul> |
|---|

(8) また、必要措置の妥当性を判断する時の考慮要素は、以下のとおり、指導意見第10条に明記された。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 権利侵害に該当する初歩的な証拠</li> <li>(b) 権利侵害が成立する可能性</li> <li>(c) 権利侵害行為の影響範囲</li> <li>(d) 権利侵害行為の様態(悪意の有無、繰り返しの有無)</li> <li>(e) 損害拡大の防止に対する有効性</li> <li>(f) プラットフォーム内の経営者の利益への影響可能性</li> <li>(g) EC プラットフォームのサービス類型と技術条件等</li> </ul> |
|---|

### 7.2.2.3 情報ネットワーク配信権保護条例（関連司法解釈を含む）

中国では、インターネットにおける著作権・情報ネットワーク配信権の侵害が深刻であったため、著作権法の分野において、商標法や特許法に先立ち、ISP等の著作権（ネットワーク配信権を含む）侵害に関する法的責任の立法が最も早く行われた。その成果として、「情報ネットワーク配信権保護条例」（以下「条例」という。）は、2006年5月18日に中華人民共和国国務院により公布され、同年7月1日より施行となった。現行の条例は、2013年1月30日に第一回修正がなされ、2013年3月1日より施行となったものである。

条例は、中国法においてはじめてISPの類型を定義し、ISPの著作権（ネットワーク配信権）侵害に対するISP等の法的責任について、セーフハーバールール（Safe Harbor Rule、通知-削除ルール）やレッドフラッグテスト（Red Flag Test）に関する制度を導入した法令であり、後の権利侵害責任法（廃止）、電子商務法と民法典に多大な影響を与えている。

条例の内容に関連して、最高人民法院審判委員会は、2012年12月17日に「情報ネットワーク配信権を侵害する民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題の規定」という司法解釈（法積[2012]20号、以下「20号解釈」という。）を公布し、2013年1月1日より施行となった。電子商務法や民法典の公布・実施に伴い、20号解釈は、同委員会により改正された。現行の20号解釈は、第一回改正されたものである（2020年12月29日に公布、2021年1月1日より施行）。

条例と20号解釈は、情報ネットワーク上の著作権（ネットワーク配信権）侵害に関わるISP等の法的責任を検討する際の重要な法的根拠である。

以下では、特に民法典や電子商務法と異なる内容を中心に、条例及び20号解釈の内容を紹介する。

(1) 条例は、ISPを、そのサービス内容により以下の4種類に分類し、それぞれに相応する免責の条件を規定している。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① ネットワークへの自動接続・自動転送サービスプロバイダー</li><li>② 自動保存・自動提供サービスプロバイダー</li><li>③ 情報保存スペースプロバイダー</li><li>④ 検索やリンクサービスのプロバイダー</li></ol> |
|--|

#### 情報ネットワーク配信権保護条例

##### 第20条（自動接続・自動転送サービスプロバイダーの免責条件）

ネットワークサービス提供者は、サービス対象者の指示に基づき、ネットワーク自動接続サービスを提供し、又はサービス対象者が提供する著作物、実演、録音録画製品に対して自動伝送サービスを提供し、かつ次の各号に掲げる条件を備えている場合は、賠

償責任を負わない。

- (1) 伝達された著作物、実演、録音録画製品が選択されず、かつ改変されていない場合
- (2) 指定したサービス対象者に当該著作物、実演、録音録画製品を提供し、かつ指定したサービス対象者以外のその他の者が取得することを防止した場合

#### **第 21 条 （自動保存・自動提供サービスプロバイダーの免責条件）**

ネットワークサービス提供者は、ネットワーク伝送効率を向上させるため、その他のネットワークサービス提供者から取得した著作物、実演、録音録画製品を自動保存し、技術的処理に基づき自動的にサービス対象者に提供し、かつ次の各号に掲げる条件を備えている場合は、賠償責任を負わない。

- (1) 自動保存した著作物、実演、録音録画製品を改変していない場合
- (2) 著作物、実演、録音録画製品を提供したもとのネットワークサービス提供者が、サービス対象者の当該著作物、実演、録音録画製品の取得状況を把握することに影響しない場合
- (3) もとのネットワークサービス提供者が当該著作物、実演、録音録画製品を修正、削除又は遮断する際に、技術的処理に基づき自動で修正、削除又は遮断するとき

#### **第 22 条 （情報保存スペースプロバイダーの免責条件）**

ネットワークサービス提供者は、サービス対象者のために情報保存スペースを提供し、サービス対象者がこれにより情報ネットワークを通じて公衆に著作物、実演、録音録画製品を提供し、かつ次の各号に掲げる条件を備えている場合は、賠償責任を負わない。

- (1) 当該情報保存スペースがサービス対象者のために提供するものであることを明確に明示し、かつネットワークサービス提供者の名称、連絡者、ネットワークアドレスを公開している場合
- (2) サービス対象者が提供する著作物、実演、録音録画製品を改変していない場合
- (3) サービス対象者が提供した著作物、実演、録音録画製品の権利侵害を知らない又は知り得べき合理的な理由がない場合
- (4) サービス対象者が提供した著作物、実演、録音録画製品から直接、経済的利益を得ていない場合
- (5) 権利者の通知書を受領した後、本条例の規定に基づき権利者が権利侵害だと考える著作物、実演、録音録画製品を削除した場合

#### **第 23 条 （検索・リンクサービスプロバイダーの免責条件）**

ネットワークサービス提供者は、サービス対象者のために検索又はリンクサービスを提供し、権利者の通知書を受領した後に、本条例の規定に基づき権利侵害の著作物、実演、録音録画製品とのリンクを切断した場合は、賠償責任を負わない。但し、リンクし

た著作物、実演、録音録画製品が権利侵害であることを明らかに知り、又は知り得べきである場合は、共同で権利侵害責任を負わなければならない。

上記に関連して、20号解釈第6条は、「原告が、ネットワークサービス提供者が関連する作品、実演又は録音録画製品を提供したことを証明する初歩的な証拠を有する場合であっても、ネットワークサービス提供者が、自己はネットワークサービスのみを提供するものであり、且つ過失がないことを証明できるときは、人民法院は侵害行為を構成するものと認定してはならない。」と規定している。すなわち、ISPは、①客観上、ネットワークサービスのみを提供し、かつ②主観上、過失がないことを証明すれば、法的責任を負わなくてもよいと解される。

しかしながら、個人メディア（自媒体）の時代において、一般の社会大衆もまた情報伝播活動の重要な参加主体である。「ネットワークプラットフォーム+ネットワークユーザー」という形態は、現在のインターネットプラットフォーム経済における一般的なビジネスモデルの一つとなりつつある。ネットワークユーザーはネットワークプラットフォームに情報コンテンツを提供し、ネットワークプラットフォームは自社のウェブサイトやモバイルアプリケーション製品を利用して当該情報コンテンツを広く配信させることでトラフィックを獲得し、トラフィックの向上を通じて自らの商業的価値と競争力を強化する。司法の場において、ネットワークプラットフォームは、ネットワークサービスのみを提供すると判定できるかどうかはますます複雑になると推測される。これに関する近時の裁判例として **CN-7** 事件がある。

**CN-7** 上訴人・被告 Y（北京網易有道計算機系統有限公司） v. 被上訴人・原告 X（藍牛仔影像（北京）有限公司）【情報ネットワーク配信権侵害】

広州知識産権法院 2021年6月3日判決（(2020)粵73民終5150-5168号）

【事案】

原告 X は、自社が著作権を保有する写真作品と美術作品（合計 19 枚）とほぼ同様な写真等を、被告 Y の運営するウェブサイト「www.163.com」において Y のブランド宣伝・推進や商品の宣伝として無断で使用されていることを確認した。そこで、X は情報ネットワーク伝達権の侵害を理由にし、Y による侵害行為の停止、損害賠償（経済的損失と弁護士費用）を求めて提訴した。

第一審判決は、①原告 X が 19 枚のオリジナル写真／美術作品に対して著作権を有することを認定し、被告 Y のウェブサイトで使用された係争写真等が同じかきわめて類似とし、X に対する著作権侵害が成立すると判断した。②被告 Y による抗弁（Y は情報保存スペースの提供のみをする ISP であり、合理的な注意義務を果たし、ユーザーの発信者情報も提供したため、自社に過失なく、権利侵害の責任を負うべきではないという主張）は成立しないと判断し、権利侵害責任を認めた。③損害賠償金額の確定について

て、原告 X は自らの損失等に関し、立証できなかったが、第一審裁判所は、係争写真等の作品類型、創作の難易度や類似作品の代替可能性、係争写真等の保存・転送コスト、原告の権利侵害を阻止するための合理的な費用を総合して、Y が X に対して 1 枚 300 人民元で賠償するよう命じた。案件受理費用も被告負担となった。

第一審判決後、被告 Y が、①X は係争作品に対して著作権を有しないことと、②Y が権利侵害責任を負うべきではないことを理由に、広州知識産権法院に上訴した。

#### 【判旨】

第二審裁判所は、第一審により認定された事実部分をすべて確認し、上記 2 つの上訴理由を第二審の争点にして、いずれも第一審判決を支持し、Y による上訴を却下した。

争点①については、省略するが、争点②については、第二審判決で、Y の責任の有無は、19 件の係争案件において Y がネットワークサービス提供社としてネットワークサービスのみを提供し、ほかの権利侵害行為を実施したか否かによるという判断が展開された。

第二審裁判所は、主に以下の理由をもって、Y の主張を支持せず、却下した。

①Y が提供した「網易号媒体開放プラットフォーム登録協議書」第 2 条により、網易号がネット保存スペースプラットフォームの提供者であると規定されている。第二審裁判所は「係争作品が Y の運営する [www.163.com](http://www.163.com) ウェブサイトに掲載されているため、当該本件アップロードしたユーザーとの協議書をもって Y がネットワーク情報保存スペースサービスのみを証明できない」とした。

②当該協議書第 2 条 2 項、第 4 条 3 項により、網易号のユーザーがアップロードした内容について、Y がそのニーズに応じて配布ルートを決めることができ、その配布ルートの選定・変更・取消もすべて Y により決定され、前記ルートがすべて Y のグループに属している各ウェブサイトであるという事実を認定した上、「Y はユーザーが提供したコンテンツの配信ルートを完全にコントロールしており、コンテンツに対して使用、修正及び配布を決める権限を有する」と結論付けた。

③Y と網易号のユーザーの関係について、Y が、ユーザーの創作した作品により生じた閲覧量に応じてユーザーに手当を与え、両者の間で利益分配関係を有する。

④Y が、ユーザー提供したコンテンツをその支配した「[www.163.com](http://www.163.com)」ウェブサイト傘下の各チャンネルに配布した行為は、ネットワーク保存スペースサービスのみ提供することではない、ネットワークコンテンツプロバイダー（ICP）に該当する。

⑤Y は、係争作品に全てユーザー（作者）を表記している証拠を提供した。

判決は、これはただ原作者の著作権を尊重することを証明でき、Y はネットワーク保存スペースサービスのみ提供したことを証明することができないとした。

以上を総合して、Y のビジネスモデルの実質は、Y が経済的利益を通じてユーザー（自媒体作者）に自分の傘下各ウェブサイトに対してコンテンツを提供するよう奨励し、自己の各ウェブサイトが「流量」をもらい、その影響力を拡大させるということ

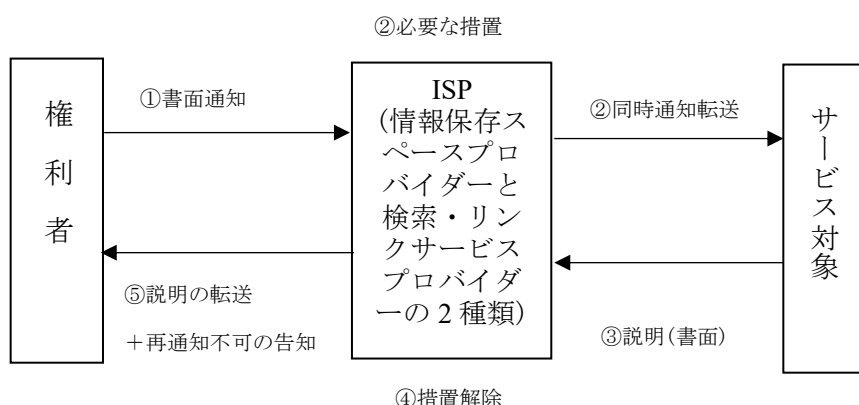
ある。

全体として自己が ISP のように「包装」し、削除－必要措置ルールで責任を回避するやり方は、インターネット産業の発展のためにも、支持できず、このようなビジネスモデルに制限を加え、権利者、ISP 及び公衆三者間で利益バランスを実現すべきである。

(2) 条例第 14 条から第 17 条までに定める「通知－削除」プロセスは、以下の図にて示したとおり、民法典や電子商務法に基づく「通知－必要措置」プロセスに似ているため、具体的な説明を省略する（2021 年報告書参照）。

民法典や電子商務法との大きな違いを把握するには、歴史的に、条例に基づく「通知－削除」ルールから民法典・電子商務法に基づく「通知－必要措置」ルールに転換してきたという点に注目する必要がある。つまり、条例の立法時期がもっとも早かったため、「必要な措置」という概念がまだ確立されておらず、当時、ISP がとられる措置は削除・リンクの切断しかないと考えられていた。

電子商務法や民法典の立法により、条例が時代遅れとなり、民法典・電子商務法との距離がより鮮明になっており、この意味において、民法典や電子商務法との「差」を埋めるように 20 号解釈という司法解釈を制定・公布することとなった。



### 条例第 14 条から第 17 条までに定める「通知－削除」プロセス

(3) 20 号解釈第 2 条に「情報ネットワーク」の定義が設けられ、コンピューター、テレビジョン受像機、固定電話機、移動電話機等の電子機器を端末とするコンピューター・インターネット、放送テレビ網、固定通信網、移動通信網等の情報ネットワーク、及び公衆に開放された構内ネットワークを含むものとする規定されている。

(4) ISP（ネットワークサービス提供者）による権利侵害の類型と要件が整理され、直接的情報ネットワーク配信権侵害行為と間接的情報ネットワーク配信権侵害行為に大きく分類された。

直接的情報ネットワーク配信権侵害行為では、ネットワークサービス提供者が、同時に権利侵害コンテンツの提供行為も認められた場合、権利侵害責任を負うべきだと考えられる。

## 20号解釈

### 第3条

ネットワークユーザー又はネットワークサービス提供者が、許諾を得ずに、情報ネットワークを通じて権利者の情報ネットワーク配信権を有する作品、実演又は録音録画製品を提供した場合、法律、行政法規に別段の定めがある場合を除き、人民法院はその行為が情報ネットワーク配信権の侵害に当たると認定しなければならない。

作品、実演又は録音録画製品をネットワークサーバーにアップロードする方法、共有ファイルを設定する方法又はファイル共有ソフトウェアを利用する方法等により、これを情報ネットワークの中に置き、公衆が各自が選択する時間及び場所において、ダウンロード、閲覧その他の方法により取得できるようにした場合、人民法院は前項に規定する提供行為を実行したものと認定しなければならない。

### 第4条

ネットワークサービス提供者が他人と分業協力等の方法により共同で作品、実演又は録音録画製品を提供し、共同侵害行為を構成することを証明する証拠がある場合、人民法院は当該ネットワークサービス提供者に連帯責任を負うよう命じなければならない。ネットワークサービス提供者が、自己は自動的接続、自動的伝送、情報保存スペース、検索、リンク、ファイル共有技術等のネットワークサービスのみを提供するものであることを証明し、共同侵害行為には当たらないと主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

間接的情報ネットワーク配信権侵害行為では、幫助侵害行為と教唆侵害行為との二つのパターンが規定されている。

## 20号解釈

### 第7条

ネットワークサービス提供者がネットワークサービスを提供するに際し、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害行為を教唆し、又は幫助した場合、人民法院は当該ネットワークサービス提供者に侵害責任を負うよう命じなければならない。

ネットワークサービス提供者が、言語、技術支援の紹介、インセンティブ・ポイントの付与等の方法により、ネットワークユーザーに情報ネットワーク配信権侵害行為を行うよう誘導し、又は奨励した場合、人民法院は当該行為が教唆侵害行為を構成するものと認定しなければならない。

ネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して情報ネットワーク配信権を侵害していることを明らかに知り、又は知り得べきであったにもかかわらず、削除、遮蔽、リンク切断等の必要な措置を講じず、又は技術支援等の幫助行為を提供した場合、人民法院は当該行為が幫助侵害行為を構成するものと認定しなければならない。

間接的権利侵害行為に関する法的責任を追及する要件として ISP 等に過失があることを明確にし、また、過失の有無を判断する際の考慮要素も追加規定した。

これで、条例に基づく「通知－削除」ルールを「通知－必要措置」ルールにし、民法典及び電子商務法並びに関連する司法解釈に置かれている ISP 等の法的責任に関する規定との整合性を確保した。

## 20号解釈

### 第8条

人民法院は、ネットワークサービス提供者の過失に基づき、その者が教唆又は幫助による侵害責任を負うか否かを確定しなければならない。ネットワークサービス提供者の過失には、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害行為を明らかに知り又は知り得べきであることが含まれる。

ネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害行為に対して自主的に審査を行わなかったとしても、人民法院はこれをもって当該者に過失があると認定してはならない。

ネットワークサービス提供者が、合理的かつ有効な技術的措置を講じたにもかかわらず、なおネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害行為を発見することが困難であったことを証明できる場合、人民法院は当該者に過失がないものと認定しなければならない。

### 第9条

人民法院は、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害の具体的事実が明らかであるか否かに基づき、以下の要素を総合的に考慮して、ネットワークサービス提供者が「知り得べき」に該当するか否かを認定しなければならない。

- (1) ネットワークサービス提供者が提供するサービスの性質、方式及びそれらが侵害を引き起こす可能性の程度に基づき、当然備えるべき情報管理能力。
- (2) 配信される作品、実演、録音録画製品の類型、知名度及び侵害情報の顕在性の程度。
- (3) ネットワークサービス提供者が、作品、実演、録音録画製品に対して自ら選択、編集、修正、推薦等を行ったか否か。
- (4) ネットワークサービス提供者が、侵害を予防するための合理的な措置を積極的に講じたか否か。
- (5) ネットワークサービス提供者が、侵害通知を受領するための簡便な手続を設け、侵害通知に対して適時に合理的な対応を行ったか否か。
- (6) ネットワークサービス提供者が、同一のネットワークユーザーによる侵害行為の繰り返しに対して、相応の合理的な措置を講じたか否か。
- (7) その他の関連する要素。

#### 第10条

ネットワークサービス提供者がネットワークサービスを提供するに際し、人気放送中の映画・テレビ作品等について、ランキング、目録、索引、説明段落、内容紹介等の方法により推薦を行い、且つ公衆がそのウェブページ上で直接ダウンロード、閲覧その他の方法により取得できる状態にある場合、人民法院は、当該ネットワークサービス提供者がネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害を「知り得べき」であったと認定することができる。

#### 第12条

以下の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は事案の具体的事情に応じて、情報保存スペースを提供するネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害を「知り得べき」であったと認定することができる。

- (1) 人気放送中の映画・テレビ作品等を、トップページその他の主要なページであって、ネットワークサービス提供者が明確に感知し得る位置に掲載した場合。
- (2) 人気放送中の映画・テレビ作品等のテーマ又は内容について、自ら選択、編集、整理、推薦を行い、又はこれらに特化したランキングを設けた場合。
- (3) その他、関連する作品、実演、録音録画製品が許諾を得ずに提供されていることを明確に感知し得たにもかかわらず、なお合理的な措置を講じなかったと認められる場合。

#### 第13条

ネットワークサービス提供者が、権利者から書簡、ファクシミリ、電子メール等の方法により提出された通知及び侵害を構成する初歩的証拠を受領したにもかかわらず、当該初歩的証拠及びサービス類型に基づき必要な措置を適時に講じなかった場合、人民法院は、

当該ネットワークサービス提供者が関連する情報ネットワーク配信権侵害行為を「明らかに知っていた」ものと認定しなければならない。

(5) 20号解釈第11条は、ISP等（ネットワークサービス提供者）が、ユーザーにより提供された作品等から直接的に又は間接的に経済的利益を得た場合、当該ユーザーによる侵害行為に対して高度な注意義務を負うべきであるとされている。

## 20条解釈

**第11条** ネットワークサービス提供者が、ネットワークユーザーの提供する作品、実演、録音録画製品から直接的に経済的利益を得ている場合、人民法院は、当該ネットワークサービス提供者が当該ネットワークユーザーによる情報ネットワーク配信権侵害行為に対して高度な注意義務を負うものと認定しなければならない。

ネットワークサービス提供者が、特定の作品、実演、録音録画製品に対して広告を配信して収益を得る場合、又はその配信する作品、実演、録音録画製品と他の特定の関連性を有する経済的利益を得る場合、前項に規定する直接的な経済的利益の取得に該当するものと認定しなければならない。ネットワークサービス提供者がネットワークサービスの提供に伴い、一般的な広告料、サービス料等を徴収する場合は、本項に規定する状況には該当しない。

(6) 20号解釈第15条は、情報ネットワーク配信権侵害事件が権利侵害行為発生地又は被告住所地の人民法院により管轄される旨を規定する。「侵害行為発生地」とは、権利侵害行為を実施したネットワークサーバーやコンピューター端末等設備の所在地が含まれる。もし権利侵害行為発生地と被告住所地のいずれも確定困難な場合又は海外にある場合、原告が権利侵害とされたコンテンツを発見したコンピューター端末等設備の所在地も侵害行為発生地と見なすことが可能である。

### 7.2.2.4 ネットワーク取引監督管理弁法

「ネットワーク取引監督管理弁法」（以下「ネットワーク弁法」という。）は、国家市場監督管理総局によって制定され、2021年5月1日から施行された重要な部門規則である。2025年3月18日に国家市場監督管理総局令第101号に基づき改正され、同年5月1日より改正が発効し、実施開始となった。

ネットワーク弁法は、ネット取引行為の規範化を目的とし、ライブコマース、WeChat ビジネスなどの新たな業態に対する監督管理責任を明確化し、プラットフォームによる事業者審査を強化するとともに、虚偽の販売操作（サクラ評価等）、強制的抱き合わせ販売を禁止し、消費者の個人情報保護するものであり、オンラインとオフラインの一体化した監督管理の原則を確立している。

(1) プラットフォームの義務

義務	主な内容	備考
事業者身分等の審査、登記、ファイル作成の義務（第24条、第26条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：事業者の身分情報、住所、連絡先、行政許可等</li> <li>・6か月ごとに更新</li> <li>・未登記の事業者に対するモニタリング</li> <li>・7日以内更新情報の審査・公示</li> </ul>	電子商務法第27条の具体化
所轄の市場監督管理部門への報告義務（第25条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回（1月、7月）</li> <li>・住所地の省クラスの市場監督管理局へ</li> <li>・報告内容：事業者の情報等</li> </ul> <p>①登記の事業者：名称／氏名、統一社会信用番号、実際の経営場所、連絡方法、オンライン店舗名称とリンク等。</p> <p>②未登記の事業者：氏名、身分証番号、実際の経営場所、連絡方法、オンライン店舗名称とリンク、零細少額基準を超えた未登記者に関する特別表記義務、合法の未登記者による声明等。</p>	
区別義務（第27条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に容易に分かってもらうため、登記済みの事業者と未登記事業者との区別表記義務</li> </ul>	
約款や取引規則の保存義務（第28条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正前3年間の約款や取引規則の保存義務</li> <li>・事業者と消費者による閲覧とダウンロード可能とする義務</li> </ul>	電子商務法第33条、第34条に基づく修正前の意見聴取・公示義務等の補足。
管理義務（第29条、第30条、第31条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者及び掲示された商品又はサービスの情報に対して検査し、違法のもの等が含まれる場合、必要な措置の実施、記録保存、当局への報告義務</li> <li>・事業者による違法行為に対して、警告、サービス終了等措置の実施及び関連情報の公示義務</li> <li>・情報保存期間3年(事業者身分情報、商品・サービス情報、支払記録、物流情報、アフターサービス情報等)</li> </ul>	

<p>事業者による自主経営権の保護義務（第32条）</p>	<p>プラットフォームは以下のことをしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検索順位の引下げ、商品の出品停止、経営の制限、店舗の非表示、サービス料金の値上げ等の方法により、プラットフォーム内事業者が複数のプラットフォームを選択して経営活動を行うことを禁止若しくは制限し、又は不正な手段を利用して特定のプラットフォームでのみ経営活動を行うよう制限すること。</li> <li>・事業者が宅配便・物流等の取引補助サービス提供者を自主的に選択することを禁止し、又は制限すること。</li> <li>・その他プラットフォーム内事業者の自主的な経営活動に干渉する行為。</li> </ul>	<p>電子商務法第35条の原則を具体化したもの。</p> <p>また、2021年2月7日に国務院独禁委員会が公布した「プラットフォーム経済領域における独禁ガイドライン」により、プラットフォームの強制選択行為が市場支配地位濫用に該当すると認定される可能性があるため、本条はガイドラインにも対応したと思われる。</p>
-------------------------------	---	---

## (2) 事業者の主体责任と義務

プラットフォームの義務に対応して、ネットワーク弁法はプラットフォーム内の事業者がプラットフォームによる管理等に協力する義務を負うと規定している。

事業者の主体责任と義務は、主に以下のようなものがある。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①登記義務（第8条）</li> <li>②公示義務（第12条、第20条、第23条）</li> <li>③個人情報保護義務（第13条）</li> <li>④不正競争行為の禁止（第14条）：虚偽表示、虚構の取引記録、誤認混同、商業信用毀損</li> <li>⑤消費者保護義務（第11条、第16条から第19条まで、第21条）</li> </ul> |
|---|

## (3) SNS／ライブコマース等に対する監督管理の明確化

ネットワーク弁法第2条2項によれば、商品の販売又はサービスの提供を有するSNS／ライブコマース等における経営活動もネットワーク弁法の適用範囲にした。

また、ネットワーク弁法第7条4項は、「ネットワークソーシャル、ネットワークライブ配信等ネットワークサービス提供者が、事業者に対してネットワーク上の営業場所、商品閲覧、注文生成、オンライン決済等のネットワーク取引プラットフォームサービスを提供する場合、法に基づきネットワーク取引プラットフォーム事業者としての義務を履行しなければならない。前記のネットワーク取引プラットフォームサービスを通じてネットワ

ーク取引活動を行う事業者は、法に基づきプラットフォーム内事業者としての義務を履行しなければならない。」と規定する。これは、SNS／ライブコマースの EC プラットフォーマーとしての性質を明確にし、今後、新型の EC プラットフォームの識別に明確な基準を提供した。

さらに、ネットワーク弁法は、SNS を利用した電子商取引、ライブコマース等の事業者が、商品情報、実際の事業主体、アフターサービスに関する情報を顕著に表示し、ライブ配信映像を少なくとも 3 年間保存しなければならないと規定した（第 20 条）。

#### (4) 当局による監督管理への協力義務等

- ・ 監督管理の原則：イノベーションの奨励、包容と慎重な姿勢、オンラインとオフラインの一体化した監督管理を堅持する。（第 4 条）
- ・ 連帯責任：プラットフォームが、消費者権益を害する行為に対して必要な措置を講じなかった場合、法に基づき連帯責任を負う。（第 52 条）
- ・ 行政処罰の強化：プラットフォームの責任違反、データの虚偽記載等の行為に対する行政処罰等を明確化等。

特に留意する必要があるのは、ネットワーク弁法第 35 条第 1 項に基づいて、市場監督管理局は、権利侵害の疑いに関する調査を行うときに、強い権限が付与されているという点である。主な権限として、①現場検査、②契約、証票、帳簿等資料の閲覧とコピー、③問題取引行為に関するデジタルデータの収集、調査、コピー、④当事者への尋問、⑤違法取引に関わる自然人、法人及び非法人組織に対する事情徴取、⑥その他法令で定める措置が明記されている。

また、市場監督管理部門による技術的モニタリング記録を行政処罰又は行政的救済措置の実施のためのデジタル証拠とすることが可能である（第 35 条 3 項）。

ネットワーク弁法の制定・施行は、中国におけるネット取引の秩序を大幅に規範化し、デジタル経済の健全な発展のための法的基盤を提供するものである。今後、市場監督管理当局がプラットフォームの管理においてますます重要な役割を発揮することが期待されている。権利者は、行政的救済措置の活用により、迅速に権利侵害行為を阻止するだけでなく、当局による行政的調査権と処罰権の行使により、権利侵害や損害賠償に関する立証に必要とされるデータを入手することができ、裁判にも役に立つと考えられる。

#### 7.2.2.5 ライブコマース監督管理弁法

国家市場監督管理総局が 2025 年 12 月 18 日にライブコマース監督管理弁法（直播电商监督管理办法。以下「ライブコマース弁法」という。）を公布し、2026 年 2 月 1 日より実施開始となった。

近年、ライブコマースにおいて、いわゆる「炎上」事案や違法事例が相次いで発生しており、関連紛争も増加傾向にある。これを受け、各地の市場監督管理当局は取締り及び行政執行を一層強化している。このような背景の下、ライブコマース業界における基礎的な監督管理規範としてライブコマース弁法が制定されたことは、同業界のコンプライアンス体制及び規制環境に対して、今後、重大かつ長期的な影響を及ぼすものと考えられる。

以下は、ライブコマース弁法の重要な内容、特にライブコマースプラットフォームの法的責任に関する規定を中心に紹介する。

ライブコマース弁法は、ライブコマースの場面における主要な4種類の関与主体、すなわち、①ライブコマースプラットフォーム事業者、②ライブ配信ルーム運営者、③ライブマーケティング従事者、④ライブマーケティング従事者サービス機関を明確化し、それぞれの概念を定義している。

(1) ライブコマースプラットフォーム事業者とは、ライブコマース活動において、オンライン上の営業場所の提供、取引のマッチング、情報掲載等のサービスを提供し、取引当事者双方又は複数当事者が独立して取引活動を行うことを可能とする法人又は非法人組織をいう。(ライブコマース弁法第2条第3項)。

この定義からすれば、電子商務法に定める「電子商取引プラットフォーム」の概念とほとんど同様である。もっとも、実務上、プラットフォームの形態は多様化・複雑化しているため、ライブコマース弁法第24条は、さらにライブコマースプラットフォームに該当しないその他のネットワークサービス提供者に対する包括条項(いわゆるキャッチオール規定)を設けた。

すなわち、第24条によれば、ライブコマース活動において、オンライン営業場所の提供、取引のマッチング、情報掲載等のネットワークサービスの全部又は一部を提供する者については、その具体的なサービス内容に応じ、第2章(ライブコマースプラットフォーム事業者)に定めるライブコマースプラットフォーム事業者の義務、すなわち、本人確認及び登録、関連情報の報告、違法行為の処理及び報告、取引情報の保存、消費者の権利保護への協力並びに監督当局の執行への協力等の義務を法に従い履行しなければならない、関連規定に違反した場合には、法に基づき相応の法的責任を負うことが明記されている。

(2) ライブ配信ルーム運営者とは、ライブコマースプラットフォーム上にアカウントを登録し、又は自ら開設したウェブサイトその他のネットワークサービスを通じてライブ配信ルームを開設し、ライブコマース活動に従事する自然人、法人又は非法人組織をいう(ライブコマース弁法第2条第4項)。

(3) ライブマーケティング従事者とは、ライブコマース活動において、社会一般の公衆に対し、商品又は役務の宣伝・紹介活動を直接行う自然人をいう。なお、本概念は、一般に想起されるいわゆるインフルエンサーや人気配信者(いわゆる大手配信者)に限定されるもの

ではない。その範囲は、ライブ配信に出演し、商品又は役務の宣伝・紹介に関与するすべての自然人を含み得るものであり、具体的には、アシスタント配信者、ゲスト、専門家、ブランド提供者の代表者、実演者等も含まれ得る（ライブコマース弁法第2条第5項）。

(4) ライブマーケティング従事者サービス機関とは、ライブマーケティング従事者がライブコマース活動を行うに当たり、企画、運営、マネジメント（經紀）、研修及び技術支援等のサービスを提供する機関をいう。実務上は、一般に「MCN 機関（Multi-Channel Network）」と称されることが多い（ライブコマース弁法第2条第6項）。

(5) 各関与主体の義務について、ライブコマース弁法は、第2章ないし第4章において、前記4類型の主体ごとに、その遵守義務及び違反時の法的責任を明確に定めている。以下では、ライブコマースプラットフォーム事業者の義務のみ説明する。

ライブコマース弁法は、既存の電子商務法、ネットワーク安全法、ネットワーク取引監督管理弁法等の関連法令を前提としつつ、ライブ配信という取引形態の特性を踏まえ、ライブコマースプラットフォームに対して新たな義務を追加的に課している。

**身分審査確認義務**（ライブコマース弁法第8条）：ライブコマースプラットフォームによるライブ配信ルーム運営者に対する本人確認義務及び情報更新頻度に関する規定は、ネットワーク取引監督管理弁法に基づき、電子商取引プラットフォームがプラットフォーム内事業者に対して実施すべき本人確認、登録及び動的モニタリングの義務と基本的に同趣旨の内容を有する。

**当局への報告義務**（ライブコマース弁法第9条）：電子商取引プラットフォームが監督当局に対し、プラットフォーム内事業者の本人情報を報告する義務を負うのと同様に、ライブコマース弁法は、ライブコマースプラットフォームに対し、ライブ配信ルーム運営者及びライブマーケティング従事者の本人情報を監督当局へ報告する義務を課している。当該報告は、毎年1月及び7月の年2回行うものとされている。

**研修実施の義務**（ライブコマース弁法第10条）：ライブ配信者に対する研修の実施は、プラットフォーム事業者に課された義務の一つである。しかも、その内容は比較的具体的に規定されており、年次研修の実施義務に加え、初回ライブ配信前の事前研修の実施も求められている。また、研修内容についても、関連法令の遵守、消費者保護、広告表示規制等を含むべきことが明確にされている。

**分類・分級管理義務**（ライブコマース弁法第11条）：ライブコマース弁法は、ライブコマースプラットフォームが、ライブ配信ルーム運営者のコンプライアンス状況、フォロワー

数及び閲覧数、取引規模、販売される商品又は役務の種類その他の指標に応じて、相応の管理措置を講ずることができる旨を規定している。さらに、フォロワー数が多く、取引規模が大きく、ライブマーケティング従事者の影響力が強い場合、又は違法行為を繰り返している場合、あるいは消費者の生命・身体の安全に関わる商品又は役務を取り扱うライブ配信活動を行う場合には、プラットフォームは、技術的モニタリングやリアルタイム巡回等の強化された管理措置を講じなければならないとされている。

**処分措置及びブラックリスト制度の設置義務**（ライブコマース弁法第12条、第14条）：ライブコマース弁法は、ライブコマースプラットフォームに対し、ブラックリスト制度の構築を義務付けている。すなわち、法律又は行政法規に重大に違反した関与主体をブラックリストに掲載し、アカウントの変更又は再登録等の手段により制裁を回避することを防止するための必要な措置を講じなければならないとされている。ブラックリストへの掲載は、プラットフォームによる違法行為への処分措置の中でも最も重大な法的効果を伴う措置と位置付けられる。これに対し、その他の処分措置としては、警告、機能制限、トラフィック制限（表示・配信制限）、ライブ配信の一時停止、一定期間の配信停止、アカウントの閉鎖、再登録の禁止等が挙げられる。

2025年以降、国家市場監督管理総局は、ライブコマース分野における違法事例として30件余りを集中的に処理しており、その中でも虚偽マーケティングは最も顕著な問題として浮上している。かかる執行動向を踏まえ、ライブコマース弁法は、虚偽宣伝その他の不当な販売手法に対応するため、複数の具体的規定を設けている点に特徴がある。これらの規定は、ライブコマース関連事業者に対し、従来以上に高度なコンプライアンス体制の構築を求めるものであり、実務上、十分な注意を要する。

(6) ライブコマースプラットフォームは、ライブ配信ルームにおける虚偽宣伝について、原則として直接的な行為主体としての責任を負うものではない。

もっとも、ライブコマース弁法第17条は、プラットフォームに対し、ライブ配信ルーム運営者又はライブマーケティング従事者が人工知能等の技術手段を利用して虚偽宣伝を行うことを防止し、またこれを発見した場合には適切に対処するための有効な措置を講ずる義務を課している。

すなわち、本規定は、プラットフォームに直接責任を課すものではないものの、技術的管理義務及び違法行為に対する対応義務を明確化することにより、事実上、その監督責任を強化する構造を採用しているといえる。虚偽宣伝のケースにおいてライブコマースプラットフォームが審査義務を履行していないことを理由に過料を処された **CN-8** 事件がある。

**CN-8** 深圳小鵝通技術有限公司 電子商務法違反 行政処罰決定書  
深圳市市場監督管理局（深圳市知識産権局）2025年11月14日（深市監処罰[2025]12号）  
（ライブ配信サービスプラットフォーム）

**【事案】**

深圳小鵝网络技术有限公司（以下「当事者」という。）は、「小鵝通」アプリを運営し、いわゆるクローズド型（私域）ライブ配信サービスを提供していた。当事者は《小鵝通情報コンテンツ管理制度》において「違法・不良情報サンプル敏感語リスト」を設けていたものの、2025年6月30日以前には、健康食品・一般食品に関する虚偽宣伝や、疾病の予防・治療に関連する表示を対象とする専用のキーワードデータベースを整備していなかった。その結果、プラットフォーム内において、多数の利用者が一般食品を販売するライブ配信において虚偽宣伝を行い、違法・不適切行為が発生し、消費者の権益が侵害された。

**【処罰】**

行政当局は、当事者が私域ライブ配信プラットフォームの運営者として、プラットフォーム内事業者が一般食品や健康食品について虚偽宣伝を行えば、消費者の合法的権益を侵害する結果を生じ得ることを認識し得たにもかかわらず、プラットフォーム内事業者の資格・資質審査義務を尽くさなかったことと、消費者に対する安全保障義務を尽くさなかったことを問題視した。

当事者の行為は、中華人民共和国電子商務法第38条第1項に違反すると認定された。深圳市市場監督管理局は、同法第83条に基づき、当事者に対し、期限内是正命令及び人民元36万円の過料を科す行政処分を行った。

(7) ライブ配信は「広告法」の関連規定との関係で法的問題が多いと言われている。後記7.2.7にてプラットフォームの広告審査責任について紹介するが、ここで、ライブコマース弁法の関連規定を踏まえながら、ライブ配信と「商業広告」との関係について説明する。

ライブコマース弁法第35条は、商業広告に該当するライブ配信の類型として、主として二つの場面を明示的に列挙している。すなわち、「インフルエンサー配信（中国語：達人直播）」及び「切り抜き広告（中国語：切片広告）」である。

**インフルエンサー配信**：第35条第2項第(1)号によると、「商品経営者又は役務提供者以外の、一定の影響力を有する自然人が、ライブコマース活動において自己の名義又はイメージを用いて商品又は役務について推薦又は保証を行う」場合、「商業広告」にあたることとされている。つまり、芸能人、インフルエンサー、KOL（Key Opinion Leader）等、一定のフォロワー基盤及び社会的影響力を有する者が、ライブ配信プラットフォーム上で事業者の商品を紹介・販売促進する行為は、本類型に該当し得る。

**切り抜き広告**：第 35 条第 2 項第(2)号によると、「商品又は役務の販売促進を目的として、当該商品又は役務を紹介するライブ配信内容を録画し、これを編集・加工した上で、文字、画像、動画、音声その他の形式により、インターネット又はその他の媒体を通じて配信・公表する」場合、「商業広告」にあたりとされている。これによれば、ライブ配信そのもののみならず、その内容を二次的に利用して広告素材として再構成し、拡散する行為も商業広告に該当し得ることが明確になった。

さらに、ライブコマース弁法第 35 条は包括条項（いわゆるキャッチオール条項）を設けており、前述の 2 類型に該当しないライブ配信内容であっても、商業広告に該当すると評価される可能性があることを明確にしている。かかる包括条項は、広告該当性判断を類型列挙に限定することなく、実質的判断を可能とするものであり、ライブコマース分野における広告規制の射程を実質的に拡張する機能を有する。

ライブ配信内容が一旦商業広告に該当すると認定された場合、当該商品のライブ販売は、その形式面及び内容面の双方において、より厳格な広告規制の適用を受けることとなる。とりわけ、事前の広告審査（いわゆる広審）が義務付けられている商品や、広告における推薦・保証行為が禁止されている商品については、インフルエンサー配信の形態による販売促進が実質的に困難となる可能性がある。

もともと、ライブコマース弁法第 11 条において、消費者の生命・身体の安全に関わる商品又は役務に関するライブコマース活動については、プラットフォームが技術的モニタリングやリアルタイム巡回等の強化された管理措置を講ずるべきことを定めるにとどまっている。現行条文の文言上は、当該商品のライブ販売自体を直ちに禁止する趣旨までは明示されていない。しかしながら、実務の観点からすれば、関係当局がこれらの商品のライブ配信活動に対し、より厳格かつ頻繁な監督措置を講じることが予測される。

#### 7.2.2.6 その他ポリシー、国家基準

国家著作権局による「著作権業務『第 14 次五カ年計画』」及び国家知識産権局による「2023 年全国知的財産権行政保護業務実施方案」では、政策レベルにおいて今後の政府の取組方針が示されている。あわせて、「電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護管理」に関する国家標準の策定も積極的に推進されている。

「電子商取引プラットフォームにおける知的財産権保護管理」という国家標準（以下「本標準」という。）は、2020 年 11 月 9 日に国家市場監督管理総局及び国家標準化管理委員会により公布され、2021 年 6 月 1 日より実施されている国家標準 GB/T 39550-2020 である。

本標準は、EC が急速に発展している背景の下で、特許権等、商標権、著作権、地理的表示等知的財産権を保護することを目的とし、EC 関係者（EC プラットフォーム、EC ネットワーク情報プラットフォーム及び EC プラットフォーム内の経営者（利用者））がいかに知的財産権の利用・管理・保護を徹底すべきかにつき、ガイドラインを示すものであり、

(1)ECプラットフォームの管理、(2)EC ネットワーク情報プラットフォームの構築、(3)知的財産権の管理及び(4)一致性テストとの4つの方面に分けて、EC関係者に明確な目標基準を設けているものである。

本標準は、電子商務法等関連法規の規定に沿いながら、EC関係者の責任や義務をより具体化している。主な注目ポイントは次の4つがある。

### (1) 本標準の適用範囲

本標準に定めるEC関係者には、主にECプラットフォーム（プラットフォーム）、ECネットワーク情報プラットフォーム及びECプラットフォーム内の経営者（利用者）が含まれている。

また、本標準の保護対象となる知的財産権とは、特許権等、商標権、著作権及び地理的表示が想定されている。

本標準第1条は、電子商務法第2条第3項に定める適用の除外事項と同様な規定を設けているが、疑義を避けるため、「インターネット等情報ネットワークを通じて商品又はサービスを提供する経営活動」にも適用することを強調して定めている。

これは、近時のコンテンツプラットフォームのECプラットフォーム化及びECプラットフォームのコンテンツ化という相互融合現象を踏まえて考えると、プラットフォームの性質を問わず、「商品又はサービスを提供する経営活動」を行う者であれば、本標準の適用範囲に該当するというメッセージを伝えようとしている、と解されている。

### (2) ECプラットフォームの管理

本標準第4条は、電子商務法に規定されているECプラットフォームの知的財産権保護義務につき、より詳細な基準を設けている。

- ① ECプラットフォームは利用者に関連情報（身分情報、知的財産権の合法性の承諾）を登録させる義務を有する。
- ② ECプラットフォームによる知的財産権管理制度（クレーム制度、紛争解決制度、信用評価制度）を構築する義務を有する。
- ③ ECプラットフォームが電子商務法に定める通知—必要措置プロセスに沿って、知的財産権紛争を処理する義務を有する。

特に知的財産権紛争を解決するについては、本標準は、ECプラットフォームが自らで必要な措置を講じるほか、「(a)権利者と利用者との協議による和解、(b)消費者組織や業界組合等組織による調解、(c)行政部門への申立て、(d)仲裁、(e)訴訟」、即ち第三者の専門機構を導入する方法による紛争解決メカニズムの構築を推奨すると明記している（本標準第4.3.3.5条参照）。

### (3) 電子商取引ネットワーク情報プラットフォーム

電子商取引ネットワーク情報プラットフォームにつき、電子商務法ではあまり詳細に規

定されていない。

本標準の定義によると、電子商取引プラットフォームの機能を支えるためのネットワーク情報プラットフォームを、電子商取引ネットワーク情報プラットフォームという。また、第5条は、電子商取引ネットワーク情報プラットフォームの義務に関し、「データバンクの設置、関連情報の保存、証拠の管理、追跡管理、調査の協力をしなければならない」と要求している。

そのうち、証拠管理については、電子商取引ネットワーク情報プラットフォームがデジタル指紋、デジタル印鑑、ブロックチェーン等技術を利用し、文字、図面、映像、意匠デザイン等を保護し、証拠保存システムを構築することを推奨している。

調査への協力については、電子商取引ネットワーク情報プラットフォームが情報の導出機能を具備する、即ち、権利侵害の疑いのある利用者の身分情報や連絡先等情報を提供できるような機能を具備することを推奨している。

さらに、本標準は、電子商取引ネットワーク情報プラットフォームが証拠管理、権利侵害の観測と予防及び偽造防止等において、AI、バーコードやブロックチェーン等先端技術の駆使を推奨することを明記している。

#### (4) 本標準に基づく知的財産権の管理

本標準は、EC関係者が本標準を参照して知的財産権管理システムを構築することができると定めている。特にECプラットフォーマー及び利用者については、知財管理機構を設立し、専門人員に管理させるか、又は、外部の専門機構に管理を依頼することを推奨している。

本標準の内容から、現在、中国政府、専門家及び業界代表者のECプラットフォームの発展と知的財産権保護との関係に関する考え方が窺える。

本標準は、任意基準であり、法的強制力を有するものではない。ただ、前記のとおり、国家知識産権局が積極的に進めようとしているため、その公布と実施の推進によって、EC分野における知的財産権保護の意識が高まり、EC関係者が知的財産権保護制度を作る際の参考になることに間違いはないと考えられる。

### 7.2.3 削除請求、その他の差止請求

本報告書7.1.2以下において、差止請求に関する法的根拠を紹介した。特に、回答9号第1条(削除等を求める側)と指導意見第9条第2項(回復を求める側)は、電子商取引やインターネット上の知財侵害を巡って、差止請求が可能と解されている。

上記条項の文言によれば、差止請求の内容は、主に削除、ブロック、リンクの切断等取り下げ措置(反対する側なら、リンクの回復)が含まれている。これまでの裁判例によると、権利者による削除等差止請求を提起し、認められた事例もあれば、プラットフォーム内の経営者による削除リンクの回復を求め、保全措置を申立て認められた事例もある(2021年報告書 **CN-3**、**CN-4**参照)。

差止請求手続の流れについては、民事訴訟法及び保全審査規定に定める手順に従って、①権利者が侵害対象の削除等を求めるための保全申立理由書及び関連書類を管轄人民法院に提出し、②人民法院により審査が行われた後、③担保金の納付、④保全措置を取る旨の裁定又は申立を却下する旨の裁定が下されることになる。

保全審査規定や差止請求の裁判例からみれば、人民法院は、差止請求の申立てに対する審査の重点は主に次のとおりである。(保全審査規定第7条)

- ・ 申立人の請求が事実的根拠及び法的根拠を有するか否か、保護を求める知的財産権の効力が安定しているか否か (保全審査規定第8条)
- ・ 緊急事態であるか否か (保全審査規定第6条)
- ・ 差止請求を却下した場合、申立人の権益が回復困難な損害を受けるのか、又は、判決の執行が困難となるのか (保全審査規定第10条)
- ・ 差止請求を却下することによって申立人が受けた損害と差止請求を認めることによって被申立人が受けた損害とのバランスはどうか
- ・ 差止請求を認める/却下する場合、社会的公共利益を害するか否か
- ・ その他考慮要素：申立人による担保金の提供等

#### 7.2.4 発信者情報開示請求

現行中国法の下では、電子商取引プラットフォームは、プラットフォーム内事業者の実名情報を確認・保存し、市場監督管理部門に報告する義務を負っている(電子商務法第25条、第27条、第28条。ネットワーク取引監督管理弁法第24条、第26条、7.2.2.4以下参照)。

しかしながら、知的財産権者から侵害申立て(通知)を受けた場合に、当該事業者の実名情報を当然に権利者へ提供すべき法的義務があるとは解されていない。実務上、当該情報の提供は、裁判所による調査命令や訴訟手続、又は行政機関による調査手続において行われるのが通常である(電子商務法第25条に基づくECプラットフォームと現地の市場監督管理当局との連携プレーで比較的迅速に発信者情報開示をしてもらうことにつき、2021年報告書参照)。所轄の市場監督管理局が積極的に動いている場合、行政摘発手続を利用されることが考えられる。

また、例外として、消費者は、自らで又は消費者保護協会を通じて、消費者権益保護法の関連規定(消費者保護法第44条、第37条～第39条)に基づき、ECプラットフォームに対して、プラットフォーム内の経営者の真実の氏名(名称)、住所等を提供するように求めた場合、ECプラットフォームが自らで法的責任を追及されることを避けるため、提供することがある。これに関する裁判例<sup>75</sup>も存在している。

<sup>75</sup> <https://www.xsgou.com/news/baokan/32947.html> (蕭山法制新聞掲載、中国財經觀察ネットに2015年12月21日に転載)。報道によると、淘宝が模倣品販売の店舗情報の開示を拒否したため、消費者が淘宝を相手にして損害賠償を請求したところ、第一審及び第二審とも消費者の主張を支持する判決を下したということである。

他方、SNS プラットフォームについては、条例第 25 条によると、ネットワークサービス提供者が正当な理由なく、発信者情報（氏名（名称）、連絡先、IP アドレス等）の提供を拒絶し、又は提供を遅らせた場合、行政管理部門により警告され、情状が重大である場合、ネットワークサービスを提供するためのコンピューター設備等を没収することが規定されている。

しかしながら、「正当な理由なく」をいかに理解すればよいのか、著作権（情報ネットワーク配信権）、人身権（名誉権）が侵害された事案において、ISP の発信者情報開示義務の有無が争点となった裁判例がある。過去の裁判例からすれば、以下のことがいえる（2021 年報告書 [CN-5](#)、[CN-6](#) 事件参照）。

- ・ SNS プラットフォーマーがユーザーの情報を権利者に開示しなかったことを理由にして、SNS プラットフォーマーが ISP ではなく、ICP（インターネットコンテンツプロバイダー）であるという権利者の主張は、裁判で支持されない。
- ・ SNS プラットフォーマーが ISP として、ユーザーの個人情報保護について義務を負っている。
- ・ SNS プラットフォーマーが ISP であって、ICP ではないと認定された場合、その責任を追及するには、過失が必要である。
- ・ 権利者への発信者情報の提供は、ISP が取るべき「必要措置」ではないため、これだけで SNS プラットフォーマーの法的責任は認められない。

以上、EC プラットフォーマーであろうが、SNS プラットフォーマーであろうが、発信者情報を提供してもらうには、行政機関の調査や裁判の調査命令に基づいて行われる必要があると考えられる。

## 7.2.5 損害賠償請求

**7.1.3** 以下では、知的財産権侵害事件において、権利者が侵害者に対して通常の損害賠償請求権を有するだけでなく、懲罰的損害賠償請求権も有することと、一般の損害賠償請求権及び懲罰的損害賠償請求権のそれぞれの行使要件を紹介した。ISP 等が自らで権利侵害行為を実施した場合、権利者がそれらの関連法律規定に基づき、損害賠償を請求することが考えられる。

他方、権利者が仲介者としての ISP 等の損害賠償責任を追及するには、民法典、電子商務法及び条例等関連規定によれば、仲介者が利用者とともに連帯責任を負うには、次の要件をすべて満たす必要がある。

- (1) 前提：利用者による権利侵害行為が成立し、知的財産権侵害責任を負うこと。
- (2) 仲介者の主観上、過失があること。

- A. 仲介者の過失とは、利用者の権利侵害行為を「知り又は知り得べき」である場合を意味する。
- B. 「知り」又は「知り得べき」については、電子商務法関連の指導意見第 11 条において具体的な情状が規定されており、条例に関連する司法解釈として、20 号解釈第 9 条、第 10 条、第 12 条及び第 13 条において具体的な考慮要素等が詳細に規定されている（7.2.2.2、7.2.2.3 以下参照）。
- (3) 客観上行為の態様として、遅滞なく必要な措置を講じなかったこと。
- (4) 損害発生かつ損害と権利侵害行為との因果関係が必要であること。

2021 年報告書では、オンラインで商標権、著作権（情報ネットワーク配信権）、特許権の侵害を理由に提起された事案で ISP 等の法的責任をも追及する裁判例を紹介した（2021 年報告書 [CN-1](#)、[CN-2](#)、[CN-4](#)、[CN-7](#) から [CN-16](#) まで参照）。

これらの事案は、EC プラットフォーマー、SNS プラットフォーマー、動画配信プラットフォーム、クラウドサーバー、プログラムサービスプロバイダー、検索エンジン、サーバーレンタル・サービスプロバイダーと様々な ISP 等が含まれている。

このうち、ISP 等の法的責任を認めたものは、著作権（情報ネットワーク配信権）侵害及び商標権侵害の分野がほぼ半分を占めたのに対し、特許権侵害の分野は、ISP 等の法的責任を肯定した事例が少なく、おおよそ全体の 4 分の 1 を占めるにとどまった。

## 7.2.6 刑事責任

中国においては、インターネットプラットフォームが刑事責任を負った事例は存在するが、そのほとんどはプラットフォームが単なる仲介者としての注意義務違反に基づいて処罰されたものではなく、当該プラットフォーム運営主体が自ら侵害行為を実行した、あるいは侵害行為に積極的に関与したと認定された事案である。例えば、無断で著作物を情報ネットワークを通じて公衆に伝達する行為は、刑法第 217 条（著作権侵害罪）により処罰対象となる。実務上、侵害コンテンツを大量に配信するウェブサイトやアプリの運営主体が同罪で有罪とされた例が存在する<sup>76</sup>。

もともと刑法 25 条によると、共同犯罪とは二人以上の故意犯罪を指すとされている。この規定を踏まえ、司法解釈では、知財犯罪における共同犯罪（共犯）の意味についてより詳細に規定している。

刑法解釈（7.1.1 参照）第 22 条は以下のとおり規定する。

「他人が知的財産権侵害犯罪を実行していることを明らかに知りながら、次の各号のいずれかの行為を行った場合には、法律及び司法解釈に別段の定めがある場合を除き、共同犯罪

<sup>76</sup> ①上海杜氏らによる著作権侵害罪で処罰された事案。10 数個の APP 運営者で、合計 3359 部小説作品の海賊版を無断掲載、②OpenV 視聴ウェブサイト刑事事件。

① [https://www.ncac.gov.cn/xxfb/ywxx/202508/t20250801\\_925366.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.ncac.gov.cn/xxfb/ywxx/202508/t20250801_925366.html?utm_source=chatgpt.com)

② <https://finance.sina.cn/sa/2011-09-05/detail-ikftssan7983595.d.html?vt=4>

として処罰する。

- (1) 侵害製品の生産・製造に用いられる主要原材料、補助材料、半製品、包装材料、機械設備、ラベル表示、生産技術、配方等を提供する行為
- (2) 貸付、資金、アカウント、許可証明書、決済サービス等を提供する行為
- (3) 生産・営業場所、又は運送、保管、倉庫管理、宅配、郵送等のサービスを提供する行為
- (4) インターネット接続、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送等の技術的支援を提供する行為
- (5) その他、知的財産権侵害犯罪を幫助する行為。」

上記の関連規定に基づけば、中国法上、プラットフォームが刑事責任を負う可能性は理論上否定されていない。しかしながら、現時点において、プラットフォームが単にアルゴリズム推薦や注意義務違反を理由として刑事責任を問われた典型的裁判例は確認されていない。

そもそも、ISP等の刑事責任を追及するには、プラットフォーム内の事業者も知的財産権侵害で刑事責任を追及することに成功する必要があると思われる。刑事責任を問われるには、権利侵害者の違法経営金額が刑法の各犯罪基準に達する必要があると考えられる(7.1.2以下参照)。

権利侵害者の違法経営金額を把握し、立証できることは、決して容易ではない。これに関連して、2020年以降、行政処分と刑事処分との円滑な接続を図るため、改正された「行政執法機関による犯罪嫌疑事件の移送に関する規定」<sup>77</sup>第3条第2項では、知的財産権分野における違法事案について、「行政執法機関は調査により収集した証拠及び認定した事実に基づき、犯罪が成立する合理的な嫌疑が存在し、かつ、刑事立件・公訴追及基準に達するか否かを判断するために公安機関によるさらなる証拠収集措置が必要であると認める場合に、当該案件を公安機関に移送しなければならない」と明記されているため、権利者が行政摘発を利用することで、後に裁判で損害賠償を請求するための立証だけでなく、場合により権利侵害者の刑事責任を追及するにも役に立つ、即ち、行政的救済措置の利用によって権利者の立証困難の問題が改善されると期待できる。

### 7.2.7 広告審査責任

近年、中国においては、アルゴリズム推薦やランキング機能、ライブコマース等を通じて商品販売を促進するプラットフォームの法的責任が重要な論点となっている。とりわけ、出店事業者が模倣品や虚偽表示商品を販売した場合、プラットフォームに「広告審査責任」を問うことが可能かが、問題となる。

まず、プラットフォームによる広告審査責任に関する法的根拠について概観してみる。

- (1) 広告法第45条は、「公共場所の管理者、通信業務事業者、インターネット情報サービ

---

<sup>77</sup> 中華人民共和国国務院が2001年7月9日に公布、2020年8月7日に第一回改正、同日施行(中華人民共和国国務院令第310号公布 根据2020年8月7日《国务院关于修改〈行政执法机关移送涉嫌犯罪案件的规定〉的决定》修订)。

ス提供者（ISP）は、その場所、情報伝送・配信プラットフォームを利用し、違法な広告を発送し、又は配信したことを明らかに知り又は知り得べきである場合、それを制止しなければならない。」と定め、プラットフォーム事業者に対し広告内容の真実性・合法性を確認する義務を課している。上記に違反した場合、同法 63 条に基づき、違法所得の没収、違法所得が 5 万元以上の場合、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の過料を併科し、違法所得が 5 万元未満の場合、1 万元以上 5 万元以下の過料を併科する。情状が重い場合、業務停止という行政処罰を受けることとなる。

(2) 電子商務法第 27 条・第 38 条・第 80 条・第 83 条は、プラットフォームに対し出店事業者の身元確認義務、消費者への安全保障義務を規定し、その義務を果たしていない場合の行政責任を定めている。虚偽の宣伝や広告を行い、消費者を騙し、損失を生じさせた場合、これらの条文を根拠にして処理することが考えられる。

(3) 反不正当竞争法第 9 条は虚偽・誤認惹起表示を禁止し、第 2 条は市場秩序維持の一般条項として機能する。

(4) さらに、広告法と電子商務法に基づき、国家市場監督管理局が 2023 年 2 月 25 日に「インターネット広告管理弁法」（以下「広告弁法」という。）を公布し、同年 5 月 1 日より施行した。広告弁法第 16 条では、ISP の広告審査義務を明記しており、ISP の広告審査義務違反に関する行政処罰が一層強まった。本条は、プラットフォームに対し、単なる受動的媒介者としての地位を超え、事前監視義務、事後対応義務及び行政協力義務を包括的に課すものであり、広告分野におけるプラットフォーム責任の実質的強化を示す規定と評価できる。

## 広告弁法

### 第 16 条（インターネットプラットフォーム事業者の広告管理義務）

インターネットプラットフォーム事業者は、インターネット情報サービスを提供する過程において、違法広告を防止・制止するための措置を講じるとともに、以下の各号の規定を遵守しなければならない。

- (1) その情報サービスを利用して広告を掲載する利用者の真実の本人情報を記録・保存する。情報の保存期間は、情報サービスの提供行為が終了した日から起算して、少なくとも 3 年間とする。
- (2) 自らの情報サービスを通じて掲載される広告内容について監視・点検を行い、違法広告を発見した場合には、是正通知、削除、遮断、リンク切断その他必要な措置を講じてこれを制止し、関連記録を保存する。
- (3) 有効な苦情・通報の受付及び処理体制を整備し、利便性の高い苦情・通報窓口を設置し、又は通報方法を公表し、適時に苦情・通報を受理・処理する。
- (4) 技術的手段その他の方法により、市場監督管理部門による広告監視活動を妨害し、又は阻害してはならない。
- (5) 市場監督管理部門によるインターネット広告違法行為の調査に協力し、その要求に

応じて、違法の疑いのある広告に関する証拠資料を適時に技術的手段により保存し、当該広告掲載者の真実の本人情報、広告の修正履歴、関連商品又は役務の取引情報等を誠実に提供する。

(6) サービス契約及びプラットフォーム規則に基づき、自らの情報サービスを利用して違法広告を掲載した利用者に対し、警告、サービスの一時停止又は終了等の措置を講ずる。

広告弁法第 29 条は、同第 16 条に違反する場合の行政処罰を定めている。

## 広告弁法

### 第 29 条（インターネットプラットフォーム事業者の法的責任）

インターネットプラットフォーム事業者が本弁法第 16 条第 1 号、第 3 号ないし第 5 号の規定に違反した場合において、法律又は行政法規に別段の定めがあるときは、当該規定に従う。法律又は行政法規に定めがない場合には、県級以上の市場監督管理部門が是正を命じ、1 万元以上 5 万元以下の過料を科す。

インターネットプラットフォーム事業者が本弁法第 16 条第 2 号の規定に違反し、インターネット広告活動が違法であることを明らかに知り、又は知り得たにもかかわらず、これを制止しなかった場合には、広告法第 63 条の規定に基づき処罰する。

次に、実務動向として 2 つの傾向が指摘できる。

第 1 に、2023 年以降、広告弁法の実施に伴い、市場監督管理部門は、広告法や広告弁法の関連規定に基づき、プラットフォームの広告審査責任（行政責任）を追及するケースが増えた（**CN-9**事件参照）。

### **CN-9** 上海潤国信息技术有限公司 広告審査義務違反行政処罰

浦东新区市场监督管理局 2025 年 12 月 12 日 沪市监浦处〔2025〕152025004499 号（アプリ運営者）

#### 【事案】

当事者は、電子商取引プラットフォーム「大润发优鲜」アプリを開設・運営し、大润发各店舗及び M.Club Global Limited のためにインターネット情報サービスを提供する事業を行っていたが、その運営する情報掲載プラットフォームを通じて発信された違法広告について、適時に制止措置を講じなかった。

#### 【処罰理由】

当事者は、電子商取引プラットフォーム事業者及びインターネット情報サービス提供者として、上記商品の広告内容について広告適法性審査を実施したものの、中華人民共和国広告法第 17 条に明らかに違反する違法広告内容を発見することができなかった。

また、M.Club Global Limited が当事者の情報掲載プラットフォームを利用して当該違法広告を掲載することについて、これを制止する措置も講じなかった。

本件違法広告は、2024年12月12日から2025年8月22日までの間、合計254日間にわたり掲載された。もっとも、当事者は当該広告の掲載により違法所得を得ていない。

以上、当事者の行為が広告弁法第16条第1項第(2)号、同弁法第29条第2項及び広告法第63条に違反した。違法行為の態様及びその社会的影響・危害結果を総合的に勘案した結果、当事者に対し、軽減処分として【過料15,000元】の行政処分を行うことを決定する。

第2に、民事裁判においては、プラットフォームのアルゴリズム推薦機能や流量配分構造が責任判断の重要要素として言及される例が増加している。すなわち、形式的には中立的媒介者であっても、実質的に広告拡散に寄与した場合には、より高度の注意義務を負うとの評価が示されつつあるが、プラットフォームによる広告審査義務違反について、法的責任（民事責任／損害賠償）が認められた裁判例はまだ少ない。これに関連して、プラットフォームの責任を否定した裁判例（**CN-10**事件）がある。

#### **CN-10** 黄氏 v. 北京某有限公司【不法行為責任】

北京インターネット法院 2024年3月25日判決（(2023)京0491民初4904号）（抖音アプリ）

##### 【事案】

原告は、2022年3月20日、被告運営の抖音プラットフォーム上で配信された求人広告を通じて携帯電話番号を入力した。その後、抖音と提携していると自称するカスタマーサービス担当者が、就職を急ぐ原告の心理状態につけ込み、原告をチャットグループへ参加させた上で、「前払い費用による刷単（タスク注文）・返金型報酬」方式を用い、段階的に金銭の支払を誘導した。原告は、最終的に合計292,900元を支払った。

原告は、「被告は、本件プラットフォーム運営者として、本来果たすべき監督管理義務を尽くさなかった。」とし、人民法院に対し、被告某会社に本件ネットワーク不法行為について連帯責任を負わせ、原告黄某に対し、損害金292,900元を返還するよう命ずるよう請求した。

##### 【判決】

第一審裁判所は、以下の2つの争点を中心に、判断を行った。

#### 1 被告が本件広告について審査義務を負うか否かについて

インターネットプラットフォーム事業者は、インターネット情報サービスを提供する過程において、違法広告の防止及び制止のための措置を講ずる義務を負う。

本件において、被告某会社は、抖音プラットフォームの運営主体であり、法令上の「インターネットプラットフォーム事業者」に該当する。したがって、裁判所は、被告某公司

は、抖音プラットフォーム上において掲載・推進される各種広告について、その内容を審査し、かつ必要な措置を講ずる義務を負うと判断する。

当該義務には、少なくとも以下の内容が含まれる。①自らの情報サービスを利用して広告を掲載する利用者の真実の本人情報を記録・保存すること②広告内容の監視・点検を行うこと③違法広告を発見した場合、是正通知、削除、遮断、リンク切断等の必要措置を講じること。以上より、被告は、本件広告に関して法定の審査義務及び制止義務を負う。

## 2 被告が侵害行為を構成するか否か及び責任を負うべきかについて

ネットワークサービス提供者は通知を受領した後、速やかに当該通知を関連利用者へ転送し、侵害を構成する初歩的証拠及びサービスの種類に応じて必要措置を講ずる義務を負う。これを適時に履行しない場合には、損害拡大部分について当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

また、広告法第 45 条は、公共場所の管理者、電気通信事業者又はインターネット情報サービス提供者が、その場所又は情報伝達・掲載プラットフォームを利用して違法広告が送信・掲載されていることを「知り又は知り得た」にもかかわらず制止しない場合、これを制止すべき義務を負うと規定している。

(1) 被告の法的地位：本件において、被告某公司是広告プラットフォームの運営者であり、本件広告の直接の掲載者ではない。

(2) 事前審査義務の履行：事前において、被告はプラットフォーム運営者として要求される確認義務を履行し、広告主の資格及び身元資料について形式的審査を実施していた。プラットフォーム上に掲載されるすべての広告内容について実質的審査を要求することは、客観的にみて実行困難である。

(3) 「知り又は知り得た」要件の有無：原告が提出した証拠によっては、被告某会社が本件広告につき主観的に違法であることを明らかに知り、又は知り得たと認めるに足りない。

(4) 事後対応措置：被告は、抖音の「ユーザーサービス契約」において、利用者に対し広告情報の識別に注意するよう明示し、プラットフォーム上に苦情申立て窓口を設置していた。また、提出証拠によれば、被告は 2022 年 3 月 22 日に本件侵害広告リンクを遮断しており、相応の対応義務を履行したものと認められる。

(5) 結論：以上を総合すると、被告が侵害行為を実施したと認めるに足りる証拠はなく、また連帯責任を負うべき法的要件も充足しない。

よって、原告の被告に対する請求は理由がなく、これを支持しない。

## 第 7.3 節 権利者が ISP 等に対して責任追及できる実務的措置

### 7.3.1 ISP 等への責任追及の実務的プロセスと留意点

中国において、インターネットにおける知的財産権侵害につき、権利者は、主に次のとおりの救済手段を利用することができる。

### (1) ISP 等への通知・クレーム

関連法令や ISP が公表しているクレーム処理仕組にしたがって、書面通知及び必要な証拠資料を添付する形で、ISP にクレームを提出する方法である。

現在、主要な大規模 EC プラットフォーマー等は、知財専門担当者を備えるところが多く、権利者による書面通知への対応レベルがますます向上していると思われる。権利者にとって、有効な書面通知と十分な裏付け資料を提出すれば、ISP が迅速に判断でき、権利侵害商品や動画をすぐに削除してもらえ効果が期待できる。

ここに特に留意が必要なのは、特許権侵害関連のクレームの場合、高い専門性を要するため、ISP に短期間で正しい判断をしてもらうため、権利者が事前に第三者鑑定機構や専門家の意見を取得しておく方が望ましいということである。過去の事例において、クレーム通知を ISP に送った後、ISP は侵害の成立について外部の専門機構に意見を求め、時間がかかってしまうだけではなく、当該 ISP が依頼した外部機構の結論は掲示されている権利侵害商品のページにある情報に基づき、権利侵害と判定できないという結論になってしまい、ISP は権利侵害商品のページを保留することにしたが、結局、裁判では、ISP の対応は妥当とし、法的責任が認められなかったということがあった。

### (2) 所轄の行政管理部門への通報

2021 年報告書で紹介したように、2020 年までは、所轄の行政管理部門に通報する手段はあまり積極的に利用されていなかった。行政管理部門に通報したとしても、行政管理部門が直接にオンラインで措置をとることができず、やはり ISP 等に必要な処置をとってもらう必要があるためである。

しかしながら、2021 年以降、「ネットワーク取引監督管理弁法」の公布と実施により、プラットフォームの管理義務等を監督する立場としての役割がますます重要となっている（7.2.2.4 以下参照）。特に行政管理部門が通報を受け、調査権限を有することから、オンラインの権利侵害者及びその取引実態を調査し、違法取引等に関する数量や金額等を把握することができ、これらの情報を入手したことで、権利者の訴訟における立証責任(損害賠償請求や刑事責任の追及)がしやすくなるというメリットも考えられる（7.2.6 参照）。したがって、今後、権利者が積極的に行政的救済措置を検討し、活用することが望ましいと考える。

### (3) 司法的救済措置（訴訟）

司法的救済措置は、定番の救済手段であるが、2020 年以降現在までの 4、5 年間、本報告書で取り上げた裁判例が示すように、ISP 等の法的責任に関する考え方には徐々に変化が生じている。

技術の進歩により、ISP の機能が総合化、複雑化するにつれ、アルゴリズム推薦技術等の採用や利益を取得する新ビジネスモデルの創出により、ISP 等の役割が純粹の仲介者に止まらない場合に、従来の「通知－必要措置」というルールを機械的に運用するのではなく、国

際的な動きも意識し、慎重でありながら、ISP等に対してより高度な注意義務を、より効果的の必要措置を要求する裁判例が見られるようになってきている。

また、7.1.2と7.1.3にて紹介したように、2020年以降、オンラインの知的財産権侵害事件に関する差止請求権制度と懲罰的損害賠償請求権の立法上の補完により、実務運用も次第に安定化しており、権利者は事案に応じてこれらの制度の活用を積極的に検討することが望ましい。

上記3つの救済措置に関して、それぞれのメリット、デメリットを次の表に纏める。

救済手段	ISPへのクレーム・通知	行政管理部門への通報	人民法院への訴訟提起
適用場面	とにかく権利侵害商品等を削除して欲しい	ISPが対応に消極的 権利侵害の繰り返しで、 ISPの措置が不十分 限られた予算内で、処理して欲しい ある程度侵害者・ISPに処罰を与えて欲しい 訴訟提起予定だが、証拠や詳しい違法規模等のデータがない	左記以外の場面 法的責任を徹底追及したい 損害賠償も請求したい
メリット	準備が比較的簡単 スピードが速い コストが低い	書面通知と初歩的な証拠が必要 スピードが比較的速い コストは高くない 調査権の行使でさらなる情報を入手可能 強制執行（利用者・ISPの行政責任追及）可能	権威ある権利侵害の判断が可能 侵害者の法的（損害賠償）責任を追及可能 強制執行できる
デメリット	専門的判断力が不十分 処理が機械的 削除やリンクの切断等以外、侵害者責任を追及不可能	損害賠償不可能 高度専門分野の権利侵害判断が不可能	コストが高い 準備が大変 期間が長い

### 7.3.2 ISP 等への責任追及と対立する法的保護利益

中国では、現在、「プラットフォームの侵害責任と利用者のプライバシー権・表現の自由との衝突」を裁判の主要争点とする判決例はほとんど見当たらない。しかしながら、これは当該問題について中国において全く議論が存在しないことを意味するものではない。

「プラットフォームの侵害責任」に関連する権利衡量に関する議論は、主として学術研究や政策論議の場、あるいは判決理由中の価値判断部分に見られるにとどまり<sup>78</sup>、裁判の法的判断理由として明確に位置付けられている例は少ない。

2024年10月に北京で開催された『新質生産力の下におけるネットワークプラットフォームの侵害リスク防止及び法的責任』をテーマとするシンポジウムにおいては、出席した専門家・学者及び裁判官は、「秒伝（即時転送）」が著作権の直接侵害行為に該当するか否か、「秒伝」及び利用者による「共有」の場合においてクラウドストレージプラットフォームが間接侵害に該当するか、ならびにセーフハーバー原則の適用の可否、さらに、クラウドストレージプラットフォームが侵害を構成する場合の損害賠償責任の認定方法等の問題について、踏み込んだ議論を行った。その中、最高人民法院の裁判官及び上海知的財産権法院の裁判官とも、情報ネットワーク配信権侵害に関する民事紛争を審理するにあたっては、権利者、ネットワークサービス提供者及び「社会公共の利益」のいずれにも十分配慮すべきであるという考え方を示した<sup>79</sup>。

上記のように ISP の知的財産権関連の法的責任とプライバシー権との衝突を争点とする公開裁判例は確認されていないものの、プラットフォーム規制とテクノロジー関連の権利との衝突をめぐる他の事例においては、かかる権利対立が現実に存在していることが窺われる。もっとも、現在の中国の法制度構造を見る限り、プライバシー権やデータ保護に関する問題は、主として『個人情報保護法』『データ安全法』等<sup>80</sup>によって規律され、プラットフォームに対してデータ及びプライバシー保護の強化を求める形で対応されており、プラッ

---

<sup>78</sup> [https://www.edu.cn/edu/zong\\_he/zong\\_he\\_news/201108/t20110812\\_663994.shtml](https://www.edu.cn/edu/zong_he/zong_he_news/201108/t20110812_663994.shtml)（北京日報、2011年8月12日）蔡継明 v. 百度（Baidu）事件においては、原告個人が、被告の提供するBBSサービス（電子掲示板サービス）である「百度貼吧」上において、多数のネットユーザーから誹謗中傷を受けた。原告は、百度に対し、「蔡継明吧」フォーラムの閉鎖、誹謗中傷者の個人情報の提供による権利救済、並びに百度による公開謝罪及び損害賠償を求めた。第一審判決は、百度による侵害行為の成立を否定し、原告の請求を支持しなかったものの、権利救済のために誹謗中傷者の個人情報を原告に提供すべきであるとの判断を示した。これに対し、第二審判決は、百度が問題となる情報を削除していたものの、管理義務の履行を怠ったことにより侵害結果をさらに拡大させたとして、侵害責任を負うべきであると判断した。本件においては、言論の自由と人格権・名誉権との衝突、及び侵害情報の規制と表現の自由との対立が論じられたものの、これらの権利衝突は、ISPの侵害責任の成否を直接左右する裁判上の主要争点とはならなかった。

<sup>79</sup> [https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-3592.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-3592.html?utm_source=chatgpt.com)「行為性質の検討、規則適用の分析—新しい性質の生産力の下におけるネットワークプラットフォームでの権利侵害リスクの防止及びその法的責任についてのシンポジウムの発言抜粋」『人民法院報』2024年10月25日。

<sup>80</sup> [https://arxiv.org/abs/2302.13585?utm\\_source=chatgpt.com](https://arxiv.org/abs/2302.13585?utm_source=chatgpt.com)

トフォームの侵害責任に関する訴訟を通じて直接的に衡量されるものではない。

ほかに、学術研究レベルにおいて、知的財産権の保護に関し、権利衝突に関する理論的検討が存在している。例えば、著作権法における「技術的保護手段の回避防止措置」と、公衆の情報アクセスの自由との間の権利対立問題が挙げられる<sup>81</sup>。

### 7.3.3 ISP等への責任追及に対するISP等の反論手段と権利者からの再反論

裁判で、よく主張される権利者の主張、仲介者による反論（抗弁）、及びそれに対する権利者の再反論を表にまとめると、以下のとおりである。

	権利者の主張	ISPによる反論	権利者による再反論・対策
間 接 的 権 利 侵 害	侵害通知を出した	①通知の内容に不備がある ★権利侵害品が特定できない ★権利証明資料不足 ★権利侵害を証する資料不足 ★権利者自身の連絡先がないため、フィードバック連絡不能 ②通知の宛先が間違っている ★ISPが指定した窓口を経由していなかった	①出した通知は法定要件を満たしている。 ②利用しやすい通知・クレーム制度を設けるのは、ISPの義務である。 ★通知・クレームの宛先／窓口が分かりにくい ★通知の形式・内容の要求を記載する規則等はオンラインで顕著な位置で公示されていないか、又は分かりにくい
	侵害通知に対する対応が遅い	対応期間が合理的である。 ★権利の種類により権利侵害判断のための時間がかかる ★権利者の通知の資料が不足し、補正を要請した ★通知の転送を済ませた ★求められる必要な措置は影響が大きいため、検討に時間を要する	当該ISPが通常処理のため要する時間と比較し、本件は異常に長く、合理性が欠ける
	必要な措置が十分にとられていない	①技術上、求められている措置をとることが困難 ②措置の効果を検討し、利用者に多大な損害を与えてしまう可能性がある	①利用者の権利侵害行為が故意に、頻度高く、きわめて悪質なもので、通常よりレベルの高い措置が必要 ②求める措置は権利侵害行為の阻止に必要 ③代替的な技術解決案がある ④財産保全（担保の提供）が可能

<sup>81</sup> 『技術措置の回避を禁止する条項に基づく知的財産権の保護と公衆情報自由との衝突とバランス』

[https://www.humanrights.cn/2024/01/04/21ca53749bdb4c70b05236abad70bc12.html?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.humanrights.cn/2024/01/04/21ca53749bdb4c70b05236abad70bc12.html?utm_source=chatgpt.com)

	<p>侵害を知り又は知り得べきであった</p> <p>★侵害行為の繰り返しや悪質</p> <p>★商標等の知名度</p> <p>★作品の人気度、位置の顕著性</p> <p>★権利侵害予防措置の欠如</p> <p>★奨励、推薦、編集、ランキングの設定で侵害行為の補助・誘導</p>	<p>①ISPに過ぎず、自主的に権利侵害コンテンツ・権利侵害商品等を審査する義務がない</p> <p>②技術上回避することができない</p>	<p>①知的財産権保護規則を制定していない、又は制定されても内容が不十分で、知的財産権保護義務を履行していない</p> <p>②通常より高い審査注意義務を要すること</p> <p>★ブランド専門店の経営者としての権利の証明がある</p> <p>★人気放送中である等の特定期間に当たる</p> <p>★大量な権利侵害品／動画が掲載され、知らないはずはない (General Knowledge)</p> <p>★アルゴリズム推薦、掲載順の整理、ランキング等の行為がある</p> <p>★展示するページに明らかに模倣品と思われる文字・表示がある場合、技術上ブロック可能</p> <p>★利用者が提供した作品や商品から直接に利益を得たこと</p>
直接的権利侵害	<p>(ECプラットフォームの場合)</p> <p>「京東(JD)」などで「自営」標識のある商品のため、仲介者ではなく、「販売者」自身の立場にある</p>	<p>①権利侵害について知らない</p> <p>★権利者の商標権・特許権の存在を知らない</p> <p>②自営と表示されても、実質上ISPに過ぎない</p> <p>★商品の仕入れを第三者に委託、自分は倉庫・決済サービスを提供</p>	<p>①有名なECプラットフォームで、知財専門担当も設置。自営商品の知的財産権の権利状況に対し、事前に確認する能力を有し、確認する義務もある</p> <p>②仕入れを第三者に委託したとしても、自営と表示された以上、かかる商品の販売において、ISPの役割ではなく、プラットフォーム内の事業者と同様、通常の販売者であり、商標法等知財特別法の規定により、権利侵害の有無を判断すべき</p>
	<p>(著作権・情報ネットワーク配信権侵害の場合)</p> <p>ISPではなく、ICPに該当する</p>	<p>①ISPであることを主張</p> <p>★侵害コンテンツはユーザーによりアップロードされたもの</p> <p>★発信者情報を当局や裁判所に開示済</p> <p>②権利侵害コンテンツの自動察知義務もなく、技術上不可能</p> <p>③ISPとして過失はない</p> <p>★主体審査義務を履行済</p>	<p>①ユーザーにアップされたコンテンツを自己のコントロールに置いており、コンテンツの利用をプラットフォームが決定している</p> <p>②配布ルートもプラットフォームが保有するルートで、ユーザーが意思決定に全く関与しない</p>

		<ul style="list-style-type: none"><li>★ユーザーと協議あり、知財侵害をしていけない</li><li>★知財保護規則やクレーム制度を制定、公表済</li></ul>	
--	--	--	--

## 第8章 まとめと今後の展望

### 第8.1節 まとめ

別添の「各国法制度比較一覧表」および「権利者が取れる実務措置一覧表」では、調査対象の各国・地域を対比し、プロバイダーの責任を制限又は免責する規定に照らして、権利者がどのような侵害通知を送り、プロバイダーがどのように削除等の対応をすることが期待されているかを比較して示し、また、権利者が発信者又はISP等に対して取ることのできる実務的措置も比較して整理した。

調査対象の各国・地域はそれぞれに共通点もあるが、日本、米国及びEUの制度と比較して、中国は独自の制度を採っているといえる。中国は、情報ネットワーク配信権保護条例がISP等の免責を定める一方で、民法典や電子商務法がISP等に連帯責任を負わせることを明記しており、また、発信者情報開示請求のための制度がない点が、ISP等の責任を制限又は免責することを原則とし、発信者情報開示請求制度を設ける他の国の法制と大きく異なる。

また、日本は、ISP等が、情報流通プラットフォーム対処法に従って免責を得られるようにしようとする、権利者からの侵害通知があっても、発信者に対する同意照会を行うことなども必要で、直ちに送信防止措置を取る判断をしにくく、削除に一定の時間がかかってしまう面があるといえる。

さらに、2021年報告書では、EUの指令とドイツ及びフランスの法令を対比したが、EUのデジタルサービス規則（Digital Services Act）が施行され、EU加盟国に直接適用されるようになったため、EU加盟国間に大きな相違はなくなり、デジタルサービス規則は、超大規模オンラインプラットフォーム及び超大規模オンライン検索エンジンプロバイダーに対しシステム上のリスク管理やコンプライアンス管理に関する様々な義務を加重することになった。日本においても、情報流通プラットフォーム対処法が、大規模特定電気通信役務提供者に侵害情報送信防止措置の実施状況等の透明化を義務付けているほか、日本の特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律が、特定デジタルプラットフォームにつき苦情処理・紛争解決体制の整備について規定しており、大規模なISP等に対しより重い義務を負わせる方向性が見られる。

他方で、米国では、政権の交代による政策の変更が大きい、現在のDonald Trump政権は言論の自由を重視してISP等によるプラットフォーム内の検閲に否定的で、ISP等の免責を定める通信品位法第230条を改正しようとする立法提案の動きが続いている。

### 第8.2節 今後の展望

巨大なプラットフォームが出現し、巨大なプラットフォームを対象とする規制も、EUや日本で整備されて、従前のようにISP等の責任も一定の免責が認められる一方で、巨大プラットフォーム事業者が負う義務の範囲も拡大し、状況により権利者がISP等に責任追及できるケースも増えてきていると言える。

本報告書における、インターネット上の侵害行為者の知的財産権侵害行為に対して、発信者及びISP等が負う法律上の責任についての各国法の比較検討により、現在の実務も、立法動向も、国によって一様ではないことが明らかになった。また、本報告書では、各国で知的財産権者等が侵害行為者やISP等に対して行った権利行使のうち注目される裁判例を取り上げているが、権利者による積極的な権利行使の取り組みにより、裁判例によってISP等が法律上の責任を負う範囲も揺れ動き、変わっていく傾向も見て取ることができる。日本の情報流通プラットフォーム対処法やEUのデジタルサービス規則は、施行間もないこともあり、今後の運用を見守る必要があると言える。

本報告書が、国境を超えた知的財産権侵害が生じ得るインターネット社会において、海外でも取引を行う日本企業の知的財産権侵害対策の一助になるとともに、立法が相次ぐ中で権利の行使のための様々なオプションを検討する契機となれば幸いである。

特許庁受託事業

日・米・EU・中のEC関連法制度の  
最新動向および判例調査報告書

発行

日本貿易振興機構 知的資産部知的財産課

協力

大野総合法律事務所

2026年3月発行

禁無断転載

本冊子は、2025年度に日本貿易振興機構知的資産部知的財産課が調査を委託した大野総合法律事務所が作成した調査報告等に基づくもので、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright 2026 JPO/JETRO. All rights reserved